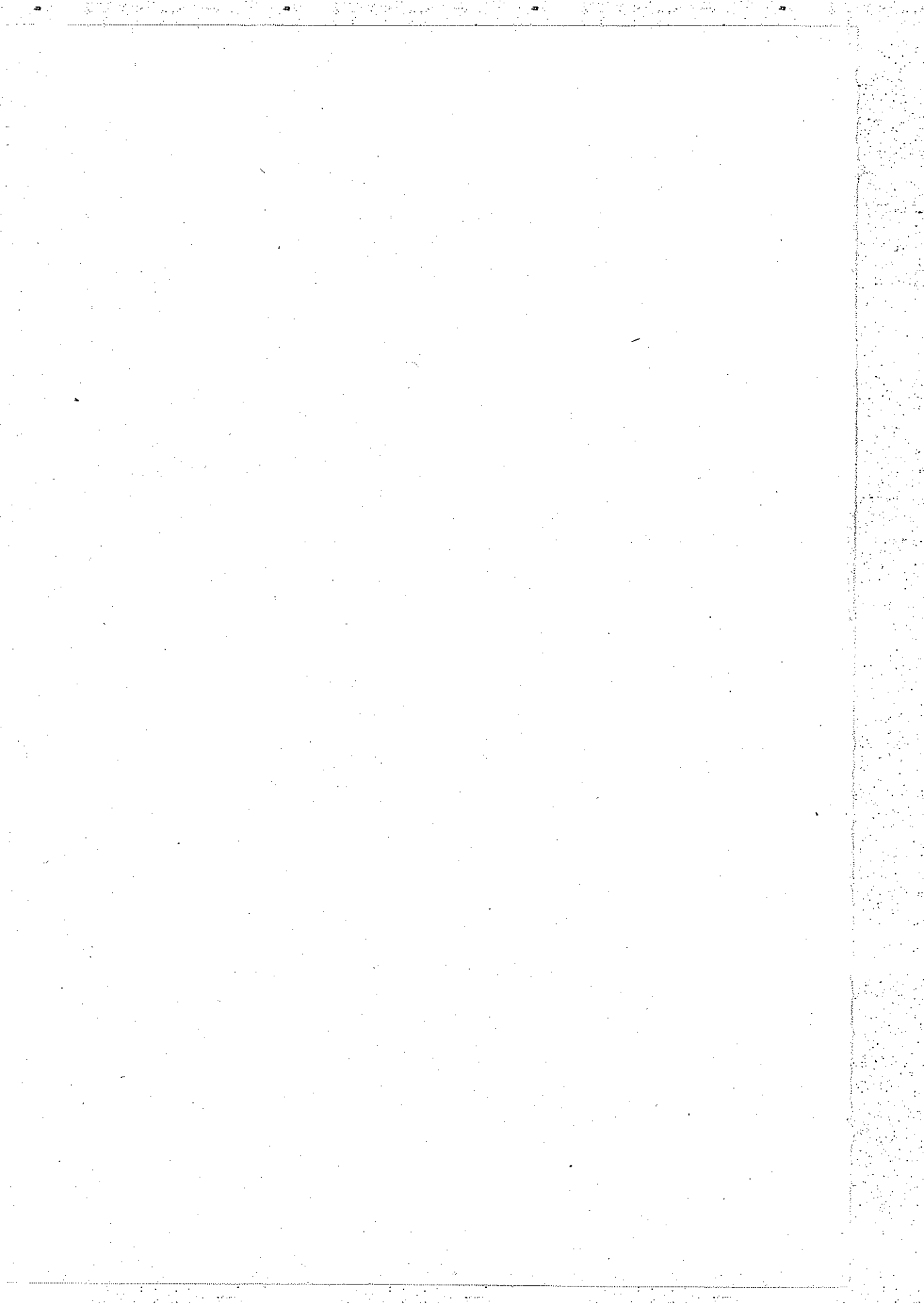


昭和48年12月17日開会  
昭和48年12月20日閉会

# 和泉市議会第4回定例会会議録

第 7 号

和 泉 市 議 会



# 和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和48年12月17日(月曜日)

○出席議員、欠席議員	1頁
○議事説明員その他	1頁
○議事日程	4頁
○開会宣言(午前10時50分)	5頁
○開会宣告	5頁
○会議録署名議員の指名(竹下義章君、柏音三郎君、田中包治君)	5頁
○市長開会挨拶	7頁
○会期決定(12月17日～12月21日)	7頁
○日程第1 昭和47年度和泉市水道事業決算認定について(建設委員報告)	8頁
○日程第2 昭和47年度和泉市病院事業決算認定について(病院決算特別委員長報告)	
○日程第3 例月出納検査の結果報告について(収入役扱昭和48年度9月分)	
○日程第4 例月納検査の結果報告について(水道部企業出納員扱昭和48年度8月分)	
○日程第5 " (水道部企業出納員扱昭和48年度9月分)	- 8
○日程第6 " (市立病院企業出納員扱昭和48年度9月分)	? 88
○日程第7 " (収入役扱昭和48年度10月分)	括 頁
○日程第8 " (水道部企業出納員扱昭和48年度10月分)	
○日程第9 " (市立病院企業出納員扱昭和48年度10月分)	
○日程第10 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	89頁
○日程第11 昭和48年12月及び昭和49年3月に支給する期末手当の額等の特例に関する条例制定について	97頁
○日程第12 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○日程第13 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	- 括 100
○日程第14 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	? 117
○日程第15 和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	117頁
○日程第16 和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例制定について	121頁

○日程第17	和泉市同和更正資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について	126頁
○日程第18	工事請負契約締結について(昭和48年度市営住宅唐国団地建設工事)	128頁
○日程第19	昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	132頁
○日程第20	昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第5号)	141頁
○日程第21	昭和47年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について	173頁
○散会宣告(午後4時10分)		

昭和48年12月18日(火曜日)

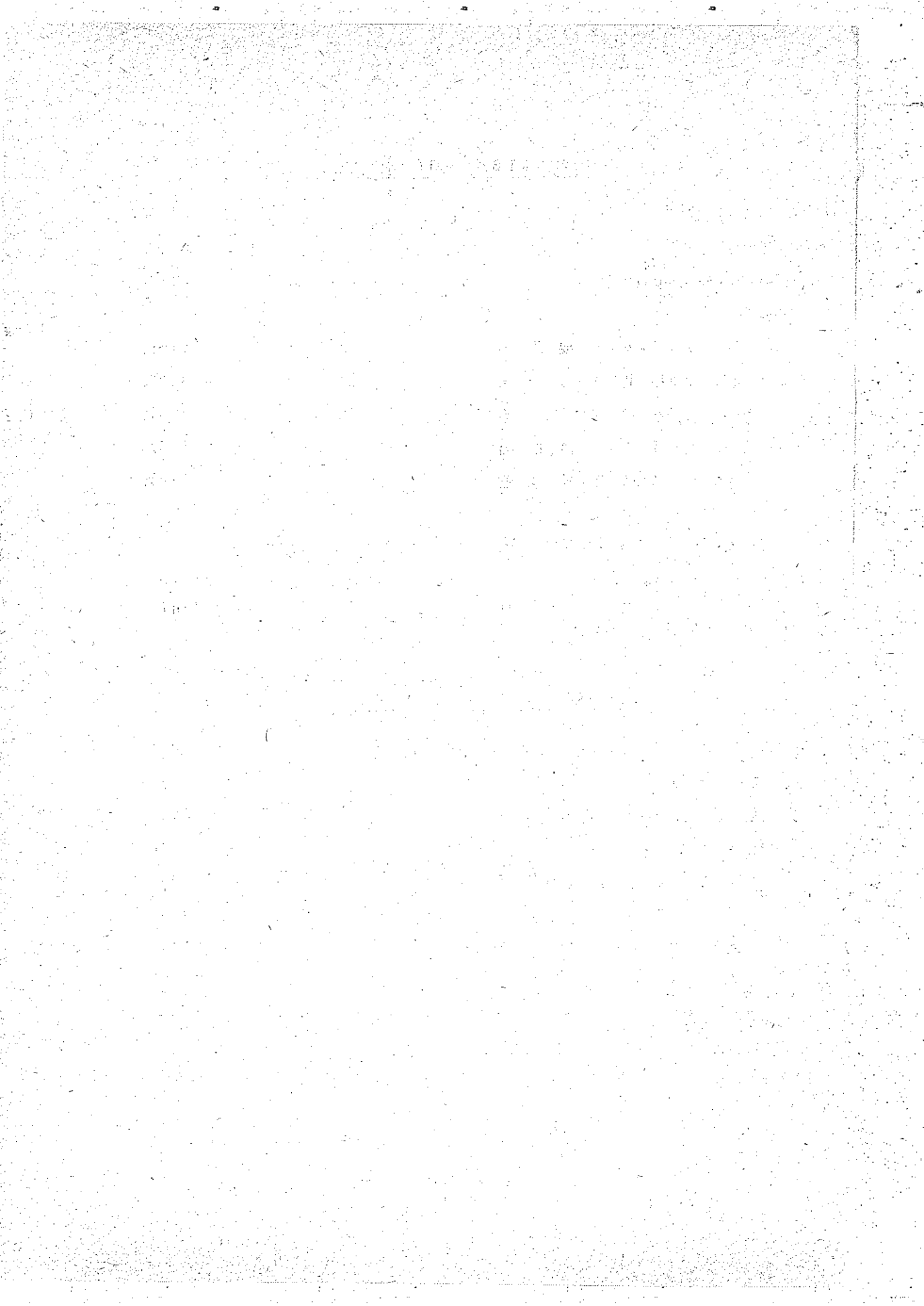
○出席議員、欠席議員		225頁
○議事説明員その他		225頁
○議事日程		228頁
○開会宣告(午前10時30分)		229頁
○日程第1	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	229頁
○日程第2	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する 条例の一部を改正する条例制定について	239頁
○日程第3	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	248頁
○日程第4	和泉市保育所設置条例制定について	259頁
○日程第5	和泉市立老人集会所条例制定について	272頁
○日程第6	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	278頁
○日程第7	市道の路線認定について(北信太駅前線外43路線)	285頁
○日程第8	市道の路線認定について(和泉台1号線外46路線)	291頁
○日程第9	工事請負契約締結について(市立(仮称)第2国府保育園新築工事)	300頁
○日程第10	土地(部落共有地)処分について	302頁
○日程第11	泉北臨海工業地帯における公害発生源となる企業の進出及び増設反対並 びに公害指導の強化について要望決議	313頁
○散会宣言(午後4時04分)		

昭和48年12月19日(水曜日)

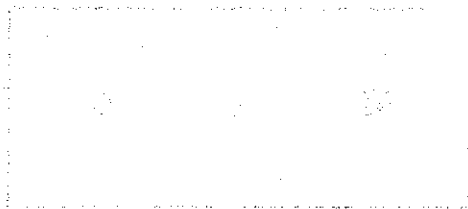
○出席議員、欠席議員	315頁
○議事説明員その他	316頁
○開会宣言(午前10時25分)	316頁
○一般質問	
1番に 25番 藤原要馬君	318頁
2番に 29番 竹内修一君	327頁
3番に 19番 松尾千代一君	333頁
4番に 26番 勝部津喜枝君	335頁
5番に 5番 竹下義章君	343頁
6番に 20番 寺田茂君	355頁
7番に 2番 木下甲子三君	361頁
○散会宣言(午後4時24分)	

昭和48年12月20日(木曜日)

○出席議員、欠席議員	367頁
○議事説明員その他	368頁
○開会宣言(午前10時55分)	371頁
○一般質問	
1番に 8番 吉川伊与一君	371頁
2番に 16番 横田憲治郎君	373頁
○    3番に 17番 山田清二君	382頁
4番に 18番 直村静二君	389頁
○閉会宣言(午後3時53分)	400頁
○市長あいさつ	400頁
○議長あいさつ	401頁



第 1 日





昭和48年12月17日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

欠席議員(2名)

9番	出原武司君
22番	関戸正一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	藤木秀夫	総務部長	坂口礼之助	
助	兼水道部長事務取扱	役	辻忠夫	同和对策部長	佐原行雄
助	役	藤田利	市民部長	小林一三	
収	入	役	橋本炳	産業衛生部長	宇沢清

病 院 長	岩 崎 嶮	庶務課参事 (広報担当)	竹 田 明 郎
病院事務局長	竹 内 潔	隣 保 館 長	萩 本 啓 介
消 防 長	和 田 増 義	推 進 調 整 課 長	生 田 稔
総務部理事 (財務担当)	庄 司 清	"	浅 井 隆 介
総務部次長兼 市民税課長事務取扱	西 川 喜 久	"	富 田 宏 之
同和对策部次長兼推 進調整課長事務取扱	森 保	市 民 課 長	田 中 二三夫
市民部次長兼保 険年金課長事務取扱	山 本 武 雄	福 祉 課 長	山 村 昇
福 祉 事 務 所 長 兼 社 会 児 童 課 長	内 田 繁	商 工 課 長	岩 井 益 一
産 業 衛 生 部 次 長 兼 農 林 課 長 事 務 取 扱	山 本 俊 兼	農 林 課 参 事	青 木 太 郎
建 設 部 次 長 兼 建 築 課 長 事 務 取 扱	林 德 次	保 健 衛 生 課 長	大 宅 清 臣
水 道 部 次 長	田 中 稔	保 健 衛 生 課 参 事 (診療所担当)	山 本 亮 夫
病 院 事 務 局 次 長 兼 庶 務 課 長	平 野 誠 蔵	交 通 公 害 課 長	吉 田 利 秀
庶 務 課 長	杉 本 弘 文	計 画 課 長	大 浦 行 雄
企 画 課 長	橋 本 昭 夫	土 木 課 長	中 尾 宏
人 事 課 長	門 林 六 男	建 築 課 参 事	中 上 好 美
財 政 課 長	北 野 敦 雄	区 画 整 理 事 務 所	中 西 淳 富
資 産 税 課 長	吉 田 日 出 男	開 発 課 長	白 川 保
納 税 課 長	吉 田 種 義	地 区 改 良 事 務 所 長	逢 野 一 郎

会計課長	片桐武雄	教育次長	阪東重信
営業課長	高橋新平	"	乾武俊
工務課長	福本番久	総務課長	紀之定 藤与茂
浄水課長	岸田孝二	学校教育課長	坂口雄一
経理課長	守田勇	指導課長	吉美豊
業務課長	藤原光夫	社会教育課長	広岡史郎
消防次長兼署長	南口主雄	学校教育課参事	角谷泰夫
監査委員	堀田徳治	農業委員会事務局長	松村吉堯
監査事務局長	西岡正志	土地開発公社事務局長 兼用地担当理事	西川武雄
選管委員長	味谷日吉	土地開発公社事務局長 次長兼用地第1課長	吉岡昭男
選管事務局長	青木孝之	土地開発公社総務課長 兼用地担当参事	藤原永一
教育委員長	堀内由延	土地開発公社用地 第2課長	宮本福秀
教育長	葛城宗一		

○  
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○  
 本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷義雄
次長	北野丈夫
調査係長	大塚俊昭
議事係	西垣宏高

昭和48年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月17日)

日程	種別及び番号	件名	ページ
1	認定第1号	昭和47年度和泉市水道事業会計決算認定について(建設委員長報告)	
2	認定第2号	昭和47年度和泉市病院事業会計決算認定について(病院決算特別委員長報告)	
3	監査報告第34号	例月出納検査の結果報告について 収入役扱昭和48年度9月分	別冊 1
4	監査報告第35号	例月出納検査の結果報告について 水道部企業出納員扱昭和48年度8月分	6
5	監査報告第36号	例月出納検査の結果報告について 水道部企業出納員扱昭和48年度9月分	12
6	監査報告第37号	例月出納検査の結果報告について 市立病院企業出納員扱昭和48年9月分	18
7	監査報告第38号	例月出納検査の結果報告について 収入役扱昭和48年度10月分	23
8	監査報告第39号	例月出納検査の結果報告について 水道部企業出納員扱昭和48年度10月分	28
9	監査報告第40号	例月出納検査の結果報告について 市立病院企業出納員扱昭和48年度10月分	34
10	議案第71号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	14
11	議案第72号	昭和48年12月及び昭和49年8月に支給する期末手当の額等の特例に関する条例制定について	21

日程	種別及び番号	件名	ページ
12	議案第73号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	23
13	議案第74号	和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	26
14	議案第75号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	28
15	議案第79号	和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	44
16	議案第80号	和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例制定について	47
17	議案第81号	和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について	52
18	議案第85号	工事請負契約締結について (昭和48年度市営住宅唐国団地建設工事)	66
19	議案第86号	昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第8号)	(その2) 1
20	議案第87号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第5号)	13
21	認定第3号	昭和47年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について (別冊)1 昭和47年度和泉市決算書 同附属書 2 昭和47年度主要施策の成果説明書 3 昭和47年度和泉市各会計決算審査意見書	(その1) 1
22	議案第69号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	3

日程	種別及び番号	件名	ページ
23	議案第70号	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定について	5
24	議案第76号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	31
25	議案第77号	和泉市保育所設置条例制定について	33
26	議案第78号	和泉市立老人集会所条例制定について	41
27	議案第82号	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	54
28	議案第83号	市道の路線認定について (北信太駅前線外43路線)	57
29	議案第84号	市道の路線認定について (和泉台1号線外46路線)	61
30	議案第88号	工事請負契約締結について (市立(仮称)第2国府保育園新築工事)	追加 1
31	議案第89号	土地(部落共有地)処分について	8

(午前10時50分開議)

- 議長(坂上国治君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには年末何かとお忙しい中にもかかわらず、多数ご出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

これより昭和48年第4回定例会を開催いたします。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは22名でございます。関戸議員さん、出原議員さんから欠席届けが出てございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在、22名でございます。

## 開 議

- 議長（坂上国治君） ただ今の報告の通り、出席議員数 22 名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

全議録の署名議員を 5 番、竹下義章君、6 番、柏音三郎君、7 番、田中包治君、以上、3 名の方をお願いいたします。

なお議場に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷配布してある通りでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお総務部長から市の紹介冊子作成資料とするため、議場の撮影を許可されたい旨の願ひが出ておりますので、本日の会議の冒頭、撮影を許可いたしましたので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

### （市長あいさつ）

- 市長（藤木秀夫君） 一言、ごあいさつ申し上げます。

本日、ここに第 4 回定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には年末何かとご多忙の折りにもかかわりませず多数ご出席いただき、ただ今議会が成立いたしましたことを心から厚く御礼申し上げます。

今次定例会にご提案申し上げます議案は、昭和 47 年度の歳入歳出決算認定についてをはじめ条例制定 14 件、市道認定 2 件、工事請負契約締結について 2 件、土地処分について及び一般会計並びに水道事業会計補正予算でありまして、いずれも重要議案であります。何とぞ慎重ご審議賜りましてご議決、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

寒さきびしい折りでございますので、何とぞご自愛のほどを祈念いたしまして、はなはだ簡単でございますが、開会のごあいさつに代えさせていただきます。

- 議長（坂上国治君） 市長のあいさつが終わりました。

この際お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より 21 日までの 5 日間と決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本定例会の会期を本日より 21 日までの 5 日間と決定いたします。

それではこれより日程審議に入ります。

日程第1「昭和48年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。本件につきましては、第3回定例会におきまして所管の建設委員会に付託されておりますので、審議の結果を建設委員長より報告を願いたいと存じます。

(建設委員長報告)

- 建設委員長(藤原要馬君) それではただ今より昭和47年度和泉市水道事業会計決算審査報告をいたします。

去る10月2日開会の第3回定例会に上程せられました認定第1号、昭和47年度和泉市水道事業会計決算についての審査を当建設委員会に付託されましたが、審議をいたしました経過並びに結果の概要を報告いたします。

去る12月4日に建設委員会を招集し、市長はじめ助役並びに水道部次長、課長、関係職員の出席のもとに水道部より説明を受け、質疑に入りました。

まず、決算審査意見書の中で、収益的収入の営業収益のその他で予算額1億100万円、決算額8,266万円というのは、受益なのか、保証金なのか、具体的に説明願いたいとの質問があり、これにつきましては、決算書で申しますと、その他の営業収益で、給水工事にかかる竣工検査、設計審査等の手数料、それと材料を有償支給をしているので、材料の売却収益を合わせますとこのような金額になるとの回答がありました。

また今回、かなりの不良債務を解消してあるということですが、議会でも問題となったように、開発に対する分担金を取るのだということであり、これにより不良債務が解消したと思っているのであるが、果してそのようになっているのか。

総収益1億4千万円出ているが、金利で9千400万円、営業収益を一番低い計算で見ると14%、高い給水収益からいくと20%という数字であり、この点をかみ合わせて、これらの問題からいって何とかならないものなのか。

赤字、不良債務の解消は何によって行なわれたか。開発負担金の基準はいくらか、その点を明快にしてほしい旨の質問がありました。

この件につきましては、不良債務の直接的解消の原因は、工事負担金、決算の科目からいきますと、工事負担金ということで2億1千万円余出ており、これらは不良債務解消の直接の要因で、徴収方法は、条例において負担金を取るよう規定しており、47年度にはかなり大きな工事負担金もありましたので、1千万円以上の相手方を申しますと、三栄商事が7千3百47万3千円、大場が7千61万1千円、三井北石油が1,986万4千円と、個人で前田貞夫氏が1,116万円の4件で、100万単位と100万円未満を合わせて30件ぐらいあり、合計



して2億1千31万5千700円となっております。

金利につきましては、なるべく借り換え債という形で国、府に陳情し、なるべく利率の低いものを借りておりますが、現在では6分7厘5毛が一番安い金利である。起債の対象とならない管の取り換えですが、できるだけ限られた予算の範囲内で、何とかして市民の方々にサービスをしたいということで、改良工事で還元しておりますとの回答がありました。

この工事の負担金がなかったなら、いまの高い水道料金だけでも依然として赤字が出るという憂いもあり、来年度も2億円を越える見通しはあるのかとの質問に対しまして、この時点では2億円を越えるということは言えないが、かなりの開発負担金は見込める予定であるとの回答がありました。

続いて市内での配管工事、さらに同和事業の改良住宅の場合など、どの程度まで行っているのか。一般財源の見込みはどのようになっているのかとの質問がありました。

改良工事等、同和事業については建設部と協議して、できるだけ専用給水管として補助の対象にしてもらうように進めており、いま建設中のものについては、専用送水管ということで、補助対象に入れていただき、水道部のほうへ受託事業として建設部から金をいただいており、建設部との協議は整っておりますが、ただ今後、新設される道路に敷設される場合は全部起債になるという旨の回答があり、質疑は終わりました。

この決算を認定するについてお諮りいたしましたところ、反対の意見もありましたので、採決の結果、賛成者多数をもって昭和47年度の水道事業会計決算を認定することに決した次第であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

○ 議長（坂上国治君） ただ今委員長より詳細なる報告がありましたので、この際お諮りいたします。

本件に対する質疑、討論を省略のうえ、直ちに採決に入りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

お諮りいたします。本件を原案通り認定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議なし」の声さくそう）

本決算認定について反対の方もありますので、挙手により採決いたします。

本件に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、認定第1号を認定することに決めます。

- 議長（坂上国治君） 日程第2「昭和47年度和泉市病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。

本件につきましても、第8回定例会におきまして、病院事業会計決算審査特別委員会に付託されておりますので、審査の結果を委員長入院のため、副委員長さんに報告をお願いいたします。

（病院事業会計決算審査特別委員会副委員長報告）

- 決算審査副委員長（吉川伊与一君） 昭和48年10月2日、第8回定例会に上程されました「昭和47年度和泉市病院事業会計決算の認定について」の審査を当決算特別委員会に付託され、審議いたしました経過並びに結果の概要を、出原委員長が入院中のため、私が取りまとめ報告いたします。

去る10月17日の議員総会で各特別委員会の正副委員長の選任の際に、委員長に出原武司議員、副委員長に不尚、吉川が選任されました。

11月12日にこの決算を審議すべく委員会を招集し、担当助役をはじめ事務長、次長、関係課長の出席を求め、事務長より詳細な説明を受け、質疑に入りました。

まず、予納金制度があるにもかかわらず、相当額の未収金があることと、企業債も含めて2億円余の赤字が出ていることについて、自治体病院であるから国におんぶするのも当然なことではあるが、和泉市自身でも再建する方途を考えるべきであるが、理事者はどのように考えているのか、との質問に対して、第1点の未収金については、3月31日現在で84万4千余円ありますが、すべてが回収不可能なものではなく、あくまでも、3月31日現在時点で締め切った折りの未収金であって、実際に未収金となって翌年度以後に残るものは10万円前後である、ということでありました。

第2点、病院の財政再建計画については、現状の赤字経営の建て直しに加えて、増築せねばならないむずかしさがあるということについて説明がありましたが、特に現在の医療制度の中では、公立病院として病床数120床程度の病院は、設備、職員数、その他の点で一番不経済な病院であるため、増床をしながら職員数の増加を極力押さえ、これによって収入の増加を図りながら、累積赤字の解消を図るべく自主再建計画を立て、目下、大阪府当局と折衝中である旨の説明がありました。

さらに薬品購入について、前年度より購入額が増加した理由並びに薬品の購入方法についての質問に対しまして、第1点の薬品購入量の増加したのは、市立病院となってから整形外科、

小児科等、診療科目がふえたことによるものであること。さらに入札方法をもって薬の購入を行なっているのであるが、薬を安く買う方法として、第1次入札の中からさらに業者を選定して第2次入札をしているという回答がありました。

なお、組合病院当時と比較して薬品は大分安く購入できるようになったが、患者数の増加に伴って薬の使用量も増加したために、結果的に薬の購入費が前年度に比べ増加した旨の説明も受けました。

続いて最近、病院経営に対して府が補助金を出していると聞くが、どのようになっているのか。また、産婦人科は収支償えるものだと聞いているが、現在の状況の中で設置の見通しはどうか。また、自主再建にしろ、国からの指定を受ける本再建にしろ、あらゆる面から制約を受けることが考えられるが、これによって市民サービスの低下が来しはしないか、との質問に対し、第1点の府の補助金については、公立病院を設置している自治体、すなわち市町村の一般会計に対して、病床1床当たり3万5千円の割りで、すなわち本市では120床分、420万円が一般会計に収入され、さらに一般会計から病院会計へ繰入金形で収入されているとのことでありました。なお、48年度は1床当たり43,000円に増額決定しておりますが、府下市長会を通じさらに増額運動を行なっている旨の説明がありました。

第2点、産婦人科の診療については、収支償えるものと考えられるが、市立病院に産婦人科の設置については、施設の面は増床計画の中で考えることとし、目下、人的な面、すなわち医師、看護婦、助産婦について、いまからその準備を進めているとのことでありました。

第3点、再建計画に関連して市民サービスが低下しないよう、鋭意努力するとのことでありました。

次に再建計画の具体策についてさらに詳しい質問がありましたが、これについては後日、資料を提出させ、検討を加えることといたしました。

その他、公立病院の赤字と、私的病院のそれとの相違の理由。一時借入金の内容。利息の額。公的病院、私的病院、開業医における薬の購入、使用薬品の相違などについて質問がありましたが、それぞれ回答があって終わりました。

最後に意見として、今後、この赤字については、全面的に解消できるよう努力願うこととし、市立病院に対する市当局の考え方をさらに前向きに前進させるとともに、薬の購入についてもさらに検討を加え、赤字解消のための合理化問題についても市民本位に考えてもらって、市民サービスの低下を来さないよう強い要望があって終わりました。

本決算委員会を通じ種々意見も出ましたが、理事者並びに職員は十分参考にせられ、来年度予算については、十分これらの意見を取り入れるとともに、今後に残された大きな問題を慎重

な態度で臨んでいただきたいことを申し入れ、本決算を満場一致で認定することに決定した次第であります。何とぞ速やかに認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

- 議長（坂上国治君） ただ今副委員長より詳細なる報告がありましたので、本報告に対する質疑、討論を省略のうえ、直ちに採決に入りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

お諮りいたします。本案を原案通り認定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、認定第2号を原案通り認定することに決めます。

○

- 議長（坂上国治君） 日程第8より日程第9までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第34号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年度9月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年10月31日

監査委員 堀田 徳治  
同 山田 清二

記

1. 検査実施日 昭和48年10月31日
2. 検査の対象 昭和48年度9月分の出納状況
3. 検査の結果

9月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、9月末日における収支の状況は別表のとおりである。

収 支 計

区 分	収 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	2,507,232,406	△1,035,190 559,375,773	3,065,572,989	2,547,351,713	△2,817,235 566,055,222	
才入才出外現金	98,995,663	13,858,035	112,853,698	669,350,617	43,196,324	
特別才入才出外現金	719,170,856	152,493,038	871,663,894	629,694,862	136,844,292	
府 税	153,839,799	29,540,060	183,379,859	142,764,954	11,039,797	
特 別 会 計	国民健康保険	321,633,590	△195,121 24,206,793	345,650,267	213,557,411	△30,744 70,376,416
	土地区画 整理事業	473	0	473	11,960,224	0
合 計	3,800,877,787	△1,230,311 779,473,704	4,579,121,180	3,614,679,781	△2,847,979 823,012,051	
基 金	用品調達	6,464,500	356,640	6,821,140	6,181,282	119,967
	同資 和金更 貸生付	30,757,615	0	30,757,615	2,550,000	0
	財 政 調 整					
	土 地 開 発	71,492,568	388,108	71,880,676	6,610,333	0
合 計	108,714,683	744,748	109,459,431	15,341,615	119,967	

算 書

昭和48年9月29日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
3,110,589,700	△45,016,711	350,000,000 △15,000,000	△12,040,224	277,943,065	郵政より 350,000,000 病院へ △15,000,000
112,546,941	306,757			306,757	
706,539,154	105,124,740			105,124,740	
153,804,751	29,575,108			29,575,108	
284,403,083	61,247,184			61,247,184	
11,960,224	△1,959,751		12,040,224	80,473	一般会計より
4,439,843,853	139,277,327	335,000,000		474,277,327	
6,301,249	519,891			519,891	
2,550,000	28,207,615			28,207,615	
6,610,333	65,270,343			65,270,343	
15,461,582	93,997,849			93,997,849	

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普 通 預 金	当 座	定 期 預 金
一 般 会 計	277,948,065	261,098,065		
特 別 会 計	国 保 事 業	61,247,184	60,647,184	
	土地区画整理事業	80,473	80,473	
基 金	用 品 調 達	519,891	42,218	477,673
	同 資 和 金 更 貸 生 付	28,207,615	28,207,615	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	65,270,348	65,270,348	
特別才入才出外現金	121,188,429	105,124,740		
才入才出外現金	306,757	306,757		
府 税	29,575,108	29,575,108		
住 宅 敷 金	4,738,310	573,775		4,159,535
合 計	589,072,175	550,921,278	477,673	4,159,535



管 方 法

昭和48年9月29日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	釣 銭 外 電 話 自 動 払	
	10,000,000		6,050,000 880,000	
			600,000	
14,825,414	1,238,275			大阪公 137 1,237,411 大阪 24,223 864
14,825,414	11,238,275		7,450,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	2,031,082,000	940,830,302	△ 1,019,820 103,275,639
国有提供施設等所在市町村助成交付金	11,778,000	0	0
地方交付税	1,221,343,000	599,311,000	304,345,000
分担金及負担金	231,956,000	13,830,473	3,416,648
使用料及手数料	63,103,000	20,646,822	△ 15,370 4,356,673
国庫支出金	2,304,914,000	185,706,006	47,218,000
府支出金	1,322,407,000	107,206,58	42,854,996
財産収入	247,704,000	36,120,093	記 70,875 800
寄附金	220,949,000	60,119,437	1,000,000
繰入金	70,400,000	0	0
繰越金	388,364,000	395,074,739	0
諸収入	726,363,000	242,972,876	記 △ 70,875 24,663,517
市債	2,013,055,000	1,900,000	0
自動車取得税交付金	70,950,000	0	23,066,000
交通安全対策特別交付金	11,611,000	0	0
地方譲与税	25,500,000	0	5,179,000
合 計	10,961,479,000	2,507,232,406	△ 1,035,190 559,375,773

調

書

昭和48年9月29日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予 算 に 対 す る 収 入 割 合
	過	不 足	
1,043,086,121		987,995,879	51.35
0		11,778,000	
903,656,000		317,687,000	73.98
17,247,121		214,708,879	7.43
24,988,125		38,114,875	39.59
232,924,006		2,071,989,994	101.0
53,575,654		1,268,831,346	4.05
36,191,268		211,512,732	14.61
61,119,437		159,829,563	27.66
0		70,400,000	
395,074,739	6,710,739		101.72
267,565,518		458,797,482	36.83
1,900,000		2,011,155,000	0.09
23,066,000		47,884,000	32.51
0		11,611,000	
5,179,000		203,210,000	20.30
3,065,572,989		7,895,906,011	27.96

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	99,029,000	36,815,512	5,896,606
総 務 費	988,059,000	348,003,805	△ 1,359,170 47,384,403
民 生 費	2,251,884,000	474,721,041	△ 412,124 98,587,152
衛 生 費	589,805,000	297,799,771	△ 9,780 18,083,181
労 働 費	48,821,000	16,686,389	△ 178,521 2,051,416
農 林 水 産 業 費	177,110,000	15,028,527	2,157,025
商 工 費	79,810,000	48,933,906	1,962,083
土 木 費	3,321,669,000	218,693,215	△ 900 79,941,057
消 防 費	276,879,000	62,942,440	△ 9,040 9,974,575
教 育 費	2,467,785,000	829,109,180	△ 847,700 215,639,259
公 債 費	547,241,000	109,665,699	84,372,085
諸 支 出 金	88,900,000	88,852,860	0
予 備 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	19,487,000	99,418	6,380
合 計	10,961,479,000	2,547,351,713	△ 2,817,235 566,055,222

調

書

昭和48年9月29日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
42,712,118	56,316,882	43.13
394,029,038	594,029,962	39.87
572,896,069	1,078,987,931	25.44
315,873,172	273,931,828	53.55
18,559,284	30,261,716	38.01
17,185,552	159,924,448	9.70
50,895,989	28,914,011	63.77
298,633,372	3,023,035,628	8.99
72,907,975	203,971,025	26.33
1,043,900,689	1,423,884,311	42.30
194,037,784	353,203,216	35.45
88,852,860	47,140	99.94
0	5,000,000	
105,798	19,381,202	0.54
3,110,589,700	7,850,889,300	28.37

監査報告第 35 号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 48 年度 8 月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 48 年 10 月 31 日

監査委員 堀田 徳治  
同 山田 清二

記

1. 検査実施日 昭和 48 年 10 月 31 日
2. 検査の対象 昭和 48 年度 8 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 8 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、8 月末日における収支の状況は別表のとおりである。



8 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 4 8 年 8 月 3 1 日 現在

借		方		貸			方	
残	高	合 計	本 月 計	勘 定 科 目	本 月 計	合 計	残	高
	65,464,783	65,464,783		資 産 の 部				
	95,291,469	95,291,469		土 地				
	1,561,005,943	1,561,582,943		建 物				
	181,153,574	181,153,574	132,000	構 築 物		57,700		
	47,174,935	47,174,935	80,130	機 械 及 装 置				
	7,068,753	7,068,753		量 水 器				
	14,993,607	14,993,607		車 輻 及 運 搬 具				
	366,187,424	366,524,853	14,194,027	工 具 器 具 及 備 品				
	560,000	560,000		建 設 仮 勘 定	331,000	337,429		
	41,200	41,200		水 利				
	210,000	210,000		電 話 加 入 権				
	1,188,514,438	613,613,502	163,772,263	現 金	95,259,494	494,762,059		
	96,865,529	425,000,601	95,259,494	普 通 預 金	95,259,494	425,000,601		
	42,995,322	318,094,737	52,186,560	当 座 預 金	50,458,465	221,229,208		
		79,597,804	13,931,291	未 収 金	10,405,071	366,024,822		
				貯 蔵 品				
	219,000	419,000		仮 払 金		200,000		
	300,000	300,000		投 資 有 価 証 券				
	1,300,000	1,300,000		借 地 権				
	0	500,000,000		保 管 有 価 証 券		500,000,000		
				短 期 貸 付 金				
		75,450,432	25,379,763	負 債 の 部	13,931,291	79,933,493	4,483,061	
				未 払 金				
				未 払 費 用				
				一 時 借 入 金				
		31,852,980		前 受 金	231,830	65,433,300	38,580,820	
		15,765,336	32,191,722	預 り 金	238,3572	28,460,986	12,695,650	
				預 り 担保 有 価 証 券		1,300,000	1,300,000	



				減価償却引当金			207,744,914	207,744,914
				退職給与引当金			26,289,60	26,289,60
				資本の部				
				自己資本			118,708,235	118,708,235
				借入資本			1,432,358,611	1,426,239,061
			6,119,550	資本剰余金		86,000,000	703,641,588	703,641,588
				利益剰余金			56,317	56,317
				費用の部				
				原水及浄水費			101,79	
				配水及給水費			16,749	
				受託工事費				
				業務費		1,2615	32,742	
				総係費		400	9,751	
				減価償却費				
				資産減耗費				
				支払戻金				
				雑支				
				その他の営業費用			121,550	
				過年度損益修正				
				収益の部				
				給水収益		52,063,770	227,769,550	227,769,550
				補償金				
				受託工事収益		8,473,250	20,617,240	20,617,240
				その他の営業収益		7,389,050	29,243,940	29,243,940
				受取利息		458,393	21,770,81	21,770,81
				雑収		245,000	2,555,860	2,085,860
				固定資産売却益				
				過年度損益修正				
				合計		433,403,665	4,151,525,320	2,792,932,772
2,792,932,772			4,151,525,320	合計		433,403,665	4,151,525,320	2,792,932,772

甲 告 報 行 算 予 分 月 8

( 入 収 在 日 1 3 8 年 和 昭 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		8 月	累 計	
① 水道事業収益	632,794,000	68,600,353	281,859,171	350,984,829
1 営業収益	627,794,000	67,896,960	277,596,230	350,197,770
1. 給水収益	537,294,000	52,034,660	227,735,050	309,558,950
2. 受託工事収益	27,000,000	8,473,250	20,617,240	6,382,760
3. その他の営業収益	63,500,000	7,389,050	29,243,940	34,256,060
2 営業外収益	5,000,000	703,393	4,262,941	737,059
1. 受取利息	2,000,000	458,393	2,177,081	△ 177,081
2. 雑収	3,000,000	245,000	2,085,860	914,140

① 資本的収入	600,500,000	94,414,000	196,682,200	403,817,800
1 企業債	456,000,000	86,000,000	86,000,000	370,000,000
1. 企業債	456,000,000	86,000,000	86,000,000	370,000,000
2 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会社負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
3 工事負担金	140,000,000	8,414,000	110,682,200	29,317,800
1. 工事負担金	140,000,000	8,414,000	110,682,200	29,317,800
収入合計	1,293,294,000	163,014,353	478,541,371	754,752,629

8 月 分 予 算 執 行 報 告 書 乙

昭和48年8月31日現在 (支出)

款	項	目	予	算	額	執		行	額	予	算	残
						8	月					
①	水道事業費用		636,686,000			59,150,687		193,144,420			443,541,580	
1	營業費用		517,537,000			47,723,856		181,606,574			385,930,426	
1	原水及浄水費		209,598,000			16,566,657		77,110,372			132,487,628	
2	配水及給水費		68,859,000			5,033,530		26,464,978			42,394,022	
3	受託工事費		27,000,000			7,392,000		10,963,710			16,036,290	
4	業務費		52,764,000			3,437,611		19,569,506			83,194,494	
5	關係費		45,114,000			7,699,978		20,256,156			24,857,844	
6	減価却費		54,142,000			0		0			54,142,000	
7	資産減耗費				60,000	0		0			60,000	
8	その他の營業費用		60,000,000			7,594,080		27,241,852			82,758,148	
2	營業外費用		119,049,000			11,426,831		11,587,846			107,511,154	
1	支取私債利息及 企業債取扱諸費		119,039,000			11,426,831		11,587,846			107,501,154	
2	雑支出		10,000			0		0			10,000	

3	予備費	100,000	0	0	100,000
1	予備費	100,000	0	0	100,000
①	資本的支出	725,495,804	20,356,940	134,107,146	591,388,658
1	建設改良費	686,770,804	15,127,327	127,987,596	558,783,208
1	事務費	9,400,000	60,7136	3,171,134	6,228,866
2	擴張工事費	525,270,804	7,526,000	81,392,000	443,878,804
3	改良工事費	60,000,000	6,060,891	21,218,652	38,781,348
4	配水管整備事業費	81,700,000	0	17,305,000	64,395,000
5	營業設備費	10,400,000	933,300	4,900,810	5,499,190
2	企業債償還金	38,725,000	5,229,613	6,119,550	32,605,450
1	企業債償還金	38,725,000	5,229,613	6,119,550	32,605,450
	支出合計	1,362,181,804	79,507,627	327,251,566	1,034,930,238

和泉市水道事業損益計算書（8月分）

（昭和48年8月1日から昭和48年8月31日まで）

1. 営業収益	
(1) 給水収益	5,203,466円
(2) 受託工事収益	847,325円
(3) その他の営業収益	<u>7,389,050円</u>
2. 営業費用	
(1) 原水及浄水費	1,656,665円
(2) 配水及給水費	5,033,530円
(3) 受託工事費	7,392,000円
(4) 業務費	3,437,611円
(5) 総係費	7,699,978円
(6) その他の営業費用	<u>4,723,856円</u>

営業利益 20,173,104円

3. 営業外収益

(1) 受取利息 458,898円

(2) 雑収益 245,000円      703,898円

20,876,497円

当月分総利益

4. 営業外費用

(1) 支払利息及企業債取扱諸費 11,426,831円

9,449,666円

当月分純利益

資 金 予 算 表

昭和48年9月10日

科 目	月 次	8 月 執 行 済 額				9 月 予 定 額				10 月 予 定 額				11 月 予 定 額			
		前 月	繰 越 金	益	損	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
収	営 業 収 益		50,548,674	65,952,545	66,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000		
	営 業 外 収 益			708,398	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200		
	前 年 度 未 収 金			110,950	4,800	4,800	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860	2,860		
	企 業 債			86,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
入	工 事 負 担 金		8,414,000		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	25,000		
	一 時 借 入 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	預 り 金			252,000	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500		
	前 年 度 繰 越 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	前 受 金			2,818,800	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500		
計			168,751,688	91,500	92,060	92,060	92,060	92,060	92,060	92,060	92,060	92,060	92,060	94,685			



支	營業費用	38,120,085	48,000	49,000	49,000
	營業外費用	11,426,831	15,909	0	0
	前年度未払費用及未払金	6,599,000	0	0	0
	建設改良費	14,826,027	78,000	28,800	30,300
	貯蔵品	18,449,763	43,949	14,390	15,195
	企業償還金	5,229,613	3,823	0	0
	一時借入金返還	0	0	0	0
	預り金返還	1,087,600	500	500	500
	前受金	0	500	500	500
	計	95,238,919	190,681	93,190	95,495
出					
	収支差引額	119,061,443	19,880	18,750	17,890

監査報告第 36 号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 48 年度 9 月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 48 年 10 月 31 日

監査委員 堀 田 徳 治  
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和 48 年 10 月 31 日
2. 検査の対象 昭和 48 年度 9 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 9 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、9 月末日における収支の状況は別表のとおりである。



9 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 4 8 年 9 月 3 0 日 現 在

借			方			貸			方			
残	高	合 計	本	月	計	勘 定 科 目	本	月	計	合 計	残	高
65,464,783		65,464,783				資 産 の 部						
95,750,469		95,750,469			459,000	地 物						
1,696,052,308		1,696,629,808	1,350,463,665			建 築 物			577,000			
183,407,574		183,407,574	2,254,000			機 械 及 装 置						
47,634,685		47,634,685	459,750			水 器						
7,068,753		7,068,753				車 輛 及 運 搬 具						
15,628,607		15,628,607	685,000			工 具 器 具 及 備 品						
272,694,100		410,790,894	44,266,041			建 設 仮 勘 定	137,759,365		138,096,794			
560,000		560,000				水 利 権						
41,200		41,200				電 話 加 入 権						
210,000		210,000				現 金						
453,636,674		668,593,651	549,801,49			普 通 預 金	128,467,918		623,229,977			
		558,468,519	128,467,918			当 座 預 金	128,467,918		553,468,519			
101,899,419		365,494,574	47,399,837			未 収 金	423,659,47		263,595,155			
48,741,827		90,733,444	11,185,640			貯 蔵 品	5,889,135		41,991,617			
						仮 払 金						
219,000		419,000				投 資 有 価 証 券			200,000			
300,000		300,000				借 地 権						
1,300,000		1,300,000				保 管 有 価 証 券						
		50,000,000				短 期 貸 付 金			50,000,000			
						負 債 の 部						
		88,849,283	13,398,851			未 払 金	111,35,640		91,069,133			2,219,850
						未 払 費 用						
						一 時 借 入 金						
		34,569,980	2,717,000			前 受 金	1,350,000		66,783,800			32,213,820
		17,885,227	2,119,891			預 り 金	2,263,891		30,724,877			12,839,650
						預 り 担保 有 価 証 券			1,300,000			1,300,000

			減価引当金			207,744,914	207,744,914
			退職給与引当金			2,628,960	2,628,960
			資本の部				
			自己資本				
			借入金	191,858,228	130,662,273	118,708,235	118,708,235
			資本剰余金			1,432,358,611	1,413,172,788
			利益剰余金			8,049,000	711,690,583
			費用の部			563,17	563,17
			原水及浄水費	91,663,716	14,548,165		10,179
			配水及給水費	29,902,650	8,420,923		16,749
			受託工事費	11,062,710	99,000		
			業務費	22,587,705	8,018,199		32,742
			総係費	22,547,952	2,282,045		9,751
			減価償却費				
			資産減耗費				
			交際費				
			雑支	44,646,142	33,108,296		
			その他の営業費用	30,739,562	3,497,710		121,550
			過年度損益修正	169,950	64,580		
			収益の部				
			給水収益	53,960	19,460	47,333,582	275,103,132
			補償金				
			受託工事収益			175,000	20,792,240
			その他の営業収益			3,604,805	32,848,745
			受取利息			2,177,081	2,177,081
			雑収益	470,000		96,892	2,652,752
			固定資産売却益				
			過年度損益修正				
			合計	2,835,620,107	4,667,984,413	516,459,093	4,667,984,413
			合計		516,459,093		2,835,620,107

9 月 分 予 算 執 行 報 告 書 甲

昭和 48 年 9 月 30 日 現 在 ( 収 入 )

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		9 月	累 計	
① 水道事業収益	632,794,000	51,190,819	833,049,990	299,744,010
1 営業収益	627,794,000	51,093,927	328,690,157	299,103,843
1. 給水収益	597,294,000	47,314,122	275,049,172	262,244,828
2. 受託工事収益	27,000,000	175,000	20,792,240	6,207,760
8. その他の営業収益	68,500,000	3,604,805	32,848,745	30,651,255
2 営業外収益	5,000,000	96,892	4,359,833	640,167
1. 受取利息	2,000,000	0	2,177,081	△ 177,081
2. 雑収	3,000,000	96,892	2,182,752	817,248

① 資本的収入	600,500,000	8,049,000	204,731,200	395,768,800
1 企業債	456,000,000	0	86,000,000	370,000,000
1. 企業債	456,000,000	0	86,000,000	370,000,000
2 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 一般会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
3 工事負担金	140,000,000	8,049,000	118,731,200	21,268,800
1. 工事負担金	140,000,000	8,049,000	118,731,200	21,268,800
収入合計	1,233,294,000	59,239,819	537,781,190	695,512,810

9 月分予算執行報告書 乙

昭和48年9月30日現在 (支出)

款	項	目	予	算	額	執		行	額	予	算	残
						9	月					
①	水道	事業費用	63,668,600	0	0	5,996,938	8	253,113,758		383,572,242		
1	營業	費用	51,758,700	0	0	2,686,104	2	208,467,616		309,069,384		
	1.	原水及浄水費	20,959,800	0	0	1,454,816	5	91,658,587		117,944,463		
	2.	配水及給水費	68,859,000	0	0	3,420,923	2	29,885,901		38,973,099		
	3.	受託工事費	27,000,000	0	0	99,000	0	11,062,710		15,937,290		
	4.	業務費	52,764,000	0	0	3,018,199	0	22,587,705		30,176,295		
	5.	総係費	45,114,000	0	0	2,282,045	0	22,538,201		22,575,799		
	6.	減価償却費	54,142,000	0	0	0	0	0		54,142,000		
	7.	資産減耗費	60,000	0	0	0	0	0		60,000		
	8.	その他の営業費用	60,000,000	0	0	3,497,710	0	30,739,562		29,260,438		
	2	營業外費用	119,049,000	0	0	33,108,296	0	44,646,142		74,402,858		
	1.	支払債取利息及諸費	119,039,000	0	0	33,108,296	0	44,646,142		74,392,858		
	2.	雑支出	10,000	0	0	0	0	0		10,000		



3 予 備 費	100,000	0	0	100,000
1. 予 備 費	100,000	0	0	100,000
① 資 本 的 支 出	725,495,804	58,427,064	192,534,210	532,961,594
1 建 設 改 良 費	686,770,804	45,360,791	173,348,887	513,422,417
1. 事 務 費	9,400,000	482,620	3,653,754	5,746,246
2. 擴 張 工 事 費	525,270,804	31,133,000	112,525,000	412,745,804
3. 改 良 工 事 費	60,000,000	12,650,421	33,869,073	26,130,927
4. 配 水 管 整 備 專 業 費	81,700,000	0	17,305,000	64,395,000
5. 營 業 設 備 費	10,400,000	1,094,750	5,995,560	4,404,440
2 企 業 債 償 還 金	38,725,000	13,066,273	19,185,823	19,539,177
1. 企 業 債 償 還 金	38,725,000	13,066,273	19,185,823	19,539,177
支 出 合 計	1,362,181,804	118,396,402	445,647,968	916,538,886

和泉市水道事業損益計算書（9月分）

（昭和48年9月1日から昭和48年9月30日まで）

1. 営業収益	
(1) 給水収益	47,314,122円
(2) 受託工事収益	175,000円
(3) その他の営業収益	<u>3,604,805円</u>
51,093,927円	
2. 営業費用	
(1) 原水及浄水費	14,543,165円
(2) 配水及給水費	3,420,923円
(3) 受託工事費	99,000円
(4) 業務費	3,018,199円
(5) 総係費	2,282,045円
(6) その他の営業費用	<u>3,497,710円</u>
26,861,042円	
営業利益	24,232,885円

3. 營業外収益

(1) 雑収益 96,892円

当月分総利益 24,329,777円

4. 營業外費用

(1) 支払利息及企業債取扱諸費 33,108,296円

当月分純損失 8,778,519円

資 金 予 算 表

昭和48年10月10日

科 目	月 次	9月執行済額	10月予定額	11月予定額	12月予定額
前 月 繰 越 金	金	119,061,443	45,574	19,736	17,865
営 業 収 益	益	45,285,307	68,000	67,000	66,000
営 業 外 収 益	益	96,892	200	200	200
前 年 度 未 収 金	金	35,490	4,280	2,850	1,429
企 業 債	債	0	0	0	0
工 事 負 担 金	金	8,049,000	20,000	25,000	28,000
一 時 借 入 金	金	0	0	0	0
預 り 金	金	144,000	500	500	500
前 年 度 繰 越 金	金	0	0	0	0
前 受 金	金	1,850,000	500	500	500
計		54,960,689	93,480	96,050	96,629

支	營業費用	21,931,657	49,000	49,000	74,000
	營業外費用	33,108,296	0	81	0
	前年度未私費用及未私金	0	0	0	0
	建設改良費	44,901,041	46,210	31,280	17,400
	貯藏品	13,398,851	23,108	15,641	8,694
	企業債償還金	13,066,273	0	919	0
	一時借入金返還	0	0	0	0
	預り金返還	0	500	500	500
	前受金	1,977,760	500	500	500
	過年度損益修正	64,580	0	0	0
	計	128,448,458	119,318	97,921	101,094
	收支差引額	45,578,674	19,786	17,865	13,400

監査報告第37号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年度9月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年10月31日

監査委員 堀 田 徳 治  
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和48年10月31日
2. 検査の対象 昭和48年度9月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、9月末日における収支の状況は別表のとおりである。



9 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和 4 8 年 9 月 2 9 日 現 在

和 泉 市 立 病 院 事 業 會 計

借			方			貸			方		
残 高	合 計		勘 定 科 目	当 月	累 計	当 月	累 計	残 高			
	累 計	当 月							当 月	累 計	
			資 産 の 部								
			土 地								
88073510	88073510		建 物								
238625659	238625659		構 築 物								
2848487	2848487		車 輛								
1240000	1240000		機 械 及 備 品								
20832995	20832995		有 価 証 券								
138124	138124		投 資								
1307944	1307944		減 価 却 引 当 金		13345836		13345836				
23182033	617100829	38774330	普 通 預 金	41769387	593918796						
59893081	169921607	28407489	未 収 金	29342081	110028526						
5689908	88246221	13408000	貯 蔵 品	13359300	82556313						
1182691	1301504		前 払 金	56813	118813						
3100000	4100000		定 期 預 金		1000000						
22745421	75729710		過 年 度 未 収 金		52984289						
			負 債 の 部								
	295000000		一 時 借 入 金		600000000		905000000				
	28084650	12384270	未 払 金	18408000	82611840		54577190				
			仮 受 金								
	22337764	3012360	預 り 金	3282495	24455909		2118145				
	1175000	215000	予 納 金	250000	2096000		921000				
	616068	308034	固 定 負 債		22794515		22178447				
	52171375		過 年 度 未 払 金		52280415		109040				
			預 り 共 済 基 金		3100000		3100000				



				資本の部									
				自己資本金									136,333,371
				借入資本金									200,656,072
				繰越欠損金									
				収益の部									
				入院収益									102,378,853
				外来収益									96,890,991
				その他医業収益									6,637,979
				受取利息配当金									649,426
				他会計補助金									320,110,000
				患者外給食収益									1,272,800
				その他医業外収益									474,309
				費用の部									
				給与									
				材料									
				経費									
				減価償却費									
				資産減耗費									
				研究修費									
				委託費									
				患者外給食材料費									
				建設仮勘定									
				合計									978,149,459
													2,220,087,381
													135,966,852
													2,220,087,381
													978,149,459

9 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和48年9月29日現在

和泉市立病院事業会計

款	項	目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
				9 月	累 計	
病院事業収益			394,005,000	84,498,776	239,810,358	154,194,642
1. 医 業 収 益			357,425,000	84,178,551	205,402,828	152,022,177
イ 入 院 収 益			179,888,000	17,375,857	102,378,858	77,514,147
ロ 外 来 収 益			165,350,000	15,674,584	96,390,991	68,959,009
ハ その他医療収益			12,187,000	1,128,110	6,637,979	5,549,021
2. 医 業 外 収 益			36,580,000	325,225	34,407,585	2,172,465
イ 受 取 利 息 配 当 金			900,000		649,426	250,574
ロ 他 会 計 補 助 金			32,011,000		32,011,000	0
ハ 患 者 外 給 食 収 益			320,600	242,380	1,272,800	1,933,200
ニ その他医療外収益			463,000	82,845	474,809	△ 11,809
病院事業費用			558,126,000	393,935,29	269,794,532	288,991,468
1. 医 業 費 用			512,592,000	373,846,13	258,827,966	258,764,034
イ 給 与 費			292,168,000	188,338,05	142,340,853	149,827,147
ロ 材 料 費			147,958,000	145,555,27	86,626,294	61,381,706

八 經	費	53,803,000	3,926,594	23,280,129	30,522,871
二 減	價 却 費	16,412,000			16,412,000
十 資	產 減 耗 費	1,000			1,000
一 研	究 研 修 費	2,250,000	18,690	1,580,690	669,310
2. 醫	業 外 費 用	45,234,000	2,058,913	15,906,566	29,327,434
1	支 業 利 息 及 公 債 取 報 諸 費	40,243,000	1,714,730	13,708,072	26,534,928
	口 患 者 外 給 食 材 料 費	4,991,000	344,183	2,198,494	2,792,506
3. 予	備 費	300,000			300,000
資 本 的 收 入					
他 會 計 出 資 金		22,189,000		22,189,000	0
資 本 的 支 出		22,189,000	371,874	5,522,506	16,666,494
1. 建 設 改 良 費		12,000,000		2,331,750	9,668,250
1	建 設 費	4,000,000		1,263,700	2,736,300
口 機 械 備 品 購 入 費		8,000,000		1,068,050	6,931,950
2. 企 業 價 償 還 金		3,956,000		1,946,328	2,009,672
3. 看 護 婦 宿 舍 割 賦 金		1,233,000	308,034	616,068	616,932
4. 病 院 建 設 調 查 費		5,000,000	63,840	628,360	4,371,640

昭和48年9月29日

9 月 度 月 次 損 益 計 算 書

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計
1. 医 業 収 益		
入 院 収 益	17,375,857	102,373,853
外 来 収 益	15,674,584	96,390,991
そ の 他 医 業 収 益	1,123,110	6,637,979
計	34,173,551	205,402,823
2. 医 業 費 用 与 費		
給 材 料 費	18,833,805	142,340,858
経 費	14,555,527	86,626,294
減 価 償 却 費	3,926,594	23,280,129
資 産 減 耗 費		
研 究 修 費	18,690	1,580,690
計	37,984,616	253,827,966
医 業 利 益	△ 3,161,065	△ 48,425,143

3. 医業外収益					
受取利息配当金				649,426	
他会計補助金				82,011,000	
患者外給食収益	242,380			1,272,800	
その他医業外収益	82,845			474,309	
計			325,225		34,407,535
4. 医業外費用					
交企業外給食材料費		1,714,730		13,708,072	
利息取扱諸費		844,188		2,198,494	
雑損					
計			2,058,918		15,906,566
当月分純利益			△ 4,894,758		
当月迄の純利益					△ 29,924,174
上記当月分収益中	健保未収金	28,407,489円			
上記当月分費用中	未払金	13,408,000円			

資 金 予 算 表

昭和48年9月末

和泉市立病院事業会計

区 分	科 目	9 月 行 済 額	10 月 予 定	11 月 予 定
収	事 業 収 益	85,185,022 円	33,000,000 円	33,000,000 円
	固 定 資 産 売 却 代 金			
	企 業 債			
	過 年 度 未 収 金			
	一 時 借 入 金			
	預 り 金	3,282,495	5,000,000	3,300,000
	他 会 計 繰 入 金		13,709,000	
	前 払 金 戻 入	5,6813		
	期 間 外 収 益			
	予 納 金	250,000	200,000	200,000
入	仮 受 金			
	合 計	38,774,380	51,909,000	36,500,000

区分	科目	目	9 月執行の 月 行 額 円	10 月 予 定 円	11 月 予 定 円
支	事業	費用	25,849,723	38,000,000	26,000,000
	建設	改良費			
	企業	債償還金	308,084		
	貯蔵	品購入費	12,384,270	13,000,000	13,000,000
	過年度	未払金			
	一時	借入金返還			
	預り	金還付	3,012,360	3,500,000	4,800,000
	前	払金			
	期間	外費用			
	予納	金還付	215,000	200,000	200,000
出	仮受	金還付			
	合	計	41,769,387	54,700,000	44,000,000
	収支	差引	△ 2,995,057	△ 2,791,000	△ 7,500,000
差引	前年度又は前月より繰越		26,177,090	28,182,033	20,891,033
	翌年度又は翌月へ繰越		28,182,033	20,391,033	12,891,033

監査報告第38号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年度10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年11月28日

監査委員 堀 田 徳 治  
同 柏 音 三 郎

記

1. 検査実施日 昭和48年11月28日
2. 検査の対象 昭和48年度10月分の出納状況
3. 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、10月末日における収支の状況は別表のとおりである。





收 支 計

区 分	收 入			支		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計	3,065,572,989	△1,721,541 249,723,478	3,313,574,924	3,110,589,700	△1,216,932 612,521,500	
才 入 才 出 外 現 金	112,853,698	27,256,451	140,110,149	112,546,941	16,214,727	
特別才入才出外現金	871,663,894	176,745,304	1,048,409,198	766,539,154	251,244,069	
府 税	183,379,859	66,999,405	250,379,264	153,804,751	52,989,124	
特 別 会 計	国民健康保険	345,650,267	△107,381 126,823,778	472,371,664	284,403,083	△288,642 73,755,229
	土地区画 整理事業	473	563	1,036	11,960,224	0
合 計	4,579,121,180	△1,828,922 647,553,977	5,224,846,235	4,489,843,853	△1,505,574 1,006,724,649	
基 金	用品調達	6,821,140	123,468	6,944,608	6,301,249	184,742
	同資和更 金貸生付	30,757,615	1,003,340	31,760,955	2,550,000	0
	財政調整					
	土地開発	71,880,676	0	71,880,676	6,610,333	0
合 計	109,459,431	1,126,808	110,586,239	15,461,582	184,742	

算 書

昭和48年10月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
3,721,894,268	△408,319,344	350,000,000 △15,000,000	97,959,776	24,640,432	郵政より 350,000,000 病院へ △15,000,000
128,761,668	11,348,481			11,348,481	
1,017,783,223	30,625,975			30,625,975	
206,793,875	43,585,389			43,585,389	
357,869,670	114,501,994		△50,000,000	64,501,994	一般会計へ
11,960,224	△11,959,188		12,040,224	81,036	一般会計より
5,445,062,928	△220,216,693	335,000,000	60,000,000	174,783,307	
6,485,991	458,617			458,617	
2,550,000	29,210,955			29,210,955	
6,610,333	65,270,343		△60,000,000	5,270,343	一般会計へ
15,646,324	94,939,915		△60,000,000	34,939,915	

現金の保

区分	現在高	内		
		普通預金	当座	定期預金
一般会計	24,640,432	12,790,432		
特別会計	國保事業	64,501,994	63,901,994	
	土地區画整理事業	81,036	81,036	
基金	用品調達	458,617	42,218	416,399
	同資和金更貸生付	292,109,955	292,109,955	
	財政調整			
	土地開発	5,270,343	5,270,343	
特別才入才出外現金	41,655,126	30,625,975		
才入才出外現金	11,348,481	11,348,481		
府 税	43,585,389	43,585,389		
住宅敷金	4,793,641	574,675		4,218,966
合計	225,546,014	197,431,498	416,399	4,218,966

管 方 法

昭和48年10月31日現在(単位円)

訳			約 錢 自動払(電話)	備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託		
	10,000,000		1,050,000 800,000	
			600,000	
10,415,971	613,180			大阪公 1 3 7 612520 大阪 24,223 660
10,415,971	1,061,318		2,450,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	2,031,082,000	1,043,086,121	△ 671,465 181,748,665
国有提供施設等所 在市町村助成交付金	11,778,000	0	0
地 方 交 付 税	1,221,343,000	903,656,000	0
分担金及負担金	231,956,000	17,247,121	△ 20,900 7,212,185
使用料及手数料	63,103,000	24,988,125	△ 25,820 5,798,602
国 庫 支 出 金	2,304,914,000	232,924,006	22,314,359
府 支 出 金	1,322,407,000	53,575,654	3,980,000
財 産 収 入	247,704,000	36,191,268	0
寄 附 金	220,949,000	61,119,437	0
繰 入 金	70,400,000	0	0
繰 越 金	388,364,000	395,074,739	0
諸 収 入	726,363,000	267,565,518	△ 1,003,356 17,058,665
市 債	2,013,055,000	1,900,000	0
自動車取得税交付金	70,950,000	23,066,000	0
交通安全対策特別交付金	11,611,000	0	11,611,000
地 方 譲 与 税	25,500,000	5,179,000	0
合 計	10,961,479,000	3,065,572,989	△ 1,721,541 249,723,476

調

書

昭和48年10月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
1,224,163,321		806,918,679	60.27
0		11,778,000	
903,656,000		317,687,000	73.98
244,384,06		207,517,594	105.3
30,760,907		32,342,093	48.74
255,238,365		2,049,675,635	110.7
57,555,654		1,264,851,346	4.35
36,191,268		211,512,732	14.61
61,119,487		159,829,563	27.66
0		70,400,000	
395,074,739	6,710,739		101.72
283,620,827		442,742,173	39.04
1,900,000		2,011,155,000	0.09
23,066,000		47,884,000	32.51
11,611,000		0	100.00
5,179,000		20,321,000	20.30
3,313,574,924		7,647,904,076	30.22

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	99,029,000	42,712,118	△ 90,400 67,626,800
総 務 費	988,059,000	394,029,038	△ 84,380 875,502,800
民 生 費	2,251,884,000	572,896,069	△ 355,124 234,807,861
衛 生 費	589,805,000	315,873,172	△ 572,120 414,104,880
労 働 費	488,210,000	185,592,844	記 △ 14,690 △ 100,308 490,8727
農 林 水 産 業 費	177,110,000	17,185,552	4,873,623
商 工 費	79,810,000	50,895,989	2,895,774
土 木 費	3,321,669,000	298,633,372	記 14,690 △ 500 371,091,820
消 防 費	276,879,000	72,907,975	20,220,609
教 育 費	2,467,785,000	1,043,900,689	△ 14,100 1,594,362,100
公 債 費	547,241,000	194,037,784	12,525,442
諸 支 出 金	88,900,000	88,852,860	0
予 備 費	5,000,000	0	0
災 害 復 旧 費	19,487,000	105,798	20,624
合 計	10,961,479,000	3,110,589,700	△ 1,216,932 612,521,500



調

書

昭和48年10月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
49384398	49644602	49.86
481494938	506564062	48.73
807348806	1,444,535,194	35.85
356711540	233,093,460	60.47
23353013	254,679,87	47.83
22,059,175	155,050,825	12.45
53,791,763	26,018,237	67.39
335,756,744	2,985,912,256	10.10
93,128,584	183,750,416	33.63
1,203,322,799	1,264,462,201	48.76
206,563,226	340,677,774	37.74
88,852,860	47,140	99.94
0	5,000,000	
126,422	19,360,578	0.64
3,721,894,268	7,239,584,732	33.95

監査報告第 39 号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 48 年度 10 月分本市水道部企業出納員  
扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 48 年 11 月 28 日

監査委員 堀 田 徳 治  
同 柏 音 三 郎

記

1. 検査実施日 昭和 48 年 11 月 28 日
2. 検査の対象 昭和 48 年度 10 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 10 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸  
帳簿及び証拠書類を照会したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、10 月末日における収支の状況は別表のとおりである。



10月分月次合計残高試算表

昭和48年10月31日現在

借		方		貸			方
残高	合計	本月計	勘定科目	本月計	合計	残高	
			資産の部				
65,464,783	65,464,783		土地				
95,750,469	95,750,469		建物				
1,696,052,308	1,696,629,308		構築物		577,000		
183,407,574	183,407,574		機械				
480,494,835	480,494,835	414,750	量水器				
7,068,753	7,068,753		車輦及運搬具				
16,456,407	16,456,407	827,300	工具器具及備品				
349,768,635	488,322,429	77,531,535	建設仮勘定	457,000	1,385,587,994		
560,000	560,000		水利				
41,200	41,200		電話加入権				
210,000	210,000		現金				
26,282,693	771,069,906	102,476,255	普通預金	121,557,236	744,787,213		
82,860,276	675,025,755	121,557,236	当座預金	121,557,236	675,025,755		
51,609,075	408,644,489	481,499,15	未収金	62,189,058	325,784,213		
	102,249,906	11,516,462	貯蔵品	8,649,214	50,640,831		
			仮払金				
219,000	419,000		投資有価証券		200,000		
300,000	300,000		借地権				
1,300,000	1,300,000		保管有価証券				
	5,000,000		短期貸付金		5,000,000		
			負債の部				
	96,015,183	71,65,900	未払金	11,516,462	1,025,855,595	65,704,12	
			未払費用				
			一時借入金	2,036,000	688,198,00	34,249,820	
	345,69,980		前受金	4,375,784	35,100,661	12,624,650	
	224,76,011	45,90,784	預り金		1,300,000	1,300,000	
			預り担保有価証券				



10月分予算執行報告書 甲

昭和48年10月31日現在 (収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		10 月	累 計	
① 水道事業収益	683,794,000	52,098,092	385,143,082	248,650,918
1 営業収益	627,794,000	51,533,865	380,224,022	247,569,978
1. 給水収益	587,294,000	48,055,805	318,104,977	219,189,023
2. 受託工事収益	27,000,000	0	20,792,240	6,207,760
3. その他の営業収益	63,500,000	8,478,060	41,326,805	22,173,195
2 営業外収益	600,000	559,227	4,919,060	1,080,940
1. 受取利息	300,000	172,427	2,849,508	650,492
2. 雑収益	300,000	386,800	2,569,552	430,448

① 資本的収入	339500,000	28,743,000	233,474,200	106,025,800
1 企業債	175,000,000	0	86,000,000	89,000,000
1. 企業債	175,000,000	0	86,000,000	89,000,000
2 負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
1. 他会計負担金	4,500,000	0	0	4,500,000
3 工事負担金	160,000,000	28,743,000	147,474,200	12,525,800
1. 工事負担金	160,000,000	28,743,000	147,474,200	12,525,800
収入合計	973,294,000	80,836,092	618,617,282	354,676,718

10月分予算執行報告書 乙

昭和48年10月31日現在 (支出)

款	項	目	予算額	執行額		予算残額
				10月	累計	
①	水道事業費用		681,742,000	43,948,445	297,057,203	334,684,797
1	営業費用		534,621,000	48,948,445	252,411,061	282,209,939
1.	原水及浄水費		215,046,000	19,996,454	111,649,991	103,896,009
2.	配水及給水費		71,575,000	6,514,743	36,400,644	35,174,356
3.	受託工事費		27,000,000	27,000	11,332,710	15,667,290
4.	業務費		58,959,000	5,753,945	28,341,650	30,617,350
5.	総係費		47,839,000	4,322,378	26,860,579	20,978,421
6.	減価償却費		54,142,000	0	0	54,142,000
7.	資産減耗費		60,000	0	0	60,000
8.	その他の営業費用		60,000,000	7,085,925	37,825,487	22,174,513
2	営業外費用		97,021,000	0	44,646,142	52,374,858
1.	支取私債利息及諸費		96,021,000	0	44,646,142	51,374,858
2.	雑支出		1,000,000	0	0	1,000,000



3	予備費	100,000	0	0	100,000
1.	予備費	100,000	0	0	100,000
①	資本的支出	470,595,804	78,317,085	270,851,295	199,744,509
1	建設改良費	431,870,804	78,317,085	251,665,472	180,205,332
1.	事務費	940,000	967,618	462,1372	4,778,628
2.	擴張工事費	284,670,804	54,457,000	166,982,000	117,688,804
3.	改良工事費	95,000,000	21,649,917	55,518,990	39,481,010
4.	配水管整備事業費	32,400,000	0	17,305,000	15,095,000
5.	營業設備費	10,400,000	1,242,550	7,238,110	3,161,890
2	企業債償還金	38,725,000	0	19,185,823	19,539,177
1.	企業債償還金	38,725,000	0	19,185,823	19,539,177
	支出合計	1,102,337,804	122,260,530	567,908,498	534,429,306

和泉市水道事業損益計算書（10月分）

（昭和48年10月1日から昭和48年10月31日まで）

1. 営業収益		
(1) 給水収益	48,055,805円	
(2) その他の営業収益	<u>8,478,060円</u>	51,533,865円
2. 営業費用		
(1) 原水及浄水費	19,996,454円	
(2) 配水及給水費	6,514,743円	
(3) 受託工事費	270,000円	
(4) 業務費	5,753,945円	
(5) 総係費	4,822,378円	
(6) その他の営業費用	<u>7,085,925円</u>	48,948,445円
営業利益		7,590,420円

8. 營業外收益

(1) 受取利息 172,427円

(2) 雑収益 386,800円      559,227円

8,149,647円

当月分総利益

8,149,647円

当月分純利益

資 金 予 算 表

昭和48年11月10日

科 目	月 次		10月執行済額	11月予定額	12月予定額	1月予定額
	前 月	繰 越 金				
前			45,573,674	26,493	19,660	16,875
營 業 収 益			69,036,790	67,000	68,000	66,000
營 業 外 収 益			559,227	200	200	200
前 年 度 未 収 金			1,538,458	3,510	2,340	1,171
企 業 債			0	0	0	0
工 事 負 担 金			28,743,000	25,000	28,000	20,000
一 時 借 入 金			0	0	0	0
預 り 金			529,000	500	500	500
前 年 度 繰 越 金			0	0	0	0
前 受 金			2,036,000	500	500	500
計			102,442,475	96,710	99,540	88,871

支	營業費用	35,711,221	49,000	74,000	50,000
	營業外費用	0	81	0	0
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	77,902,385	34,730	18,200	25,516
	貯蔵品	7,165,900	17,823	9,125	12,758
	企業債償還金	0	909	0	0
	一時借入金返還	0	0	0	0
	預り金返還	0	500	500	500
	前受金	744,000	500	500	500
	計	121,523,456	103,543	102,325	89,274
收	支差引額	26,492,698	19,660	16,875	15,972

監査報告第40号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和48年度10月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第8項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和48年11月28日

監査委員 堀 田 徳 治  
同 柏 音 三 郎

記

1. 検査実施日 昭和48年11月28日
2. 検査の対象 昭和48年度10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、10月末日における収支の状況は別表のとおりである。



10月分月次合計残高試算表

昭和48年10月31日現在

和泉市立病院事業会計

借			貸			
残高	合 計		勘定科目	合 計		残高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
			資産の部			
88073,510	88073,510		土地			
238,625,659	238,625,659		建物			
2,848,487	2,848,487		構築物			
1,240,000	1,240,000		車輜			
20,867,995	20,867,995	35,000	機械及備品			
138,124	138,124		有価証券			
1,307,944	1,307,944		投資			
			減価償却引当金	13,345,836	13,345,836	13,345,836
15,867,404	673,023,828	55,922,999	普通預金	63,237,628	657,156,424	
57,434,889	1,985,544,13	28,632,806	未収金	31,090,998	141,119,524	
5,672,889	1,022,12,281	13,966,060	貯蔵品	13,988,129	96,539,442	
2,611,291	2,801,504	1,500,000	前払金	71,400	190,213	
3,100,000	4,100,000		定期預金		1,000,000	
2,274,542	75,729,710		過年度未収金		52,984,289	
			負債の部			
	295,000,000		一時借入金		600,000,000	305,000,000
	41,367,710	13,333,060	未払金	13,966,060	96,577,900	55,210,190
			仮受金			
	26,236,847	3,899,083	預り金	5,611,972	30,067,881	3,831,034
	1,430,000	255,000	予納金	150,000	22,460,000	81,600
	616,068		固定負債		22,794,515	22,178,447
	52,171,375		過年度未払金		52,280,415	1,090,40
			預り共済基金		31,000,000	31,000,000



				資本の部			
				自己資本金		136333371	136333371
	1946328			借入資本金		202602400	200656072
238926714	238926714			繰越欠損金			
				収益の部			
				入院収益	16546190	118920043	118920043
				外来収益	16180922	112571913	112571913
				その他医療収益	1147930	7785909	7785909
				受取利息配当金		649426	649426
				他会計補助金	13708075	45719075	45719075
				患者外給食収益	221680	1494480	1494480
				その他医療外収益	54561	528870	528870
				費用の部			
				給与			
178536078	178536078	36195225		材料			
101250494	101250494	14624200		経費			
26621765	26621765	3841636		減価償却費			
				資産減耗費			
1975635	1975635	394945		研究研修費			
17148619	17148619	3440547		系外給食材料及患者外給食材料費			
2574798	2574798	376304		建設仮勘定			
682040	682040	53680		合計	175970545	2396007926	1028249706
1028249706	2396007926	175970545					

10月分予算執行報告書

昭和48年10月31日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		10 月	累 計	
病院事業収益	407,714,000	47,859,358	287,669,716	120,044,284
1. 医 業 収 益	357,425,000	33,875,042	239,277,865	118,147,135
イ 入 院 収 益	179,888,000	16,546,190	118,920,048	60,967,957
ロ 外 来 収 益	165,850,000	16,180,922	112,571,913	52,778,087
ハ その他医業収益	121,870,000	1,147,930	7,785,909	4,401,091
2. 医 業 外 収 益	50,289,000	13,984,316	48,391,851	1,897,149
イ 受取利息配当金	900,000		649,426	250,574
ロ 他会計補助金	45,720,000	13,708,075	45,719,075	925
ハ 患者外給食収益	3,206,000	221,680	1,494,480	1,711,520
ニ その他医業外収益	463,000	54,561	528,870	△ 65,870
病院事業費用	620,545,000	58,372,857	328,107,389	292,437,611
1. 医 業 費 用	575,011,000	54,556,006	308,333,972	266,627,028
イ 給 与 費	352,128,000	36,195,225	178,536,078	173,591,922
ロ 材 料 費	147,958,000	14,624,200	101,250,494	46,707,506

ハ	經	費	53,808,000	3,341,636	26,621,765	27,181,235
ニ	減	価	16,412,000			16,412,000
	本	資	1,000			1,000
ハ	一	研	4,709,000	394,945	1,975,635	2,733,365
2.	医	業	45,234,000	3,816,851	19,723,417	25,510,583
1	支	私	40,248,000	3,440,547	17,148,619	23,094,381
	口	患	4,991,000	376,304	2,574,798	2,416,202
3.	予	備	300,000			300,000
	資	本				
	他	會	22,189,000		22,189,000	0
	資	本				
	1.	建	22,189,000	88,680	5,611,186	16,577,814
	1	建	12,000,000	35,000	2,366,750	9,633,250
	口	機	4,000,000		1,263,700	2,736,300
	2.	企	8,000,000	35,000	1,103,050	6,896,950
	3.	看	3,956,000		1,946,328	2,009,672
	4.	病	1,233,000		616,068	616,932
		院	5,000,000	53,680	682,040	4,317,960

10 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和48年10月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		累 計
	当	月	
1. 医 業 収 益			
入 院 収 益	16,546,190		118,920,043
外 来 収 益	16,180,922		112,571,913
そ の 他 医 業 収 益	1,147,930		7,785,909
計		33,875,042	239,277,865
2. 医 業 費 用			
給 与 費	36,195,225		178,536,078
材 料 費	14,624,200		101,250,494
經 費	8,341,636		26,621,765
減 価 償 却 費			
資 産 減 耗 費			
研 究 費	394,945		1,975,635
計		54,556,006	308,888,972
医 業 利 益		△ 20,680,964	△ 69,106,107

3. 医業外収益					
受取利息配当金				649,426	
他会計補助金	13,708,075			45,719,075	
患者外給食収益	221,680			1,494,480	
その他医業外収益	54,561			528,870	
計			13,984,316		48,991,851
4. 医業外費用					
支払利息及び				17,148,619	
企業債取扱諸費	3,440,547			2,574,798	
患者外給食材料費	376,304				
雑損					19,723,417
計			3,816,851		
当月分純利益			△ 10,518,499		
当月迄の純利益					△ 40,437,678
上記当月分収益中	健保未収金	28,032,806円			
上記当月分費用中	未払金	13,966,060円			

資 金 予 算 表

昭和48年10月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	10 月 行 済 額 の 額	11 月 予 定	12 月 予 定
収	事業収益	36,381,552 円	33,000,000 円	33,000,000 円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金			
	一時借入金		202,000,000	
	預り金	5,611,972	3,800,000	6,000,000
	他会計繰入金	13,708,075		
	前払金戻入	71,400		
	期間外収益			
	予納金	150,000	200,000	200,000
入	仮受金			
	合計	55,922,999	288,500,000	392,000,000

区分	科 目	10 月 行 済 額 の 額	11 月 予 定	12 月 予 定
支	事業費	44,215,485	80,000,000	10,000,000
	建設改良費	35,000		4,000,000
	企業償還金			808,000
	貯蔵品購入費	13,333,060	14,000,000	14,000,000
	過年度未払金			
	一時借入金返還		115,000,000	
	預り金還付	3,899,083	5,600,000	4,000,000
	前払金	1,500,000		
	期間外費用			
	予納金還付	255,000	200,000	200,000
出	仮受金還付			
	合計	63,237,628	164,800,000	112,508,000
	収支差引	△ 7,314,629	73,700,000	△ 73,308,000
差引	前年度又は前月より繰越	23,182,033	15,867,404	89,567,404
	翌年度又は翌月へ繰越	15,867,404	89,567,404	16,259,404

○ 議長（坂上國治君） 本報告についてご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にご意見ないものと認め、監査報告第34号から第40号までの報告を終わります。

---



- 議長（坂上国治君） 日程第10「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を明させます。

（市会事務局長朗読）

議案第71号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正  
する条例（案）

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

(7) 消防手当

第2条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 救急手当

第2条第8号を次のように改める。

(8) 消防車等整備運転手当

第2条第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 高所作業手当

第2条第10号の次に次の1号を加える。

(1)の2 死獣処理手当

第9条を次のように改める。

(消防手当)

第9条 消防手当は、消防職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、月額2,000円とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(救急手当)

第9条の2 救急手当は、消防職員が救急作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業従事1回につき100円以下の範囲で市長が定める額とする。

第10条を次のように改める。

(消防車等整備運転手当)

第10条 消防車等整備運転手当は、消防職員が、消防本部に属する自動車の整備作業に従事し又は当該自動車の運転作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 交替制勤務を正規の勤務としている者 その勤務1回につき100円

(2) 前項に規定する者以外の者 作業に従事した日1日につき50円

第11条第2項中「200円」を「380円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(高所作業手当)

第11条の2 高所作業手当は、職員が火災現場、工事現場等において地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業又は監督に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業又は監督に従事した日1日につき300円とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(死獣処理手当)

第12条の2 死獣処理手当は、職員が犬、ねこその他これらに類するものの処理作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業従事1回につき300円とする。ただし、その作業1件に2人以上の職員が従事したときは、300円を当該従事職員数で除して得た額とする。

第27条第2項中「1,000円以内」を「1,200円以内」に、「1,500円以内」を「1,800円以内」に改める。

別表第2中「

その他の職員	2,000	2,500	2,000	1,000
--------	-------	-------	-------	-------

」を

「

その他の職員	2,700	3,000	2,500	1,300
--------	-------	-------	-------	-------

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第2条、第9条及び第10条の改正規定（第2条第10号の次に1号を加える部分を除く。）並びに同条第9条の次及び第11条の次にそれぞれ1条を加える改正規定は、昭和49年1月1日から施行する。
- 2 改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は昭和48年4月1日から、新条例第27条及び別表第2の規定は同年9月1日から、新条例第2条第10号の2及び第12条の2の規定は同年10月1日から適用する。
- 3 改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第11条又は第27条若しくは別表第2の規定に基づいて昭和48年4月1日以後又は同年9月1日以後の分としてこの条例の施行の日の前日までに職員に支給した特殊勤務手当は、新条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

理 由

国家公務員の給与改定に準じ、また近時の社会経済諸情勢及び近隣都市の状況等にかんがみ、特殊勤務手当の種類の新設及び変更並びにその額の改定等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第71号参考資料

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
<p>（手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 消防手当</u></p> <p><u>(7)の2 救急手当</u></p> <p>(8) 消防車等整備運転手当</p>	<p>（手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 消防救急危険手当</u></p> <p><u>(8) 消防車整備作業手当</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(9) 夜間特殊業務手当 (9)の2 高所作業手当 10 汚物処理作業手当 10の2 死獣処理手当 11~17 略 (消防手当)</p> <p>第9条 消防手当は、消防職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、月額2,000円とする。 (救急手当)</p> <p>第9条の2 救急手当は、消防職員が救急作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業従事1回につき100円以下の範囲で市長が定める額とする。 (消防車等整備運転手当)</p> <p>第10条 消防車等整備運転手当は、消防職員が、消防本部に属する自動車の整備作業に従事し、又は当該自動車の運転作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 交替制勤務を正規の勤務としている者 その勤務1回につき100円</p> <p>(2) 前号に規定する者以外の者 作業に従事した日1日につき50円 (夜間特殊業務手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき</p>	<p>(9) 夜間特殊業務手当  10 汚物処理作業手当  11~17 略 (消防救急危険手当)</p> <p>第9条 消防救急危険手当は、次の各号に掲げる消防職員に対し、当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) すべての消防職員 月額800円以内</p> <p>(2) 災害時に緊急自動車を運転した者 出動1回につき100円</p> <p>(3) 救急業務に従事した者 従事した日1日につき100円 (消防車整備手当)</p> <p>第10条 消防車整備手当は、緊急に備え常時消防用機動車の整備作業に従事した消防職員に支給する。</p> <p>2 前項の規定による手当の額は、月額600円以内の範囲で任命権者が定める額とする。</p> <p>           (夜間特殊業務手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、その勤務1回につき</p>

改 正 案	現 行
<p>380円とする。</p> <p>(高所作業手当)</p> <p>第11条の2 高所作業手当は、職員が火災現場工事現場において地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業又は監督に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業又は監督に従事した日1日につき300円とする。</p> <p>(死獣処理手当)</p> <p>第12条の2 死獣処理手当は、職員が犬、ねこその他これらに類するものの死体の処理作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、作業従事1回につき300円とする。ただし、その作業1件に2人以上の職員が従事したときは、300円を当該従事職員数で除して得た額とする。</p> <p>(特別出勤手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、特に勤務した時間1時間につき1,200円以内(12月29日から1月3日までの期間にあっては、1,800円以内)において市長が定める額とする。</p>	<p>200円とする。</p> <p>(特別出勤手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、特に勤務した時間1時間につき1,000円以内(12月29日から1月3日までの期間にあっては、1,500円以内)において市長が定める額とする。</p>

別表第2

職 種		平日宿直	休日宿直 (土、日曜を含む。)	日直	半日直
医療職(一)適用者	改正案	円 8,200	円 14,200	円 11,200	円 5,600
	現行				
その他の職員	改正案	2,700	3,000	2,500	1,300
	現行	2,000	2,500	2,000	1,000

## 備考 略

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部長(坂口礼之君) それではお許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第71号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案の理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

去る8月、人事院が国家公務員の給与並びに諸手当等の改定につきまして勧告をいたしました。この勧告に基づきまして、国家公務員に対する特殊勤務手当の一部が改正されましたことに準じまして、また、昭和48年度より消防はしご車の購入、死獣等処理職員の新設等、新しく事務の範囲の拡大整備を行なったことによりまして、手当の新設及び一部内容の変更並びに近時の経済事情、近隣都市との均衡等を勘案いたしまして、特殊勤務手当の種類及び手当額の改定を行ないたく、この条例案をご提案申し上げた次第でございます。

それではその内容についてご説明を申し上げます。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第2条は、手当の種類を定めてございますが、その一部を改正するものでございまして、第7号の「消防 急危険手当」とございますものを、第7号「消防手当」第7号の2「救急手当」と2種類に分けるものでございます。

同条第8号の「消防車整備作業手当」とございますものを、「消防車等整備運転手当」と改め、同条第9号の2として「高所作業手当」を新設するものでございます。

また、同条第10号の2を新設し、「死獣処理手当」を加えようとするものでございます。

それではこれらの各手当額の改正の内容等についてご説明を申し上げます。

まず第9条は、消防救急危険手当とございますものを消防手当と改めまして、その手当は、

消防職員全員に対しまして支給することもいたしてございます。また、その手当額は、現行、月額800円以内を支給しておりますが、1,200円を引き上げ、月額2,000円に改定しようとするものでございます。

第9条の2は、消防救急危険手当を分けまして救急手当とし、その手当は、消防職員が救急作業に従事したときに支給することといたしてございます。

同条第2項につきましては、救急手当額の改定でございまして、現行は、救急業務に従事した者に、従事した日1日につき100円を支給しておりますが、その業務形態等を勘案し、作業従事1回につき100円以内で支給できるよう改定しようとするものでございます。

第10条は、消防車整備手当とありますのを消防車等整備運転手当と改めまして、その手当は、消防職員が消防本部に属する自動車の整備、または運転作業に従事したときに支給することといたしてございます。

同条第2項は手当額の改定でございまして、現行、月額600円以内で支給しておりますがこれを交替制勤務を正規の勤務としている方につきましては、その勤務1回につき100円、交替制勤務以外の者、言い換えますと、昼間勤務をする者につきましては、作業に従事した日1日につき50円を支給できるよう改定しようとするものでございます。

第11条の2項は、夜間特殊業務手当額の改定でございまして、現行は、その勤務1回につき200円を支給しておりますが、180円を引き上げまして、380円を支給するよう改定しようとするものでございます。

第11条の2でございまして、新しく設けました高所作業手当でございまして、職員が火災現場及び工事現場等において、地上10メートル以上で、足場の不安定なところで作業に従事したときに支給することといたしてございます。特に本年度購入いたしました消防署のはしご車等で作業した場合などは、支給対象とすることといたしてございます。

同条第2項につきましては、その手当の額でございまして、その作業に従事した日1日につき300円を支給しようとするものでございます。

第12条の2は、新しく設けました死獣処理手当でございまして、職員が犬猫、その他、これらに類するものの死体の処理作業に従事したときに支給することといたしてございます。

同条第2項につきましては、この手当の額でございまして、その作業1回につき300円を支給しようとするものでございます。ただし、その作業1件に2人以上の職員が従事したときは、当該従事した職員数で除して得た額としております。

第27条の2項は、特別出勤手当額の改定でございまして、診療施設に勤務し、管理職手当を支給される医療職給料表の適用を受ける職員に支給するもので、現行、1時間1,000円以

内で支給しておりますが、200円引き上げ1,200円以内に、12月29日から1月3日までの期間につきましては、1,500円以内を支給しておりましたが、300円を引き上げ1,800円以内にそれぞれ改正しようとするものでございます。

別表第2でございますが、市立病院における当直勤務手当の改定でございますが、医師以外の職員の宿日直手当額は、現行、平日の宿直手当1回につき2,000円を支給しておりますが700円を引き上げ2,700円に、休日の宿直手当は、1回2,500円を支給しておりますが500円を引き上げ3,000円に、日直手当は、1回2,000円を支給しておりますが、500円を引き上げ2,500円に、半日直手当は、1回1,000円を支給しておりますが、100円を引き上げ1,300円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行することといたしてございますが、消防手当、救急手当、消防車等整備運転手当、高所作業手当の改定期日は、昭和49年1月1日から実施することといたしてございます。

附則第2は、適用日でございますが、消防職員の夜間特殊業務手当の規定は昭和48年4月1日から、市立病院に勤務する職員に該当する特別出勤手当及び当直勤務手当の改定は本年9月1日から、死獣処理手当の規定は本年10月1日からそれぞれ適用することといたしております。

附則第3項につきましては、同条例の施行の日の前日までに職員に支給した当該特殊勤務手当の内払いとみなしてございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ原案通り可決ご決定下さいますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） この特殊勤務手当の改正はまことに結構だと思いますが、特に消防職員については、具体的には附則の実施状況についてお聞きしたいのは、病院の場合は病院の労働組合、職員の場合は職員組合がありますが、消防職員の場合はそれがないんだという立場から、たとえばさか上るものもありますが、1つは昭和49年1月1日から施行するとなっております。こういうのは、職員の声はどのように聞いて決めていってるのか。また聞かなくして、人事院勧告だからと、それを基本にして独自に決めたという場合、同じ職員でありながら具体的に職員の声をどのようにして聞くのか。今回、これを改正しようという中で、これからのあり方について、ひとつ総務部長のほうから明快にお答え願いたいと思います。
- 議長（坂上国治君） 総務部長。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは私からお答えいたします。



消防署の職員につきましては現在、団体交渉権等もございませんので、消防長さんあるいは消防署長さん等から間接的に伺いきたいでございます。直接、私と消防職員と話し合いはいたしてございません。

- 18番(直村静二君) 関連して消防長にお尋ねしますが、つまり早く実施してほしい、差額があるから、早く実施してほしい。4月、10月からとありますが、その点、職員の声をどのように聞いているのか。
- 消防長(和田増義君) お答え申し上げます。

職員の声をどのように聞いておるかということでございますが、総務部長からお答え申し上げましたが、署には幹部会もあり、職員の親睦会もございますので、あらゆる機会をとらえいろいろな声を吸収して特に配慮しておるということでございます。

いまご質問の実施期日の問題でございますが、夜間特殊勤務手当は、人事院の勧告で4月からとなっており、4月からさか上るということですが、その他の諸手当につきましては、議会の議決を得たうえで49年1月1日から実施したいということでございます。

- 18番(直村静二君) 特別なことはないのですが、意見として要望しておきますと、ILO関係で消防署職員も労働組合として組織される方向に向いております。そこで単に幹部だけでなく、一応、職員の声も十分に聞く。何も団体交渉するだけでなく、将来、労働組合も組織されるという方向にありますので、いまからその体制も含めて、職員の声を聞くことを要望しておきます。
- 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって議案第71号は原案通り可決されました。

- 
- 議長(坂上国治君) 日程第11「昭和48年12月及び昭和49年3月に支給する期末手当の額等の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

- 市会事務局長(井谷義雄君) 朗読に当たりまして、過日の議会運営委員会におきまして、差し替えをしていただくということでご了解を得て、今朝ほどお手元にご配布申し上げておりますので、その分をご覧いただきたいと思っております。

(市会事務局長朗読)

議案第72号

昭和48年12月及び昭和49年3月に支給する期末  
手当の額等の特例に関する条例制定について

昭和48年12月及び昭和49年3月に支給する期末手当の額等の特例に関する条例を次のよ  
うに制定する。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

昭和48年12月及び昭和49年3月に支給する期末  
手当の額等の特例に関する条例(案)

(目 的)

第1条 この条例は、昭和48年12月及び昭和49年3月に支給する期末手当の額等の特例に  
関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特 例)

第2条 昭和48年12月及び昭和49年3月に支給する期末手当に限り、和市政員の給与に関  
する条例(昭和38年和泉市条例第16号。以下「職員給与条例」という。)第25条の規定  
の適用については、同条第2項中「100分の50」とあるのは「100分の20を乗じて得  
た額に基準日以前3箇月以内の期間における、その者の在職期間の区分に応じて、次の表に定  
める割合を乗じて得た額」と「100分の200を乗じて得た額に基準日以前3箇月以内(基  
準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ  
て、次の表に定める割合を乗じて得た額」とあるのは「100分の282を乗じて得た額に基  
準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗  
じて得た額に18,000円を加えて得た額」とする。

2. 職員給与条例第25条及び前項の規定により昭和49年3月に支給を受けるべき期末手当の  
額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した残額より低い額となる職員に対して同  
月に支給する期末手当の額は、同条及び前項の規定にかかわらず、当該残額に相当する額とする。

(1) 前項の規定を適用しないものとした場合に職員給与条例第25条の規定により昭和49年

3月に支給を受けることとなる期末手当の額

(2) 昭和48年12月に支給を受けた期末手当の額から18,000円を減じて得た額に282分の30を乗じて得た額。

3. 昭和48年12月2日以後に新たに職員給与条例第25条の規定の適用を受ける職員となった者(市長が定める職員を除く。)に対して昭和49年3月に支給する期末手当については、第1項の規定は、適用しない。

第3条 昭和48年12月及び昭和49年3月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「という。)」とあるのは「という。)」及び昭和48年12月及び昭和49年3月に支給する期末手当の額等の特例に関する条例(昭和 年和泉市条例第 号)」とし、かつ、この場合においては、前条第1項中「100分の282」とあるのは「100分の342」と、「乗じて得た額に18,000円を加えて得た額」とあるのは「乗じて得た額」と、同条第2項第2号中「額から18,000円を減じて得た額に282分の30」とあるのは「額に342分の30」と規定されているものとみなす。

#### 附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 職員が昭和48年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員給与条例又は和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給を受けた期末手当は、当該条例及びこの条例の規定による期末手当の内払とみなす。
3. 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 理 由

近時の社会経済諸情勢、近隣都市の実態及び国家公務員に対する期末手当支給特例措置等にかんがみ、一般職の職員等に対して昭和48年12月に支給する期末手当の額を特例的に増額するとともに、昭和49年3月に支給する期末手当の一部を昭和48年12月に繰り上げて支給する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第72号参考資料

昭和48年12月及び昭和49年3月に支給する期末手当  
の額等の特例に関する条例(案)による特例措置後の規定  
と現行規定との対照表

1. 第2条関係(和泉市職員の給与に関する条例)

特 例 措 置	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第25条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日をこえない範囲において市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員も、国家公務員の例に準じて同様とする。</p> <p>2. 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の20</u>を乗じて得た額に基準日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額、6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては、<u>100分の282</u>を乗</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第25条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日をこえない範囲内において市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員も、国家公務員の例に準じて同様とする。</p> <p>2. 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の50</u>、6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては<u>100分の200</u>を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た</p>

特 例 措 置		現 行																		
<p>じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間 におけるその者の在職期間の区分に応じて 次の表に定める割合を乗じて得た額に 18,000円を加えて得た額とする。</p>		額とする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">在 職 期 間</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日が3月1日又は6月1日 である場合</td> <td>基準日が12月1日である場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3箇月</td> <td>6箇月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>2箇月15日以上3箇月未満</td> <td>5箇月以上6箇月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>1箇月15日以上2箇月15日 未満</td> <td>3箇月以上5箇月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>1箇月15日未満</td> <td>3箇月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>		在 職 期 間		割 合	基準日が3月1日又は6月1日 である場合	基準日が12月1日である場合		3箇月	6箇月	100分の100	2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	100分の80	1箇月15日以上2箇月15日 未満	3箇月以上5箇月未満	100分の60	1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30	
在 職 期 間		割 合																		
基準日が3月1日又は6月1日 である場合	基準日が12月1日である場合																			
3箇月	6箇月	100分の100																		
2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	100分の80																		
1箇月15日以上2箇月15日 未満	3箇月以上5箇月未満	100分の60																		
1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30																		
3. 略		3. 略																		

2. 第3条関係(和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例)

特 例 措 置	現 行
<p>第5条 議長、副議長及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受ける。これらの期日前1月以内に、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、または市議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの期日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)</p> <p>2. 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現</p>	<p>第5条 議長、副議長及び議員で3月1日、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受ける。これらの期日前1月以内に、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、または市議会の解散により任期が終了したこれらの者(当該これらの期日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2. 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現</p>

特 例 措 置	現 行
<p>在（同項後段に規定する者にあつては、任期満限、退職、退職、除名、死亡または市議会の解散による任期満了の日現在）において報酬月額に、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号。以下「給与条例」という。）及び昭和48年12月及び昭和49年3月に支給する期末手当の額等の特例に関する条例（昭和</p> <p style="text-align: center;">年和泉市条例第 号）の規定により</p> <p>期末手当を受ける職員の例に準じて一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（注）上記の規定により、例に準じるものとされた職員の期末手当の額は、職員給与条例第25条第2項の規定が下記のとおりであると仮定して、同条例の規定等により計算して得た額とみなされる。（議案の条例の第3条の「かつ」以下の意味するところ）</p> <p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第25条 略</p> <p>2. 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額に、3月に支給する場合においては</p> <p style="padding-left: 2em;">100分の20を乗じて得た額に基準日以前3箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額、6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する</p>	<p>在（同項後段に規定する者にあつては、任期満限、退職、退職、除名、死亡または市議会の解散による任期満了の日現在）において報酬月額に、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号。以下「給与条例」という。）の規定により期末手当を受ける職員の例に準じて一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（注）上記の規定により例に準じるものとされた職員の期末手当の額は、この参考資料1（第2条関係）の「現行」欄に規定する額である。</p>

特 例 措 置	現 行
<p>場合においては100分の342を乗じて            得た額に基準日以前6箇月以内の期間にお            けるその者の在職期間の区分に応じて次の            表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 略</p> <p>3. 略</p>	

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） ただ今、議会事務局長さんからもお断りをいただきましたように、この件につきましては、異常な物価高騰に処するため、人事院の勧告に基づきまして、昭和49年3月に支給する期末手当のうち、0.3カ月分を繰り上げて12月に支給するよう措置されましたに伴いまして、先にご配布申し上げました期末手当の額の特例に関する条例案と合わせ、1つの議案とさせていただきますので、別冊として今朝ほどご配布申し上げました。まことに申しわけございませんが、今朝ほどご配布申し上げました議案によってご説明申し上げたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは議案第72号、昭和48年12月及び昭和49年3月に支給する期末手当の額等の特別に関する条例制定につきまして、提案の理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

最近の社会経済情勢、近隣各都市の期末手当等の支給実態並びに国家公務員に対しまする来年3月に支給する期末手当支給特別措置等に鑑みまして、本市職員に対し、昭和48年12月に支給する期末手当の額を増額するとともに、昭和49年3月に支給する期末手当の一部を、昭和48年12月に繰り上げて支給する必要がありますので本条例案をご提案申し上げた次第でございます。

それでは内容についてご説明を申し上げます。

第1条は、この特例条例の目的をうたってございまして、昭和48年12月及び昭和49年3月に支給する期末手当の額等の特例に必要な事項を定めることを目的としてございます。

第2条は、特例の規定でございまして、本年12月及び昭和49年3月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例第25条第2項中、3月に支給する期末手当の額は「100分の50」とございますのを、「100分の20を乗じて得た額に基準日以前3カ月

以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額」と改め、「100分の200を乗じて得た額に、基準日以前3カ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額」とございますのを、「100分の282を乗じて得た額」に18,000円を加えた額に改めるものでございます。

同条第2項につきましては、昭和49年3月に支給する期末手当のうち、0.3カ月分を繰り上げて支給することといたしてございますが、この措置によって支給を受ける者が不利益にならないよう規定したものでございます。たとえば、繰り上げ支給は、本年12月の給与額で積算しておりますが、来年1月に定期昇給等のため給与月額が増額になった場合、3月に支給される場合とでは、昇給による増額分相当額が不利になりますので、このような場合には、その差額は、3月に支給する期末手当に加えて支給できるよう措置いたしてございます。

第3項につきましては、本年12月2日以降に採用されました職員については、昭和49年3月に支給する期末手当のうち、0.3カ月分の繰り上げ支給はしない旨規定したものでございます。したがって、これらの職員に対する3月に支給される期末手当の額は、100分の50を基準とすることといたしてございます。

第3条につきましては、議員各位に支給いたします期末手当の特例措置の条項でございまして、昭和49年3月に支給いたします期末手当のうち、0.3カ月分の繰り上げ支給は、議員の場合にも適用することといたしてございまして、この分も含め、本年12月に支給いたします期末手当の額を、報酬月額の100分の342を乗じて得た額といたしたく措置いたしましたものでございます。これらの措置に伴いまして、昭和49年3月に支給いたします期末手当の額は100分の20を乗じて得た額となります。

次に、附則でございまして、この条例は公布の日から施行することといたしてございます。

第2項につきましては、昭和48年12月1日から施行日の前日までに支給を受けました期末手当は、この条例の規定による期末手当の内払とみなすことといたしております。

以上、簡単ですが、提案理由並びに内容の説明を終わります。何とぞよろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定を賜りますようお願いいたします。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） 議案の差し替えて、中身はインフレ手当ということですので、その点は了といたしますが、この前にも意見を申し上げましたが、ここの差し替え前の議案に出ておったのは3.12ですか、差し替えて3.12プラスインフレ手当が入って3.42、しかるに、これはただ引き写しになっているだけです。議員も3.12プラスインフレ手当0.3、準じてという場合、われわれは常勤職員ではないから、おそらくこういう決め方をすると、つまり



皮肉に言うと、われわれは市長と団交してもっと上げてもらえるかということにもなる、あるいは、これは多過ぎるから下げてくださいということもありうる。基礎数字は職員団体との交渉の結果決まったが、それにそのまま乗っている。独自に出してほしいという意見も前から言うようになった。この点、端数まで一緒にする必要はない。端数まで一緒だと、職員の団体交渉に議員も乗るんだというアベックになり、それはいけないんだと言ったんです。

- 総務部長（坂口礼之助君） たとえば、国における衆参両院議員さんの期末勤勉手当等については、法律上の措置を見ますと、特別職に準ずるという形になってます。特別職の方々の期末手当等の支給方法は、一般職に準ずるという措置をとられてございます。したがって、議員各位の期末手当についても、一般職に準じて行なっていきたいということを原則的に考えてございます。

今回の場合も、国並びに各地方公共団体で3月に期末手当を支給する措置をとっておる市町村につきましては、一律に繰り上げ支給をしておりますので、本市もそのように措置いたしたく存じております。

- 18番（直村静二君） 準じてやるということはわかる。それには2通りある。衆参両院議員が特別職に準じて、これは3月の期末のやつを12月にやるという。これは結構です。しかし、職員との団交で決まった額を一つの基準として、それに準じてという額でしょう。私は基礎の数字を言ってる。だから、議員の場合は3.12が3.0でも結構やないかと申し上げた。また、3.5でも結構やないかとも言えます。準じてということと同じという意味に解釈してはいけないと思う。見解の相違だとお考えかもしれませんが、来年は変える必要があると思う。私の言うてる意味、わかりますね。

- 総務部長（坂口礼之助君） 準じてということにつきましては、即そのままという解釈もしてございません。和泉市はやはり和泉市の職員組合との交渉の結果、和泉市としての立場で決まりますので、和泉市の職員に準じて議員各位に対する期末手当率も決めていくという基本姿勢を持っております。ご意見ありがたくお受けさせていただきますが、今後、検討させていただきます。

- 18番（直村静二君） われわれは常勤の職員ではないから、常勤職員に準じてというところで、同じにはいけない。すべて数字まで一致させてはいけないということを申し上げておきます。

- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第72号は原案通り可決されました。

お諮りいたします。お昼のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようですので、1時まで休憩いたします。

(正午休憩)

(午後1時10分再開)

○ 議長(坂上国治君) お待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12より日程第14までは同種の議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第73号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3 特別職の職員給料月額

区 分	給 料 月 額
市 長	3,600,000 円
助 役	3,000,000 円
収 入 役	2,700,000 円

附 則

1. この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市職員の給与に関する条例の規定は、昭和48年12月1日から適用する。
2. 特別職の職員がこの条例による改正前の和泉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和48年12月1日以後の分として支給を受けた給与は、この条例による改正後の和泉市職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

一般職の職員の給与改定に伴い、また近時の社会経済諸情勢の推移にかんがみ、特別職報酬等審議会の答申に基づいて市長等特別職の職員についてもその給料月額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第73号参考資料

和泉市職員の給与に関する条例改正案・現行対照表

別表第3 特別職の職員給料月額

区 分	給 料 月 額	
	改 正 案	現 行
市 長	3,600,000 円	2,900,000 円
助 役	3,000,000 円	2,300,000 円
収 入 役	2,700,000 円	2,200,000 円

議案第74号

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の  
勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定につ  
いて

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の  
勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和45年和泉  
市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「月額210,000円」を「月額260,000円」に改める。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市教育委員会の教育長の給  
与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、昭和48年12月1日から適用する。
2. 教育長がこの条例による改正前の和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務  
条件に関する条例の規定に基づいて昭和48年12月1日以後の分として支給を受けた給与は  
この条例による改正後の和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関す  
る条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

現下の社会経済諸情勢の推移及び他の一般職の職員の給与改定にかんがみ、特別職報酬等審議  
会の答申に基づいて、教育長についてもその給料月額を改定する必要がある。これが、この条例  
案を提出する理由である。

議案第74号参考資料

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の  
勤務条件に関する条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
(給 料) 第2条 教育長の給料は、 <u>月額260,000</u> <u>円</u> とする。	(給 料) 第2条 教育長の給料は、 <u>月額210,000</u> <u>円</u> とする。

議案第75号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例制定について

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を改正する条例(案)

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 議員等の報酬額

区 分	報 酬 額
議 長	月額 210,000 円
副 議 長	月額 195,000 円
議 員	月額 180,000 円

附 則

1. この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、昭和48年12月1日から適用する。
2. 議会の議長、副議長及び議員がこの条例による改正前の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて昭和48年12月1日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この条例による改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

現下の社会経済諸情勢の推移及び市長等常勤の特別職の職員の給料月額の設定にかんがみ、特別職報酬等審議会の答申に基づいて議会議員等の報酬月額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第75号参考資料

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する  
条例改正案・現行対照表

別表第1 議員等の報酬額

区 分	報 酬 額	
	改 正 案	現 行
議 長	月額 210,000円	月額 180,000円
副 議 長	月額 195,000円	月額 150,000円
議 員	月額 180,000円	月額 140,000円

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第73号、和泉市議員の給与に関する条例及び議案第74号、和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例並びに議案第75号、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、一括して提案の理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

ご承知の通り、人事院は去る8月、例年の勧告期日より早く、民間企業の職員と公務員との給与格差の是正を図るため、一般職の職員の給与を改善するよう、政府並びに国会に勧告をいたしました。この勧告に基づきまして、国並びに地方公共団体は、一般職員の給与の改定を行なってまいっております。国の場合は、一般職国家公務員の給与改定に準じまして、内閣総理大臣、衆参両院議員等、特別職の職員につきましても、同時に改定を行なってございます。

本市におきましては、人事院勧告に基づきまして、一般職職員の給与改定のみ、去る9月の第3回定例市議会に付議し、ご議決を得て、すでに実施いたしておりますが、この給与改定によりまして、一般職職員と特別職との給与に不均衡が生じて参っており、これを是正する必要がございました。そのうえ、近時、市サイドでの行政需要が多様化し、行政分野も拡大する一方でございまして、特別職の方々の職責はますます増大して参っております。また、議員各位におかれましても、その職務が繁忙かつ複雑となっており、その職務も専門化しつつございまして、非常勤とは申しましても、常時行政に携わらざるをえない情勢になってまいっております。

これらの事情を勘案いたしまして、なお、近隣各都市の勤向等をも参酌し、特別職の報酬等を改定する必要がございましたので、本市条例の規定によりまして、特別職報酬等審議会を設置し、ご諮問いたして参ったんでございますが、審議会におきましては、都合4回会議を開かれまして慎重にご審議をわすらわしました結果、去る12月4日にご答申をいただいた次第でございまして、この答申に基づきまして、特別職の報酬等を改定いたしたく、この条例案をご提案申し上げた次第でございまして。

それでは改定の内容についてご説明申し上げます。

議案第73号、和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職の給料の改定でございまして、同条例第29条中の別表第3、市長の給料月額、現行29万円を7万円引き上げまして、月額36万円に、助役の給料月額、現行23万円を7万円引き上げまして、月額30万円に、収入役の給料月額、現行22万円を5万円引き上げまして、月額27万円に、それぞれ改定しようとするものでございます。

議案第74号、和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、教育長の給料月額の改定でございまして、同条例第2条の中の「月額21万円」とございまして、5万円引き上げまして、「月額26万円」に改定しようとするものでございます。

議案第75号、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議員各位の報酬額の改定でございまして、同条例第1条のうちの別表第1で、議長、月額、現行16万円を5万円引き上げまして、21万円に、副議長、月額、現行15万円を45,000円引き上げまして、19万5,000円に、議員、月額、現行14万円を4万円引き上げまして、18万円に、それぞれ改定しようとするものでございます。

それぞれの条例は公布の日から施行いたしまして、昭和48年12月1日から適用いたすことといたしてございます。

なお、本年12月1日以降の分として支給を受けた給与報酬等がございました場合は、この条例による改定後の給与報酬等の内払いとみなすことにいたしてございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定をお願いいたします。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。はい。
- 20番（寺田 茂君） いまの総務部長の説明の中で、特別職と一般職員との格差の問題ということが出たんですけど、午前の質疑にもあったように、その基準がわれわれとしては理解できない。

それと、市長、助役が7万円、教育長5万円、議員4万円というふうに値上げされてるわけですけど、年間でどれくらい要るのか知らしてほしい。

また、昨年にも第4回定例会のときに値上げ案が出たわけですが、市民が見たときに、「12カ月のうちに2回値上げするん違うか。計8万円の値上げだ」と受け取りかねないという心配ももされてるわけですが、昨年の報酬値上げのときには、市財政が一応好転した、また、議員は市民の要望にこたえるようにという条件が出た、この点も合わせて、この値上げ案に対する理事者側の答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

質問の趣旨でわかりにくいところがあったんですが、一般職と特別職とは、一方が上がれば一方も上げるというのはおかしいという論理のようですけれども、私たちはむしろ当然であると解釈し、理解いたしてございます。公務員の給与体系は職責の度合いにより決められており



特別職の方々も重要な職責をお持ちですので、一般職との間の給与の均衡がとれていて当然であると理解いたしております。

年間所要額は、市の理事者側の方で、平年度化して約600万でございます。

それから、年2回の引き上げということですが、明らかに1回でございます。昨年改定は12月1日。議員さんご承知の通りでございます。

財政との関係ですが、先ほど申し上げたように、年間所要額600万前後のもので、100億に近い本市予算規模の中でございますから、直接、財政に影響をもたらすことはないと判断いたしております。

○ 20番(寺田 茂君) だれだれというんやなしに、部課長はどのくらいか教えてください。それと、年間600万というのは、今度の報酬値上げ全体がそれでまかなえるということですか。

○ 総務部長(坂口礼之助君) まず、部課長のうち、特別職に一番近い階層である部長の最高が、本年10月1日現在で28万8,000円でございます。

600万円は、市の三役さんと教育長さんの増額分を平年度化した金額でございます。

○ 20番(寺田 茂君) 議員の分を入れて、総トータルではどのくらいになるんですか。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 議員さんの場合、期末手当等も含めて平年度化いたしますと、1,900万円の増額でございます。

○ 20番(寺田 茂君) 今回の値上げは財政負担にはならないという答弁でしたが、財政好転のきざしがあるのか。今後、一年間の見通しをお聞きしたい。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 財政事情が好転したから値上げをやるんだということじゃございません。今回の改定に対して、特別審議会からそうした附帯条件は何ら付いておりません。財政の健全な運営を図っていくというのは、報酬の改定をするからやるんだという意味じゃなく、常時、われわれは鋭意意を用いてるはずでして、今後もそのことに努力していくことには変わりはありません。

○ 20番(寺田 茂君) おそらく堺を除けば、阪南では一番高いんじゃないかとぼくは思うんですよ。あとで結構ですから、市長、議員等の、阪南各都市の実情を参考のために知らしてください。

終わります。

○ 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ありませんか。

○ 18番(直村静二君) 市長が29万から36万。7万プラスですね。部長さんが10月1日現在で23万円だということで、その時点では6万の差であったものが、さらにその差が開

く。通常ならばそれなりに考えられることですが、市長は昨年来、これはまあ、不幸なことですが、病いということで、6月ごろにようやく出勤して市長の仕事がされてる。市長以外の方は病欠はないし、常勤として出ておられる。私は、おそらく市長個人も自分のあり方をよくご認識だと思えます。しかし、こういう数字を出さないで、あとの人を上げられないということで、こういう金額が出てると、私はかように善意に解釈しております。前には、附帯条件でこれは受け取るべきでないといって返上された議員もある。こういう点から、11万市民の市政をあずかる市長として、あなたのやってこられたこと、あなたの決意なりをお聞かせ願いたい。例として、一定額は返上するとか、そういう決意がとおりか、なきやないで結構です。

- 総務部長(坂口礼之助君) 私から……(「市長答弁やないか」、「ほかの方と言うてないですよ」と呼ぶ者あり)いや、病気の関係の算定した基礎がね。
- 18番(直村静二君) 算定基礎なんか聞いてない。市長が出てるんですからね、市長個人の見解をうかがいたい。市長の決意が大事なんですからね。市長、直村個人が聞いてるんじゃない。われわれ、住民から選出された議員が聞いてるんです。聞いてくれという声があったから聞いてるんですからね。市長から市民に対する答弁をしていただきたい。
- 議長(坂上国治君) 市長、答弁。
- 市長(藤木秀夫君) 私は報酬については市に一任してる関係上、何ら、共産党にとやかく言われることはないと思えます。
- 18番(直村静二君) 私は、直村個人の質問やなしに、市民が聞いてるんだからお答え願いたいと言ったじゃないですか。共産党という言葉なんか出ないはずでしょう。それが議会軽視だというんですよ。共産党としては意見もありますよ。それについてはあとでも申し上げますけれども、市に一任したから、私は共産党にとやかく言われることはない。これはどういうことですか。はっきりしなさい。
- 市長(藤木秀夫君) 過日、病いのために休んだんですが、そのつど、それぞれ、福祉の方面にも私の気持ちのあるだけをいろいろやってあるはずでございます。それで、あなたにとやかく言われることないと申し上げてるわけです。
- 18番(直村静二君) 私言ってるのは、あなたが悪いとか、どうかいうんじゃないですよ。あなた、私が言うと、悪いように受け取りますねえ。一任したんだと。休んだ件についてはあんじょうしてあると、あなたおっしゃたから、大体、答えわかってます。今度の報酬については、市長としては足らんぐらいやというふうなことを言外に感じますので、その点で確認しておきます。
- 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案……

(「議長、お願いします。諮る前に、反対意見がありますので、反対討論をさせていただきたい」と呼ぶ者あり)

意見だけ言うてください。

- 18番(直村静二君) 採決する前に、反対意見……。
- 7番(田中包治君) 反対があれば、必ず反対討論しなくちゃならないものではないと思うんです。今後の議会運営上、反対があれば、必ず反対討論と賛成討論をするんだと議長が明言するのなら別ですけども、でなければ、2名の共産党員の人々が質問ただけであるから、やはり、このまま採決するのが正しいと私は思います。
- 18番(直村静二君) 田中議員のおっしゃる点は、その通りの面が半分はあるんですけど大事な問題については態度表明すべきだという意見もある。重要であるかないかをどこで判断するか。それは議長サイドで決めなきゃなりませんけど、午前中の報告についての反対意見等も、あえてする必要ないということではなかった。私たちがそういうふうに配慮しています。ただ、この点については、反対意見を言わしてもらいたいと言ってるわけです。
- 議長(坂上国治君) お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。  
(「異議なし」「異議あり」「なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)  
本件については反対の意見がありますので、挙手により……。
- 18番(直村静二君) いやいや、意見申し上げます。反対意見を申し上げます。  
まず第一に……  
(「待てよ、議長」と呼ぶ者あり)
- 議長(坂上国治君) はい。
- 23番(貝淵博治君) 議長、いま、挙手と言いながら、なぜあなたは発言を許すんですか。許すなら許す、許さんなら許さん。はっきりして下さい。
- 議長(坂上国治君) だからね、本件については反対の意見がありますから、挙手により採決いたしますと言いかけたら、あなたが、ちょっと待てと言うたからね。
- 18番(直村静二君) いやいや、一番最初から申しますと、反対意見はないかと議長がおっしゃったから、反対討論させてくれと私が言うたわけです。そしたら田中議員さんが立ってそら必要ないんと違うかと言われた。半分はそうやと私が言うた。その前に議長から意見あったら言えと言ったから、私、意見言いますと言った。そういうふうに進んでるはずですよ。お間違いないように。  
— 簡単です。2、3分で済みますから。

12月ですから、1年足らずに値上げということは、市民感情としてどうしても納得できないという点があります。

それから、お隣の岸和田市も、市長選挙が終わりましたが、市長は現在、まだ16万ですし、何も無理にそれを上回る必要もない。議員あるいは特別職の値上げ絶対反対という立場でなくて、財政問題、均衡問題、市民感情等から考えて、今回の値上げについては、賛成することはできないということで、反対の意見を終わります。

- 議長（坂上国治君） 本件については、反対の意見がありますので、挙手により採決いたします。本案に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、議案第73号、74号及び75号は原案通り可決されました。

- 25番（藤原要馬君） 一言、お許しいただきたい。

いまの議案に反対された方は、反対の理由があると思うんですが、それについて一言、お尋ねしたい。私が議長をしていた45年の値上げのとき、5月までさかのぼった。その当時から反対している人たちは、値上げ分はもらっていないのかどうか、事務局長から報告していただきたい。

- 市会事務局長（井谷義雄君） お答えいたします。

昨年の給与改定の時点で、お2人の方から寄附をさせていただきたいという申し出がございまして、その分は特例で積み立てていただいて、寄附されたようでございます。それだけでございます。

- 25番（藤原要馬君） 私が聞いているのは、私が議長の45年から以後、反対してる人はもらっていないのかどうかです。はっきり答弁下さい。

- 市会事務局長（井谷義雄君） 全部お渡ししてございます。

- 25番（藤原要馬君） 議会では反対していかっこうをして、もらってるということでしょう。別にもらわなくてもいいが、もろもろのことを考えて、一応、賛成してる人間も相当いるわけです。議会では反対して、市民さんにはええかっこうしてるけども、通ったらもらってる。そういうことではいけないと思うんです。反対理由があって反対した限りは、もらわないというのが純然たる反対だと思ふ。反対しておきながら金をもらうんでは、市民さんにええかっこうするだけじゃないか。東京都議会においても美濃部さんは革新知事としてやってるけど、今度、70万円に上げてるわけですね。革新の各議員さんも全部上げてるわけです。これでは何のために反対しているのか、非常に疑問に思われる。やはり、反対する理由があって反対するんだからして、反対した限りは、もらわないという形を今後はとってもらいたいという意見を

述べて、終わります。

○ 23番(貝淵博治君) いま提案した案件は可決されたわけですが、寺田、直村両君の態度は正しいと思うんですね。反対してその意見を述べた。ところが、採決のときに手も上げん意見も言わん、こういう宙ぶらりんの人はどうするのか。もらうのか、もらわないのか。手も上げずに、そんなかっこのええことだけしてるより、共産党議員のように反対意見言うほうがむしろ正しいんじゃないか。意見も言わん、手も上げん議員さん、一べん自覚しなさい。出す言うたら、取るのに。そんななまはんじゃくな、中途半端なことは許されんと思うんです。議場ではもっと態度をはっきりしてもらいたい。賛成といって挙手した者だけヤリ玉にあげられる。こんなことはもってのほかだと思う。取るなら取る、いらんならいらんと、態度をはっきりしていただきたい。要望にとどめます。

○ 18番(直村静二君) 私、あえて意見を言うことはなかったんですけど、たびたび共産党という名前が出て、えらい株が上がってききましたので、何か言わざるを得ない。

私どもは常に、議案に対する賛否の態度は明快にしておりますし、反対の理由も言っております。あとの措置については、各会派、党派別にいろいろご意見があると思うんですね。市民もそれを見ていると思います。藤原要馬議員さんがおっしゃった、昭和45年度分については、遡及分だという点では問題だという意見も申し上げ、一定の措置もしております。その点は見てもらってもわかりますし、各会派それなりにお考え願ひ意見も申し上げて、市民の批判を仰ぐということでもいいんじゃないか。そういうものとして扱っていただきたいと思います。

○

○ 議長(坂上国治君) 次に日程第15「和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第79号

和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年和泉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「67歳以上」を「65歳以上」に、「次の各号」を「次の各号の一」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

理 由

老人福祉の充実を図るため、老人医療費助成対象者の年齢を65歳以上とし、その他国における同様の制度との関連上所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第79号参考資料

和泉市老人医療費の助成に関する条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
(対象者) 第2条 この条例により医療費の助成を受け ることができる者(以下「対象者」という) は、和泉市の区域内に住所を有する者であ って、国民健康保険法(昭和33年法律 第192号)による被保険者又は規則で定 める社会保険に関する法律(以下「社会保 険各法」という。)による被扶養者のうち	(対象者) 第2条 この条例により医療費の助成を受け ることができる者(以下「対象者」という) は、和泉市の区域内に住所を有する者であ って、国民健康保険法(昭和33年法律第 192号)による被保険者又は規則で定め る社会保険に関する法律(以下「社会保険 各法」という。)による被扶養者のうち、

改 正 案	現 行
<p>年齢<u>65歳以上</u>の者とする。ただし、<u>次の各号の一に該当する者を除く。</u></p> <p>(1) 所得税法(昭和40年法律第33号)第233条の規定による公示のあった者</p> <p>(2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定等により国の老人医療費支給制度の適用を受けることができる者</p>	<p>年齢<u>67歳以上</u>の者とする。ただし、<u>次の各号に該当する者を除く。</u></p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 所得税法(昭和40年法律第33号)第233条の規定による公示のあった者</p> <p>(3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定等により国の老人医療費支給制度の適用を受けることができる者</p>

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。
- 市民部長(小林一三君) それではお許しを得まして、ただいまご上程いただきました議案第79号、和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案の理由並びに内容につきましてご説明させていただきます。

まず、理由でございますが、老人福祉の充実を図る一環といたしまして、今般、大阪府と市とで、老人医療費の助成の公費負担につきまして、その対象者の年齢を67才から65才に引き下げようという第1点と、第2点につきましては、その他、国における同様の制度との関連上、所要の規定を一部整備を行なおうとするものでございます。これが本条例改正案の提案の理由でございます。

それでは内容につきましてご説明申し上げます。

まず1点の、第2条各号別記以外の部分中「67才以上」を「65才以上」に改めるといいますのは、先ほど申しました、67才以上の対象者を65才に引き下げることとさせていただきます。

それから、「次の各号」を「次の各号の1」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。これは、46ページに新旧対照表がございますように、ご承知のように、老人福祉法におきましては、国の制度として、老人医療制度を行なっております。したがって、関連法令の規定を適用いたしまして、従来の条例第1号に記載されてございます、生活保護法による保護を受けてる者は、国の制度に準じまして措置さ

れるということで、今般、行制指導がなされましたので、本制度にかんがみまして、この条項を削除いたしまして、それぞれ1号ずつ繰り上げるというのが、今回の改正の内容でございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日は、規則で定めるとなっておりますがご承知のように、目標は1月1日といたしてございますが、現在、府におきましても、公的医療機関並びにそれらの医療機関との完全な実施に対する契約締結時期にまだ至っておりません。したがって、本市におきましても、これらの措置に準じまして、府の動向等とも並行いたしまして、1月1日の実施を目標といたしてございますが、上程させていただいてる今日現在これらのすべての手続が完了いたしてございませんので、さよう附則でうたわしていただきました。

なお、対象人員は1,100名でございます。よろしくご審議のうえ、原案通りご可決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第79号を原案通り可決いたします。

○ 議長（坂上国治君） 次に日程第16「和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第80号

和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に  
関する条例制定について

和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例を次のように制定する。

昭和48年12月17日提出



和泉市条例第 号

和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例(案)

(目 的)

第1条 この条例は、身体障害者及び精神薄弱者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって身体障害者及び精神薄弱者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対 象 者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、和泉市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被扶養者のうち、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)を所持する者のうち、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する者
  - (2) 規則で定める判定機関(以下「判定機関」という。)において精神薄弱の程度が重度であると判定された者
  - (3) 身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において精神薄弱の程度が中度であると判定された者
2. 対象者のうち次の各号の一に該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
  - (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)による老人医療費の支給を受けられる者
  - (3) 精神薄弱者福祉法(昭和35年法律第37号)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく措置により医療費の支給を受けている者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員(世帯

主若しくは組合員であった者を含む。以下「世帯主等」という。)又は社会保険各法による被保険者若しくは組合員(被保険者若しくは組合員であった者を含む。以下「被保険者等」という。)(以下これらを「対象者等」という。)が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(5) 和泉市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年和泉市条例第25号)による老人医療費の支給を受けることができる者

(6) 前年の所得につき所得税法(昭和40年法律第33号)第233条の規定による公示のあった者

(助成の範囲)

第3条 和泉市は、対象者に対し、次の各号の一以上に該当する場合における医療費のうち、対象者等が負担すべき額(被保険者等に対し当該医療費に係る家族療養附加金が生じられる場合は、その額を控除した額)を助成する。

(1) 国民健康保険法により対象者が療養の給付若しくは療養費の支給を受けたとき又は世帯主等が対象者に係る療養費の支給を受けたとき。

(2) 社会保険各法により被保険者等が対象者に係る家族療養費又は療養費の支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の法令による医療に関する給付を受けたとき。

(助成の適用)

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の申請があった日から適用する。

(申請)

第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。

(医療証の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その資格を審査し、医療証を交付する。

(医療証の提示)

第7条 医療証の交付を受けた者が市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局(以下「契約医療機関」という。)において療養を受けようとするときは医療証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、第3条の対象者等が負担すべき額に相当する金額を市長が契約医療機関に支払うことによつて行う。ただし、第5条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

( 損害賠償との調整 )

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第8条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

( 届出義務 )

第10条 医療証の交付を受けた者は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

( 譲渡等の禁止 )

第11条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2. 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

( 不正利得の返還等 )

第12条 市長は、為りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対しその助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還又は支払を請求することができる。

( 委 任 )

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

理 由

重度心身障害者医療費助成制度を行う市に対し大阪府から補助金が交付されることとなったことに伴い、本市においても当該助成制度を実施し、もって心身障害者の健康の増進及び福祉の向上を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。

○ 市民部長(小林一三君) それではただいまご上程いただきました議案第80号 和泉市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例制定についての提案の理由並びに内容についてご説明させていただきます。

重度心身障害者の医療費助成制度を行なう市に対しまして、今般、大阪府から補助金が交付されることとなったことに伴いまして、本市においても当該助成制度を実施し、もって心身障害者の健康の増進及び福祉の向上を図る必要を認めまして、今般、本条例の制定を提案して

いただいたわけでございます。

本制度は、過般から実施しております老人医療費の公費負担と同様、府が5分の4、市が5分の1制度となっておりまして、現在、対象人員約360名と把握いたしております。

内容につきましては、第1条は、目的をうたっております。

第2条は対象者で、第1号は、身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、その障害程度が一級または二級に該当する者。2号は、規則で定める判定機関において、精神薄弱の程度が重度であると判定された者。重度とは、普通、1039以下と規定されております。第3号は、身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において精神薄弱の程度が中度であると判定された者。これはいわゆる合併症でございまして、中度とは、10大体50と規定されております。以上、3号に該当する方でございまして、第2項におきまして、対象者のうち、次の各号の1に該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行なわない。といいますのは、すでに、いずれかの制度に基づき救済されておる者ないしは、6号にうたわれておりますように、前年の所得につき所得税法第233条の規定による公示のあった者。これは前年の所得が1,000万以上につきましては、税務署において公示されることになっておりまして、いわゆる高額所得者については対象としないというところでございます。

第3条は、助成の範囲でございまして。

第4条は、助成の適用でございまして、申請制度をとっております。次条の申請があった日から適用するということで、事務的に第5条では申請の手順を定めます。

第6条では、医療証の交付をする。

第7条では、受診する場合等は医療証の提示をする。

第8条は、助成の方法でございまして。

第9条は、損害賠償との調整でございまして。

第10条では、届け出義務をうたっております。住所、氏名、その他規則で定める事項に変更があったときの届け出義務をうたっております。

第11条は譲渡等の禁止。

第12条は不正利得の返還でございまして。

第13条は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることといたしております。

なお、附則でございまして、この条例の施行期日は、規則で定める。これも先般の条例と同様でございまして、現在、大阪府と関係公的医療機関との調整を図っております。

並行いたしまして本市におきましても関連の作業を行なっておりますが、公的医療機関等との完全な契約事項が今日現在、終わってございません。1月1日を目標として実施いたすべく年内に所要の措置を講じ、すべての事務が完了したうえにおいて、その施行期日を規則で定めるべく規定させていただきました。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容のご説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案通りご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑ご意見ありませんか。
- 27番（成田秀益君） 第4条の次条の申請があった日から適用するということなんです、こういう法律ができた場合に、なかなか周知徹底しない。しかも、これは申請制度になっておる。かりに、これが可決決定になっていよいよ施行する場合、そのPRはどのような方法でやられるのか。「市民だより」かなんかでやるんだろうと思いますが、その点ご説明願いたいと思います。
- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 市民部長（小林一三君） 先ほど申しあげました通り、対象者約360名で、すでに現在も府並びに市の重度心身障害者・児に対する給付を行っており、対象者は把握いたしております。したがって、関係機関等の手続が終わりますれば、直ちに関係本人に申請書の交付並びに所定の手続等を行ない、施行期日からの万全の対策を講ずべく、事務的内部的には進めさせていただいてるのが現状でございます。
- 27番（成田秀益君） 手帳その他で、対象者は全部わかってるわけですね。
- 市民部長（小林一三君） はい。
- 27番（成田秀益君） ところが、こういう助成金とか補助金の問題が出てくると、障害者の再診とかいろんな関係で、現在は適用範囲外だけれども、一ぺん漏れ落ちというようなことがままあるわけですね。部長や担当課長もその点は十分ご経験があるだろうと思いますので、その漏れないように、しゃくし定木でない運用をしていただきたい。現実にはそういう方でありながら、漏れるというようなことがあってはお気の毒だと思いますので、PRなんかは十分やっていたらどうか、再度うかがいたい。
- 市民部長（小林一三君） 本市の重度心身障害者に対する給付要綱も、本年から改正して、年齢制限の撤廃、IQの引き上げ等を行い、そのPRはことしの6月、7月号からやっております。

なお、等級の変更あるいは精神薄弱者におけるIQの変更等につきましては、判定が医師等によって下された認定の日からでございますので、事務的に遅れない限り、その極端な遡及制

度はございません。そういったことで事務を進めさせていただいております。

○ 27番(成田秀益君) 終わります。

○ 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第80号を原案通り可決いたします。

○

○ 議長(坂上国治君) 次に日程第17「和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第81号

和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について

和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例(案)

和泉市同和更生資金貸付基金条例(昭和40年和泉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「6.825万円」を「8.025万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

最近の同和更生資金貸付需要の増加傾向にかんがみ、同和対策事業の一環としての同資金の基金額を増額改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第81号参考資料

和泉市同和更生資金貸付基金条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
第2条 基金の額は、8.025万円とする。	第2条 基金の額は、6.825万円とする。

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 市民部長（小林一三君） それではただいまご上程いただきました議案第81号 和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についての提案の理由並びに内容についてご説明させていただきます。

最近の同和更生資金貸付需要の動向にかんがみまして、同和対策事業の一環といたしまして同資金の基金額を増額改定するべく、今回、一部条例改正案の提案をさしていただいた次第でございます。

内容につきましては、本条例第2条に基金の総額がうたわれてございますが、現在基金の総額がうたわれてございますが、現在の基金総額6.825万円を、1,200万円増額いたしまして8.025万円に改正すべく、所要の改正を行なった次第でございます。

なお、1,200万円の財源につきましては、府からの貸付金3分の2、市からの一般会計からの繰入金3分の1をもってまかなうべく、措置させていただいてございます。

なお、本条例は公布の日から施行いたしたいと思っております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。慎重ご審議のうえ、原案通りご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。はい。
- 20番（寺田 茂君） 増額については結構なんですけど、前の6,000何ほのとき、対象者はどのくらいでしたか。
- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 市長部長（小林一三君） 対象者と申しますと、実際貸し付けした延べでございますか。
- 20番（寺田 茂君） はい。

- 市民部長（小林一三君） 延べでしたら、本制度は89年から行なっておりまして、本年度の上半期までで715名実際貸付を行なっております。この中には、申し出がありながら、残念ながら貸付の受けられなかった方等は除外されております。実際の貸付が715名でございます。
- 20番（寺田 茂君） 受けられなかった方については、今度、増額した中で配慮するということですか。
- 市民部長（小林一三君） 貸付金を申し込む場合、それぞれ同和更生資金の目的がございます。それに対して、民生委員さん等の協議あるいは審査委員会の審査がなされまして、その審査に漏れた方には貸付を行なっておりません。いま、寺田議員のおっしゃったようなことは、特に考えておりません。
- 20番（寺田 茂君） 結構です。
- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案通り可決するに異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
ご異議ないものと認め、議案第81号を原案通り可決いたします。

- 
- 議長（坂上国治君） 次に日程第18「工事請負契約締結について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第85号

#### 工事請負契約締結について

昭和48年度市営住宅唐国団地建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫



1. 契約の目的 昭和48年度市営住宅唐国団地建設工事
2. 契約者 和泉市長 藤木 秀夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 74,800,000円
5. 契約の相手方 泉大津市東雲町15番61号  
株式会社 尾上建設  
代表取締役 尾上 秀雄
6. 工期 自 昭和48年12月17日 (議決の日)  
至 昭和49年 6月30日
7. 契約保証金 3,740,000円
8. 保証人 泉南市信達市場2087番地  
杉本建設株式会社  
取締役社長 杉本 喜代蔵

議案第85号参考資料

昭和48年度市営住宅唐国団地建設工事概要

1. 工事場所 和泉市唐国町
2. 敷地面積 1,872㎡
3. 工事種別 新築
4. 構造規模 鉄筋コンクリート造 地上4階建1棟16戸  
建築床面積 248㎡  
延床面積 996㎡

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部次長(林 徳次君) それではただいまご上程をいただきました議案第85号 工事請負契約の締結につきまして、提案の理由並びにその内容等をご説明申し上げます。

本案は、昭和48年度市営住宅唐国団地を建設いたしますために、工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

同容といたしましては、指名競争入札によりまして、契約金額7,480万円をもちまして、泉大津市東雲町にございます株式会社尾上建設代表取締役尾上秀雄との間に契約をいたそうと

するものでございます。なお、工期は、議決の日から昭和49年6月30日までといたしたく存じます。さらに契約保証金につきましては、契約金額の5%、すなわち374万円といたしたく存じております。最後に、保証人につきましては、泉南市にございます杉本建設株式会社取締役社長杉本喜代蔵を充てたく存ずるものでございます。

末尾に、参考資料といたしまして工事の概要を記載しておりますが、一部補足説明を申し上げたいと存じます。

この市営住宅は、公営住宅第2種の住宅でございます。戸数は16戸でございます。内訳といたしまして簡単にご説明申し上げますと、6畳2間と4畳半が1間、3寝室でございます。なおそのほかダイニングキッチン約4畳半が一室。さらにふう用のスペースもとってございます。南北両面にベランダもございます。

以上、はなはだ簡単でございますが、提案の理由並びに内容をご説明申し上げます。よろしくご審議賜われますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。はい。
- 5番（竹下義章君） 私の一般質問と関連が出てくる問題でありますから、ここで聞きしたいと思いますが、48年度に市営住宅の建設ということで、私、非常に期待をしながら、いつ出てくるかと心配しながら今日まで来たような状態です。そういうことで一般質問にも出しているわけですが、48年度予算で取りながら、現在まで遅れておる。私は少なくとも、来年3月の年度内までに必ず建設をしてもらえらるだろうと期待しておったわけですが、なぜこのようにおくれたのか、その点をまずお聞かせ願いたい。

それから、たしか一般質問の中でお聞きした戸数は19戸だったと思うんですが、これは間違いですか。

- 建設部次長（林 徳次君） 戸数の点は、16戸でございます。

遅れました理由は、敷地の造成関係が一番大きな理由でございます。南側の斜面の造成を、松浪組に命じまして夏来行ない、ほぼ完成しましたが、この工事が予想外に手間取ったわけでございます。もう一つは、行政上の事務手続上の問題で、市営住宅建設事業でも、1,000平方メートル以上の開発には開発許可を取らねばならない、それは当初から予想しておりましたが、既存の団地内道路、中央に一本、石尾中学に向けて通っている道路は市道の認定がございますが、現在、宅造しておるところについている進入路は、市道の認定をいたしておりません。市道に接続しない部分で開発許可を取るといことは、一部欠陥と相なっております。その点の市の保証と申しますか、将来、この開発時点で市道に認定するのかどうかという問題等、府の開発指導課等との煮詰めもございました。その他諸点がからみまして、申しわけござい

せんが、現在時点でご審議賜り、しかも、完成は残念ながら、6月末となったという現状でございます。

以上、よろしくご了解賜りたいと思います。

○ 5番(竹下義章君) 事情はわかりましたが、もう一点、追加してお聞きしたいのは、現在資材、人件費等、3カ月ぐらいしか見通せないほどの物価上昇の中で、6月30日という、約半年間の工期になるわけですね。この間に物価がどれぐらい上がるかわかりませんが、現在の契約金額の手直しをしなくてはならない状況は来ないかどうか、その点、お聞きしたい。

○ 建設部次長(林 徳次君) たしか10月2日の臨時議会で、2件の工事請負をご審議願った際、同様のご質問があったと思います。本件につきましても、それと同様のお答え以外にございません。われわれ現場の担当課といたしましては、入札直前の時点、ぎりぎりいっぱい単価で設計金額を見直し、適正な価格での入札を行ない、そのワク内で契約の締結をいたしたいということで、ご提示申し上げておるのがこの金額でございます。

ただ、昨年10月15日から本年2月末までのいわゆる第一次物価高騰に伴う契約更改が、大阪府を筆頭に、一斉に行なわれたのはご承知の通りでございます。現在、7月時点で、第2回の建設資材高騰に伴う契約を改めざるを得ないのではないかという動きが大阪府にございます、われわれもその内容を重視し、財政的に大きな影響を与える点がございますので、市長会を通じて再三、府へ説明会等を求めています。これは過去のことでございます。

それ以降につきましては、10月2日にも言明した通り、ただいまのところ、そういったこととはないであろうと存じます。しかし、これは経過をしてみないとわからないことですし、事後に処置されるものですから、大規模な物価高騰があったとして、建設省なり、大阪府等が財源等の補償をするということになれば、第3次あるいは第4次も、可能性としてはあるのではないかと考えざるを得ない次第でございます。

ただ、現在、入札に臨みます際は、そのような取り決めは一切ございませんし、あくまでもここにご提示申し上げた金額で期日までに完成さすという固い約定を結びたいということでございます。

○ 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第85号を原案通り可決いたします。

○ 議長(坂上国治君) 次に日程第19「昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)」

を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第86号

昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	339,500千円	20,000千円	359,500千円
第3項 工事負担金	160,000千円	20,000千円	180,000千円
		支 出	
第1款 資本的支出	334,125千円	20,000千円	354,125千円
第1項 建設改良費	295,400千円	20,000千円	315,400千円

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和48年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(円)	備 考
1. 水道事業 収 益			633,794	
	1. 営業収益		627,794	
		1. 給水収益	537,294	水道料金及び量水器使用料
		2. 受託工事 収 益	27,000	給水装置の新設、増設及び修繕等の 受託工事収益
	3. その他の 営業収益	63,500	材料売却収益並びに消火栓維持管理 補償金及び設計審査、竣工検査材料 検査手数料	
	2. 営業外 収 益		6,000	
		1. 受取利息	3,000	預金利息及び有価証券利息
2. 雑収益		3,000	不用品売却その他雑収益	

支 出

款	項	目	予定額(円)	備 考
1. 水道事業 費 用			681,742	
	1. 営業費用		584,621	
		1. 原水及浄水費	215,046	原水の取水並びに浄水の維持及び 作業に要する費用
		2. 配水及給水費	71,575	配水給水に要する費用
		3. 受託工事費	27,000	受託工事に要する費用
		4. 業 務 費	58,959	検針・調定・集金その他業務の運 営に要する費用
		5. 総 係 費	47,839	事業活動全般に要する費用
		6. 減価償却費	54,142	固定資産の減価償却費
		7. 資産減耗費	60	固定資産の除却損並びに棚卸資産 減耗費
	8. その他の営業費用	60,000	材料売却原価	
	2. 営業外 費 用		97,021	
		1. 支払利息及 企業債取替費	96,021	企業債利息並びに一時借入金利息 及び企業債取替手数料
		2. 雑支出	1,000	雑支払
	3. 予備費		100	
		1. 予 備 費	100	予備費

2. 資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(円)	備 考
1. 資本的收入			359,500	
	1. 企業債		175,000	
		1. 企業債	175,000	和泉上水道第3回拡張事業債
	2. 負担金		4,500	
		1. 他会計負担金	4,500	消火栓新設に伴う一般会計負担金
	3. 工事負担金		180,000	
		1. 工事負担金	180,000	配水管布設工事負担金

支 出

款	項	目	予定額(円)	備 考
1. 資本的支出			354,125	
	1. 建設改良費		315,400	
		1. 事務費	9,400	拡張工事に要する事務費
		2. 拡張工事費	180,600	拡張工事に要する工事費
		3. 改良工事費	115,000	改良工事に要する工事費
		4. 営業設備費	10,400	営業に係る諸資産購入費
	2. 企業債償還金		38,725	
		1. 企業債償還金	38,725	企業債の元金償還金

昭和48年度水道事業会計資金計画

区 分	当 年 度 予 定 額
受 入 資 金	1,066,868 千円
1. 事 業 収 益	566,632
2. 前 年 度 未 収 金	89,855
3. 企 業 債	175,000
4. 負 担 金	4,500
5. 工 事 負 担 金	180,000
6. 前 受 金	10,000
7. 預 り 金	7,000
8. 繰 越 金	33,881
支 払 資 金	979,202
1. 事 業 費 用	575,540
2. 前 年 度 未 払 金	32,537
3. 建 設 改 良 費	315,400
4. 企 業 債 償 還 金	38,725
5. 前 受 金 払 出	10,000
6. 預 り 金 返 済	7,000
差 引	87,666

昭和48年度和泉市水道事業予定貸借対照表

(昭和49年3月31日)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ. 土 地		65,464,783円
ロ. 建 物	95,291,469円	
建物減価償却引当金	<u>7,811,918円</u>	88,479,551円
ハ. 構 築 物	15,615,829,43円	
構築物減価償却引当金	<u>1,738,406,89円</u>	13,877,422,54円
ニ. 機 械 及 装 置	181,021,697円	
機械及装置減価償却引当金	<u>5,482,067,9円</u>	126,200,877円
ホ. 量 水 器	52,356,385円	
量水器減価償却引当金	<u>17,680,831円</u>	34,675,554円
ヘ. 車 輛 及 運 搬 器	6,663,753円	
車輛及運搬具減価償却引当金	<u>3,452,686円</u>	3,211,067円
ト. 工 具 器 具 及 備 品	15,443,347円	
工具器具及備品減価償却引当金	<u>4,229,819円</u>	11,213,528円
チ. 建 設 仮 勘 定		<u>68,409,663,8円</u>
有形固定資産合計		240,108,425,2円

(2) 無形固定資産

イ. 水 利 権	510,000円	
ロ. 借 地 権	270,000円	
ハ. 電 話 加 入 権	<u>41,200円</u>	
無形固定資産合計		821,200円

(3) 投 資

イ. 投資有価証券	<u>219,000円</u>	
投 資 合 計		<u>219,000円</u>
固 定 資 産 合 計		<u>244,021,244,52円</u>



2. 流動資産

(1) 現金預金	87,666,460円
(2) 未収金	67,162,067円
(3) 保管有価証券	130,000円
(4) 貯蔵品	11,385,487円

流動資産合計

167,541,014円

資産合計

2,569,665,466円

負債の部

3. 固定負債

(1) 引当金	4,628,960円
---------	------------

固定負債合計

4,628,960円

4. 流動負債

(1) 未払金	0円
(2) 前受金	5,343,491円
(3) 預り金	13,397,050円
(4) 預担保有価証券	130,000円

流動負債合計

68,131,960円

負債合計

72,760,920円

資本の部

5. 資本金

(1) 自己資本金	118,703,235円
(2) 借入資本金	

イ. 企業債

1,598,633,611円

1,598,633,611円

資本金合計

1,717,336,846円

6. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ. 国庫補助金	3,948,000円
ロ. 府補助金	6,778,400円
ハ. 工事負担金	732,316,326円

二. 受贈財産評価額	34,416,657円	
資本剰余金合計		777,459,383円
(2) 利益剰余金		
当年度未処分利益剰余金		
繰越利益剰余金年度末残高	56,317円	
当年度純利益	<u>2,052,000円</u>	2,108,317円
利益剰余金合計		<u>2,108,317円</u>
剰余金合計		<u>779,567,700円</u>
資本金合計		<u>2,496,904,546円</u>
負債資本合計		<u>2,569,665,466円</u>

昭和48年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

2. 資本的収入及支出

収 入 (単位千円)

款 項	目	前回の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		
					節	金額	備 考
1. 資本的収入		339,500	20,000	359,500			
8. 工事負担金		160,000	20,000	180,000			
	1. 工事負担金	160,000	20,000	180,000	工事負担金	20,000	工事負担金追加

支 出

款 項	目	前回の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		
					節	金額	備 考
1. 資本的支出		334,125	20,000	354,125			
1. 建設改良費		295,400	20,000	315,400			
	3. 改良工事費	95,000	20,000	115,000	請負工事費	20,000	請負工事費追加

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。はい。
- 水道部次長（田中 稔君） 議案第86号 昭和48年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、工事負担金の収入に伴いまして、受託工事として施行する配水管の工事費でございます。したがって、収入において、第3項の工事負担金で2,000万円、支出において、第1項建設改良費で2,000万円、それぞれ追加補正いたすものでございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第86号を原案通り可決いたします。

- 
- 議長（坂上国治君） 次に日程第20「昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第5号)

昭和48年度和泉市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179,203千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,598,756千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債の補正」による。

(一時借入金)

第4条 既定の一時借入金の借入の最高額に500,000千円を追加し、一時借入金の借入の最高額を1,500,000千円とする。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算の補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		2,081,082	50,063	2,081,145
	1. 市 民 税	859,040	10,000	869,040
	2. 固定資産税	729,192	37,063	766,255
	4. 市煙草消費税	171,828	3,000	174,828
5. 地方交付税		1,221,343	75,000	1,296,343
	1. 地方交付税	1,221,343	75,000	1,296,343
9. 国庫支出金		1,706,122	22,105	1,728,227
	1. 国庫負担金	595,861	12,342	608,203
	2. 国庫補助金	1,096,240	9,763	1,106,003
10. 府支出金		932,318	13,384	945,702
	1. 府負担金	45,143	2,328	47,471
	2. 府補助金	856,599	10,506	867,105
	3. 府委託金	30,016	550	30,566
12. 寄附金		220,949	1,395	222,344
	1. 寄附金	220,949	1,395	222,344
14. 諸収入		726,363	5,200	731,563
	3. 貸付金元利収入	94,143	5,200	99,343
15. 市 債		1,799,726	12,056	1,811,782
	1. 市 債	1,799,726	12,056	1,811,782
歳 入 合 計		9,419,553	179,203	9,588,756

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		99,029	8,721	107,750
	1. 議 会 費	99,029	8,721	107,750
2. 総 務 費		1,023,333	31,547	1,054,880
	1. 総務管理費	610,576	17,072	627,648
	3. 戸籍住民基本台帳費	73,798	2,475	76,273
	7. 同和对策費	113,951	12,000	125,951
3. 民 生 費		2,041,510	49,266	2,090,776
	1. 社会福祉費	834,851	17,910	852,761
	2. 児童福祉費	737,712	27,570	765,282
	3. 生活保護費	467,744	3,786	471,530
4. 衛 生 費		589,805	34,226	624,031
	1. 保健衛生費	252,597	11,632	264,229
	4. 上水道費		22,594	22,594
5. 労 働 費		48,821	1,035	49,856
	1. 失業対策費	48,821	1,035	49,856
8. 土 木 費		2,107,786	13,191	2,120,977
	4. 都市計画費	682,560	3,050	685,610
	5. 住 宅 費	789,032	10,141	799,173
9. 消 防 費		276,879	158	277,037
	1. 消 防 費	276,879	158	277,037
10. 教 育 費		2,314,842	41,059	2,355,901
	1. 教育総務費	214,966	1,179	216,145
	2. 小学校費	1,230,597	10,797	1,241,394
	3. 中学校費	452,701	16,666	469,367
	4. 幼稚園費	140,575	11,808	152,383
	5. 社会教育費	266,966	609	267,575
歳 出 合 計		9,419,553	179,203	9,598,756

第2表 債務負担行為の補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
鶴山台南小学校校舎及び 屋内運動場建設事業	昭和48年度	126,440	昭和48年度	164,012
	昭和58年度			
鶴山台北小学校 屋内運動場建設事業	昭和48年度	58,459	昭和48年度	71,488
	昭和58年度			
信太中学校校舎 増築事業	昭和48年度	77,672	昭和48年度	88,508
	昭和58年度			
黒鳥小学校校舎 増築事業			昭和49年度	19,440
			昭和51年度	168,000



第3表 地方債の補正

起債の 目的	補 正 前							
	限度額	起債 の方法	利 率	償 還 の 方 法				
				資金区分	償還期限	据置期限	償 還 方 法	そ の 他
ひまわり 保育園屋 外遊戯場 拡張事業	千円 25,017	普通貸借 又は 証券発行	年 率 内 8.0	政 府 そ の 他	年 以 内 2 0	年 以 内 2	半年賦、年賦 元利均等又は 当初発行額の 5%以上半年 賦償還。	据置期間及び 償還期間を短 縮し、もしくは 繰上償還ま たは低利に借 替えることが できる。
同和更正 貸付資金								
国民年金 貸付資金								
診 療 所 建設事業	73,046	普通貸借 又は 証券発行	6.5	政 府 そ の 他	2 5	2	半年賦、年賦 元利均等又は 当初発行額の 5%以上半年 賦償還	据置期間及び 償還期間を短 縮し、もしくは 繰上償還ま たは低利に借 替えることが できる。
合計	1,799,726							

補 正 後							
限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
			資金区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
千円 22,217	普通貸借 又は 証券発行	年 8.0%	政 府 その他	年以内 20	年以内 2	補正前に同じ	補正前に同じ
8,000	普通貸借	無利子	大阪府	基金運用 期間中		基金運用期間 終了後借入先 (大阪府)と 協議。	
456	普通貸借	無利子	大阪府	7	5	各年度の償還 額については 借入先(大阪 府)と協議。	償還期間と短 縮し、もしく は繰上償還を することがで きる。
79,446	普通貸借 又は 証券発行	8.0	政 府 その他	25	2	補正前に同じ	補正前に同じ
1,811,782							

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区 分	金 額	
① 市 税	2,081,082	50,063	2,081,145		千円	
(1) 市民税	859,040	10,000	869,040			
2 法人	120,495	10,000	130,495	現 年 度 分		現年度課税分追加
(2) 固定資産税	729,192	37,063	766,255			
1 固定資産税	700,469	37,063	737,532	現 年 度 分		現年度課税分追加
(4) 市 消費 税	171,828	3,000	174,828			
1 市 消費 税	171,828	3,000	174,828	現 年 度 分		現年度課税分追加
⑤ 地方交付税	1,221,343	75,000	1,296,343			
(1) 地方交付税	1,221,343	75,000	1,296,343	1. 地方交付税		地方交付税追加
1 地方交付税	1,221,343	75,000	1,296,343	1. 地方交付税		地方交付税追加
③ 国庫支出金	1,706,122	221,051	1,728,227			
(1) 国庫負担金	595,861	123,429	608,208			
1 民生費国庫 負担金	586,429	123,429	598,771	3. 生活保護費 負担金		生活保護費負担金追加
				4. 老人医療費 負担金		老人医療費負担金追加
(2) 国庫補助金	1,096,240	97,638	1,106,008			

3. 労働費 国庫補助金	11,906	650	12,556	1. 失業対策 費補助金	650	失対バス購入補助金追加
4. 土木費 国庫補助金	552,616	9113	561,729	3. 公営住宅建 設費補助金	9113	公営住宅建設費補助金追加
⑩ 府支出金	982,318	13884	945,702			
(1) 府負担金	451,43	2328	47471			
1 民生費 府負担金	451,43	2328	47,471	1. 老人医療費 負担金	2328	老人医療費負担金追加
(2) 府補助金	856,599	10506	867,105			
2 民生費 府補助金	215,528	10506	226,034	2. 児童福祉 補助金	8,579	ひまわり保育園屋外遊戯場拡張造成工事補助金 追加 2,800,000 信太第一保育園増築工事補助金追加 5,779,000
				4. 老人医療費 補助金	△ 1,024	老人医療費(年令引下げによる)補助金追加 5,280,000
				5. 共同浴場整 備補助金	1,200	統計上分更正減 △6,304,000 共同浴場整備事業補助金追加
				6. 身体障害者 医療費補助金	1,751	身体障害者医療費補助金
(3) 府委託金	300,16	550	305,66			
4 土木費 府委託金	150	550	700	2. 都市計画費 委託金	550	土地利用基礎調査委託金追加

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明 説
				区 分	金 額	
⑫ 寄 附 金	千円 2,209,449	千円 1,895	千円 2,223,444		千円	
(1) 寄 附 金	2,209,449	1,895	2,223,444			
1 一般寄附金	2,209,449	1,895	2,223,444	1. 一般寄附金	1,895	一般寄附金追加
⑬ 諸 収 入	7,263,668	5,200	7,815,568			
(8) 貸 付 金 入 元 利 収 入	941,448	5,200	993,448			
5 国民年金費 貸 付 金 入 元 金 収 入		200	200	1. 元 金 収 入	200	既貸付金元金収入
6 診療所貸付 金元金収入		5,000	5,000	1. 元 金 収 入	5,000	貸付金元金収入
⑭ 市 債	1,799,726	1,2056	1,811,782			
(1) 市 債	1,799,726	1,2056	1,811,782			
1 総 務 債	1,370,000	8,000	1,450,000	8. 同和更生貸 付 資 金 債	8,000	同和更生資金貸付基金債
2 民 生 費	391,324	△ 2,344	388,980	2. 児童福祉債	△ 2,800	ひまわり保育園整備事業債更生減
				3. 国民年金債	456	国民年金貸付資金債
3 衛 生 費	730,440	6,400	794,440	1. 診療所建設 事 業 債	6,400	診療所建設事業債追加
歳 入 合 計	94,195,558	1,792,203	95,987,756			

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明
				特定財源	一般財源			区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他	千円	千円		千円
① 議会費	99029	8721	107750				8721			
(1) 議会費	99029	8721	107750				8721			
1. 議会費	99029	8721	107750				8721			
(1) 議会運営費	70434	8721	79155				8721	1. 報酬	4220	議長報酬追加 200000 副議長報酬追加 180000 議員報酬追加 3,840,000
								3. 職員手当	4480	職員手当追加
								4. 共済費	21	議員共済組合給付負担金追加
② 総務費	1,028,333	31,547	1,054,880	8,000			28,547			
(2) 総務管理費	610,576	17,072	627,648				17,072			
1. 一般管理費	427,568	4,029	431,597				4,029			
(1) 給与費	347,830	2,329	350,159				2,329	2. 給料	1,040	特別職給料追加
								3. 職員手当	1,100	特別職手当追加
								4. 共済費	189	特別職共済費追加
(5) 職員福利厚生費	9661	1,700	11,361				1,700	19. 負担金 補助交付金	1,700	職員厚生会補助金追加

6. 企 画 費	5,894	5,800	11,694						5,800			
(1) 総合計画費	4,254	5,800	1,0054						5,800	11. 需用費	4,800	印刷製本費
										13. 委託料	1,000	総合基本構想印刷代 市街地整備地区土地利用計画 策定料
13. 諸 費	9,8725	7,243	105,968						7,243			
(4) 償 還 費	7,088	7,243	14,331						7,243	28. 償還金 利子及諸料	7,243	過年度国及び府支出金精算返 納金
(3) 戸籍住民 基本台帳費	7,3798	2,475	76,273						2,475			
1. 戸籍住民 基本台帳費	7,3020	2,475	75,495						2,475			
(8) 事務管理費	774	2,475	3,249						2,475	8. 報 償 費	900	事務委嘱報償費
										13. 委託料	1,575	住民基本台帳複写委託料
(7) 同和対策費	11,8951	1,2000	125,951			8,000			4,000			
1. 同和対策費	7,6820	1,2000	88,820			8,000			4,000			
(4) 同和更生資 金運営費	1,791	1,2000	13,791			8,000			4,000	28. 繰出金	1,2000	同和更生資金貸付基金繰出金
③民 生 費	2,041,510	49,266	2,090,776			25,176			26,434			
(1) 社会福祉費	834,851	17,910	852,761			23,444			3,886			
6. 老人医療 助成費	157,609	13,105	170,714			10,617			2,488			
(1) 老人医療 助成費	157,609	13,105	170,714			10,617			2,488	13. 委託料	40	医療審査支払事務委託料追加
										18. 備 品 購入費	50	キャビネット購入費

											20. 扶助費	13006	老人医療扶助費追加
7. 国民年金費	126819	684	127509			456		228					
(1) 国民年金事務費	8019	684	8703			456		228			21. 貸付金	684	国民年金保険料追納資金貸付金
8. 共同浴場費	8870	1500	10370	1200				300					
(1) 共同浴場運営費	8870	1500	10370	1200				300			15. 工事請負費	1500	王子温泉整備工事費
9. 身体障害者医療助成費		2621	2621	1751				870					
(1) 身体障害者医療助成費		2621	2621	1751				870			9. 旅費	5	府内旅費
											11. 需用費	30	○消耗品費 20000 ○消耗器材費 ○印刷製本費 10000 ○諸用紙印刷費
											12. 役務費	20	郵便料
											18. 委託料	21	医療審査支払事務委託料
											18. 備品購入費	25	医療台帳保管庫購入費
											20. 扶助費	2520	身体障害者医療扶助費
(2) 児童福祉費	787712	27570	765282	8579		△2800		21791					
3. 保育所費	649869	27570	676939	8579		△2800		21791					
(2) 保育所費	86048	7810	93858					7810			14. 使用料及賃借料	750	保母宿舍賃借料
											18. 備品購入費	2060	各保育園暖房器具購入費



(5) 維持修補費	11,960	19,760	31,720	5,779						13,981	投資及出資金	5,000	保母宿舍賃借權利金
(9) 生活保護費	467,744	3,786	471,530	3,029					757		15. 工事請負費	19,160	南池田第二保育園整備工事費 2,220,000 信太第一保育園整備工事費 16,940,000
3. 扶助費	434,740	3,786	438,526	3,029					757		18. 備品購入費	600	園用備品購入費追加
(1) 扶助費	434,740	3,786	438,526	3,029					757	20. 扶助費		3,786	生活保護扶助費追加
④ 衛生費	589,805	34,226	624,031		6,400	5,000	22,826						
(1) 保健衛生費	252,597	11,632	264,229		6,400	5,000	282						
1. 保健衛生費	127,839	5,000	132,839			5,000							
(3) 保健衛生費	78,331	5,000	83,331			5,000				21. 貸付金		5,000	和泉診療所運営費貸付金
3. 伝染病予防対策費	240	202	442				202						
(2) 伝染病対策費	84	202	286				202			13. 委託料		202	伝染病患者入院委託料
5. 診療施設費	102,763	6,430	109,193		6,400		30						
(1) 診療施設費	102,763	6,430	109,193		6,400		30			15. 工事請負費		3,430	建設工事費追加
										18. 備品購入費		3,000	医療機械器具購入費追加

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分	額	明 細
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
(4)上水道費		2,259.4	2,259.4			2,259.4	24. 投資 及 出資金	5,000	保母宿舍賃借権利金	
1.上水道費		2,259.4	2,259.4			2,259.4				
(1)上水道費		2,259.4	2,259.4			2,259.4	19. 負担金 補助及交 付金	2,259.4	泉北水道企業団負担金	
⑤ 労 働 費	4,882.1	1,035	4,985.6	650		385				
(1)失業対策費	4,882.1	1,035	4,985.6	650		385				
2 一般失業対 策事業費	3,170.4	1,035	3,273.9	650		385				
(1)一般失業対 策事業費	3,170.4	1,035	3,273.9	650		385	12. 役務費	49	自動車保険料	
							18. 備 品 購入費	976	失対バス購入費	
							27. 公課費	10	自動車重量税	
③ 土 木 費	2,107.786	1,819.1	2,120.977	9,668		3,528				
(4)都市計画費	682.560	30.50	685.610	550		2,500				
1.都市計画 費	74.788	5.50	75.338	550						

(3) 都市計 画費 總務	1,8625	550	14,175	550					13. 委託料	550	土地利用基礎調查委託料
6. 開發費	9,780	2,500	1,2230				2,500				
(2) 開發事業費	9,847	2,500	11,847				2,500	13. 委託料	2,500	府中駅前再開發測覽調査委託料追加	
(5) 住宅費	7,89032	10,141	7,99,173	9,118			1,028				
2. 住宅建設費	7,73245	10,141	7,83386	9,113			1,028				
(3) 唐国団地 建設費	7,8412	10,141	8,3553	9,113			1,028	13. 委託料	841	設計委託料追加	
								15. 工事 請負費	9,800	団地建設工事費追加	
⑨ 消防費	27,6879	158	27,7037				158				
(1) 消防費	27,6879	158	27,7037				158				
1. 常備消防費	17,2670	158	17,2828				158				
(2) 本部及署費	10,923	158	11,081				158	19. 負担金 補助及交 付金	158	消防職員福利厚生費追加	
⑩ 教育費	2,314,842	4,1059	2,355,901				4,1059				
(1) 教育総務費	214,966	1,179	216,145				1,179				
2. 事務局費	99,968	456	100,424				456				
(1) 給与費	97,277	456	97,733				456	2. 給料	200	特別職給料追加	
								3. 職員手当	212	特別職手当追加	
								4. 共済費	44	特別職共済費追加	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源				
				国 支 出 金	府 地 方 債	其 他	千 円			
3.教育指導費	千円 22,760	千円 723	千円 23,483			千円 723		千円		
(1)教育指導費	13,270	723	13,993			723	19.負担金 補助及交 付金	723	教科研究指定校補助金 600,000 海外派遣補助金 123,000	
(2)小学校費	12,305.97	10,797	12,413.94			10,797				
1.学校管理費	36,872.4	4,175	37,289.9			4,175				
(2)一般管理費	37,921	959	38,880			959	14.使用料 及賃賃料	379	レント借上料	
(3)維持補修費	197,574	3,216	200,790			3,216	18.備 品 購入費	580	鶴山台南小学校用備品購入 費	
2.学校保健費	44,617	1,500	46,117			1,500	15.工 事 請負費	3,216	校舎営繕工事費追加	
(2)給 食 費	26,564	1,500	28,064			1,500	15.工 事 請負費	1,500	北池田小学校給食室改修工 事費	
4.学校建設費	79,857.6	51.22	80,369.8			51.22				
(6)鶴山台南小 学校増改築 事 業 費	33,340	489	33,829			489	13.委 託 料	209	設計委託料追加	
							15.工 事 請負費	280	ポーリング工事費追加	

(7) 和氣小学校 新設事業費	272,907	4,350	277,257						4,350	18. 備品 購入費	4,350	體育館用備品購入費
(8) 鶴山台北小 學校新設事 業費	46,566	43	46,609					43	13. 委託料		43	設計委託料追加
(12) 黒島小学校 校舍増築事 業費		240	240					240	13. 委託料		240	設計委託料
(3) 中学校費	452,701	16,666	469,367					16,666				
1. 学校管理費	107,576	11,700	119,276					11,700				
(8) 維持補修費	27,128	11,700	38,828					11,700	11. 需用資		200	。修繕料 200,000 山手中学校修理費
4. 学校建設費	309,541	4,966	314,507					4,966	15. 工事 請負費		1,500	校舍營繕工事費追加
(1) 信太中学校 屋内運動場 資材事業費	27,442	33	27,475					33	13. 委託料		33	設計委託料追加
(2) 郷莊中学校 新設事業費	281,712	4,933	286,645					4,933	18. 備品 購入費		4,933	校用備品購入費追加
(4) 幼稚園費	140,575	11,808	152,383					11,808				
3. 幼稚園 建設費	46,505	11,808	58,313					11,808				
(4) (仮) 横山 幼稚園建設 費		6,095	6,095					6,095	15. 工事 請負費		6,095	園舎整備工事費

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	節 金 額	明 説
				特 定 財 源		一 般 財 源				
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他	千 円			
(5) (坂) 南松尾幼稚園建設費	千円	千円 5,713	千円 5,713	千円	千円	千円	千円 5,713	千円 5,713	円 園舎整備工事費	
(6) 社会教育費		609	267,575			609				
9: 文化財保護費		609	224,486			609				
(1) 文化財保護費		609	2,386			609		7. 債 金	上町道跡調査費	
歳 出 合 計	9,419,553	1,792,203	9,598,756	35,489	12,056	5,000	126,658			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

区 分	前々年度末 現在高		前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込み				当該年度末 現在高見込 額
	千円	千円	千円	千円	当該年度中起債見込額		当該年度中 元金償還見 込額	千円	
					借入済額	借入済額			
1. 普通債	2,755,764	4,099,888	1,931,683	4,292,551	1,785,826	1,2056	1,797,882	1,897,683	5,900,670
(1) 総務	35,536	78,068		78,068	115,800	8,000	123,800	1,236	195,682
(5) 民生	282,091	323,453	82,563	406,016	391,324	△ 2,344	388,980	25,408	769,598
(6) 衛生	167,000	179,600		179,600	78,046	6,400	79,446	9,461	249,585
合 計	3,005,420	4,322,099	1,931,683	4,515,262	1,799,726	1,2056	1,811,782	204,533	6,122,511

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 支 出 金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
鶴山台南小学校 校舎及び屋内運 動場建設事業	164012			昭和48年度 昭和58年度	164012	56897	26500		80615
鶴山台北小学校 屋内運動場 建設事業	71483			昭和48年度 昭和58年度	71483	15540	11600		44343
黒鳥小学校校舎 増築事業	19440			昭和49年度	19440	8722	3200		7518
信太中学校 校舎増築事業	88503			昭和48年度 昭和58年度	88503	45866	17100		25587
甲斐田川公共下 水道整備事業	168000			昭和49年度 昭和51年度	168000	168000			



- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程をいただきました議案第87号 昭和48年度一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、予算書の第1条にございますように、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出ともそれぞれ1億7,920万3,000円を追加計上いたしまして、予算総額は95億9,875万6,000円と相なり、補正の款項の区分及び金額は第1表の通りでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正でございまして、鶴山台南小学校、同じく鶴山台北小学校、及び信太中学校の建設事業費につきましては、すでにご議決いただきました限度額の増額をお願いするものでございます。また、今回、新しく黒鳥小学校校舎増築256平方メートル、限度額1,944万円、及び、住宅公団光明池関連事業で国庫補助の施越承認のあった甲斐田川公共下水道整備事業費限度額1億6,800万円を追加計上いたした次第でございます。

次に第3条につきましては、地方債の補正でございまして、一部事業費の補正により起債を増額いたすもので、借入条件等につきましては、第3表の通りでございます。

第4条につきましては、一時借入金でございまして、現在、一時借入のできる額は10億円でございますが、資金計画を勘案いたしまして、この最高限度額を5億円増額し、15億円にさせていただくものでございます。

以上が予算書の内容でございます。

それでは引き続きまして、事項別明細書により、個々の内容についてご説明を申し上げます。21ページの歳出からご説明申し上げます。

まず初めに、議会費及び総務費の給与費でございしますが、過般来、議員並びに特別職の報酬改定について、特別職報酬等審議会のご審議をお願いして参りましたところ、去る12月4日、ご答申を得ましたので、議員各位並びに特別職の報酬を本年12月1日から改定いたすべく措置いたしましたもので、先刻、ご議決をいただきました議案73号及び第75号でご議決をいただきましたその所要額をそれぞれ計上いたしました。

次に職員の福利厚生費につきましては、職員1人当たり2,000円を増額いたすべく、170万円を計上いたしました。

企画費につきましては、総合計画関係費として580万円計上いたしました。

諸費につきましては、福祉関係、過年度において交付された国及び府支出金の精算による返還金として724万3,000円を計上いたしました。

次に戸籍住民基本台帳費につきましては、コンピューターの導入準備経費として247万5

千円を計上いたしました。

同和対策費につきましては、議案第81号と関連いたすもので、同和更生貸付基金を1,200万円増額しようとするものでございます。

次に民生費でございますが、社会福祉費の老人医療助成費につきましては、別途議案79号でご審議をわずらわしましたもので、明年1月からの実施を目途に、現行対象年令67才以上を65才以上に引き下げるべく措置いたしましたものでございまして、この所要額660万円及び現行制度で医療費増高による追加640万6,000円並びに事務費等を合わせまして、1,310万5,000円を計上いたしました。

国民年金費につきましては、拠出制年金加入対象者に対し、追納資金を貸し付けるべく、68万4,000円を計上いたしました。

共同浴場費につきましては、既設浴場の整備費として150万円計上いたしましたものでございます。

次に身体障害者医療助成金につきましては、別途議案第80号と関連いたすもので、心身障害者に対し、明年1月実施を目途に医療助成を行なおうとするもので、その所要額262万1,000円を計上いたしました。

次に保育所費の管理費につきましては、他府県から保母を採用いたすことといたしておりますので、この宿舍確保のための必要経費等といたしまして、781万円を計上いたしました。

次の維持費につきましては、信太第1保育園の定員を30人増加すべく、園舎の増築費等として、1,976万円を計上いたしましたものでございます。

生活保護費の扶助費につきましては、経済情勢等により保護基準の引き上げを図るべく、所要額378万6,000円を計上いたしました次第でございます。

次に衛生費でございますが、保健衛生総務費につきましては、和泉診療所の運営資金として500万円貸し付けるべく措置いたしましたものでございます。

伝染病対策費につきましては、法定伝染病の発生がありましたので、この入院委託料として20万2,000円を計上いたしました。

次に診療所建設費につきましては、附帯工事費及び備品購入費の追加といたしまして、643万円を計上いたしました。

上水道費につきましては、泉北水道企業団に対する負担金でございまして、これは同企業団が用地を取得いたしましたのに伴う本市の負担金でございます。

次に労働費につきましては、失業対策事業従事者の送迎用のバス購入費として、103万5千円を計上いたしました。

土木費でございますが、都市計画費につきましては、このたび大阪府において土地利用基礎調査を行なうことになり、本市関係分の調査を委託されましたので、この経費55万円及び府中駅前再開発のための準備経費250万円をそれぞれ計上いたしました。

住宅費につきましては、市営住宅唐国団地16戸建設費の増高に伴う追加として、1,014万1,000円を計上いたしました次第でございます。

次に消防費でございますが、常備消防費については、消防職員の福利厚生費1人当たり2千円を増額いたすべく、15万8,000円を計上いたしました。

次に教育費でございますが、教育総務費の給与費につきましては、特別職等報酬審議会の答申に基づく教育長の給与改定所要額45万6,000円を計上いたしました。

小学校費の学校管理費につきましては、鶴山台南小学校児童数増加による備品購入費及び營繕工事費の追加等として、417万5,000円を計上いたしてございます。

学校保健費につきましては、給食室の改修工事費として、150万円を計上いたしました。

次に学校建設費の鶴山台南小学校増改築事業費、同じく鶴山台北小学校新設事業費及び黒鳥小学校の増築事業費につきましては、予算書の第2表 債務負担行為の補正と関連する事務費でございます。和氣小学校新設事業費につきましては、体育館の建設と相まって、備品を整備いたすべく、435万円を計上いたしましたものでございます。

次に中学校費でございますが、学校管理費につきましては、營繕工事費の追加として、1,170万円を計上いたしました。学校建設費につきましては、郷荘中学校の体育館の建設と相まって、備品を整備いたすべく、493万3,000円を計上いたしました。

次に幼稚園費でございますが、(仮称)横山幼稚園建設費につきましては、横山小学校に併設し、園児定員120人として開園いたすべく、工事費609万5,000円、(仮称)南松尾幼稚園建設費につきましては、旧南松尾村役場を整備し、園児定員80人として開園いたすべく、工事費571万3,000円を、それぞれ幼稚園建設費として計上いたしましたのでございます。

次に社会教育費の文化財保護費につきましては、上町の遺跡の調査賃金として、60万9千円を計上いたしました。

以上が歳出予算の内容でございますが、今回の追加総額1億7,920万3,000円と相なるのでございます。

それでは引き続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算についてご説明を申し上げます。

まず市税でございますが、現時点で年度内の収入見通しを勘案いたしまして、法人市民税、

固定資産税、及びたばこ消費税、3税につきまして、合計5,006万3,000円を追加計上いたした次第でございます。

地方交付税につきましては、今後の収入見込み額7,500万円を計上いたしました。

次に国庫支出金でございますが、民生費国庫負担金の生活保護費負担金につきましては、保護基準改定による増額分302万9,000円、老人医療費負担金につきましては、現行制度に基づく医療費の増高による国庫負担金の増額分931万3,000円をそれぞれ計上いたしました。国庫補助金につきましては、失業対策事業従事者送迎用バス購入費に対し、65万円、市営住宅団地建設に係る補助基準引き上げにかかる増額分911万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に府支出金でございますが、民生費府負担金につきましては、現行制度に基づく医療費の増高による府負担金の増額分として232万8,000円を計上いたしました。民生費府補助金につきましては、保育園整備事業の補助金増額分857万9,000円。府の補助制度として明年1月実施を別途として準備を進めております老人医療扶助の対象年齢を6.5才に引き下げることに伴う補助金528万円。現行、老人医療制度による国庫負担対象額増による府補助金の減額630万4,000円。王子温泉整備事業にかかる補助金120万円及び老人医療の年齢引き下げと並行して実施予定の心身障害者医療補助による府の補助金175万1,000円でございます。次に府委託金でございますが、先ほども申し上げましたように、府において土地利用基礎調査が実施されることになり、これが実施については市において施行いたしますので、この調査費用を府の委託金で収入すべく、55万円を計上いたしました。

次に寄附金につきましては、一般寄附金として、139万5,000円を計上いたしました。

諸収入につきましては、国民年金貸付金及び和泉診療所に対する貸付金の返還金として、520万円を計上いたしてございます。

最後に市債でございますが、同和更生貸付基金増額による市債を800万円計上いたしました。児童福祉債につきましては、府の補正認承分がございましたので、補助金に組み替えるべく、減額いたしてございます。国民年金債につきましては、営農資金貸付のための市債として45万6,000円を計上いたしました。診療所建設事業債につきましては、対象額640万円を計上いたした次第でございます。

以上が今回の補正予算の歳入の内容でございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらしていただきたいと存じます。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

- 18番(直村静二君) 歳入のほうでは、18ページの固定資産税3,700万円増という問題と、生活保護費負担金の増加、この2点。歳出のほうでは、24ページの貸付金500万円。それから、25ページの泉北水道企業団負担金2,200万。この点についてお尋ねしたいと思います。

固定資産税の中で、この前も言っておりましたが、宅地並み課税に対する営農のための助成といいますが、これは現在どうなっているのか。来年からさっそくB農地のあれも始まるんだという段階で、3,700万円増徴になってるけれども、この点、どのようになっているのかお答え願いたい。

それから、生活保護費負担金増加については、いずれ49年度は一級地になるんじゃないか。こういうことは、私のほうも国会議員を通じて聞いておりますし、事務当局も知っておられると思いますが、今度の負担金の増加はどのような基準なのか、これを明快にお答え願いたい。

それから同和の診療所の貸付金、これの利率と返還年限をお聞かせ願いたい。

泉北水道企業団の負担金については、単に2,200万と書いてますが、和泉市が何ほどの負担になるのか、どういう規模の建物か、おわかりだったらお答え願いたい。

以上、4点です。

- 議長(坂上国治君) 理事者答弁。  
○ 総務部次長(西川喜久君) 市税の問題について、西川、お答えいたします。

固定資産税で3,700万円の補正をお願いしておりますが、このうち、市街化区域内のA農地の分については90万円見込んでおります。それから、昭和48年の4月26日でしたか、地方税法の一部改正がございました。その後、第2回定例市議会におきまして、市税条例の一部を改正する議案をご提案申し上げ、ご議決いただいておりますので、内容については省略させていただきますが、法人が所有する非住宅用地の増徴分、3,100万円を見込んでおります。

- 産業衛生部次長(山本俊兼君) お答え申し上げます。

ただいま直村議員さんのご質問の内容は、宅地並み課税に係る、和泉市の農林サイドから見た場合の助成制度がどこまで進んでいるのかということだと思います。

9月の市会でしたか、理事者のほうからご答弁申し上げます。その後、われわれ事務当局で、上司からも指示を受けまして、大体の成案ができかかっておる現状でございます。これがまとも次第、上司の決裁を得、さらには議会の産業衛生常任委員会の議員さんともご相談を申し上げ、これを進めていきたいと考えております。

- 18番(直村静二君) これだけ確認しておきましょうや。

結局、令書出していますから、場合によっては納入に行きますわな。しかし、固定資産税は、

来年の2月25日ですか、それまでに納入するんだと。そうすると、それまでに納まったものは還付せないかんという場合も出てくる。そういう点の歯どめなり連絡はどのように措置していくのか。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

税の徴収の関係につきましては、農業サイドでの奨励金とは直接的な関連を持たしてございませんので、還付するという手続は一切いたしておりません。税は税で徴収いたしまして、農業助成の関係は助成として別途歳出予算を組んで支出する。したがって、徴収すべきものは徴収する、支出するものは支出する。そういう形態になっております。

○ 18番（直村静二君） そうすると、まず徴収優先にして、あとは助成金で処置するという形ですね。これは確認だけで結構です。

次。

○ 議長（坂上国治君） はい。

○ 市民部長（小林一三君） 第2点の生活保護費関係でございますが、本年10月から、6カ月分につきまして5%引き上げになったわけでございます。実績として、月平均約1,262万円支出してございますので、その5%アップの6カ月分、すなわち378万6,000円の10分の8を国庫補助として歳入を見込んだわけでございます。

○ 18番（直村静二君） そうすると、一級地の計算ではなしに、現行の2級地における増加5%だということですね。

そうすると、来年度は当然、一級地になるだろうと思いますが、その点、思うだけやなしに、早く一級地に引き上げるための要請を理事者側で現実にやったのかどうか。厚生省の意向はどうなのか。その点、わかってる範囲でお答えいただきたい。

○ 市民部長（小林一三君） 過般、知事経由の国あての陳情書を大阪府民生部に出してございますし、その後、国のほうも年内にはっきりした方針を出したということで、現在、府経由の段階では、49年度から実施されるであろうという程度の回答しかいたしておりません。なお、今後とも新年度に向かって、府の民生部等を経由して積極的に進めていきたいと考えております。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） 和泉診療所の運営費の貸付ですが、11月1日から運営したところで、いる金額はまだつかみかねますが、一応貸し付けは年度末となっております。利子は無利子でございます。

○ 18番（直村静二君） そうすると、本来なれば運営委員会の補助だという形をとるべきものだと思うんですよ。あなたの答弁では、はっきりわからないが、とにかく貸し付けていくと

いう内容ですね。

- 保健衛生課長(大宅清臣君) ちょっと説明が悪かったと思いますけれども、内容は、あくまでも運営の費用でございます。ぼくが先ほど申したのは、まだ日が浅いので、どのくらい金額いるかわからないので、一応、暫定的に500万円貸し付けするというところでございます。
- 18番(直村静二君) 私の質問もまずかったかな。運営費というのは、全体の運営に対する費用なのか、運営委員会の人件費等なのか、その辺、分けてはっきり説明していただきたい。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) 私からお答え申し上げます。

この500万円は、診療所開設当初ですので、医療薬品が相当額を占めております。それと医師の報酬等で、当初はやはり、保険の給付状態として2カ月ぐらいのズレが生じますので、いま課長が説明した通り、3月末まで一応、貸し付けするというので、この500万円を支出したわけでございます。いずれ同和対策施策として法人化する時点におきましては、府の貸付基金を運用したいと思っておる次第です。

- 18番(直村静二君) 私、何で質問したかというね、同じ項目に医療機械買うということで800万あがっているわけです。それはそれで買うてる。そうすると、これはどうなんやということですよ。まあ、これはいずれ今後、報告していただきたい。

その次。内訳でよろしい。

- 議長(坂上国治君) はい。
- 財政課長(北野敦雄君) お答えします。

泉北水道企業団が貯水池の土地の購入をいたしました。その総額が7.150万円でございます。企業団の規約に基づきまして、そのうち8.16%が和泉市の負担分でございます。

- 18番(直村静二君) 建物はないの。
- 財政課長(北野敦雄君) 建物はございません。
- 18番(直村静二君) 結構です。
- 議長(坂上国治君) はい。
- 17番(山田清二君) 債務負担行為のところにある甲斐田川公共下水道、この場所を教えてください。

それと、小学校で、卒業記念とか、創立何周年記念とかで記念品をつくるために寄附を集めて歩いてる。税外負担ゼロということがすでに7、8年前に決議され、実施されてる中で、しかも、集めに来られた人が「多額だ」と言えば、「これぐらい当たり前や」と言って集められたと聞いてるんですが、これは単なるうわさか、事実なのか、その点も合わせて答弁していただきたいと思います。

- 議長(坂上国治君) 答弁。
- 計画課長(大浦行雄君) 甲斐田川というのは、住宅公団が施行しています公営団地の雨水幹線で、堺のほうに流れている甲斐田川という線があります。そこです。
- 17番(山田清二君) これは公共下水道ですね、都市下水道じゃなしに。
- 計画課長(大浦行雄君) 公共下水道です。
- 17番(山田清二君) ということは、工事費等は戻ってくるということですか。いま、債務負担で出していきますね。で、堺のほうでやっている公共下水道については、問題はあったとはいえ、受益者負担という制度が成立しているわけですね。それに参加しているとなれば、一応は、一挙に出すわけにいかんということで市が肩替わりしていくかもわからんけれども、それは何らかの形で戻ってくる可能性があるのか、それとも出しっ放しなのか。
- 計画課長(大浦行雄君) この公共下水道事業は、国庫補助と住宅公団の負担金によってやっております。これは雨水幹線ですから、使用料とか、受益者負担金の関係はありません。
- 17番(山田清二君) 負担金とか、国庫補助等でできるというけれども、一応、ここに債務負担行為として載ってるわけです。だから、市はトンネルになるのかどうかしらんけれども、とにかく、市の支出でなければこれに載せる必要がない。何らかの形で戻ってくるのかと聞いたのはそこなんで、戻ってくるなら戻ってくるでええわけです。

それと、雨水だから受益者負担がないんだと言うけれども、そのために都市下水道というのがあるわけでしょう。公共下水道となれば、有料であるはずなんですよ。もし無料で使うんちゃったら、都市下水道という形に変えていくべきじゃないか。ほくも知らんだけけれども、いままでの議会の質問等でそういうふうに教えられたわけです。ここで教えてもらおうた。公共下水道というのは金があるんだ、都市下水道はいらんんだというふうに、この議場で教えられてきた。それがここで金がいらん公共下水道というのが出てくると、非常に混乱しますので、その点、1べん、こちらの整理しやすいようにしていただきたい。戻ってくるから、和泉市から金は一銭も出ないんだということやったら、それでええわけです。受益者負担があろうとなかろうと、関係ない。

- 計画課長(大浦行雄君) 公共下水道として書いておりますが、これは公共下水道の中の雨水専門管になります。汚水等と異なるものです。一応、公共下水道の都市下水道と、こういうことになります。

2点目の負担問題であります。当然、国庫補助として返ってくるもので、そういう意味で計上しておるわけでございます。

- 17番(山田清二君) 次。



- 教育次長(阪東重信君) 常々、P T A等による強制的な寄附行為を承るわけでございますがご指摘のように、北池田小学校についても、そのうわさを聞きましたので、さっそく校長とP T A会長と相談いたしまして、そういうことのないよう、排除する方向で進めております。今後、こうした点については、市の財政の許す限り、父兄の負担にならないよう、十分配慮して参りたいと考えております。
- 17番(山田清二君) そうならないようにと言いますが、すでに品物注文してあるんでしょう。「注文してあるんやから、断わるわけにはいかないんだ」と言うて集めるんですよ。役員すら知らない間に注文された。みんなに言うたら大変なことになるから、役員だけで負担しようということで、役員一人当たり2万円集めている。ところが、役員といえども、一挙に2万円の負担はできかねるということで、何とか考えてほしいと言うたら、今日び2万円ぐらい当たり前やないかと言われたということで問題になったわけです。2万円が当たり前なら当たり前でもええんですけども、それが当たり前だという根拠があれば聞かしていただきたい。また、学校のピアノなんてなものが、P T Aが勝手に注文して、校長に聞けば、校長は知らなんだというような状態の中で発注された。その金を役員で分担せえというようなことは、いまの時代に通用することと違えますよね。それが通用しようとしたから問題になったわけですから、これはもう購入をやめたのか、それとも別の方法で集めるのか、あるいは市が負担することになったのか、その点、はっきりしてほしい。
- 教育次長(阪東重信君) はっきりお答え申し上げたいと思いますが、予算にもありますように、北池田小学校のものにつきましては、立派な体育館も、それに附帯する備品一切も市で持ったわけでございます。ところが、たまたま、P T Aの実行委員会の中で、「ピアノ一台寄附しようやないか、できれば会長と副会長と2人で寄附したい」という申し入れがあり、P T A役員に相談したところ、「本年度の役員一同ということで、ひとつわれわれも寄附してほしい」ということが事の発端だということを聞いております。その後、議員さんからもご指摘ありまして、P T A会長並びに校長先生に来ていただきましてご相談いたしました結果、そうした強制的な寄附は一切いたしませんということを承りました。われわれも、そうしたことを耳にするつど、十分の注意はして参りたいと思います。
- 17番(山田清二君) 少なくとも、公共の施設である教育施設が、そのP T Aが豊かであればどんどん施設がふえていく、P T Aが貧弱であれば施設は何もできないということでは学校格差がだんだんひどくなっていくわけです。寄附を無制限に認めていけば、学校格差を深めていく。だからこそ寄附を抑制しなければならぬということで議決されたんですよ。ところが最近また、「学校がよくなるんやから、寄附はもろといたらええんじゃないか」という考え方が教育委員会のほうに相当出てきたと考えられる節があるわけです。昔から学校は寄附でもってきたと言ってもいい状態で来たけれども、教育権というものが確立され、しかも、教育は行政の一部であるには違いないが、また、独立した教育行政というものが行なわれている中で、学校格差を行政の中でつくっていく、認めていくようなことがあってはならない。それが越境入学につながり、あの学校はいやだから、この学校へ行きたいというような者が出てく

ることになる。私立の学校ならいざしらず、公共の学校で、父兄というか、その地域の収入が多ければ学校はよくなるという状態では、これから何年か後には、一つの学校はもうつぶれてしまう。片っ方は市が放っといてもどんどん立派になっていきますというようなことが出てこないとも限らない。だから、強制的に集めんようにいたしましたというだけでなしに、今後、そういうことはさせない。また、一方にそれを認めるんやったら、ほかへは市が補助してやるんだ。そういう形をとるべきだ。そうでなかったら、怒られるかもしらんけども、貧乏な人の集まるところの学校はちっともよくなれへん。金持ちの多いところの学校は幾らでもよくなるということになります。しかも、初めは会長、副会長で寄附しょうということだったという話ですけれども、その2人で寄附したんやったらまだよかった。それに、役員全部で均等割りということで、本人あるいは家族の収入で生活精いっぱいというようなところへ2万円出しなさいと言うてきて、「これぐらい今日び出されんことあるかい。役員やないか」と言われてそれからもう一べん、考え直しましたというような経路をたどっているわけです。みんなが喜んでやったわけでも何でもなし。

だから、今後、学校に対するPTAからの寄附についてはどうするんだというはっきりした態度を、教育委員会だけじゃなしに、市長も考えておいてほしい。抑制するという議決はすでにされてるんですから。その後、少しずつ市の負担が多くなってきたとはいっても、生徒数もふえてるし、制度も変わってきている。今後、学校に対する寄附については、こういう形のは受ける、こういう形のは受けない。そのことによって学校格差が起こったり、あるいはあの会長のときにはこういうことしたけど、今度の会長は何もせなんだというようなことの現われないようにしてほしい。そのはっきりした考え方を次の3月定例会までにまとめて発表していただきたい。それがええか悪いか、また、それから考えたらいいと思う。とにかくそれまでに一つの案をつくっておいていただきたい。

以上、要望して終わります。

- 議長（坂上国治君） 他にございませんか。 はい。
- 7番（田中包治君） 共同浴場費の中で、王子温泉の整備工事費が150万出ているわけですが、この王子温泉は市の経営ですか。個人であれば請負工事費が出るのはおかしい。
- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 保健衛生課長（大宅清臣君） 市が町会に委託して、中の運営は町会でやっていただいております。
- 7番（田中包治君） 王子温泉の財産は市のものですか。
- 保健衛生課長（大宅清臣君） そうです。

- 7番(田中包治君) 市民が行けば、だれでも入れるわけですか。
- 保健衛生課長(大宅清臣君) そうです。
- 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

(「異議あり」「なし」と呼ぶ者あり)

はい。

- 18番(直村静二君) 簡単にします。

内容はいろいろありますので、反対の意見も多々ありますが、その中には、先ほどの報酬値上げの予算措置も入っておりますし、その辺については、賛成できないということでございます。

- 議長(坂上国治君) 本件については反対の意見がありますので、挙手により採決いたします。本案に賛成の方は挙手を願います。

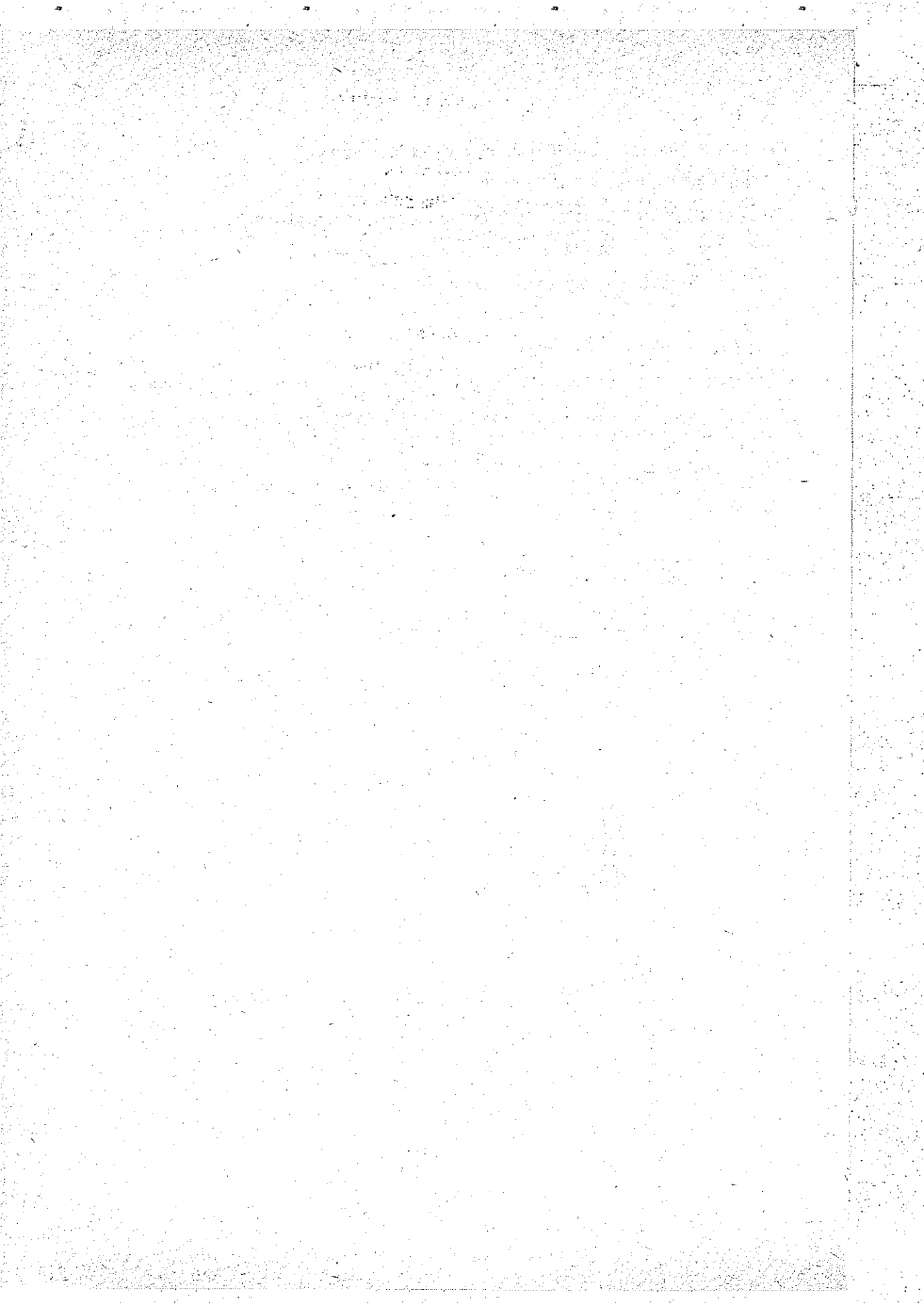
(挙手多数)

賛成多数でありますので、議案第87号を原案通り可決いたします。

ここで暫時休憩いたします。

---

(午後3時25分休憩)



(午後3時50分再開)

- 議長(坂上国治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21「昭和47年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

認定第3号

昭和47年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、昭和47年度大阪府和泉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤木秀夫

認定第3号参考資料

〔I〕 地方自治法(昭和22年法律第67号)抜すい

(決算)

第233条(第1項及び第2項略)

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定により決算を議会の認定に付するにあたっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類をあわせて提出しなければならない。

5 略

〔II〕 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)抜すい

(決算)

第166条 普通地方公共団体の決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない。

- 2 地方自治法第233条第1項及び第4項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

3 略

昭和47年度 大阪府和泉市

歳入

款	項	予算現額	調定額
1. 市 税		1,570,152,000	1,695,899,299
	1. 市 民 税	612,073,000	69,682,929
	2. 固 定 資 産 税	58,099,500	6,977,593
	3. 軽 自 動 車 税	312,210,000	33,375,070
	4. 市 煙 草 消 費 税	15,480,000	1,594,107
	5. 電 気 ガ ス 税	107,800,000	10,998,323
	6. 木 材 引 取 税	49,000	239,600
	7. 都 市 計 画 税	832,140,000	98,301,980
2. 地 方 譲 与 税		22,000,000	1,858,100
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	22,000,000	1,858,100
3. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		52,789,000	57,459,000
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	52,789,000	57,459,000
4. 国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		11,778,000	11,778,000
	1. 国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	11,778,000	11,778,000
5. 地 方 交 付 税		1,155,517,000	1,155,517,000
	1. 地 方 交 付 税	1,155,517,000	1,155,517,000
6. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		9,087,000	9,087,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,087,000	9,087,000
7. 分 担 金 及 負 担 金		42,837,000	43,574,917
	1. 分 担 金	7,410,000	7,116,056
	2. 負 担 金	35,427,000	36,458,861

# 一般会計歳入歳出決算書

△印は減

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算額と 収入済額の比較
1,597,083,822	7,156,739	91,658,678	269,818,222
64,471,5060	3,228,474	488,857,56	32,642,060
57,405,6294	2,815,558	208,874,80	△ 6,938,706
30,216,660	517,030	2,641,380	△ 1,004,340
15,941,0730	0	0	4,610,730
109,983,237	0	0	2,183,237
154,600	85,000	0	105,600
78,547,241	510,677	19,244,062	△ 4,666,759
18,581,000	0	0	△ 3,419,000
18,581,000	0	0	△ 3,419,000
57,459,000	0	0	4,670,000
57,459,000	0	0	4,670,000
11,778,000	0	0	0
11,778,000	0	0	0
1,155,517,000	0	0	0
1,155,517,000	0	0	0
9,087,000	0	0	0
9,087,000	0	0	0
4,357,4917	0	0	787,917
7,116,056	0	0	△ 293,944
36,458,861	0	0	1,031,861

款	項	予 算 現 額	調 定 額
8. 使用料及手数料		40,591,000	43,595,412
	1. 使 用 料	31,906,000	33,356,372
	2. 手 数 料	8,685,000	10,239,040
9. 国庫支出金		1,500,273,000	1,492,023,249
	1. 国庫負担金	407,267,000	404,322,490
	2. 国庫補助金	1,083,070,000	1,076,792,456
	3. 国庫委託金	99,936,000	10,908,303
10. 府支出金		1,271,130,100	1,180,977,452
	1. 府負担金	212,020,000	216,915,677
	2. 府補助金	1,220,106,000	1,125,213,920
	3. 府委託金	29,826,000	33,059,740
	4. 府交付金	367,000	1,012,225
11. 財産収入		242,569,000	173,356,655
	1. 財産運用収入	40,015,000	915,104
	2. 財産売却収入	202,554,000	1,724,415,511
12. 寄付金		154,961,000	131,355,916
	1. 寄 付 金	154,961,000	131,355,916
13. 繰入金		600,000	920,073
	1. 基金繰入金	600,000	920,073
14. 諸収入		5,216,260,000	4,712,333,632
	1. 延 滞 金	1,000,000	2,570,989
	2. 市預金利子	1,020,000,000	5,762,354
	3. 貸付金元利収入	89,598,000	89,315,704



収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 額 と 収 入 済 額 の 比 較
43,516,695	0	78,717	2,925,695
83,277,655	0	78,717	1,371,655
10,239,040	0	0	1,554,040
893,231,249	0	598,792,000	△ 607,041,751
404,322,490	0	0	△ 2,944,510
478,000,456	0	598,792,000	△ 605,069,544
10,908,303	0	0	972,303
75,509,345	0	425,884,000	△ 516,207,548
21,691,567	0	0	489,567
699,329,920	0	425,884,000	△ 520,776,080
33,059,740	0	0	3,433,740
1,012,225	0	0	645,225
173,356,655	0	0	△ 69,212,345
915,104	0	0	△ 39,099,996
172,441,551	0	0	△ 301,124,49
131,355,916	0	0	△ 23,605,084
131,355,916	0	0	△ 23,605,084
920,073	0	0	320,073
920,073	0	0	320,073
471,233,632	0	0	△ 50,392,368
2,570,989	0	0	1,570,989
5,762,354	0	0	△ 4,487,646
89,415,704	0	0	△ 282,296

款	項	予 算 現 額	調 定 額
	4. 受 託 事 業 収 入	81,796,000	58,164,962
	5. 雜 入	339,032,000	315,419,623
15. 市 債		1,729,191,000	1,694,030,000
	1. 市 債	1,729,191,000	1,694,030,000
16. 繰 越 金		222,122,000	222,262,946
	1. 繰 越 金	222,122,000	222,262,946
歳 入 合 計		8,547,394,000	8,401,651,491

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算額と収入済額の比較
58164962	0	0	△ 23631038
315419623	0	0	△ 23612377
1500867000	0	198163000	△ 228324000
1500867000	0	198163000	△ 228324000
222262946	0	0	140946
222262946	0	0	140946
7084918357	7156739	1309576395	△ 1462475643

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
1. 議 会 費		83,085,000	81,424,075
	1. 議 会 費	83,085,000	81,424,075
2. 総 務 費		97,052,100	94,291,819
	1. 総 務 管 理 費	62,934,400	61,587,705
	2. 徴 税 費	15,718,800	15,520,028
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	6,039,900	5,931,439
	4. 選 挙 費	2,730,000	2,659,318
	5. 統 計 調 査 費	4,957,000	4,859,568
	6. 監 査 委 員 費	7,638,000	7,591,589
	7. 同 和 対 策 費	8,346,700	7,847,093
3. 民 生 費		15,288,730	13,128,715
	1. 社 会 福 祉 費	3,651,490	3,523,594
	2. 児 童 福 祉 費	7,870,830	5,867,103
	3. 生 活 保 護 費	3,742,030	3,714,439
	4. 災 害 救 助 費	2,438,000	2,357,822
4. 衛 生 費		55,515,700	44,610,159
	1. 保 健 衛 生 費	20,065,200	11,518,478
	2. 清 掃 費	26,224,200	26,187,034
	3. 墓 地 火 葬 場 費	5,804,300	3,482,627
	4. 上 水 道 費	3,422,000	3,422,000
5. 労 働 費		4,420,100	4,368,489
	1. 失 業 対 策 費	4,420,100	4,368,489

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
	1,660,925	1,660,925
	1,660,925	1,660,925
	27,607,808	27,607,808
	13,466,946	13,466,946
	1,987,672	1,987,672
	1,084,602	1,084,602
	930,682	930,682
	97,432	97,432
	44,411	44,411
	9,996,063	9,996,063
192,614,000	23,387,468	216,001,468
	12,789,587	12,789,587
192,614,000	7,758,670	200,372,670
	2,759,033	2,759,033
	80,178	80,178
	109,055,410	109,055,410
	85,467,214	85,467,214
	371,466	371,466
	23,216,730	23,216,730
	0	0
	516,101	516,101
	516,101	516,101

款	項	予 算 現 額
6. 農 林 水 產 業 費		113,949,000
	1. 農 業 費	108,117,000
	2. 林 業 費	7,832,000
7. 商 工 費		73,796,000
	1. 商 工 費	73,796,000
8. 土 木 費		270,028,900
	1. 土 木 管 理 費	68,629,000
	2. 道 路 橋 梁 費	449,589,000
	3. 河 川 及 水 路 費	16,801,000
	4. 都 市 計 画 費	335,242,000
	5. 住 宅 費	1,830,028,000
9. 消 防 費		383,836,000
	1. 消 防 費	383,836,000
10. 教 育 費		1,490,769,000
	1. 教 育 總 務 費	166,727,000
	2. 小 学 校 費	832,884,000
	3. 中 学 校 費	379,095,000
	4. 幼 稚 園 費	63,120,000
	5. 社 会 教 育 費	41,784,000
	6. 保 健 体 育 費	7,159,000
11. 公 債 費		414,069,000
	1. 公 債 費	414,069,000
12. 予 備 費		1,183,000

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算額と支出済額との比較
112692568		1256432	1256432
104886328		1230872	1230872
7806240		25760	25760
71577870		2218130	2218130
71577870		2218130	2218130
1406579968	1213888000	79826032	1298709032
68582015		46985	46985
417876894		31712306	31712306
15559246		1241754	1241754
284049097	6974000	44218903	51192903
620512916	1206909000	2806084	1309515084
373837930		9998070	9998070
373837930		9998070	9998070
1301252166	157313000	32203834	189516834
154312875		12414125	12414125
668741024	157313000	6829976	164142976
375311727		3783273	3783273
62851648		268352	268352
34608440		7175560	7175560
5426452		1732548	1732548
412415172		1653828	1653828
412415172		1653828	1653828
0		1183000	1183000

款	項	予 算 現 額
	1. 予 備 費	1,183,000
13. 災 害 復 旧 費		4,068,200
	1. 農林水産施設災害復旧費	1,336,000
	2. 文教施設災害復旧費	7,007,000
	3. 社会教育施設災害復旧費	1,847,000
	4. 福祉施設災害復旧費	1,270,000
	5. 土木施設災害復旧費	1,524,800
	6. 公営住宅災害復旧費	1,785,000
	7. 消防施設災害復旧費	165,000
14. 諸 支 出 金		14,698,400
	1. 開発協会貸付金	8,890,000
	2. 土地開発公社出資金	4,000,000
	3. 諸 支 出 金	5,408,400
歳 出 合 計		85,473,940



支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
0		1,183,000	1,183,000
37,555,796		3,126,204	3,126,204
13,344,130		15,880	15,880
6,717,534		289,466	289,466
14,788,75		368,125	368,125
443,440		826,560	826,560
14,019,667		1,228,333	1,228,333
1,519,160		265,840	265,840
33,000		132,000	132,000
14,693,686		47,140	47,140
8,885,286		47,140	47,140
4,000,000		0	0
5,408,400		0	0
6,689,843,618	1,563,810,000	293,740,382	1,857,550,382

歳入歳出差引残額 395,074,789 円

翌年度に繰越すべき財源 345,971,000 円

純繰越 49,103,789 円

昭和48年 月 日

大阪府和泉市長 藤木秀夫



昭和47年度 大阪府和泉市国民健康

歳 入

款	項	予算現額	調定額
1. 国民健康保険料		267,337,000	313,251,758
	1. 国民健康保険料	267,337,000	313,251,758
2. 一部負担金		10,000	0
	1. 一部負担金	10,000	0
3. 使用料及手数料		21,000	13,650
	1. 手数料	21,000	13,650
4. 国庫支出金		446,156,000	427,648,791
	1. 国庫負担金	410,057,000	389,765,791
	2. 国庫補助金	36,099,000	37,883,000
5. 府支出金		11,492,000	16,116,747
	1. 府補助金	11,492,000	16,116,747
6. 諸収入		2,915,000	2,548,547
	1. 延滞金及過料	45,000	0
	2. 預金利子	2,300,000	1,609,217
	3. 雑収入	570,000	939,330
7. 繰越金		21,760,000	21,760,780
	1. 繰越金	21,760,000	21,760,780
8. 繰入金		4,000,000	4,000,000
	1. 一般会計繰入金	4,000,000	4,000,000
歳入合計		753,691,000	785,340,273

# 保険事業特別会計歳入歳出決算書

△印は減

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算額と 収入済額の比較
260,736,699	0	52,515,059	△ 6,600,301
260,736,699	0	52,515,059	△ 6,600,301
0	0	0	△ 10,000
0	0	0	△ 10,000
13,650	0	0	△ 7,850
13,650	0	0	△ 7,850
427,648,791	0	0	△ 18,507,209
389,765,791	0	0	△ 20,291,209
37,883,000	0	0	1,784,000
16,116,747	0	0	4,624,747
16,116,747	0	0	4,624,747
2,548,547	0	0	△ 366,453
0	0	0	△ 45,000
1,609,217	0	0	△ 690,788
939,330	0	0	369,330
21,760,780	0	0	780
21,760,780	0	0	780
4,000,000	0	0	0
4,000,000	0	0	0
732,825,214	0	52,515,059	△ 20,865,786

歲 出

款	項	予 算 現 額
1. 總 務 費		58,497,000
	1. 總 務 管 理 費	13,951,000
	2. 徵 収 費	43,904,000
	3. 運 營 協 議 會 費	463,000
	4. 趣 旨 普 及 費	179,000
2. 保 險 給 付 費		692,865,000
	1. 療 養 諸 費	682,565,000
	2. 助 産 費	9,600,000
	3. 葬 祭 費	700,000
3. 保 險 施 設 費		270,000
	1. 保 險 施 設 費	270,000
4. 公 債 費		810,000
	1. 一 般 公 債 費	810,000
5. 諸 支 出 金		1,220,000
	1. 償 還 金 及 還 付 加 算 金	1,220,000
6. 予 備 費		29,000
	1. 予 備 費	29,000
歲 出 合 計		753,691,000

歲 入 歲 出 差 引 殘 額

昭 和 4 8 年 月 日

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
58,325,463		171,537	171,537
18,838,856		114,144	114,144
48,877,042		26,958	26,958
456,125		6875	6,875
155,440		23,560	23,560
673,079,080		19,785,920	19,785,920
664,799,080		17,765,920	17,765,920
7,870,000		1,730,000	1,730,000
410,000		290,000	290,000
269,270		730	730
269,270		730	730
254,798		555,207	555,207
254,798		555,207	555,207
751,499		468,501	468,501
751,499		468,501	468,501
0		29,000	29,000
0		29,000	29,000
782,680,105		21,010,895	21,010,895

145,109 円

大阪府和泉市長

藤 木 秀 夫

昭和47年度 大阪府和泉市土地区画

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1. 国 庫 支 出 金		128,875,000	0
	1. 国 庫 負 担 金	128,875,000	0
2. 繰 入 金		24,750,000	0
	1. 繰 入 金	24,750,000	0
3. 諸 収 入		0	1
	1. 預 金 利 子	0	1
歳 入 合 計		153,625,000	1

歳 出

款	項	予 算 現 額
1. 土 地 区 画 整 理 費		142,084,000
	1. 土 地 区 画 整 理 費	142,084,000
2. 繰 上 充 用 金		11,541,000
	1. 繰 上 充 用 金	11,541,000
歳 出 合 計		153,625,000

歳入歳出差引歳入不足額

このため翌年度歳入繰上充用金

昭和48年 月 日



整理事業特別会計歳入歳出決算書

△印は減

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算額と 収入済額の比較
0	0	0	△ 128,875,000
0	0	0	△ 128,875,000
0	0	0	△ 24,750,000
0	0	0	△ 24,750,000
1	0	0	1
1	0	0	1
1	0	0	△ 158,624,999

支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算額と支出 済額との比較
0		142,084,000	142,084,000
0		142,084,000	142,084,000
11,540,225		775	775
11,540,225		775	775
11,540,225		142,084,775	142,084,775

11,540,224 円

11,540,224 円

大阪府和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和 47 年度和泉市各会計

決 算 審 査 意 見 書

和 泉 市 監 査 委 員

⑤

和泉監第41号

昭和48年11月26日

和泉市長 藤木秀夫 殿

和泉市監査委員 堀田 徳 治

和泉市監査委員 柏 音三郎

昭和47年度和泉市一般会計並びに特別会計決算審査  
意見書の提出について

地方自治法第238条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき審査に付された昭和47年度和泉市一般会計並びに特別会計の決算及び基金の運用状況に関する審査をしたので次のとおりその結果と意見を提出する。

## 目 次

決算審査意見 .....	197
審査概要 .....	198
I 総 括 .....	198
II 一般会計 .....	201
1. 歳 入 .....	201
2. 歳 出 .....	208
III 特別会計 .....	215
1. 国民健康保険事業 .....	215
2. 土地区画整理事業 .....	219
IV 基金の運用状況 .....	219

# 決 算 審 査 意 見

## 1. 審査の対象

昭和47年度和泉市一般会計歳入歳出決算

同 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

同 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算

同 用品調達基金

同 同和更生資金貸付基金

同 財政調整基金

同 土地開発基金

## 2. 審査の期間

昭和48年10月17日から昭和48年11月15日まで

## 3. 審査の結果

審査に付された決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調査は、地方自治法及び関係法規に準じて調製されており、その計数は関係帳簿及び証拠書類と照合の結果、いずれも正確であり予算の執行についても、おおむね適正に行なわれているものと認められた。

## 4. 審査の総括意見

本市においても、ここ数年来人口の急増及び生活水準の向上等にもなう行政需用の多用化により、財政規模の拡大は著じるしいものがある。

本年度一般会計予算額は8,547,394千円にのぼり、その多くが建設事業等の公共投資にあてられている。

その結果、教育施設、社会福祉施設の整備充実がはかられ、行政水準の質的向上が確保されつつあるが、その反面、それら事業の執行を裏づける財源構成は、市税等の一般財源が一定の上昇を示しているにも拘らず予算規模の伸張においつけず、年々その割合が低下し財政構造上、著じるしく弾力性にかけたものとなりつつある。将来にむけて本市が、健全財政を維持していくためには事務の合理化、簡素化により経費の節減をはかるとともに、一般財源の確保により

一層の努力をはらい、長期的、計画的な財政運営を推進し、住民の福祉に寄与されることを望むものである。

## 審 査 概 要

### I 総 括

市長から提出のあった、昭和47年度和泉市決算は一般会計他2特別会計であるが、これら全会計の合算総額及び前年度に対する比較は次のとおりである。

#### 合 計 決 算 の 比 較

(単位千円)

年 度	歳 入	歳 出	執行率(%)		翌年度へ繰越すべき財源	歳計残額
			歳入	歳出		
47	7,817,744	7,434,064	82.9	78.6	345,971	37,709
46	6,204,901	5,972,417	70.0	67.7	171,958	60,526
増減(△)	1,612,843	1,461,647	12.9	10.9	174,013	△22,817

表現に見るとおり、本年度決算は前年度と比較して歳入・歳出とも大幅な増加を示しているとともに執行率においても12.9%、10.9%それぞれ増加しているが、単年度収支では22,817千円の赤字となって表われている。

歳計残額を各会計別に見ると次表のとおりである。

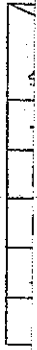
(単位千円)

会 計 別	47年度	46年度	増減(△)
一 般 会 計	49,104	50,305	△1,201
国民健康保険事業	145	21,761	△21,616
土地区画整備事業	△11,540	△11,540	0
合 計	37,709	60,526	△22,817

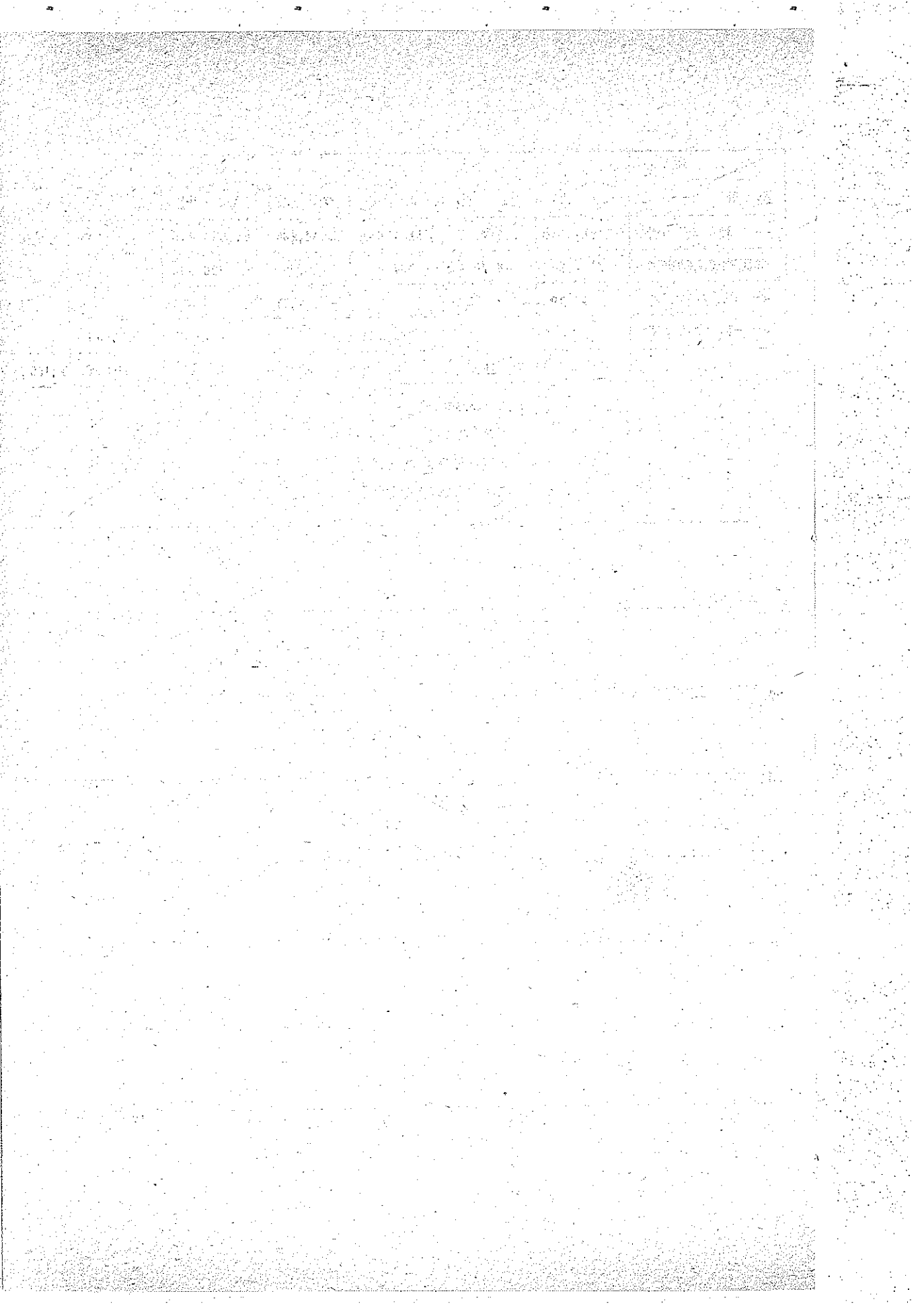
国民健康保険事業特別会計は、本年度わずかに145千円の歳計残額を残すのみとなり、本年度21,616千円の単年度収支赤字となっている。

このため一般会計、単年度収支額△1,201千円を合計すると、本年度のみの単年度収支は22,817千円の赤字である。

なお、一般会計並びに特別会計の総括決算規模のすう勢は次表のとおりである。



備





## II 一般会計

一般会計の予算総額は、当初予算額 5,518,220 千円で補正予算額 1,824,906 千円と継続費及び繰越事業費繰越財源充当額 1,204,268 千円を加え、予算現額は 8,547,394 千円であり、当初予算額に対する増加率は 54.9% となっている。

又、予算現額に対する決算額は

歳入	7,084,918,357 円
歳出	6,689,843,618 円

で歳入歳出差引額 395,074,739 円翌年度へ繰越されている。このうち翌年度へ繰越すべき財源として、継続費通次繰越額 732,000 円、繰越明許費繰越額 8,833,400 円及び事故繰越額 256,905,000 円が含まれているので、これを差引いた 49,103,739 円が実質収支額であり、前年度同様黒字決算となっている。

決算額から見た昭和 47 年度歳入、歳出執行率及び前年度との比較は次のとおりである。

(単位千円)

年度	予算現額	決算額				翌年度へ繰越すべき財源	歳計残高
		歳入	収入率(%)	歳出	執行率(%)		
47	8,547,394	7,084,918	82.9	6,689,844	78.3	345,971	49,104
46	8,163,412	5,603,681	68.6	5,381,418	65.9	171,958	50,305
増減(△)	383,982	1,481,237	14.3	1,308,426	12.4	174,013	△1,201

### 1. 歳入

収入済額は 7,084,918 千円で予算現額に対する収入率は 82.9% となっている。その内訳を各款別にみると次表のとおりである。

款 別 予 算 収 入 率

(単位千円)

款 別	予算現額	収入済額	収入率	総額対比
1. 市 税	1,570,152	1,597,084	101.7%	22.5%
2. 地 方 譲 与 税	22,000	18,581	84.6	0.3
3. 自動車取得税交付金	52,789	57,459	108.8	0.8
4. 国有提供施設等 所在地町村助成交付金	11,778	11,778	100.0	0.2
5. 地 方 交 付 税	1,155,517	1,155,517	100.0	16.8
6. 交通安全対策特別交付金	9,087	9,087	100.0	0.1
7. 分担金及負担金	42,837	43,575	101.7	0.6
8. 使用料及手数料	40,591	43,517	107.2	0.6
9. 国 庫 支 出 金	1,500,273	893,231	59.5	12.6
10. 府 支 出 金	1,271,301	755,093	59.4	10.7
11. 財 産 収 入	242,569	173,357	71.5	2.4
12. 寄 附 金	154,961	131,356	84.8	1.9
13. 繰 入 金	600	920	153.3	0
14. 諸 収 入	521,626	471,234	90.3	6.7
15. 市 債	1,729,191	1,500,867	86.8	21.2
16. 繰 越 金	222,122	222,263	100.1	3.1
歳 入 合 計	8,547,394	7,084,918	82.9	100.0

(1) 収入率

表のとおり予算現額に対する収入率は一部を除いてほぼ順調な収納状況を示している。

又、国・府補助金、市債については予算に比して極めて低調な収入率となっているが、これは保育園、小学校等建設事業の一部を翌年度へ繰越したことによるものである。

(2) 前年対比

本年度収入済額を前年度と比較した場合1,481,237千円(26.4%)の大幅な増加となっているが、その内訳は次表のとおりである。

(単位千円)

款 別	歳入決算額		増 減 (△)	
	47年度	46年度	額	比率(%)
1. 市 税	1,597,084	1,288,691	308,393	23.9
2. 地 方 譲 与 税	18,581	3,948	14,633	370.9
3. 自動車取得税交付金	57,459	48,047	9,412	19.6
4. 国有提供施設等 所在市町村助成交付金	11,778	8,811	2,967	33.7
5. 地 方 交 付 税	1,155,517	955,873	199,644	20.9
6. 交通安全対策特別交付金	9,087	3,675	5,412	147.3
7. 分担金及負担金	435,75	185,028	△ 141,453	△ 76.4
8. 使用料及手数料	43,517	43,336	181	0.5
9. 国 庫 支 出 金	893,231	815,123	78,108	9.6
10. 府 支 出 金	755,093	189,170	565,923	299.2
11. 財 産 収 入	173,357	163,176	10,181	6.2
12. 寄 附 金	131,356	62,188	89,168	111.2
13. 繰 入 金	920	991	△ 71	△ 7.2
14. 諸 収 入	471,234	482,510	△ 11,276	△ 2.3
15. 市 債	1,500,867	1,279,775	221,092	17.3
16. 繰 越 金	222,263	73,339	148,924	203.1
歳 入 合 計	7,084,918	5,603,681	1,381,237	26.4

表のとおり、市税、地方交付税、府支出金、市債等において大幅な増収を示している。このうち特に府支出金については、前年度に比して565,923千円(299.2%)と大幅な増収を示しているが、この主な内訳は民生費補助金が、ひまわり、鶴山台保育園等の建設費補助金の収入により、前年度に比して213,741千円の増収となったこと。又、土木費補助金が阪和東側1号線整備事業補助金145,326千円収入されたこと及び改良住宅建設事業補助金120,935千円収入されたことにより、前年度46,989千円に対し、310,011千円と263,022千円の増収となったことによるものである。

## (3) 財源別収入状況

本年度における自主財源、依存財源別収入状況は次表のとおりである。

(単位千円)

科目	47			46		
	決算額	構成比 (%)	類似都市 (%)	決算額	構成比 (%)	類似都市 (%)
◎ 自主財源	2,688,806	37.8	57.7	2,299,259	40.9	56.7
市 税	1,597,084	22.5	88.8	1,288,691	22.9	38.1
分担金及負担金	43,575	0.6	1.2	185,028	3.3	1.3
使用料及手数料	43,517	0.6	1.6	43,336	0.8	1.7
財産収入	1,733,57	2.4	3.2	1,631,76	2.9	2.4
奇 附 金	131,356	1.9	0.7	62,188	1.1	0.7
繰 入 金	920	0	1.6	991	0	1.5
繰 越 金	222,263	3.1	2.1	73,339	1.3	1.7
諸 収 入	471,234	6.7	8.5	482,510	8.6	9.3
◎ 依存財源	4,401,612	62.2	42.3	3,304,420	59.1	43.3
自動車取得税交付金	57,459	0.8	0.9	48,047	0.9	0.9
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	11,778	0.2	0.7	8,811	0.2	0.5
地方交付税	1,155,517	16.3	10.3	955,873	17.1	10.5
交通安全対策特別交付金	9,087	0.1	0.2	3,675	0.1	0.1
国庫支出金	898,231	12.6	13.1	815,123	14.5	12.6
府 支 出 金	765,093	10.7	4.5	189,170	3.4	3.8
市 債	1,500,867	21.2	12.8	1,279,775	22.8	14.7
地方譲与税	18,581	0.3	0.6	3,946	0.1	0.2
合 計	7,084,918	100.0	100.0	5,603,681	100.0	100.0

注：類似都市とは、昭和45年国勢調査人口8万～10万の都市47市の平均構成比を集計したものである。

自主財源は前年度に比して全体で384,047千円の増加を示しているものの、決算構成比は37.9%と前年度を3.0%下廻っており、財源構成はきわめて依存度の強いものとなっている。

特に自主財源の根幹である市税が、前年度に比して308,393千円の増収となっているにも拘らず、歳入全体の2.5%にしかすぎず類似都市平均3.8%に比して著るしく低率となっている。

逆に依存財源についてみると、市債が歳入構成比2.2%と類似都市平均1.2%を上廻っているのをはじめ、国・府支出金、地方交付税ともに平均を大きく上廻っており、それらの収納額も上昇の一途を辿っている。

ともあれ、本市の財源構造は他の類似都市に比してもその依存度が著るしく高く、財政運営上柔軟性に欠けているものといえる。

今後は市税等自主財源の確保により一層の努力をばらうとともに長期的計画的な財政運営を行なうよう望むものである。

#### (4) 歳入の執行状況

##### イ、市 税

本年度市税収入状況は次のとおりである。

予 算 現 額	1,570,152,000円
調 定 額	1,695,899,239円
収 入 済 額	1,597,083,822円
不 納 欠 損 額	7,156,739円
収 入 未 済 額	9,165,8678円

又、これを各項別にみると次表のとおりとなる。

(単位千円)

項	予 算 額	調 定 額(A)	不 納 欠 損 額	収 入 済 額(B)	$\frac{B}{A} \times 100$
市 民 税	612,073	696,829	3,228	644,715	92.5%
固 定 資 産 税	580,995	597,759	2,816	574,056	96.0
軽 自 動 車 税	312,21	333,75	517	30,217	90.5
市 た ば こ 消 費 税	154,800	159,411	0	159,411	100.0
電 気 ガ ス 税	107,800	109,983	0	109,983	100.0
木 材 引 取 税	49	240	85	155	64.6
都 市 計 画 税	83,214	98,302	511	78,547	79.9
合 計	1,570,152	1,695,899	7,157	1,597,084	94.2

市税収納額は前年度1,288,691千円に比して308,393千円(23.9%)の増と

一応順調な伸張状況を示しており、収納率についても前年度93.4%に比してわずか0.8%ながら上昇している。又、本年度7,157千円の不納欠損額を計上しているが、これは前年度8,049千円に比して、892千円の減少である。これら不納欠損額中に固定資産税2,816千円が含まれているが、このほとんどは地方税法第15条の7の規定に基づく、滞納処分の執行停止によるものであり、不納欠損処分については慎重になされるとともに税の完全収納により一層の努力を望むものである。

#### ロ、国有提供施設等所在市町村助成交付金

当交付金は「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」に基づき、交付されているものであり、本市城内の自衛隊施設にかかる交付金として本年度11,778千円が収入されている。

これは前年度収入額8,811千円に比して2,967千円(33.7%)の増加となっている。

#### ハ、地方交付税

予算現額11,555,17千円に対し、調定額収入済額ともに11,555,17千円が収入されており、前年度収入済額9,558,73千円に比し1,996,44千円(20.9%)の増となっている。

この内訳は普通交付税(基準財政需用額が基準財政収入額をこえる額)1,055,481千円及び公害対策、人口急増等の特殊事情にかんがみ特別交付税として1,000,58千円が収入されている。

#### ニ、国庫支出金

予算現額1,500,273千円に対し、調定額1,492,023千円収入済額893,231千円で予算に対する収入率は59.5%調定に対する収入率は59.9%と、ともに低率を示しており収入未済額は598,792千円にのぼっている。

これら収入未済額の内訳は(仮称)旭保育園建設事業の翌年度繰越にともなう民生費補助金1,444千円(仮称)和泉台小学校及び北池田小屋内運動場建設事業の翌年度繰越にともなう教育費補助金4,852千円(仮称)和泉第1団地建設事業通次繰越にともなう土木費補助金17,504千円、並びに和泉中央線、改良住宅建設事業の事故繰越にともなう土木費補助金360,778千円の計598,792千円である。

なお、前年度収入済額815,123千円に比して73,108千円(9.6%)の増加となっている。

#### ホ、府支出金

予算現額1,271,301千円に対し、調定額1,180,977千円収入済額755,093千円で予算に対する収入率60.4%調定に対する収入率63.9%となっており、425,884千円の収入未済額を生じている。

これら収入未済額が多額となった理由は、国庫支出金と同様事業の翌年度繰越にともなうものであるが、その内訳は民生費補助金81,764千円、土木費補助金84,412千円となっている。なお、前年度収入済額189,170千円に比して56,592千円(29.9%)の増収を示している。

#### ヘ、市債

予算現額1,729,191千円に対し、調定額1,694,030千円収入済額1,500,867千円で193,163千円の収入未済額を生じている。予算に対する収入率は86.7%調定に対する収入率は88.6%となっている。又、前年度収入済額1,279,775千円に比して221,092千円(17.3%)の増となっている。

次表は最近5カ年間の歳入全体に占める市債の割合を表示したものである。

(単位千円)

年 度	歳入総額	市債収入額	総額対比(%)	前 年 対 比	
				額	率
43	1,884,810	213,800	11.3	△132,400	△61.7%
44	2,594,230	226,900	8.7	13,900	6.2
45	3,586,952	387,479	10.8	160,579	70.8
46	5,603,681	1,279,775	22.8	892,296	290.3
47	7,084,913	1,500,867	21.2	221,092	17.3

表に見るとおり、歳入総額中に占める市債の割合は本年度21.2%と前年度22.8%を1.6%下回っているものの収入額は、最近3カ年間に急激な増加傾向を示している。これは建設事業の執行を市債に依存している本市の実態を端的に表わしているものといえる。

## 2. 歳 出

予算現額8547,394千円に対し、支出済額6,689,844千円で執行率78.3%となっている。又、前年度決算額5,381,418千円に比して、1,308,425千円(24.3%)の増加を示している。

各款別の執行状況は次のとおりである。

款別歳出予算執行状況 (単位千円)

科 目	予 算 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額
議 会 費	88,085	81,424		1,661
総 務 費	970,521	942,913		27,608
民 生 費	1,528,873	1,312,871	192,614	23,388
衛 生 費	555,157	446,102		109,055
労 働 費	44,201	43,685		516
農 林 水 産 業 費	113,949	112,693		1,256
商 工 費	73,796	71,578		2,218
土 木 費	2,700,289	1,406,580	1,213,888	73,826
消 防 費	383,836	373,838		9,998
教 育 費	1,490,769	1,301,252	157,313	32,204
公 債 費	414,069	412,415		1,654
諸 支 出 金	146,984	146,937		47
災 害 復 旧 費	40,682	37,556		3,126
予 備 費	1,183	0		1,183
合 計	8,547,394	6,689,844	1,563,810	293,740

予算現額に対する執行率78.3%は、前年度執行率65.9%に比して12.4%の増となっている。又、翌年度繰越額の内訳は次表のとおりである。

(単位千円)

区 分	款	項	事 業 名	金 額
繰越明許費	民生費	児童福祉費	(仮称)旭保育園建設事業	192,614
"	教育費	小学校費	(仮称)和泉台小学校建設事業	154,011
"	"	"	北池田小学校屋内運動場	3,302
事故繰越	土木費	都市計画費	街路和泉中央線整備事業	6,974
"	"	住宅費	改良住宅建設事業	997,129
遞次繰越	"	"	(仮称)和泉第一団地建設事業	209,780
合 計				1,563,810



(1) 目的別経費の概況

前年度に対する支出額の増減を目的別に見れば次表のとおりで、総務費、民生費等の増加が目立っている。

款別支出の増減割合

(単位千円)

科目	47年度	46年度	増減		構成比	
			額	率(%)	47年度	46年度
議会費	81,424	66,615	14,809	22.2	1.2	1.2
総務費	94,291.8	65,043.2	29,248.1	45.0	14.1	12.1
民生費	131,287.1	78,659.4	52,627.7	66.9	19.6	14.6
衛生費	446,101	504,552	△58,451	△11.6	6.7	9.4
労働費	43,685	51,202	△7,517	△14.7	0.7	1.0
農林水産業費	11,269.2	8,776.4	2,492.8	28.4	1.7	1.6
商工費	71,578	32,399	39,179	120.9	1.1	0.6
土木費	1,406,580	1,225,803	180,777	14.7	21.0	22.8
消防費	373,838	294,023	79,815	27.1	5.5	5.5
教育費	1,301,252	1,280,968	20,284	1.6	19.4	23.8
公債費	41,241.5	260,256	152,159	58.5	6.2	4.8
諸支出金	14,693.7	73,221	73,716	100.7	2.2	1.3
災害復旧費	37,556	67,588	△30,032	△44.4	0.6	1.3
合計	6,689,844	5,381,418	1,308,425	24.8	100.0	100.0

イ、総務費

予算現額97,052.1千円に対し、支出済額94,291.8千円で執行率97.2%となっており、2,760.8千円の不用額を生じている。

又、前年度決算額65,043.2千円に比し、29,248.1千円(45.0%)と大幅な増加を示しているが、これは職員給与の引上げに伴う給与費の増加及び庁舎増築に伴い庁舎整備事業費として25,879.1千円の支出が生じたことによるものである。尚、不用額中の主なものは総務管理費(13,467千円)及び同和対策費(9,996千円)である。

#### ロ、民生費

予算現額1,528,873千円に対し、支出済額1,312,871千円で執行率85.9%となっており、前年度決算額786,594千円に比して526,277千円(66.9%)と大幅な増加を示している。増加中の主なものは老人医療助成金94,927千円の増加及び(仮称)旭、鶴山台保育所の新設事業の執行に伴うものである。

尚、(仮称)旭保育所新設事業については、翌年度へ繰越明許されており、繰越額1,92,614千円を含めた執行率は96.5%となっている。

#### ハ、衛生費

予算現額555,157千円に対し、支出済額446,102千円で執行率80.4%となっており、109,055千円の不用額を生じている。

又、前年度決算額504,552千円に比して58,450千円(11.6%)の減少を示している。この主な理由は泉大津和泉市組合病院分担金として、前年度90,924千円が支出されていたが組合病院の解散により分担金が不用となったためである。

#### ニ、土木費

予算現額2,700,289千円に対し、支出済額1,406,580千円で執行率52.1%となっている。

又、前年度決算額1,225,808千円に比して1,80,777千円(14.7%)の増加を示している。この理由は、本年度環境改善施設整備事業費として1,93,496千円支出されたことによるものである。

尚、和泉中央線整備事業費6,974千円及び改良住宅建設事業費997,129千円が事故繰越されている。

和泉中央線については、建設資材の品不足の影響により納品が遅延したことにより、年度内に工事の完成ができなかったものであり、又、改良住宅については設計変更により工事が遅延したものである。これら事故繰越額1,004,103千円を含めた執行率は89.3%となっている。

#### ホ、消防費

予算現額383,836千円に対し、支出済額373,838千円で執行率97.4%と順調な執行状況を示している。

又、前年度決算額294,023千円に比して79,815千円(27.1%)の増加となっている。決算額増加の主な理由は、消防庁舎建設及び幸出張所の用地購入によるもので

あるが、その主な内訳は、幸出張所及び消防庁舎用地代35,900千円、庁舎工事費1,090,047千円となっている。

#### へ、教育費

予算現額1,490,769千円に対し、支出済額1,301,252千円で執行率87.3%となっており、189,517千円の不用額を生じている。

不用額中に（仮称）和泉台小学校及び北池田小学校屋内運動場建設事業の繰越明許にともなう翌年度繰越額157,813千円が含まれているので、これらを含めた執行率97.8%となっている。

又、前年度決算額1,280,968千円に比して202,84千円（1.6%）の増加を示している。

決算額増加の主な理由は、職員給与費の引上げにともなう人件費の増加によるものである。

次表は教育費における前年度対比である。

教育費前年度対比

（単位千円）

科目 \ 年度	47年度	46年度	増減額	比率(%)
教育費	1,301,252	1,280,967	20,285	1.6
1項 教育総務費	154,313	92,673	61,640	66.5
2項 小学校費	668,741	525,648	143,093	27.2
3項 中学校費	375,312	550,862	△175,550	△31.9
4項 幼稚園費	62,852	67,663	△4,811	△7.1
5項 社会教育費	84,608	27,097	7,511	27.7
6項 保健体育費	5,426	6,148	△717	11.7

#### ト、公債費

予算現額414,069千円に対し、支出済額412,415千円で執行率99.6%となっている。

又、前年度決算額260,256千円に比して152,159千円（58.5%）と大幅な増加を示している。

公債費の内訳は、元金184,189千円、利子220,250千円、公債費79,76千円であるが、利子の支出済額が前年度139,664千円に比して、特に大幅な伸張を示している。なお、過去5カ年間の公債支出状況は次表のとおりである。

公 債 費 執 行 状 況

(単位千円)

年度	歳出総額	公債費支出額	総額対比	対前年比	
				額	率(%)
43	2,010,474	140,644	7.0	22,144	18.7
44	2,566,285	161,698	6.3	21,054	15.0
45	3,513,613	205,244	5.8	43,546	26.9
46	5,381,418	260,256	4.8	55,012	26.8
47	6,689,843	412,415	6.2	152,159	58.5

(2) 性質別経費の概況

次に決算額を性質別に区別してみると次表のとおりとなる。

(単位千円)

区 分	決 算 額		構 成 比 (%)	
	47年度	46年度	47年度	46年度
◎義務的経費計	3,038,338	2,462,936	45.4	45.7
人 件 費	1,479,317	1,208,258	22.1	22.4
(うち職員給)	1,207,353	908,700	18.0	18.8
物 件 費	460,770	375,743	6.9	7.0
維持補修費	19,254	18,525	0.3	0.3
扶 助 費	597,478	372,571	8.9	8.9
補 助 費 等	481,519	488,839	7.2	9.1
◎投資的経費計	2,995,076	2,612,474	44.8	48.6
普通建設事業費	2,915,186	2,497,928	43.6	46.4
災害復旧費	36,205	63,347	0.5	1.2
失業対策費	43,685	51,199	0.7	1.0
◎そ の 他	656,429	306,008	9.8	5.7
合 計	6,689,843	5,381,418	100.0	100.0

歳出総額に占める各経費を性質別に見た場合、決算額自体では義務的経費において575,042千円、投資的経費において882,602千円の増加を示しているものの決算構成比では前年度を下廻っている。

しかし、各経費を個別に見た場合、人件費中の職員給与については前年度決算額を80,653千円、構成比においても1.2%上廻っている。

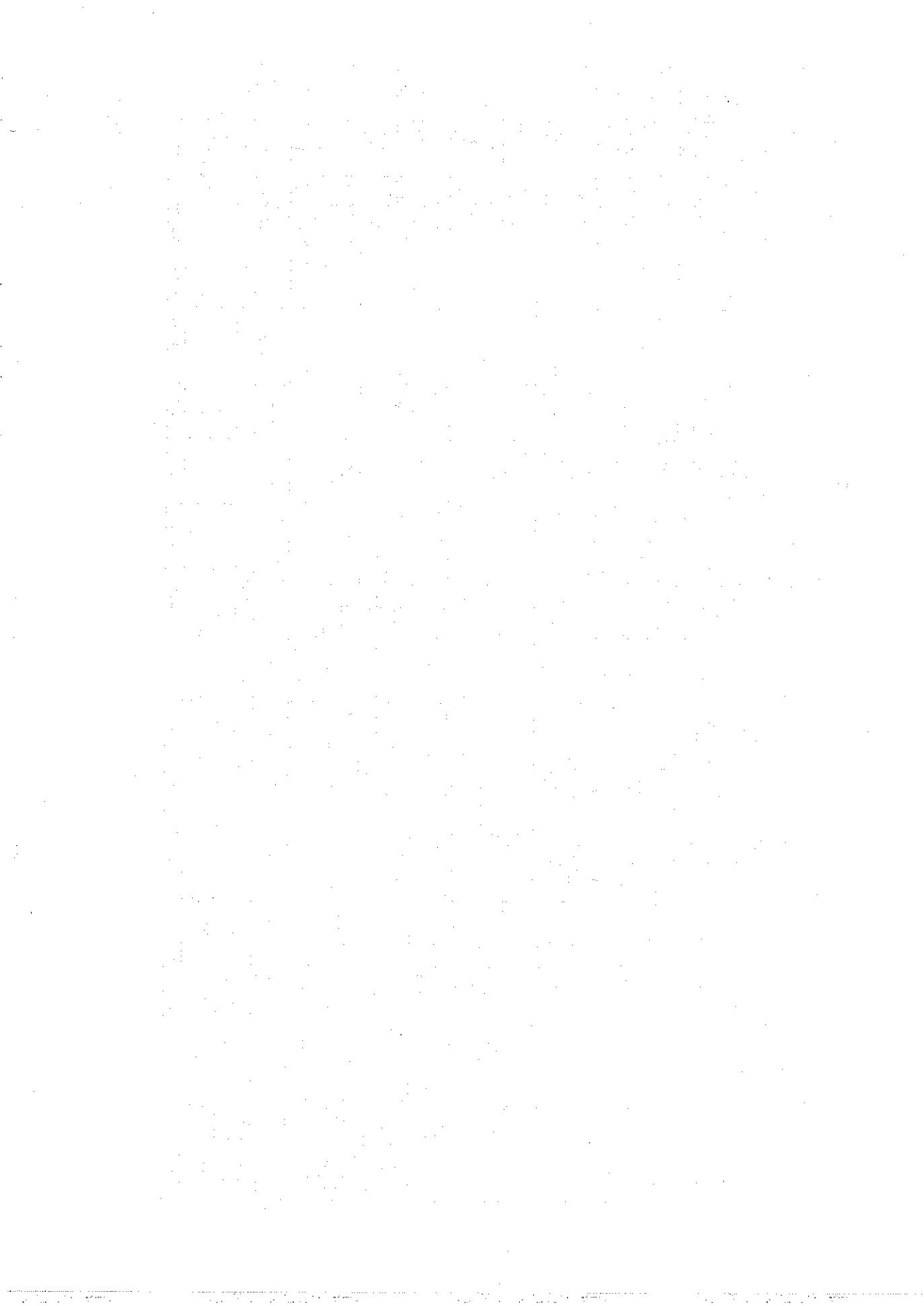
この主な理由は、47年度中に職員119名を補充したこと(退職者14名)及び人件等給与費の引上げによるものである。この結果本市市税収入額1,597,084千円のほぼ92.6%にあたる金額が人件費によって占められることとなった。

又、物件費についても前年度に比して85,027千円の増加を示している。これら経費についても今後、市政の発展、行政需要の増大にともない増高は必至と考えられるが、事務の簡素化、合理化によって節減をはかられるとともに、職員の補充等についても計画的になされるよう望むものである。

節別費別明細表

(單位千元)

種目	議會費	總務費	民生費	衛生費	勞働費	農林水產業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	結支出金	合計	構成比	類似都市
1. 報關	36120	21500	4789	1149		1557	1575	1075	4028	9485				81528	1.22	11
2. 給料	8821	208228	153685	39210	7588	14725	9592	74568	60976	144674				717045	1072	12.6
3. 職員手当	28379	186707	109187	81762	6880	11925	7035	54555	48915	96378				557507	834	9.3
4. 共済費	1972	88449	27941	7328	1759	2575	1808	13496	11208	26518				139049	199	1.7
5. 災害補償費									4069					4069	0.07	
7. 賃金		20158	8518		17332		8	241		5708				52015	0.77	1.1
8. 報償費	72	16757	108989	3498		249	652	2	5261	9722	49			140251	2.10	0.8
9. 旅費	4651	6398	2117	198	152	881	1496	2178	852	1711				20039	0.30	0.4
10. 交際費	703	3060				78			120	266				4227	0.06	0.1
11. 需用費	2384	35964	42090	14604	1334	2656	1996	3360	5351	63262	606			179397	2.68	3.9
消耗品費	217	9700	11714	2199	160	1229	948	1889	1319	18265	84			47733	0.72	
燃料費	118	1213	960	1217	405	90	37	520	1112	2465				8182	0.12	
食料費	638	2229	23854	1238	44	321	372	278	364	1599	17			30394	0.46	
印刷製本費	1334	13894	1365	599	8	595	355	2369	232	6700	146			27512	0.41	
光熱水費		7105	2076	582	12			905	477	25358				37015	0.55	
修繕料	82	1547	1919	656	701	56	284	2499	1497	5099	359			14999	0.22	
医薬材料費		226	202	8143		365				4336				13372	0.20	
12. 役務費	1411	20754	1564	1032	142	49	13	466	1466	5180		7376		40053	0.60	0.6
13. 委託料		36349	10025	63593		3918	4714	56226	3399	48377	484			229055	3.42	4.6
14. 使用料	5	11215	2613	238		3	390	116	65	20903				84648	0.53	0.4
15. 工事請負費		154142	195681	81400		39300		237354	153239	48926	38869			1384098	20.69	24.0
16. 原材料費		65	268	1134	6764	237		5124	112	1338	1351			16738	0.25	0.7
17. 倉庫貯蔵		185562	59550	1313				628514	35900	205710				1066549	15.94	8.3
18. 備品購入費	852	13080	18111	3342	979	962	266	6977	25218	71487	56			150445	2.25	2.1
19. 負担金補助	536	31467	23237	23219	462	34722	7018	8424	8023	80312	696		54084	467500	6.99	6.4
20. 扶助費			544661	4320						16177				565053	8.35	7.0
21. 貸付金		886	60				15000							104299	1.58	3.2
22. 補償補助費			11536		200			263729	30	3668	45			279208	4.17	1.5
23. 償還金		9382								5632		404439		420053	6.23	5.0
24. 投資及出資金		152	796	129			20000	991					4000	25498	0.38	0.3
27. 公課費	18	90	15	197	48	5		84	233	23				738	0.01	
28. 繰出金		12000	4000											16000	0.24	2.6
その他																23
合計	81424	942913	1312372	446102	43334	112692	71578	1466380	373337	1301232	87556	412415	146937	6689342	100.00	100.00



### Ⅲ 特別会計

#### 1 国民健康保険事業会計

当初予算額691,463千円に対し、補正予算額62,228千円で予算現額753,691千円となっている。

予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳入 732,825,214円(97.2%)

歳出 732,680,105円(97.2%)

歳入・歳出差引残額145,109円が翌年度へ繰越しされており、前年度同様黒字決算となっている。

昭和47年度歳入・歳出決算状況は次のとおりである。

(単位千円)

歳入	金額	歳出	金額
国民健康保険料	260,734	総務費	58,325
一部負担金	0	保険給付費	673,079
使用料及び手数料	13	保険施設費	269
国庫支出金	427,649	公債費	255
府支出金	16,117	諸支出額	751
諸収入	2,548	予備費	—
繰越金	21,761		
繰入金	4,000		
歳入歳出差引			145

(単位千円)

年度	予算額	決算額		差引残額	執行率(%)	
		歳入	歳出		歳入	歳出
47	753,691	732,825	732,680	145	97.2	97.2
46	626,118	601,220	579,459	21,761	96.0	92.5
増減	127,573	131,605	153,221	△21,616	103.2	△120.1

表に見るとおり、収支差引145千円の黒字計上がなされているものの、前年度からの繰

越金21,761千円を差し引いた単年度収支は21,616千円の赤字となっている。

又、本年度については一般会計からの繰入金4,000千円が収入されているので、これを含めると25,616千円の単年度収支赤字ということになる。

この主な理由は、被保険者の受診率が年々増加していること及び47年2月1日に約14%の医療費の増額改訂がなされたことにより、歳出中の9割以上を占める保険給付費が大幅な増加を示したことによるものである。

(1) 歳入

歳入決算額は732,680千円で前年度601,220千円に比して131,606千円(21.9%)の増加を示している。

又、これを予算現額に対する収入率からみれば、前年度の96.0%に比して97.2%と1.2%の上昇となっている。

歳入の前年度に対する比較は次のとおりである。

款別の増減及び総額対比

(単位千円)

款 別	決 算 額				総 額 対 比 (%)	
	47年度	46年度	増 減 額	増減率(%)	47年度	46年度
保 険 料	260,737	195,799	64,938	33.2	35.6	32.6
手 数 料	18	18	△ 5	△27.8	0	0
国庫支出金	427,649	385,458	92,191	27.5	58.4	55.8
府 支 出 金	16,117	9,263	6,854	74.0	2.2	1.5
諸 収 入	2,549	3,599	△ 1,050	△29.2	0.3	0.6
繰 越 金	21,761	57,088	△35,322	△61.9	3.0	9.5
繰 入 金	4,000	0	4,000	0	0.5	0
歳 入	732,826	601,220	131,606	21.9	100.0	100.0

イ、国民健康保険料

予算現額267,337千円調定額313,252千円に対し、収入済額260,737千円となっており、予算に対する収入率は97.5%である。

又、前年度収入額に比較すると64,938千円(33.2%)の増収である。



又、調定額に対する収納率は83.2%と前年度82.7%を0.5%上廻っている。

保険料は国民健康保険事業にあっては、国庫支出金とともに収入の根幹であり、本年度については、保険料率を22%アップした結果、前年度に比して、大幅な増収を示している。

しかしながら保険料未収額は前年度の41,065千円から52,515千円と11,450千円増加を示しており、本特別会計の運営が困難さをきわめている現在、保険料の徴収率向上により一層の努力を望むものである。

#### 国民健康保険料収納状況と前年比

(単位千円)

年度	区 分	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 入 率(%)
47	現 年 度 分	272,951	257,032	0	15,919	94.2
	過 年 度 分	40,301	3,705	0	36,596	91.9
	計	313,252	260,737	0	52,515	83.2
46	現 年 度 分	200,449	192,257	0	8,192	95.9
	過 年 度 分	86,415	3,542	0	82,873	97
	計	286,864	195,799	0	41,065	82.7
増	減	76,388	64,938	0	11,450	85.0

#### ロ、国庫支出金

予算現額446,156千円に対し、調定額、収入済額ともに427,649千円で収入率95.9%となっている。

又、これを前年度収入済額335,458千円と比較すると92,191千円(27.5%)増収を示している。

#### 国庫支出金の収入額比較

(単位千円)

年 度	予 算 現 額	収 入 済 額	対 予 算 比(%)	対 前 年 比(%)
45	290,854	310,991	106.9	23.1
46	358,603	335,458	93.5	7.9
47	446,156	427,649	95.7	27.5

#### (2) 歳出

予算現額753,691千円に対し、支出済額は732,680千円で97.2%となっており、21,011千円の不用額を生じている。又、前年度決算額579,459千円に比して153,221千円(26.5%)の増加を示している。

歳出決算の予算現額に対する比較は次のとおりである。

(単位千円)

款	予算現額	決算額	不用額	執行率(%)
1. 総務費	58,497	58,326	171	99.7
2. 保険給付費	692,865	673,079	19,786	97.1
3. 保険施設費	270	269	1	99.6
4. 公債費	810	255	555	31.5
5. 諸支出金	1,220	751	469	61.6
6. 予備費	29	0	29	0
合計	753,691	732,680	21,010	97.2

又、これを前年度と比較すれば次表のとおりとなる。

歳出経費の増減

(単位千円)

科目	決算額		増減(△)	
	47年度	46年度	金額	比率(%)
1. 総務費	58,326	51,912	6,414	12.4
2. 保険給付費	673,079	518,833	154,246	29.7
3. 保険施設費	269	235	34	14.5
4. 公債費	255	0	255	0
5. 諸支出金	751	8,479	△7,728	△91.1
6. 予備費	0	0	0	0
歳出合計	732,680	579,459	153,221	26.4

#### イ、総務費

予算現額58,497千円に対し、支出済額58,325千円で執行率99.7%となっている。

又、前年度決算額51,912千円に比して6,413千円(12.4%)の増加を示している。決算額増加の主な理由は、職員給与費の引上げによる人件費の増加及び納付組合補助金の増加によるものである。

#### ロ、保険給付費

予算現額692,865千円に対し、支出済額673,079千円で執行率97.1%で19,786千円の不用額を生じている。

又、前年度決算額518,833千円に比して154,246千円(29.7%)の増加を示している。この主な理由は医療費の改訂等に伴い、療養給付費が前年度に比して151,419千円の増加を示したことによるものである。

尚、不用額についても19,786千円と多額にのぼっているが、これは老人医療費の無償化にあたり、当初見積りしていた金額よりも実数が下廻った結果、療養給付費において17,692千円の不用額を生じたことが主な理由といえる。

## 2 土地区画整理事業会計

当初予算額142,084千円に対し、補正予算額11,541千円で予算現額153,625千円となっている。

予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳入	1円(0%)
歳出	11,540,225円(7.5%)

収支差引11,540,224円の歳入不足となっており、不足額については、翌年度予算をもって繰上充用措置がなされている。歳出のすべては、前年度繰上充用金である。

## IV 基金の運用状況

用品調達基金、同和更生資金、財政調整基金及び土地開発基金の4つについて、その運用状況を審査した。

市長より提出された、これら基金の運用状況に関する調書は関係諸帳簿と照合の結果、計数に誤りがなく、かつ、調書作成の様式も適正であることを認めた。

節別費用明細表 (國民健)

科 目	年 度	4 6 年 度	
		金 額	構 成 比 (%)
1.	報 酬	8 1	0.0 1
2.	給 料	1 4, 5 3 4	2.5 1
3.	職 員 手 当	1 1. 6 5 4	2. 0 1
4.	共 濟 費	2, 7 5 8	0. 4 8
7.	賃 金	2, 1 6 8	0. 3 7
8.	報 償 費	8 6 5	0. 1 5
9.	旅 費	4 9 0	0. 0 8
1 1.	需 用 費	2, 3 3 7	0. 4 0
	消 耗 品 費	5 2 9	0. 0 9
	燃 料 費	5 6	0. 0 1
	食 糧 費	1 7 9	0. 0 3
	印 刷 製 本 費	1, 5 5 6	0. 2 7
	修 繕 料	1 7	0. 0 1
1 2.	役 務 費	3, 4 7 2	0. 6 0
1 3.	委 託 料	3, 4 1 8	0. 6 0
1 4.	使 用 料	1 1 0	0. 0 2
1 8.	備 品 購 入 費	7 8 5	0. 1 4
1 9.	負 担 金 補 助 及 交 付 金	5, 2 8, 3 0 9	9 1. 1 7
2 3.	償 還 金 利 子 及 割 引 料	8, 4 7 9	1. 4 6
	合 計	5 7 9, 4 6 0	1 0 0. 0 0

康保險事業特別會計)

(單位千円)

4 7 年 度		増 減 額	増 減 率 (%)
金 額	構 成 比 (%)		
7 7	0.0 1	△ 4	△ 4.9 3
1 4.9 5 3	2.0 4	4 1 9	2.8 8
1 2.0 4 4	1.6 4	3 9 0	3.8 4
2.8 0 7	0.3 8	4 9	1.7 7
1.5 3 4	0.2 1	△ 6 3 4	△ 2 9.2 4
1.2 6 6	0.1 7	4 0 1	4 6.3 5
7 3 9	0.1 0	2 4 9	5 0.8 1
3.5 8 5	0.5 0	1.2 4 8	5 3.4 0
9 1 9	0.1 3	3 9 0	7 3.7 2
7 1	0.0 1	1 5	2 6.7 8
1 2 7	0.0 2	△ 5 2	△ 2 9.0 5
2.4 5 6	0.3 4	9 0 0	5 7.8 4
1 2	0	△ 5	△ 2 9.4 1
4.4 3 3	0.6 1	9 6 1	2 7.6 7
5.7 4 3	0.7 8	2.3 2 5	6 8.0 2
2 8	0	△ 8 2	△ 7 4.5 4
2 1 9	0.0 3	△ 5 6 6	△ 7 2.1 0
6 8 4.2 4 5	9 3.3 9	1 5 5.9 8 6	2 9.5 1
1.0 0 7	0.1 4	△ 7, 4 7 2	△ 8 8.1 2
7 3 2.6 8 0	1 0.0 0 0	1 5 3, 2 2 0	2 6.4 4

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長（藤木秀夫君） 認定第3号 昭和47年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いすることについて、内容のご説明を申し上げます。

各会計決算書は、去る8月に収入役から提出されてまいりましたので、監査委員さんの審査をわずらわしましたところ、去る11月26日、別冊の通り審査意見をちょうだいいたしました。

昭和47年度は、全国的には比較的恵まれた財政環境でございましたが、財政基盤の脆弱な本市にとっては、必ずしも、恵まれた財政運営とは言えませんでした。ある程度の一般財源の増加が見られましたものの、生活関連、社会資本整備のための財政需要の増加がかさみ、年度末を迎えるとともにきびしい財政状況でございました。

幸い、議員各位のお力添えをいただきまして、一般会計等の普通会計におきまして、実質3,756万8千円の黒字決算をなし得ましたことは、まことにありがたく存じている次第でございます。ここに厚く御礼申し上げます。

次に各会計ごとの決算の概要を申し上げますと、まず、一般会計につきましては、歳入総額70億8,491万8千円に対しまして、歳出総額66億8,984万4千円で、差し引かれますと3億9,507万4千円の形式黒字となりますが、すでにご承認いただいている事業費の繰り越しがございますので、この繰り越し財源を差し引きますと、純繰越金は4,910万8千円と相なる次第でございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入7億3,282万5千円に対し、歳出7億3,268万円で、差し引き14万5千円となっております。

土地区画整理事業特別会計につきましては、前年度までの赤字、1,154万円となっております。

以上が今回認定をお願いする各会計の決算状況でございます。よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 説明が終わりました。それではこれより総括質問に入ります。はい。
- 2番（勝部津喜枝君） ごく、かいつまんで2、3の点をお尋ねいたします。

まず、歳入の面で、国及び府の補助金が相当収入未済額として説明の中にも書かれておりますが、こうした事業の翌年度繰越がどういった理由でなされたのか、その点のご説明をお願いしたいと思います。

それから例年、共産党が申しておりますけれども、自衛隊の特別助成交付金について、この47年度の決算で単価が幾らぐらいになっているのか。前年度に比べて33・7%の増額と書

かれておりますけれども、この点でのご説明を願いたいと思います。

それから、区画整理事業についての決算の報告ですが、依然として、毎年のように、予算の食いつぶしが行なわれておりますけれども、こうした点についてどういう見解を持っておられるのか。

以上の点についてご説明願います。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 総務部理事（庄司 清君） 第1点の国・府の補助金関係の未済になっている点について、費用そのものが各課にわたりますので、総括的に私からお答えさせていただきます。

今回、47年度から48年度に繰り越したしました事業は5件で、民生関係では保育所、小学校関係で2件、土木関係で2件となっており、全部建設事業でございます。

おのおの理由を申し上げるのが至当でございますけれども、各事業とも共通して申し上げられることは、着手する以前の、すなわち地ならしの問題、それから、府の補助金の内示の問題等があるわけでございます。そういう関係で事業執行が多少ズレたことに伴いまして、明許繰越あるいは事故繰越の措置を行なったわけでございますので、ご承認賜りたいと思います。

- 総務部次長（西川喜久君） 自衛隊施設に係る交付金について説明申し上げます。

前回は説明申し上げましたように、面積は69万2,741坪で、1坪当たりの交付金は、約17円になっております。

- 建設部次長（林 徳次君） 区画整理事業に対する見解をということでございますが、いずれにいたしましても、年度内に地元権利者等の総意をまとめまして、決着をつける考えております。
- 26番（勝部津喜枝君） 細部にわたりましては、まだまだこれからの質問点も多いんですけども、事業の翌年度繰越についても、計画性が不足と考えられますし、また、自衛隊の1坪17円という値段は、不当に安いという意見も出てくると思います。いずれにつきましても、今後、行なわれます決算委員会でぜひとも、慎重な審議をお願いして、これで終わらせていただきます。

- 議長（坂上国治君） 他にご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他にご質問がないようでございますので、以上で総括質問を終わります。

お諮りいたします。本件はまことに重要な内容でありますので、十分ご審議を願う必要性があると思っておりますので、決算特別委員会を設置し、付託のうえ、閉会中も継続審議をお願いしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、この際お諮りいたしますが、決算委員の選任については、さきの議会運営委員会でご了承を願っておりますので、はなはだ僭越ですが、私より選任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって私から選任させていただきます。

委員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

○ 市会事務局長(井谷義雄君) 朗読いたします。

田中幸一議員さん	木下甲子三議員さん	金沢 勝議員さん
田中包治議員さん	吉川伊与一議員さん	出原武司議員さん
池辺秀夫議員さん	上代卯之松議員さん	山田清二議員さん
直村静二議員さん	関戸正一議員さん	藤原要馬議員さん
成田秀益議員さん		

以上、13名でございます。

○ 議長(坂上国治君) ただいまの朗読通り、選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、朗読の通り、選任することに決めます。

決算特別委員の皆さんにはまことにご苦勞でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長(坂上国治君) 本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

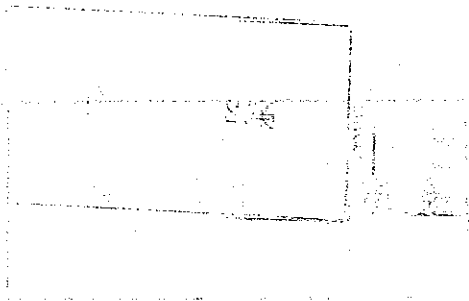
ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。長時間まことにご苦勞さんでございました。

明日、引き続き議案審議を行ないますので、定刻、ご参集賜りますようお願い申し上げます。

(午後4時10分散会)



第 2 日



昭和48年12月18日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	病院長	岩崎 靖
助役兼水道部長事務取扱	辻 忠夫	病院事務局長	竹内 潔
助 役	藤田 利	消 防 長	和田 増 義
収 入 役	橋本 炳	総務部理事(財務担当)	庄 司 清
総務部長	坂口 礼之助	総務部次長兼市民課長事務取扱	西川 喜久
同和对策部長	佐原 行雄	同課長兼和対策部次長事務取扱	森 保
市民部長	小林 一三	市保険年金課長兼事務取扱	山本 武雄
産業衛生部長	宇 沢 清	福祉事務所長兼社会児童課長	内 田 繁

職名	氏名
衛生部次長 兼業務部長 兼建設部長 兼推進課長	山本俊兼
水道部次長	林徳次
病院事務局次長 兼庶務課長	田中稔
庶務課長	平野誠蔵
企画課長	杉本弘文
人事課長	橋本昭夫
財政課長	門林六男
資産税課長	北野敦雄
納税課長	吉田日出男
庶務課参事 (広報担当)	吉田種義
隣保館長	竹田明郎
推進調整課長	萩本啓介
"	生田稔
"	浅井隆介
市民課長	富田宏之
福祉課長	田中二三夫
商工課長	山村昇
農林課参事	岩井益一
保健衛生課長	青木太郎
保健衛生課参事 (診療所担当)	大宅清臣
交通公害課長	山本亮夫
計画課長	吉田利秀
	大浦行雄

職名	氏名
土木課長	中尾宏
建築課参事	中上好美
区画整理 事務所	中西淳富
開発課長	白川保
地区改良事務 所長	逢野一郎
会計課長	片桐武雄
営業課長	高橋新平
工務課長	福本喬久
浄水課長	岸田孝二
經理課長	守田勇
業務課長	藤原光夫
消防次長兼 署長	南口主雄
監査委員	堀田徳治
監査事務局長	西岡正志
選管委員長	味谷日吉
選管事務局長	青木孝之
教育委員長	堀内由延
教育長	葛城宗一
教育次長	阪東重信
"	乾武俊
総務課長	紀之定 藤与茂
学校教育課長	坂口雄一
指導課長	吉見豊

職名	氏名	職名	氏名
社会教育課長	広岡 史郎	土地開発公社 専務理事	吉岡 昭男
学校教育課 参事	角谷 泰夫	土地開発公社 専務理事	藤原 永一
農業委員会 事務局長	松村 吉堯	土地開発公社 専務理事	宮本 福秀
土地開発公社 専務理事	西川 武雄		

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷 義雄
次長	北野 丈夫
調査係長	大塚 俊昭
議事係	西垣 宏高

昭和48年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月18日)

日 程	種別及び番号	件 名	ページ
1	議案第69号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定 について	3
2	議案第70号	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災 害補償に関する条例の一部を改正する条例制定 について	5
3	議案第76号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定 について	31
4	議案第77号	和泉市保育所設置条例制定について	33
5	議案第78号	和泉市立老人集会所条例制定について	41
6	議案第82号	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条 例制定について	54
7	議案第83号	市道の路線認定について (北信太駅前線外43路線)	57
8	議案第84号	市道の路線認定について (和泉台1号線外46路線)	61
9	議案第88号	工事請負契約締結について (市立(仮称)第2国府保育園新築工事)	追 加 1
10	議案第89号	土地(部落共有地)処分について	3
11	決議第8号	泉北臨海工業地帯における公害発生源となる企 業の進出及び増設反対並びに公害指導の強化に ついて要望決議	別 紙

(午前10時30分開議)

- 議長(坂上国治君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には昨日に引き続き、お疲れのところご出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは21名でございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、21名でございます。

- 議長(坂上国治君) ただ今の報告通り、出席議員21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配布してある通りでありますので、ご了承を願います。

- 議長(坂上国治君) それではこれより議案審議に入ります。日程第1「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第69号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員定数条例(昭和47年和泉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「80人」を「95人」に改める。

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

理 由

消防防災規制の強化に伴う対象範囲及び対象施設数の増加並びに火災現場における危険性の増大傾向にかんがみ、消防業務の充実を図るため、消防職員を増員する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第69号参考資料

和泉市職員定数条例改正案・現行対象表

改 正 案	現 行
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)~(9) 略 (10) 消防職員 <u>95人</u> 2 略	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)~(9) 略 (10) 消防職員 <u>80人</u> 2 略

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。
- 消防長(和田増義君) お許しをいただきまして、ただ今上程いただきました議案第69号和泉市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、その内容及び提案理由についてご説明を申し上げます。

本件は、消防職員の定数80人を95人に増員するものでございます。近時、火災による悲惨な事故が急激に増加する情勢に対処いたしまして、消防防災規制の強化に伴う対象範囲及び対象施設数も非常にふえております。そういうことから、消防業務が飛躍的に増大して参っておりますので、体制の整備強化と、火災による現場における危険性が非常に増大してある傾向



に鑑みまして、現場活動要員を増強し、もって消防活動の充実を図りたいと思うものでございます。よろしくご審議下されまして、原案通り可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長(阪東国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 7番(田中包治君) 実は定員をふやすということは悪いということよりも、現在、人1人ふやすということにつきましては、やはり1千万円程度が必要であることは事実です。したがって、近代化によってするのか、ただ単に15名をふやすんだということでの議案提案の説明には、非常に納得できないと考えます。

もう一つは、私、非常に不思議に思っていますが、前の消防庁舎のところに分室を置いておりますが、あの13号線沿いで、緊急の場合あの前へ出られるかどうか、出られないところに消防分室を置いて、おくことは、本来、不合理ではないかと考えております。何がために本庁を向こうへ持って行って、ここまでわずか5分足らず、13号線はほとんどマヒ状態で、あの消防分室から出て行くことが可能かどうか、こういう問題を考えるとき、みだりに人をふやすことは、財政の90何%あるいは100%近い人件費の中で、近代化という問題を、人的配慮について、そのかみ合わせをどう考えておるのかこの点についてご説明願いたいと思います。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 消防長(和田増義君) お答え申し上げます。

第1点の近代化と人員増加の問題をどう考えてるかということでございますが、ご指摘のように、近代化をして効率的な運営をしていくということが大前提でございます。したがって、どうしても装備の充実ということもありますが、同時に、これらに要する人員の確保ということも必要でございます。したがって、消防車の近代化も図っていただいておりますがこれらに対する要員も確保して、効率的に運営できる体制を考えていきたいと考えております。

第2点の府中出張所のことでございますが、本件につきましては本年2月、消防庁舎が移転したわけでございますが、現在まで消防署があった位置に消防署がなくなるということに対する地元市民の方々の不安もあるようでございますので、それらに対して必要な措置を講じておくことも行政上必要なことではなからうかと存じております。しかし、先ほどご指摘のような問題につきましては、地元の方々が安心できるような状態であるのかどうか、消火活動を十分分析いたしまして、今後、増強するのか、廃止するか、あるいは現状でいくかを十分検討して配慮していきたいと思っております。

○ 7番(田中包治君) 第1点の15名増員の件ですが、ただ、これぐらいの人がいるんだということだけで、どこに、どういう方向で、どういうふうに使うんだという資料もない。近代

化という問題設備の完備という問題からすれば、合理的な人員の配置によってカバーできるわけです。

もう1点は、元の庁舎の出張所が、果して消防署としての機能があるのか、ないのか。もし、機能がないものなら廃止すれば、何人おるか知りませんが、その人々が浮いてくる、そうでしょう、機能的な問題を言ってるわけです。だから、増員するんなら、どういふところに必要だからと、それにあれを廃止したらどのぐらいの人間が浮くんかと聞いている。そのへんを一体どう考えてるんか。ただ子供の使いじゃあるまいし、15名ふやします、ああ、そうでっかという議案の提案の仕方がずさんである。何とかして人をふやそう、ふやそうという問題と、機能との問題をからみ合わせてもらわんと、単なる15名の増員でございますということでは了解できません。

- 消防長(和田増義君) 先ほど私の提案理由の説明が不十分で、その点お詫びいたします。15名の人員配置につきましては、まず第一に現在、消防車を出動する場合、出張所におきましては実働3名しか確保できず、非常に危険でございます。せめて4名を確保したい。このためには少なくとも8名。それから予防業務が昭和40年ごろに比較して約5倍、さらに防火対象物が8倍ぐらいふえており、これに救急業務もふえておりまして、これらに対する要員が5名ぐらい、あと若干、内部で必要としますので、それらに充てたいと思っております。

なお、機能的運用という問題との関係で、出張所を廃止すればどれだけの人員が浮くかということでございますが、大体、現在、実働3名を確保しようと思えば、少なくとも8名おりますので、廃止すれば、それだけ人員が減ることは事実でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、旧和泉町地区の火災の発生件数は、他の地区に比べるとかなり多く、大体、年間を通じて3割5分ないし4割5分を占めており、重要な場所でございますので、地元の方々の不安もあると思っておりますので、ただ今ご指摘の点は十分考慮いたしまして、今後、どうするかということは、地元の方々の不安をなくするより十分検討して措置して参りたいと思っております。

- 7番(田中包治君) 人員等はわかりましたが、提案する場合、消防行政ができないというならやむをえないが、どこに、どういう方向で、どうするんだということで提案するのが私は親切でないかと思っております。

それから府中出張所については、やはり誰が考えてもあそこでは消防署としての機能が發揮できるとは考えられない。この問題については、早急にどうあるべきかということ、もし、あそこが必要だとするならば、現在の消防本部からどれぐらいの時間で和泉の旧市内に走れるか、どれぐらいのギャップがあるのか、こころも十分踏まえての答弁をしてもらわんと困る。

おたくの言われるように、市民感情がどうだ、こうだという話じゃなく、現在、あそこにあつた場合と、本部から消火作業に行く場合と整備の体制問題、この三つを考へて検討すべきであると思ひます。理論的、現実に、どういふ方向にすればよいか、こうすれば、こうなるんだといふ答弁をするのが筋道ではないか、一応、要にとどめますが、無用な施設は廃止して、市の財政負担をできるだけ少なくして行く方向でお互いにやらないと、官庁のただ単なる人さへふやせばいいんだといふ考へ方は了解できない、その点だけ要望しておきます。

○ 議長(坂上国治君) 他に。

○ 3番(金沢勝君) 重複しないように質問申し上げたいと思ひますが、数字的に申し上げますと2割増、現在、消防署の前に消防吏員募集という看板がすでに立てられておるわけです。こゝろいふ議決があつたあとで、あゝいふ看板を立てるべきだと判断しておりますが、門林課長なぜ一般職員と同じように募集しないか。といふことは、消防職員についてはあと回しになつてゐる。えらい表現が悪いかもしれんが、一般行政職員から漏れたやつを拾うといふことで、一般市民から見ると、格が下だといふ感じを受ける。なぜ一べんにやらないか。すでに立て看板印刷物もできてると聞いております。条例を改正してからそゝろいふ手続をとるべきであり、また、市の一般行政職と同じように募集するならば、これを当初予算あるいは7月にこの条例を出しておかなければいかんのかと思ひます。過日、大洋デパートのような大きな犠牲も出たので、そゝろいふ感化を受けてやっておられると思ひますが、われわれは消防吏員については、災害救済といふことで、人員増についても、シノノーケル車の購入についても、あまり意見は言えなかつた。反対するわ、大きな災害が起こるわとなると、われわれ議員が反対したのでこんな大きな災害になつたといふことで大きな指摘もできなかつた。

しかし、ここで2割といふ、いまだかつてない和泉市の消防吏員の増員に対して、金額的、予算的な問題はございますが、これは消防法に規定された基準があつて条例化する必要があるのではないと思ひます。その点私も不勉強ですが、和泉市の場合、完全に消防行政を行なつていこうとなれば何名が必要か。署長も警察あがり、犯罪を起こすよりも、起こすまでの予防策が大事と思ひます。あゝいふ大洋のような大きな災害になるまでに十分指導しなければならぬといふ建て前から、消すよりも出さないといふ指導方針に重点を置いてやる消防、私は火事を消すのが消防やないと思ひます。出させない指導をするのが本当の現在の消防やないと思ひます。

だから、先ほどの田中議員に対する回答の中で、夜中に火事があつたら3人しか乗れまへんといふが、そゝろいふ予防に力を入れた増員であるべきが現在の消防行政だと思ひます。その点の説明がちょっと納得いかん回答やと思ひますので、ひとつお答ををいただきたい。

○ 消防長(和田増義君) お答を申し上げます。

まず、最初の時期が非常に遅いじゃないか。さらにまた、条例の改正が成立してから募集すべきだというご意見でございますが、本件については、欠員もございますので、遅ければ遅れるほど、人員の確保も困難だということから、早目に募集させていただいたのでございます。議決をしない間にしたということは、よろしくご了承願いたいと思います。

予防業務につきましてはおっしゃる通りでございます。先ほどからご説明申し上げておりますように、指導業務、予防業務につきましては、広報等によって市民の方々のご理解を深め防火意識を高めていくことについての十分な体制をとるために人もいますので、これらを合わせ増員をするわけでございます。

次は2割近くの増員ということでございますが、本件につきましては、われわれとしても予算の許す範囲で、できるだけ早い機会にこの人数を確保したいわけですが、一挙に15名の増員ということではなく、49年度以降、逐次、増強をお願いしたい、こういう気持ちでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 人事課長(門林六男君) 第1点目の採用時期のことですが、今後、その点については検討していきたい、かよう考えております。
- 3番(金沢勝君) 募集要綱の中に、募集人員が若干名となっております。欠員のみ募集であれば、当を得た看板やと思います。いま3名ほど欠員があると聞いておりますが、条例改正と欠員を合わせて18名募集される。だから、募集要綱の中の若干名というのはおかしいのではないですか。若干名というの、われわれ一般に考えるのは、5、6名から10名と解釈しておりますが、その点についてご答弁いただきたいことと、予算的な問題は度外視して、消防法では、消防長として、和泉市の80余平方キロ、また、現在の人口で、一番当を得た消防の職員数はいくらか。実際は100名いるが、予算的な面もあるので95名に押さえてますという、私は素人がよくわかるような回答をしていただきたい。いままで消防問題については反対できず、意見も言えなかった。そのために小事が大事になったら、あとで批判を受ける。各議員さんも皆そうだった。だから、そういう基本線を聞かせてもらった中で、予算の許す限り充実していくべきだと考えております。むしろ意見よりも、参考に聞かせていただきたいと思います。
- 消防長(和田増義君) 現在の和泉市で実際、どれだけの消防がいるのかというご質問でございますが、これは諸種の事情とともに、消防庁の基準、告示がございます。これによれば、理想的な姿としては185名でございます。しかしながら、これは基準というよりも、理想的な状態というとりえ方をしております。したがって、現在の管内の事情を考え、これだけの人員をほしいというのが95名でございます。

なお、若干名という表現ですが、これは実は欠員の問題があることと、できるならば、49

年度において8名ないし10名ぐらいの人員の増強をしたいという希望を持っております。それで若干名という表現、回りくどいようですが、よろしくご賢察をお願いいたします。

- 3番(金沢勝君) 人事課長が一般行政職と別にするのはおかしい、以後、心得ますという。ところが、あなたの15名のうち8名、1回試験して、あとの人員はまたもう1回募集するという説明をされている。人事課長が消防吏員と一般行政職員を別にするのはおかしいと言った。常にあと回し、いままで1回も一緒にやったことはない。一般市民から見たら、一般行政職員よりも格が下、お叱りを受けるかもしれないが、そういう感じがされている。だから一緒にやりなさいと言ったら、これから考えますと言ってる。しかし、消防長の説明では、欠員を含めて8名程度を募集してるということですね。一般行政職と一緒にやろうじゃないかという回答があった中で、15名と欠員を2回に分けて募集する。95名が十分ならばある程度弾力性があるが、完全無欠なら185名いるのに現在は95名、それをあえて2回に分けて募集しようという説明はおかしい。もうよろしいわ。議長、これ以上言うたってもしょうがないが、一貫性のある答えをしてもらわんと困りますので、意見だけ言うときます。

- 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ございませんか。

- 25番(藤原要馬君) 先ほどの田中議員の質問に対する消防長の答弁について質問したいと思います。

この人員増加については、私は反対ありません。十分、消防行政を達成しようとするならば、人員も要するので反対はしませんが、府中の分署についての消防長の回答はあまりにも当を得ていない。田中議員の質問の中にもありましたが、いまの本署からくるに際しては、5分や10分である時間にはこられるだろうが、ラッシュ時には20分も30分かかります。黒鳥の道路にしても、粉河線においても自動車は飽和状態です。職員も皆知ってると思う。なかなか当を得た交通の緩和はされておられない。それで一番密集度の高いのはやはり13号線だと思います。だから、あそこに本署があって、何も消防の施設がなくなるということになったら府中をどうして守るんだということですね。この13号線沿いの消防の機能を発揮できないとなれば、幸にできた消防署が過日完成したが、なぜ、ああいうところに建てたかということも出てくると思います。消防長はそこらに対して、もっと当を得た答弁をすべきだと思います。

あなたが日々の業務の中で、府中に火事があった場合、本署と、府中の分署から出たポンプ車とは、どちらが早く機能を発揮してるかというデータを取ってないんですか。そんなもん、即時回答するぐらいのデータを取っとくべきだと思います。あなたは地元の人がやかましいから置いたんだということですか、何事だということですか。消防の機能を発揮し、府中地区の13号線沿いの人らを火災から守るという責任があると考えて日々の業務を行ってるのかと聞

きたい。そんな生半じゃくな答えをするから皆が質問しなければならず、貴重な時間を要してくる。もっとはっきり数字的に明確な答弁を下さい。どうなってるんですか。

- 消防長(和田増義君) 私の説明が不十分だったと思います。たしかに泉南線につきましては、いろいろむずかしい条件がございます。出張所の位置をどこにするかという問題もございしますが、本署から出たときと、どの時点であればどれだけ早いのか、これは技術的な問題ですが、データは持っております。率直に申し上げて、井ノ口交差点あるいは和泉中学校の前の交差点を起点にした考え方を持っております。どこに置いても、かけつけて行かれる時点ならば同じで、どこに置けば一番効率的かを考えておりますが、時間帯にもよります。大体、現在の出張所のほん近くなれば、どこに出張所を置いても、現在の本署に比べますと出張所が早いとなってございます。

ただ問題は、119番が本署に入って、それを出張所へ知らせていきますので、そこに若干のずれがあるということも事実でございます。そういうデータも十分取っており、今後、十分考慮してやっていきたいと思っております。

なお、旭出張所のお話もございましたが、あのへんはかなり人口が過密しておりますので、防災のために設けたものでございます。

- 25番(藤原要馬君) 幸出張所の問題は、関連して言うたわけです。同じ13号線にあるから、同じように混雑するのになぜ建てたかということ。まだまだ和泉市には各所に出張所を置かなければならない。しかし、いまのご答弁の中で、119番が本署にしか入らんというのに、ただ放っとくのはおかしい。それから出張所に電話しなければならないというようなことをせずに、電話がかかれば、直ちに各出張所から出動できる方法をとるべきだと思います。何かの形でできるはず。それをやらずに、ただ人員だけをふやせば物事が解決するという考え方はいけない。もっと綿密にやっついてこそ、初めて功を奏するんじゃないかと思えます。あなたの答弁では納得のいかんことばかりです。府中のあっちからきたほうが早いとか、ここを通るんでしょ。井ノ口へ行くんだったら、13号線通らずにどこから行くんですか。内田線も混雑してるし、どこも皆自動車が飽和状態なんです。だから、各出張所に置くということですね。戦争は最後の5分間ですが、火事は最初の5分間だと私はいつも言ってる。早く消しとめんから大をなす。

もう何ほ言うても一緒だと思いますので要望にとどめますが、もう少し消防機能発揮ということについてはもっと研究すべきだと思います。市長、あなたからも十分指導してやらなければいけないと思っておりますので、要望しておきます。

- 議長(坂上国治君) 他に。

- 20番(寺田茂君) 消防署で15名増員ということは、市民感情ということも署長から言われましたが、最終的には185名の人員が必要だと出てるというが、この消防職員の募集と消防団との関係について、今後、どういう方向に進めていくかということをお聞きしたい。
- 消防長(和田増義君) 常備消防と消防団の関係についてのご質問でございますが、消防団につきましては、各地区の住民の皆さん方の自主的な防火体制という趣旨から活動していただいております。そういうことから、各地区におけるお互いの守りを固めますとともに、市消防団として全体的あるいは一体的に活動していただくことによってやっております。したがって、現時点における考えを申し上げますと、職員の増強と、消防団を減らすかという問題については考えておりません。
- 20番(寺田茂君) そうすると、185名の消防職員は必要ではないということですか。
- 消防長(和田増義君) 185名というのは、消防庁の告示によって決められた基準でございます。これは理想的な防災体制の完備した状態ということでの考え方でございます。したがって、現時点では95名の線でご提案申し上げておるわけでございますが、消防団と関連して防災に対して共同でやるわけですが、いささか意味が違うのでございます。
- 20番(寺田茂君) 最後に、それだったら、185名の中での今回の15名の増員は皆さんです。計画をしっかりとって、どうしても185名いるんだという前提に立って、もっと大きな構えでせないかん。こういう問題をもっとはっきり出して下さい。要望はそういうことです。
- 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ありませんか。
- 5番(竹下義章君) 非常に大事なことです。はっきりしとかんといかんことは、人員としては、理想としては185名と言われてますね。そうしたら私も議員といたしましては、これから消防職員の増員については何も言えんことになってくる。185名に達するまではねそれを心配するわけです、理由はどうであれ。したがって、消防長、あなたは議会ではっきり185名が理想だと言われてますが、95名は約半分です。他市においては、こういう理想に基づいて人員を確保してるところがあるのかどうか、その点わかっておればちょっと答えて下さい。これは大事なことです。
- 消防長(和田増義君) お答え申し上げます。  
先ほど申し上げましたように、消防庁の告示によりそういう数字が出ておりますが、各市とも十分満足しておるという状態のところはございません。充足率は大体、当市と同じような状況です。

○ 議長(坂上国治君) 他に。

○ 18番(直村静二君) 関連して消防長にお聞きしたいんですが、過日、和泉地区の消防団で車が1台入り、私も出席させてもらいましたが、私よりも年上の方が多いですね。近代的な車は結構ですが、そういう方々に今後とも消防活動を続けていただくことは大変心苦しいと感じた次第です。だから、先ほど寺田議員の答えに何ら考えておらんということですが、さらに年令的に30台とか、若手の人を消防団に採用というか、参加してもらおうという見通し、計画とかはお持ちなんですか。そうでないと、人数がありましても、あるいはときなんて出席率は一番多かつたのではないが、日ごろはさほど多くないと聞いておりますし、あなたが考えてないという意見については、具体的にこれから若手の補強をしていくか、してもらえる体制をとってるのかわかりかしていただかんと、考えてないというだけでは、今後、そういう体制がなければ何にもならないということです。明快にそこらへんの計画をお聞かせ願いたい。

○ 消防長(和田増義君) お答えいたします。

消防団がだんだん年がいてきているということでございますが、本件につきましては、消防団長、その他の方々とも十分連絡をとり、現在、357名の定員ですが、年々、逐次、将来やめる方もございますが、その補充も現在、やっておる次第でございます。

○ 18番(直村静二君) 結局、和泉地区で何人いてはるんですか。出席された人数が一番多いんじゃないか。日ごろはそんなに多くないと聞いております。私よりも年令が高いが、あの補充は誰の責任か、そういう計画はあるのか。それがあれば、別に消防団の廃止は考えない、当分いけるという答弁はわかりますが、そのためには申し込みとか、そんなものはあるんか、それをお答え願いたい。

○ 消防長(和田増義君) 旧和泉地区の第1分団は、23名だと記憶しております。これについて補充してるかということですが、現在のところ、補充は十分きいております。

なお、この間の消防団のポンプ車の購入の件だと思いますが、通常の火災のときには、通常、火災のときには、職場に働いておっても無理して出ていただいておりますが、そういうときは全部そろった状態ではございません。

○ 18番(直村静二君) 23名で十分補充はきいておるといいますが、補充は分団長、その他を通じて消防団の責任において補充するということですか。

○ 消防長(和田増義君) さようでございます。

○ 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



と異議ないものと認め、議案第 69 号を原案通り可決いたします。

- 議長（坂上国治） 日程第 2 「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 70 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 48 年 12 月 17 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年和泉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名中「公務災害補償」を「公務災害補償等」に改める。

第 1 条中「以下同じ。」の次に「又は通勤による災害」を加える。

第 2 条中「条例第 18 号」を「和泉市条例第 18 号」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（通勤）

第 2 条の 2 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをい、公務の性質を有するものを除くものとする。

2 職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要をやむを得ない事由により行うための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

第3条第2項中「公務に基づくと認定される」を「公務又は通勤により生じた」と認められる」に、「公務上のものであるかどうかを」を「公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると」に改め、同条第3項中「公務上のもので」を「公務又は通勤により生じたもので」に、「公務災害補償認定委員会」を「公務災害補償等認定委員会」に改める。

第7条中「又は疾病」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病」に改める。

第8条中「又は」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」に改める。

第9条中「又は」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」に改める。

第10条第1項中「公務上の負傷、」を「公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは」に改め、同条第2項中「公務上の」の次に「負傷、疾病若しくは身体障害若しくは通勤による」を加える。

第11条中「公務上の」の次に「死亡し、又は通勤により」を加える。

第15条中「公務上の」の次に「死亡し、又は通勤により」を加え、「補償基礎額の60倍に相当する金額」を「通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額」に改める。

第17条中「災害」の次に「又は通勤による災害」を加え、「うけた」を「受けた」に改める。

第18条第1項中「公務上の災害」の次に「又は通勤による災害」を加え、「公務災害補償審査会」を「公務災害補償等審査会」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(通勤による災害に係る費用の一部負担金)

第22条の2 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(規則で定める職員を除く)は、一部負担金として、200円をこえない範囲内で規則で定める金額を納付しなければならない。

2 この条例により前項の職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において当該職員に支給すべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれ、その支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わって納付することができる。

附則第 3 条第 1 項中「公務上」の次に「死亡し、又は通勤により」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 12 月 1 日から適用する。ただし、第 15 条の改正規定（「公務上」の次に「死亡し、又は通勤により」を加える部分を除く。）は、昭和 48 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 この条例による改正後の和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 2 条の 2、第 7 条から第 11 条まで、第 15 条（公務上の死亡に係る葬祭補償の額に関する部分を除く。）、第 17 条及び附則第 3 条の規定は、昭和 48 年 12 月 1 日以後に発生した事故に起因する同条例第 2 条の 2 に規定する通勤による災害について適用する。

#### 理 由

最近における通勤による災害の発生状況及び通勤と公務との間の密接な関連性等並びに昭和 48 年法律第 76 号による地方公務員公務災害補償法の一部改正等の趣旨にかんがみ、非常勤の職員の受けた通勤による災害に対し、公務上の災害に準じた補償並びに福祉施設を行うとともに、その他所要の規定の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
<p>和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度を定めることを目的とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第18号)の適用を受ける者</p> <p>(通勤)</p> <p>第2条の2 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。</p> <p>2 職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行つたものの最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。</p>	<p>和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度を定めることを目的とする。</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第18号)の適用を受ける者</p>

改 正 案	現 行
<p>(実施機関)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 実施機関は、職員について<u>公務又は通勤により生じた</u>と認められる災害が発生した場合には、その災害が<u>公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 実施機関は、前項の規定による災害が<u>公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見をきかなければならない。</u></p> <p>(療養補償)</p> <p>第7条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給する。</p> <p>(休業補償)</p> <p>第8条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。</p> <p>(障害補償)</p> <p>第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若</p>	<p>(実施機関)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 実施機関は、職員について<u>公務に基づくと認定される災害が発生した場合には、その災害が公務上のものであるかどうかを認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。</u></p> <p>3 実施機関は、前項の規定による災害が<u>公務上のものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見をきかなければならない。</u></p> <p>(療養補償)</p> <p>第7条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、療養補償として、必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給する。</p> <p>(休業補償)</p> <p>第8条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができないときは、休業補償として、その収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。</p> <p>(障害補償)</p> <p>第9条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき別表に定める第1</p>

改 正 案	現 行
<p>しくは疾病にかかり、なおつたとき別表に定める第1級から第7級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償一時金とし、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。</p> <p>(休業補償及び障害補償の制限)</p> <p>第10条 実施機関は、故意の犯罪行為又は重大な過失により<u>公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となつた事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。</u></p> <p>2 実施機関は、正当な理由がなく<u>療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは身体障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき10日間(10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間)についての休業補償を行なわれないことができる。</u></p> <p>(遺族補償)</p> <p>第11条 職員が<u>公務上死亡し、又は通勤</u></p>	<p>級から第7級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償年金として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を毎年支給し、同表に定める第8級から第14級までの等級に該当する身体障害が存する場合には、障害補償一時金として、同表に定める障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。</p> <p>(休業補償及び障害補償の制限)</p> <p>第10条 実施期間は、故意の犯罪行為又は重大な過失により<u>公務上の負傷、疾病又はこれらの原因となつた事故を生じさせた職員に対しては、その療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その者に支給すべき休業補償又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができる。</u></p> <p>2 実施機関は、正当な理由がなく<u>療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた職員に対しては、その負傷、疾病若しくは身体障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき10日間(10日未満で補償事由が消滅するものについては、その補償事由が消滅する日までの間)についての休業補償を行なわれないことができる。</u></p> <p>(遺族補償)</p> <p>第11条 職員が<u>公務上死亡した場合にお</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>により死亡した場合においては、遺族補償として、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。</u></p> <p>(葬祭補償)  第15条 <u>職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。</u></p> <p>(福祉施設)  第17条 <u>実施機関は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員の福祉に関して必要な次の施設をするように努めなければならない。</u>  (1)～(5) 略</p> <p>(審査)  第18条 <u>実施機関の行なり公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。</u>  2 略</p> <p>(通勤による災害に係る費用の一部負担金)</p>	<p>いては、遺族補償として、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。</p> <p>(葬祭補償)  第15条 <u>職員が公務上死亡した場合においては、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。</u></p> <p>(福祉施設)  第17条 <u>実施機関は、公務上の災害をうけた職員の福祉に関して必要な次の施設をするように努めなければならない。</u>  (1)～(5) 略</p> <p>(審査)  第18条 <u>実施機関の行なり公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償審査会(以下「審査会」という。)に対し、審査を申し立てることができる。</u>  2 略</p>
<p>第22条の2 <u>通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(規則で定める職員を除く。)は、一部負担金として、200円をこえない範囲内で規則で定める金額を納付しなければならない。</u>  2 この条例により前項の職員に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において当該職員に支給すべき給与が</p>	

改 正 案	現 行
<p><u>あるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれ、その支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わつて納付することができる。</u></p> <p>附 則 (遺族補償の支給に関する暫定措置) 第3条 適用日から10年以内に、職員が<u>公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合において、当該死亡に関し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先だつて申し出たときは、補償基礎額の400倍に相当する額を一時金として支給する。</u></p> <p>2～3 略</p>	<p>附 則 (遺族補償の支給に関する暫定措置) 第3条 適用日から10年以内に、職員が<u>公務上死亡した場合において、当該死亡に関し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が遺族補償年金の最初の支払に先だつて申し出たときは、補償基礎額の400倍に相当する額を一時金として支給する。</u></p> <p>2～3 略</p>

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部長(坂口礼之助君) お許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第70号、和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

最近の交通事情の悪化等により、通勤による災害の発生が多く見られ、通勤と公務との密接な関連性等に鑑みまして、職員が通勤による災害を受けた場合、公務上の災害の場合に準じた補償福祉施設をするため、本年度におきまして、法律第76号により地方公務員公務災害補償法の一部が改正されました。これに伴いまして、非常勤の職員の通勤による災害に対しましても、公務上の災害に準じて補償できるよう、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それではその内容についてご説明を申し上げます。まず、題名中「公務災害補償」とございますのを「公務災害補償等」と「等」の一字を加え、通勤途上の災害に対する補償等についても、この条例の中に規定しようとするものでございます。したがって、第1条の目的にも「又は通勤による災害」と加えるもので、第2条は、字句の訂正でございます。

第2条の次に第2条の2を加えまして、通勤による災害に対する補償等の適用の範囲を規定



してございます。同条第1項では、通勤について定義をしております、「通勤とは、職員が、勤務のため住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする」わけでございます。議員各位のこの条例に該当いたします場合の通勤とは、現在のところ、本会議開会中の期間及び各委員会開会中の通勤と解されております。

第2条の2第2項につきましては、通勤の往復中、その経路を逸脱または中断した場合において規定したもので、原則としてその間及びその後の往復は同項の通勤としないことになっております。ただし、その逸脱または中断は、日用品の購入、その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむをえない事由により行なうための最少限度のものであれば、その逸脱または中断の間を除きまして、その後の経路及び方法については通勤とみなしてこれを適用することといたしております。簡単な例を申し上げますと、職員が合理的な経路で、通勤途上において自分のワイシャツを購入するために通勤経路より20メートルほど横道に入り、衣料店に立ち寄って短時間のうちに元の通勤経路より帰宅した場合は、横道に入り、元の通勤経路に戻るまでの災害については補償外となるのでございますが、他は通勤と解されております。また、これらの行為は娯楽等であれば、合理的な経路に復したとしても通勤とはしないこととなっております。

なお、これらの行為の認定につきましては、公務災害補償認定と同様、市の公務災害補償等認定委員会の認定によることといたしてございます。

第3条第2項、同条第3項、第7条、第8条、第9条、第10条第1項、同条第2項、第11条、第15条、第17条、第18条第1項につきましては、それぞれ通勤による災害について必要な条項を加えるよう改めたものでございます。

第22条の2につきましては、通勤による災害にかかる費用の一部負担金の納付について規定いたしましたものでございます。通勤による補償または疾病にかかる療養補償を受ける職員は、初回の療養に際し一部負担金として2,000円を越えない範囲で納付しなければならないことといたしてございます。

同条の2第2項は、一部負担金の納付について、補償額または給与から控除して代って納付することができるよう規定したものでございます。

附則第3条第1項は、「死亡し、又は通勤により」の語句を加えたものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用することといたしてございますが、第15条の改正規定は、昭和48年9月1日から適用することといたしてございます。

附則第2項は、改正後の第2条の2以下の各規定は、昭和48年12月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用することと定めたものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第70号を原案通り可決いたします。

○

○ 議長（坂上国治君） 日程第3「和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第76号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例（案）

和泉市立幼稚園条例（昭和34年和泉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（保育料）

第4条 幼稚園の保育料は、園児1人につき月額2,000円とする。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

理 由

幼児教育の一層の推進のための一校区一幼稚園計画に基づく施設、整備等に対する財源措置の拡充を図るとともに、幼稚園就園奨励費支給制度における国庫補助限度額の引上げに伴うこれの適正な実施並びに保育料に対する公私立の格差是正及び保護者負担の均衡を図るため、幼稚園保育料を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第76号参考資料

和泉市立幼稚園条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
(保育料) 第4条 幼稚園の保育料は、園児1人につき月額2,000円とする。	(保育料及び入園料) 第4条 幼稚園の保育料及び入園料は、次のとおりとする。 保育料 園児1人に対し月額1,000円

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。
- 教育次長(阪東重信君) お許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第76号、和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、本市における公立幼稚園の普及度に対する格差是正の解消策として、すなわち、保育所が多く、公立幼稚園が少なく、さらに公立幼稚園より私立幼稚園が多い現状から、幼児教育の一層の推進を図るため、一校区一幼稚園計画に基づく施設整備に対する財源措置の拡充を図るとともに、昭和47年度から始めました幼稚園就園奨励制度、すなわち、父兄の経済的な負担軽減によって、幼稚園教育を一層普及充実させようとするもので、その内容は、市町村が就園奨励事業として、公立並びに私立幼稚園に就園する4歳児及び5歳児の保育料等を、所得の低い世帯について減免する場合、その経費の一部を国が補助するという制度をさらに昭和48年度で充実させるため、前年度の減免額1万円から2万円に引き上げることとなり、こ

これらの引き上げに伴い適正な実施を図りたいと思います。

さらに市内保育所における保育料の徴収状況から、保護者負担の均衡と格差是正を図るため、幼稚園条例による保育料千円を2千円に改正をお願いせんとする内容でございます。市内保育所の徴収状況は、所得階層別に区分し、月額4千6百円を最高に4千円前後の徴収の現状等を勘案いたしまして今回、格差是正を図りたく、昭和49年4月1日より施行いたしたいと存じます。

なお常々、ご指摘いただきます現状、幼稚園における教育課税実施上の諸問題を解決していく財源に充当いたしたいと存じます。よろしくご審議のうえ、可決ご決定をいただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○ 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 16番(横田憲治郎君) まず第1点、就園奨励費の支給が昨年度から行なわれておりますが、提案理由の主たる理由として述べられたわけですが、現在、公立幼稚園でどの程度の割合で奨励費を受給できる人が本年度においてあったのか、その実績、実態をお聞かせ願いたい。

それから保育所の保育料との対照を引き出されましたけれども、これはちょっと次元の違いの問題であろうと思います。保育所と幼稚園はおのずからその性格が違っておりまして、これは対照にならないと思います。そういうふうな考え方はいけないと、意見として申し上げておくと同時に、一校区一幼稚園計画に基づく施設整備の財源に充当していくということとございましたが、49年4月1日から2、3の園の開園が予定されているとは聞いておりますけれども、それ等を踏まえ、どの程度一校区一幼稚園の施設整備費に財源的充当ができるのかどうか。提案理由にありましたが、もう一步突っ込んでおろかがいしておきたいと思っております。

○ 教育次長(阪東重信君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、47年度の減免額が1万円、48年度から2万円に引き上げられたわけですが、それらの実績につきましては、公立幼稚園で現在625名預る中で26.6%、166名が、この減免措置の対象となっております。それから私立幼稚園におきましては、1,337名中、308名、23%が就園奨励費の減免の対象となっております。

なお、これらの財源に基づいて将来の幼稚園計画に対する考え方でございますが、現行、ご承知の公立幼稚園が4園ございますが、本年度においては昨日、議決いただきました横山、南松尾に幼稚園を新設するのと、さらに先般の議会でも工事請負契約で南池田にも公立幼稚園を計画しております。これらの一校区一幼稚園の計画に基づいて逐次、実施して参りたいと思っておりますが、特に常々、ご指摘いただくように、現状の幼稚園教育における教育課程実施上の問題解決の財源にどうしてもそれを充てていきたいという考え方を持っております。指導力の強化、

施設の充実、給食実施の取り組み、父兄負担の解消等の諸問題の中での財源措置に充当したいと考えております。

- 16番(横田憲治郎君) 第一点のいわゆる625名中の公立、1300余名の私立、合わせて2000余名の4歳児、5歳児が公私立幼稚園に通っておるわけですが、そのうちの25%が就園奨励の受給を受けておるということですが、いわゆる一番懸念する一つは、1万円から2万円に奨励費がカサ上げされたから、千円であれば、年間を通じて1カ月、大体夏休み等があるので、11カ月か10カ月で約千円余、それが2万円にカサ上げされたから2千円にするんだという考え方は妥当でないと思う。むしろ、それによってあと60数%の奨励費受給資格者でない方々への、特に私立幼稚園への料金の値上げ運動性も出てくるんじゃないか。その点、特に私立におんぶされてる幼児教育の本市の現況の中で懸念するわけです。その点への配慮がどの程度されてるのかどうか。それと二つ目のいわゆる幼児教育の充実がやかましく教育長はじめ言われておりますが、一こうに充実されてない現状の中で、いまご答弁では、施設整備、給食の実施とか、内容の充実で充当していくということですが、現在、給食にしても、まだ公立幼稚園では行なわれていないわけですが、これによって来年度からそのような方向付けがなされるのかどうか。内容充実の点についてもう一步突っ込んでおろかがいしておきたい。

- 教育次長(阪東重信君) お答えいたします。

第一点の市内の保育所の保育料徴収状況を最高4,600円、4,000円前後と申しましたが、私立幼稚園も4,500円から5,000円でごさまして、公立だけが1,000円という問題点もあります。したがって、公立幼稚園の少ない現状の中で、私立幼稚園が公教育的な役割を果たしておりまして、ご審議いただきますように、格差是正という考え方で、私立幼稚園に対する助成措置も例年行なっておる現状でごさします。

なお、保育料について、幼稚園における実際の内容の充実をどのように考えてるかということでごさしますが、やはり幼稚園として本当に内容を充実しなければならない、たとえば指導教育課程実施上の指導力不足の中で、いわゆる力のある指導体制をとっていく。また、給食あるいは日常のPTA等に対する負担軽減も図っていかなければならないという前向きな考え方です。これらの問題に対処して参りたいと考えております。

- 16番(横田憲治郎君) 最後に、格差是正と言われておりますが、格差拡大になりはしないかという懸念も私は聞いている。現在、私立のほうが高いことは存じております。それに対して公立のほうが安いから合わすんだという考え方の格差是正は必要と次長は言うてると思う。しかし、これに伴いなお一そう私立のほうが、いわゆる公立がアップされることによってアッ

ブされないかどうか。それらの点について、私立幼稚園との関連性、話し合いというものが具体的になされてるのがどうか、突っ込んでおろかがいし、その点を確認しておきたいと思ひます。

内容の充実にしても、給食は来年度から具体的に考えるということですか、それを確認させてもらったら結構ですが……。

とにかく意見として、基本的には1,000円から2,000円、内容の充実を伴いつつ、やはりこれらの問題は検討されるべきだと思ひんです。施設がそのままの中で、定数だけどんどんふやされてパンクする状況の中で、本市の公立幼稚園が運営されるわけです。そのような現況を改善し、内容を充実し、よくしていくという考え方の中で、なおかつ、私立幼稚園との均衡をただ単に、安直に、向こうが高いからこっちを上げていくんだという考え方でなく、十分配慮して検討すべきではなからうか、そのように思ひます。確認だけしておきたいと思ひます。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

市独自の私立幼稚園に対する就園奨励費、これはもとより公私立の格差を縮め、父兄負担の軽減を図って格差の縮小をねらいとして、現在、月1,000円を支給しておる状態でございます。さらに府においても、公私立の保護者負担の格差是正から、年間、一幼児に対して6,000円の助成をしておりますのと、私立に対しても、教材備品等の充実を図るということで、年間一学級当たり15万円の助成を府独自で行なってる実情でございます。

●合わせて、今回の改定に伴いまして、さらに公私立の保護者の格差をなくするように、その奨励費の増徴にも対処して、幼児の教育の保障にもさらに努めて参りたい。かように考えるんでございます。私立幼稚園連合会とは絶えず協議会をもっており、今回、来年4月をめぐりに3園設置を計画しておりますが、2園は小学校の校舎の一部改造によって踏み切ろうとするものでございます。これらの話し合いから、現況の保育料は、私どもにおいても努めて上げないよりにということで協議を整え、かつまた、上級官庁にも補助の増大を図るよりに、教育長協議会をもって運動を促進していくこと等も、絶えず連絡を密にして、決して保護者負担の増加にならんよりに配慮して参りたいと思ひるんでございます。

○ 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ありませんか。

○ 5番(竹下義章君) まず、市長にこの問題の考え方だけをお聞きして質問したいと思ひます。

現在、子を持つ親といたしましては、時代の流れによりまして、いまの幼稚園というものは義務教育的に考えられ、必ず幼稚園に入れて小学校に入学させる時代になってきてるわけです。そういう点で、私どもも幼稚園も義務教育と同じであるという考え方から、一小学校区一つの

幼稚園、一つの保育園という形で、いろいろ議会などを通じて要求してはるわけです。そういう考え方に立って、私は少なくとも、幼稚園につきましては、もうこういう時代になってくれば、幼稚園に行かずして小学校へ行く子供さんは非常に少ない。ほとんどないと思う。そういう考え方で今後、幼稚園の運営をやっていただけるもんかどうか、その点をまず、市長にお聞きしてからいろいろ質問に入っていきたいと思えます。

○ 議長(坂上国治君) 市長。

○ 市長(藤木秀夫君) 竹下議員さんのご質問にお答えいたします。

現在の幼稚園あるいは保育園というものは、義務教育の基礎教育として重要視されてきているところでございます。百軒は百軒とも子供を幼稚園なり、保育園に入れたいというのが親心でございます。

しかし、ここに義務的な面、市のいささかかわるところがございしますが、私の考えといたしましては、なるべく義務的な考え方で一校区一幼稚園、これは横田議員からもずうっと以前から要求されておりますが、財政の許す範囲において、なるべくご期待に沿うよう努力いたしたいと存じております。

○ 5番(竹下義章君) では、まず、質問していきます。

いま、市長から幼稚園についても、学校の義務教育と同じような考え方で進めていくよう努力するという答弁をいただきましたが、まことに結構だと思えます。そうなれば、まず、今回の値上げに引かかってくるわけですが、現在、義務教育は無償ということで、小学校へ入学して1年ぐらいはその金はいらんわけです。そこでこの値上げ案という形で出て参っておるのは、1人、月千円を2千円、ただ千円と次長は言われておりますが、たしかに幼稚園料としては千円なんです。ところが現在、公立幼稚園に行ってる子供は、1カ月払っておる金額が平均して2千5百円ぐらいです。どういふことかと言うと、たしか横田議員の質問の中では、給食をやってないようなお答えがあったように思いますが、現在、幼稚園も週に何回か給食をやっており、そういう費用も含めてですが、大体、2千5百円から3千円です。それでは小学校の子供は月にどれぐらい払っているか、いろいろ合わせても千円か千5百円ぐらいと思う。

そういうことからいけば、今回、千円を2千円にするということは、現在が2千5百円から3千円ですから、それに千円ふえれば3千5百円から4千円1カ月にいることになる。そうすれば、あなたが先ほど言われたように、私立は4千5百円ぐらいとあまり変わらん金額になってくるわけです。

そこで私は近いところで泉大津に聞きましたら、値上げして千円なんです。いろいろ事情はわからんでもないが、義務教育的な考え方から今後も進めていくならば、少なくとも、小学校

の現状とある程度合わせていくという考え方をとっていただきたいと思います。数学的な面で私のほうが間違いがあるかもしれませんが、お答え願いたい。

- 教育次長（阪東重信君） たしかに泉大津等における問題もあります。阪南では岬町が2千円以外は千円あるいは千3百円のところが多いです。実際問題としてご指摘の通り、本当にこれからの幼稚園の内容の充実、提案理由の中で4点ほど申し上げましたが、幼児教育の一その充実を図っていきたいわけでございます。今後、父兄負担の軽減を十分配慮しながら、しかも、小学校就学1年前の義務教育的な経費負担の軽減を図る考えで十分対処して参りたいと考えております。

なお、私のほうは他の市が取っておるような入園料は取っておりません。それから保育料も12カ月ではなく11カ月の徴収等、いろいろ各市と事情の異なるところもありますが、それなりに矛盾も解決したい。こういうことも含めておりますので、今後、ご指摘の線に沿って参りたいと思います。

- 5番（竹下義章君） 参考までにお聞かせ願いたいのですが、義務教育的な姿勢でいくんだといっても、すべて学校と幼稚園を同じようにせよということではない。義務教育的な考え方があるなら、やはり、小学校に入学されてる人と、幼稚園に行かれる人の1カ月の金額が、あまりかけ離れた方法はとるべきでない。市が負担し、公立幼稚園という使命を果すべきであると考えます。

そこで幼稚園は給食してますね、やってますね。小学校もやってますね。そうなれば、小学校1年ぐらいの人は、1カ月、大体どれぐらいの金額が給食費も含めてるか。もう一つは、幼稚園が1カ月に給食も含めてどれぐらいいってるか、ちょっと教えて下さい。

- 教育次長（阪東重信君） ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後刻ちょっと……。
- 5番（竹下義章君） それが十分わかったら、これに対する採決にも加わりたい。
- 教育長（葛城宗一君） ご質問の趣旨には沿いかねると思いますが、お答えにピチッといかどうか懸念するものでございますが、現在、なるほど幼稚園においても給食等を行っております。ご父兄の負担が2千円余になってることは承知しております。小学校におきましては、給食費、その他教材等の保護者負担にかかるとして2千4、5百円、同じぐらいに低学年ではおさまっていると解釈いたします。

しかし、年間、47年度について参考までに申し上げますと、昨年度決算による教育費調査の結果では、消費的支出が月に1人当たり10万1千16円、小学校では7万6千2百50円という実態でございます。その中で幼稚園については、1人平均年間9千8百20円の保育料を収入しております。したがって、年間5百万円余の保育料の値上げとなるわけでございます



が、これらをもってさらに教材備品の充実、5歳児全児に対する機会の保障等も合わせて促進して参りたい、かよう考えるものでございます。

○ 5番(竹下義章君) 数字的に私は間違いがあると思う。小学校は1、2年はかなり安く、2千円までです。そういう点からいけば非常に高いと思う。そこで現在、2千5百円から3千円の保育料を払っており、今回、倍になることは、今後、他の私立の幼稚園の値上げを公立、市が歓迎するような状態になってくるんじゃないかと心配いたします。非常にいろいろと出費のかさむ状況の中で、たとえ千円であろうと値上げとしては高いんじゃないかと考えますので、これを何とか5百円ぐらいにまけとくという処置はとれんわけですか。出た以上はしゃあないのか、これでどうにもならんのか。

○ 教育長(葛城宗一君) お説至極ごもっともと存じます。引き上げ率からいきますと100%、きわめて高率じゃないかというご指摘でございますが、大阪府下衛星都市をすべて用意し、十分検討しました。48年度4月に2千円に改定した市町が5市町、高槻、枚方、大東、岬町、東大阪、現行千5百円を2千円に改定しようと、われわれ協議会で協議した市が6市でございます。府下で一番高いのが交野市で、2千8百円を徴収しておるのが実態でございます。

決して、より多く徴収するという考え方は持っておりません。市長も申し上げましたように、5歳児に対する全面的な教育の機会を保障し、その幼児の発達を保障していく考え方においては、当然、財政の許す限り公費をもって負担すべきであるという基本的な考え方はご指摘の通りでございます。今後、その方向に向かって対処して参りたい、かよう考えるのでございます。現今の社会経済情勢等、貨幣価値等も勘案いたしまして、何とぞひとつ本案を原案通りご承認いただきたい、かよう考えるのでございます。

○ 議長(坂上国治君) 他に、簡単に。

○ 26番(勝部津喜枝君) まず第1点、私立幼稚園が和泉市に大変多いという先ほどのご答弁だったのですが、私立幼稚園に対する教育委員会の考え方をお聞きしたいと思えます。

保護者の負担均衡とおっしゃっておりますが、ご承知のように、幼稚園は教育基本法の中にも定められている教育施設ですし、この法律に定められた学校は、公けの性質を持つものであるとはっきり記われておると思えます。

こうした点からすれば、幼稚園の保育料は、おのずから、公共料金の性格を持ったものではないかと考えます。また、すべての児童が教育の機会均等の権利を保障されている建て前から、私立幼稚園との格差を是正する考え方は、そういう観点からすれば大変おかしいと思えます。公立幼稚園を十分、幼児に等しく均等に機会を与えていない市の責任をはっきりさせて、私立幼稚園へのもっと市の補助を多くするという解決のほうが本来の観点到っておると思えます。

そういうことで、保護者負担の均衡は公共料金の値上げにもなり、その点での教育委員会の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

- 教育次長（阪東重信君） たしかに日本を挙げて、あるいは世界的といわれるほど、教育の機会均等の保障の動きが流れておることはご承知の通りでございます。そういう中で、先ほど教育長からも答弁しておりますが、本当に市内の児童に機会均等に教育を施しているかという考え方は基本的に持っております。私立幼稚園が非常に公教育的な役割を果たしてきた過去の実績は、教育行政の立場からは逆に反省しております。従来、市施行以前において幼稚園化された保育所の出発からも問題がありまして、議員さんのご指摘の通り、本来の姿に戻すべく、一校区一幼稚園の計画のもとに進めていくということでございます。

私立幼稚園との格差是正の考え方は持っております。さらにそれらの金額を上げる格差是正を図るということも考えておりますが、やはり、私立幼稚園の公教育に果たす役割から、教育長協議会等を通じて国に対しても私立幼稚園に対してはできるだけ補助してやってほしいと、私立幼稚園連盟のみならず、いわゆる公共団体としての立場からも強く訴えてる現状でございます。今後もそうしたご指摘に沿って、私立幼稚園に対する補助増額問題は検討して参りたいと思います。

- 26番（勝部津喜枝君） 時間がないということで、まだお聞きしたいこともあるんですけど、今日の各新聞にも米価をはじめ、さまざまな物価高の中で、当面、政府は6カ月間、公共料金は凍結するんだということも出されております。そういったところから、たとい千円であっても、市が独自に今日の時点で、すべての教育を受けず子供に与える影響の大きい幼稚園の保育料を倍に値上げするということはやめべきである。こういうふうに思います。

- 議長（坂上国治君） 他に。

- 7番（田中包治君） 実は学校と幼稚園、大体、小学校あるいは中学校は義務教育だからほとんど人件費です。ところが保育園、幼稚園の場合、市の持ち出しが1人に対してどのぐらい、また、小学校1人はどれぐらいになってるか、ちょっとこの点だけ。

- 議長（坂上国治君） 理事者、簡単明瞭に、的確に答えて下さい。

- 教育次長（阪東重信君） お答えいたします。

小学校で児童1人当たり5万8千9百65円、中学校で9万3千4百7円、幼稚園で11万2千9百88円、47年度の教育統計から出た実態でございます。

- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

- 18番（直村静二君） 議事進行について、ちょっと休憩してもらって昼からにしてもらいたい。私も聞きたいことがあるんです。

○ 議長(坂上国治君) それやったらね、もっと早く昼食にしてる。これだけ終わってしまいたいわけです。

○ 18番(直村静二君) おかしいやないですか。時間がないというが、定刻10時に参集してせないかんに10時半、議事進行と発言して、休憩してもらるか、それとも思い切って時間を取ってもらるか、私も質疑をしたい。議会運営上、午後にするか、それとも続けて質問やらせてもらえますかということです。

○ 議長(坂上国治君) おはかりいたします。

ちょうどお昼も経過しておりますので、休憩にするかどうか、皆さんにおはかりいたします。

(「これだけすませ」、「休憩にせよ」の声さくそり)

ただ今、継続して終わってしまえという意見と、休憩せよという意見がありますので、継続して議案を終わってしまうことに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数でございますので、継続して本件を終わってしまいます。

直村君。

○ 18番(直村静二君) 大変時間が過ぎて申しわけないのですが、重複を避けて質問いたします。

一つは、5百万円の1年間の収入のアップで財源の確保という点ですが、格差是正にはなっていない。この5百万円ぐらいは出せるか、出せんか、市長から明快にお答え願いたい。

さらに格差是正という以上は、いま、不平等でまちまちな点が見られますが、特に同和地区を抱えておる和泉市として、幸幼稚園については千円の値上げということで適用されていくのか。さらにこの減免措置があるのか、ないのか、その点をお聞かせ願いたい。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 教育次長(阪東重信君) 教育次長よりお答えいたします。

いろいろ先ほどの提案理由でご説明申し上げておりますように、今回、千円を2千円に改正をお願いしたいということでございます。

同和地区に対する保育料につきましては、減免措置は同和対策としてもっております。

○ 18番(直村静二君) 5百万円の財源確保についても、教育委員会は力が弱いので出ないんじゃないかと心配して質問した。何とかこの際、勝部議員が言ったように、政府でも公共料金を凍結するんだから、5百万円ぐらいは何とか市で負担しようということで市長の答弁を求めてる。

それで幸幼稚園についても千円の値上げはするが、さらに減免措置があるというが、実質は

どれだけの負担になるのか。千円アップして2千円になったとして、減免措置ももう千円アップするんか、負担は零か、その点を明快にお答え願います。

○ 教育次長(阪東重信君) 幸幼稚園における個々の所得状況に応じて調査してやりますが、国の減免措置をまず優先的に使ってます。国の就園奨励費として約2万円ですから、うちは11カ月ですから2千円近い金で、これを使えるだけ使い、なお所得に応じて各市の協議に基づき減免規定を適用するわけで、国の補助金は先にもらおうという考え方です。

○ 18番(直村静二君) もっとはっきり言って、幸地区の園児さんは、値上げしても負担はないということですか。

○ 教育次長(阪東重信君) はい。

○ 18番(直村静二君) そうすると、三つの問題点が出てくる、格差の是正については、同和地区との関係、私立との関係が出てくる。その点と泉市としては、一番模範を示していかなくてはならない。さらに5百万円の財源があるんか、ないんか、市長の答弁を求めたい。

○ 市長(藤木秀夫君) 本年度は教育費としてかなり予算に盛っておりますので、5百万円という金を出すだけの財源はありませんので、ご了承願いたいと思います。

○ 18番(直村静二君) 市長の答弁によれば、かなり教育費に予算を使っているんで、5百万円はないということですが、内容は、非常に問題を含んでおります。

意見として申し上げておきます。先ほど言ったように、同和地区、それから私立幼稚園、公立幼稚園の三者の格差是正という考え方を今後、していってほしい。

それから政府の凍結命令が出ております。それはやはり大胆に撤回すべきで、また、のちに出すべきである。そして何も一たん決まったからといって、予算編成時に凍結してもらっても結構です。そういう考え方をとってもらいたいと思います。

さらに過日の市長報酬、議員報酬の引き上げで6百万、2千5百万円だから、5百万円ぐらいは出せる、まことに残念で遺憾に思っております。

そういう点で、この案件には反対いたします。

○ 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決することご異議ありませんか。

(「異議なし」、「異議あり」の声さくそう)

反対の声がありますので、挙手により採決いたします。

本案に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数でありますので、議案第76号を原案通り可決いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(午後12時23分休憩)

(午後1時25分開議)

○ 議長(坂上国治君) 午前に引き続き会議を開きます。

次に日程第4「和泉市保育所設置条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第77号

### 和泉市保育所設置条例制定について

和泉市保育所設置条例を次のように制定する。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市保育所設置条例(案)

(設置)

第1条 本市に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定による保育所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 保育所の名称及び位置は、別表に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 保育所の管理及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2. 和泉市立保育園条例(昭和31年和泉市条例第39号)は、廃止する。

別表

名 称	位 置
和泉市立 芦 部 保 育 園	和泉市芦部町212番地
和泉市立 北 池 田 保 育 園	和泉市池田下町1,765番地の1
和泉市立 南池田第一保育園	和泉市和田町38番地の4
和泉市立 南池田第二保育園	和泉市黒石町59番地の1
和泉市立 横山第一保育園	和泉市福瀬町188番地
和泉市立 横山第二保育園	和泉市仏並町1,739番地
和泉市立 南横山保育園	和泉市父鬼町1,509番地
和泉市立 南松尾保育園	和泉市久井町500番地の1
和泉市立 北松尾保育園	和泉市唐国町827番地
和泉市立 幸 保 育 園	和泉市伯太町五丁目24番11号
和泉市立 信太第一保育園	和泉市王子町986番地の1
和泉市立 信太第二保育園	和泉市王子町409番地
和泉市立 和 泉 保 育 園	和泉市伯太町二丁目5番16号
和泉市立 園 府 保 育 園	和泉市井ノ口町6番42号
和泉市立 ひまわり保育園	和泉市幸町102番地
和泉市立 鶴山台保育園	和泉市鶴山台二丁目2番6号

理 由

公の施設に関し条例で定めることを必要とする事項を定める地方自治法第244条の2の規定及び児童福祉に関し機関委任事務を定める児童福祉法の規定に照らして、一部の保育所の定数変更を機に、これらの法律の規定に適合させる等のため、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第77号参考資料

(1) 和泉市保育所設置条例施行規則(案)

(目的)

第1条 この規則は、和泉市保育所設置条例(昭和 年和泉市条例第 号)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定員)

第2条 保育所の定員は、別表のとおりとする。

(入所の資格)

第3条 保育所に入所できる者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の規定に基づき本市の措置権者が措置した乳幼児とする。ただし、定員に余裕があるときは、他市町村の措置権者から委託された乳幼児を保育することができる。

(入所の制限等)

第4条 次の各号の一に該当するときは、市長は、入所を拒否し、入所中の者に対しては一時入所を停止し、又は退所させることができる。

- (1) 定員に余裕のないとき。
- (2) 疾病その他の事由により他の入所児童に悪影響を及ぼし、又は集団生活に支障をきたすおそれがあるとき。
- (3) 障害又は疾病その他の事由により市長が保育所での保育が困難と認めたとき。
- (4) 保護者が次条に定める届出義務を怠ったとき。

(届出義務)

第5条 現に入所中の児童又はその家族が次の各号の一に該当したときは、保護者は、直ちに園長に届け出なければならない。

- (1) 伝染病予防法(明治30年法律第36号)に定める伝染病又はその疑いのある患者となったとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、他の児童に伝染するおそれのある疾病にかかったとき。
- (3) 入所児童の住所又は身上に異動を生じたとき。保護者の身分その他に異動を生じたときも、また同様とする。
- (4) 入所児童を退所させ、又は欠席させようとするとき。

(保育時間)

第6条 保育所の保育時間は、次のとおりとする。ただし、児童の家庭状況等により市長が適宜変更することができる。

(1) 平日 午前8時30分から午後5時まで

(2) 土曜日 午前8時30分から正午まで

(休所日)

第7条 保育所の休所日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から同月31日までの間並びに1月2日及び同月3日

(3) 市長がとくに必要と認めた日

(職員)

第8条 保育所に次の職員を置く。

(1) 園長

(2) 保母

(3) その他の職員

2 同和保育所については、同和保育推進保母を置くことができる。

3 保育所に主任保母を置くことができる。

(職務)

第9条 園長は、施設の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 同和保育推進保母は、園長を補佐し、園長に事故あるときは、これを代理する。

3 主任保母は、上司の命を受けて保育所の運営について所属職員を指導する。

4 保母は、上司の指示を受けて児童の保育に従事する。

5 その他の職員は、上司の指示に従いその担任事務に従事する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 和泉市立保育園条例施行規則(昭和34年和泉市規則第14号)は、廃止する。

別 表

名 称	定 員
和泉市立 芦 部 保 育 園	60人
和泉市立 北 池 田 保 育 園	100
和泉市立 南池田第一保育園	90
和泉市立 南池田第二保育園	60



和泉市立	横山第一保育園	80人
和泉市立	横山第二保育園	60
和泉市立	南横山保育園	60
和泉市立	南松尾保育園	137
和泉市立	北松尾保育園	120
和泉市立	幸保育園	120
和泉市立	信太第一保育園	120
和泉市立	信太第二保育園	60
和泉市立	和泉保育園	140
和泉市立	国府保育園	150
和泉市立	ひまわり保育園	150
和泉市立	鶴山台保育園	120

〔Ⅱ〕 和泉市保育所入所手続及び費用徴収に関する規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の入所措置及び法第56条の費用徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入所の申請）

第2条 その監護すべき児童について保育所への入所を希望する者は、保育所入所申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（決定通知）

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、調査のうえ措置の要否を決定し、申請者に保育所入所決定通知書（様式第2号）又は保育所入所却下決定通知書（様式第3号）を送付しなければならない。

（保育料）

第4条 法第56条の規定に基づく保育料の月額を、市長が別に定める。ただし、保育所の長の承認を得て月の全日にわたって欠席したときは、当該月分の保育料は、徴収せず、次の各号の一に該当する場合には当該各号に定める額とする。

(1) その月における保育期間が引き続き15日に満たないとき（保育所の長の承認を得た場合

に限る。)は、当該額の50パーセントに相当する額

(2) 月の16日以降に入所し、又は同日前に退所したときは、当該額の50パーセントに相当する額

(納期)

第5条 保育料は、毎月5日までに当該月分を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 1月分については、1月10日まで

(2) 月の途中で入所したときは、入所した日から起算して5日以内

(減免)

第6条 市長は、保育料の納付義務者について和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づき市民税を減免した者については、保育料を減免することができる。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号から様式第3号まで略

○ 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。

○ 市民部長(小林一三君) それではお許しを得まして、ただ今ご上程いただきました議案第77号、和泉市保育所設置条例制定についての提案の理由並びに内容についてご説明させていただきます。

まず、理由でございますが、公の施設に関し、条例で定めることを必要とする事項を定める地方自治法第244条の2の規定及び児童福祉に関し、機関委任事務を定める児童福祉法の規定に照らして、及び第2点といたしましては、一部の保育所の定数変更をこの機に行ないたく、これらの法律の規定に適合させる等のため、所要の規定の整備を図るためご提案させていただきます。

内容でございますが、従来の条例は7条から成ってございましたが、そのうち入園及び入園の許可、保育料及び出席の停止または退園の4条文を、それぞれ今回の条例の第3条の委任条文中に包含し、それぞれ規則で定めることといたしました。と言いますのは、当然、法または令等に定められました基準以内で行なりことと規制されてございます。

また、名称でございますが、〇〇園というように保育所の名称を定めましたのは、市立保育所の固有名詞として、従来から市民に親しまれてきましたものを引き続き使用することとしたものでございます。

なお、参考資料といたしまして、36ページ以下40ページまで、施行規則と入所手続及び費用徴収に関する規則案を添付させていただきましたので、よろしくご参照下さいますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容のご説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案通りご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 26番（勝部津喜枝君） それでは各条について、その他の関連した質問をさせていただきます。

まず、前の保育園条例のときには、第1条に「目的」ということで、はっきりと児童福祉法に則った保育園を設置するということが明記されておりましたけれども、今回の第1条は、単に「設置」のみに変えているところは、どういう考え方でそうなったのかということです。

それから保育所の定員が今回、別表の通り変わったということでございますけれども、児童福祉施設の最低基準には、児童1人についてのそれぞれの最低の面積、その他が規定してありますけれども、従来の保育園では、単に定員をオーバーするということで、果してそれで基準に則っているのかどうか、その点です。

施行規則の第4条に、定員に余裕のないとき、市長が退所させることができとなっておりますけれども、どうしても措置しなければならぬ児童等がおるとき、定員の問題をどのように考えておられるのかということです。

それから第6条の保育の時間について、家庭の状況等を考慮して市長が適宜変更することができるとなっておりますけれども、こうした問題の具体的な手続、それらをどういうふうに行っていくのかということも所存かということです。

それから第8条に、「保育所に次の職員を置く」ということでございますが、児童福祉法53条等では、園長ではなく市長となっておりますけれども、大体、これまで父母と園長とのいろんなかかわりのなかで、園長さんというものの権限、その他が非常に問題のあることが往々にあるんですけど、そのへん、これではっきりできるのかということです。特に保育時間につきましては、児童福祉法の第54条では、保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して市長がそれを変更するのではなく、保育所の長がこれを定めとなっておりますが、この点と市の条例との関係はどうかということも、その点お聞きいたします。

○ 議長(坂上国治君) 理事者答弁。

○ 市民部長(小林一三君) ご質問の第1点の第1条の設置の問題でございますが、ご承知のように、児童福祉法の第24条は、従来の条例は、保育所への入所の措置でございますが、今回、改正させていただきましたのは、39条は、いわゆる保育所は乳児並びに幼児を保育することを目的とする施設であるということでございますので、基本的に24条は、保育に欠ける児童を措置するという規定でございますので、改めさせていただいたのでございます。

それから第2点の定数の問題でございますが、ご承知の通り、定数は従来、条例で定員に定めさせていただいたわけでございますが、一部、私的契約児ということで定数をオーバーし、かつ基準に合分につきましても、可能な限り措置いたしておりますのは、議員さんもすでにご承知かと思えます。例年、できる限りの対策を講じて参ったわけでございますが、今回、附則事項といたしまして、法あるいは厚生省基準に基づく最低基準を下回らない限り、できる限りの措置をしていきたいという意図でございます。

第3点の定数をオーバーした場合については退所させるということでございますが、これは入所の制限規定でございますので、従来も同じように、いわゆる待機組ということで、年齢別施設になってる関係上、年度当初に措置した児童に移動がない限り、施設を上回る乳幼児については保育できませんので、それらの方々については、待機組ということで運営しておりますのは、従来と何ら変わりございません。

それから保育時間のことでございますが、54条と申されておりますが、これはいわゆる児童福祉施設の最低基準の中の54条でございますが、原則的には8時間とする。ただし、その地域の父兄の労働時間等を参酌して定めなさいということでございますが、本市の場合、この原則的な8時間から、可能な限り措置して保育時間を延長しているのが実態でございますが、事実上、それらの体制が整った園から、あるいは所要の施設が整備された施設から行なっているのが実態でございます。

なお、保育所の長がこれを定めるということでございますが、本市の場合、原則的には市長と解釈いたしてございます。

それから第8条の園長ということでございますが、たまたま、提案理由の中で申し上げました通り、法に基づく保育所ではございますが、名称を市の固有名詞として、各「保育園」としてございますので、この規則の中では園長を置くということで規定させていただいておりますので、先ほどの法に基づく、あるいは厚生省通達の最低基準に基づく園長あるいは所長という解釈については、先ほどご説明させていただいた通りでございます。

○ 26番(勝部津喜枝君) 定員問題でひとつ大変心配されるのは、今回、国府保育園、和泉

保育園等の定員を改正しておりますけれども、これらの保育園は、従来からも非常に狭くて、十分子供たちが運動場も使用できないということもあり、また、教室等の広さが最低基準に満たず、ただ、人数をふやすだけであるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから保育所の長がこれを定めるという点につきましては、本市においては、市長と決めておるんだということでございますけれども、そういうことになれば、十何園かの和泉市の保育園の長は市長であると考えていいのかどうか、もう一度お尋ねしたいと思います。

- 市民部長（小林一三君） 定数を上回る分につきましては、本年度5月から7月にかけて、市の監査委員さんの監査を各施設について受けましたが、その結果、報告書にもございますように、基準通り措置されておるといご認定をいただいております。

それから第2点の所長は市長であるという解釈でございますが、いわゆる市の保育所16園にわたります管理運営の基本的事項については市長が定めるということでございます、細かな父兄との連絡あるいは保育についての細かな問題については、それぞれ担当所管で行なうということとございまして、管理運営の基本的な事項については市長だという解釈でございます。

- 26番（勝部津喜枝君） 2点について要望しておきたいんですが、先ほど施設の監査報告を受けて、間違いなくやっているということなんですが、各保育園の施設の状況、監査報告の状態をぜひ資料として見せていただきたいと思うのでございますけれども、それはお約束いただけるかどうか。

それから、こういう市の条例の運用に当たっては、往々にして、いろんな要求を持っておられる方々に対しての歯止めの役にとそなれ、なかなか拡大した運用で要求を聞き入れられるという形には一定の拘束力を持ちますので、こういう条例の運用に当たっては、民主的にやっていくということをご約束していただけるかどうか。

この2点を最後にお尋ねしておきます。

- 市民部長（小林一三君） 状況と申しますのはどういう内容か、具体的にわかりませんが、現在、施設台帳及び備品台帳等、これは年中通じてでございますが、施設の整備あるいは備品の充足等を行なっております。ただ、各年度当初における各園の定員に対する措置児の年令別状況等につきましては、現在なら年度途中でございますが、現状でしたら一覧表にしておりますので、ご提出させていただきます。

なお、運用の問題でございますが、保育所の運営につきましては、おのずから、市における責任云々の問題がございますので、民主的な運用は当然のことかと思いますが、内容によっては、当然、市が責任を持たざるをえない、あるいは当然、市が責任を持って保護者から委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を預る施設でございますので、その責任分野については当然、市

が責任を持つということでございますので、民主的な事項云々の内容等によって十分検討したい、かように思います。

- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 10番（池辺秀夫君） ちょっと1点だけお尋ねしたいんですけど、この第4条ですが、入所拒否ということが載っております。さて、第3条においては、乳児、幼児の入所について優先というか、幼児を優先するのか、乳児を優先するのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。
- 議長（坂上国治君） 答弁。
- 市民部長（小林一三君） 議員さんと承知の通り、保育所につきましては、校区制あるいは施設そのものが年齢別施設になってございますので、いわゆる、その年齢の空いたところから乳児あるいは幼児を預るということでございますので、いずれが優先かにつきましては、乳児と幼児の優先の度合いは同時でございますが、年齢別の施設でございますので、何と言いますか、その差は設けておりませず、同一でございます。
- 10番（池辺秀夫君） 実際、部長、あなたもお困りだと思いますが、幼稚園のない校区は、全部1年保育、2年保育、3年保育と保育所へ行くわけでございます。そのときに保護者が共稼ぎが優先だとか、年をとったよぼよぼのおばあさんでもおれば無理してくれる人があるということで、非常にわれわれも困ることがあるので、こうした幼稚園のない校区、私は幼稚園のときもちょっとお話ししたかったんですが、これは教育長が1校区1幼稚園ということをやうて下さったので非常に結構かと思いますが、いわゆる小学校へ入学する直前の者を優先するとか、乳児を優先するとか聞いたのはそれなんでございます。これは優先云々はなかりうと思えます。よって、スムーズに希望者が全員入所できるという自信があたりかどうか、ちょっとお答え願いたい。
- 市民部長（小林一三君） 現在のところ、49年度の全員収容の問題等につきましては自信があるかということでございますが、現在、教育委員会と幼稚園等の関係もありますので、十分な連絡をとりつつ、49年度当初の対策は行ないたいと思います。  
また、議員さんがおっしゃいます幼稚園のない地区における保育所の対策でございますが、たとえば北池田保育所ですと、乳児の施設等はございません。すべて幼児でございます。したがって、3、4、5歳を現在、お預りしておる現状でございます。そういう中で、就学前の5歳児には集団生活あるいは就学前幼児教育を十分に果すよう配慮させていただいております。
- 10番（池辺秀夫君） 市民部長、いま、あなたは北池田校区は乳児は預っておらないと言われましたが、しからは、北池田の親たちは乳児をどうしたらいいのかとも思えるわけです。

そういうことはあまり言わんほうがあえんじゃないですか。北池田は乳児は預っておらないというが、保育所というのは、乳児も当然預らないかんのですから、そういう答弁はいかんのじゃないかと考えます。

しかし、私は要望にとどめておきますけれども、すべて各地区ともそうしたことのないよう乳児によらず、幼児によらず、どこの地区も万べんに、本当に公平に、均等に入所できるように、49年度において配慮していただきたいと強く要望して終わります。

○ 議長（坂口国治君） 他に。

○ 7番（田中包治君） 実は私、一番心配するのは6条と9条ですね。6条の保育時間の問題と、職員の勤務時間の問題がからんできます。というのは、8時30分から午後5時まで保育時間があるということですが、山間部においては、自動車運転手等の人々が、8時30分まで保育所に入る時間になると、職員の時間が恒例的に超過するということがあります。私は勤務条例についてもそうであったが、条例はつくるけれども、それを守らないという結果が生れるのではないかと、こう考えるわけです。この点について、各保育所が8時30分から5時まで保育児を預るといふ責任を持ってこの条文を提案しておるのかどうか。

もう一つは、園長の職務権限の問題ですが、園長には管理権はないことははっきりしている。そうすると、この保育の管理運営の問題はどこで掌握してるのか。各市のように7時に開園してみたり、ごたごたもめるのは、おそらく管理者がないはずで、課長補佐以上だと思えますが、こういう人々の管理について、どういふように措置するか、はっきりしてもらわんと、あとから要望があるからということで、園長独自の判断で開園を早めたり遅くしたりという、ふらちな行為が行なわれているが、こういう点についてはっきりしてもらいたい。

○ 市民部長（小林一三君） 保育時間につきましては、参考資料の施行規則の第6条ですが、保育の最低基準の中で決められてございます8時間を30分オーバーして取り組もうということで決めさせていただいておるわけですが、児童の家庭状況等により、市長が適宜変更することができると謳わせていただいているわけでございます。

そこで第2点の園長の職務あるいは掌握問題に関係するわけですが、当然、園長には、和泉市の保育所の決まった基本的な管理運営のみ傳達されてございます。したがって、いま議員さんがご指摘のような問題が起きた場合は、本市におきまして現在、社会児童課長が当面の責任者であり、その前段では、施設については施設係長あるいは保育につきましては児童係長もでございます。問題によっては、その上に福祉事務所長あるいは部長、それから担当助役、市長ということで、その内容によりまして適宜、的確に問題等を処理すべく、そういった職務配分になっておる実情でございます。

○ 7番(田中包治君) そうすると、私は問題になってくると思うのは、結局、家庭事情というものの、これは地域事情とは違いますね、これを理解して下さい。家庭事情と地域事情は違いますよ。そうすると、各保育園が地域的な問題として、8時半から5時までというのなら話はわかる。ところが、家庭事情は各家庭によって違う。だから、8時30分という時間が、家庭事情で遅くしたり、8時30分でも、9時でも、10時でもよい。ところが、地域的には8時半から5時までと解釈してよろしいですね。

それと園長には管理運営権はないことははっきりしている。誰が考えたって、そうってくる。技術的な指導については園長にはあるが、管理運営権は児童課長なんです。そうしたら、現在のように正規の保母がおらない、補助保母とか言われておりますが、保母の作業ダイヤ、それから明日の準備の問題、こういう時間をどうして的確に指示し、やっているかということです。おそらくやってないと思う。やってないのははっきりしてる。今後、どういふふうに保母の労働条件を確保していくか。保母ほど集まりにくいものはないというのは、労働時間が苛酷であり、学歴の問題等から、保母はいつも足りないわけです。足りないというのは、労働条件が悪いということです。そういう中で私が言っておるのは、どういふ方向で保母の作業ダイヤ、何時から何時まではどうする、何時から何時まではどうしろという指示は、当然、管理者においてやるべきものなんです。労働基準法に基づく労働時間をできるだけ明確にしなさいと基準法には載っている。この基準法の適用を誤っておるから保育行政が混乱してると思う。そして保母もこない。これらの点をどうお考えですか。

○ 市民部長(小林一三君) 第1点の家庭事情か、地域事情か、これははっきり言って家庭事情でございます。したがって、入所申し込み当時に、当該子供さんについての父兄のお預りする時間あるいはお迎えに来る時間、また、例外的に急用等があるとお迎えに来る時間は、例外的に帰っていただいております。

第2点、保母さんの保育時間、労務管理の問題でございますが、当然、園長と十分な打ち合わせのうえで時差出勤等を行っており、また、翌日のカリキュラムの編成等に当たって万やむをえないとき等は、土曜日の午後に時間外勤務等の協力を得てやっておるのが実態でございます。

○ 7番(田中包治君) はっきり言って下さい。家庭事情ということになってくると、どの園でも8時30分から5時までやるということですね。そうでないと、あとから問題が起こりますよ。おそらくやってないと思う。大が、9時から3時ごろまでやと思う。ただ1人でも私とは8時半から5時までやって下さいと言えば、全部開園するんですね。その点どうなんですか、しないでしょ。私らはあんまりあいまいな返事をしては困るわけです。こういう条



例をつくれれば、条例に合うように人員を配分しなければいけない、そうでしょう。この条例だって特別委員会にかければいい。本会議にばっと出す必要はないと思う。いろんな事情の中でのものを判断しなければいけないと思う。

それから園長とか、保母の問題、話してありますか。翌日の準備を5時までやったら、どの時間でやっていますね。

○ 市民部長（小林一三君） 原則的には1週間単位あるいは月1回の園長会議等で、翌月あるいは当月の反省等を行なって毎月、定例的な園長会議を持ってございます。ただし、翌月急を要する業務、たとえば園外保育あるいは運動会等につきましても、時間外で協力をお願いしておりますけれども、原則的には1週間に1回、あるいは園長会議で決まった翌月の取り組み等についてやっております。したがって、急を要する場合等には、5時以降、協力を得て時間外勤務をお願いしているのが実態でございます。

○ 7番（田中包治君） はっきりして下さいよ。保育時間はいま言わなかったが、できないでしょう、できないんですよ。できない条例をなぜ議会で通そうとするのか、疑問に思っています。これを通ったら、公布の日からですか、保育園全部、8時半からするんですか。そういう出たらめな提案をしなさんな。公務員は条例なり、法律の番人でなくてはならない。どう解釈したところで、各園は8時30分から5時までせないかん、家庭事情だけだね。地域事情とか、そういう字句が入っておれば別ですよ。できない条例をここへ持ってこようという考え方、私は別に委員会に出さなかったからというのじゃないが、こういう重要な問題があるのに、何がための特別委員会があるんだと言いたい。そこらが私は気に食わない。できないことを出しているんですよ。あんた、できるんと言ひんなら、明日から全部、8時30分から5時までの保育時間にしなさい。公布の日からですよ。できないことを理想的であるとか、絵に書いたもちを何ほ言ひうたって仕方がない。内容がいかにか汚のうても、もちは食べれば味がある。もう少し現実に合った条例をつくるべきだと思ひ。できないんなら、こんなもん、はっきり撤回しなさい。

○ 議長（坂上国治君） 明確に答弁しなさい。

○ 市民部長（小林一三君） いま、田中議員さんからいろいろ意見出ておりますが、参考資料としてお渡しした規則でございますので、ここに謳っておりますように、「保育所保育時間は次のとおりとする。ただし、児童の家庭状況等により市長が適宜変更することができる」という項目の中で現在まで運用されてきたものでございまして、従来の運営と何ら方針は変えておらないつもりでございます。これは規則でございますが、一応、参考資料として添付させていただきましたので、必要があれば、市長のほうで規則改正を市長権限で行なわせていただきたいと思います。したがって、条例の参考資料として添付させていただいたわけでございます。

したがいまして、保育所の管理運営等につきましては、従来と何ら変わっておりません。

- 7番(田中包治君) そんなんやったら出しなさんな。市長権限でできるんやったら、こんなもん出す必要はない。その意味がわからない。そんな議会を冒とくする発言はないと思ひ。議長、どう思いますか。市長権限で変えられますねんというこっちゃ。何のために議会に出してますね。もうよろしいですわ。

- 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第77号を原案通り可決いたします。

- 
- 議長(坂上国治君) 日程第5「和泉市立老人集会所条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第78号

#### 和泉市立老人集会所条例制定について

和泉市立老人集会所条例を次のように制定する

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市立老人集会所条例(案)

(設置)

第1条 本市は、老人クラブ活動を促進させるとともに老人の健康の増進及び福祉の向上に資するため、和泉市立老人集会所(以下「老人集会所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 老人集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
和泉市立南松尾老人集会所	和泉市久井町1177番地の1
和泉市立伯太老人集会所	和泉市伯太町五丁目174番地

(管理委託)

第3条 本市は、老人集会所の管理を公共的団体に委託することができる。

(使用許可)

第4条 老人集会所を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備その他調度品等を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に前条ただし書に定める理由が発生したときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

(使用料)

第6条 老人集会所の使用料は、無料とする。

(使用権の譲渡禁止)

第7条 使用者は、使用許可の権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(損害の賠償)

第8条 使用者の故意又は過失により建物又は附属設備等を破損し、又は滅失したときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 理 由

老人クラブ活動の促進並びに老人の健康の増進及び福祉の向上を図るため、今般南松尾地区及び伯太地区に設置する老人集会所の名称、位置を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（坂上国治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市民部長（小林一三君） お許しを得まして、ただ今ご上程をいただきました議案第78号、和泉市立老人集会所条例制定についての提案理由並びに内容につきましてご説明させていただきます。

本集会所の建設費につきましては、昭和48年度当初予算並びに補正予算にてご議決をいただいで参りました。本年度より計画実施いたすべく、老人クラブ活動の促進並びに老人の健康の増進及び福祉の向上を図るための施設として、本年度は2カ所設置いたしたく、その老人集会所の名称、位置等を定めるべくご提案申し上げた次第でございます。

内容といたしましては、第1条に設置を規定いたしております。

第2条は、名称及び位置でございますが、本年度につきましては、和泉市久井町1177番地の1に建設いたしまして、名称は和泉市立南松尾老人集会所といたしたく思います。2番目につきましては、和泉市伯太町5丁目174番地で、名称は和泉市立伯太老人集会所にいたしたくございます。

第3条につきましては、管理委託でございますが、本集会所の管理を公共的団体に委託することができる。

第4条につきましては、使用許可でございます。

第5条につきましては、使用許可の取消し等を規定させていただきました。

第6条は、使用料でございますが、原則的に使用料は無料でございます。

第7条につきましては、使用権の譲渡禁止。

第8条につきましては、損害のあった場合等における損害賠償でございます。

最後には委託事項として、本条例の施行につきまして必要な事項は、市長が別に定めるといふ委任事項をうたわせていただきました。

なお、附則につきましては、この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において規則で定めるといふこととございますが、本施設が竣工後、所定の手続きを経まして公用を開始させていただきたく、このように附則でうたわせていただきました。

以上、簡単ですが、よろしくご審議のうえ、原案通りご可決賜りますようお願いいたします。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 16番（横田憲治郎君） まず第1点は、条例第1条の目的の件ですが、老人クラブ活動を促進するとともに、老人の健康と福祉の向上を図るということでありますが、具体的にこの名称案からして、老人クラブの集会のために集まる場所であるという印象を受けるのでありますけれども、内容的にどのような老人が、年令的に、あるいは老人クラブという組織形態の中で集会を催すための場であるのか、具体的に各個人の老人が憩いを求めて自由に集まれるという性格でなさそうな感じがありますので、内容的な性格、老人集会所そのものの付帯施設等々も含めて、もう少し詳しくご説明を願いたいと思います。

第2点としては、内容からしてもこのような名称になるうとは思いますが、老人集会所という、名称にこだわるわけではありませんけれども、老人のための施設としては何か固いような感じがするわけですが、内容とともに、名称をこのように付した経緯をもご説明願いたいと思います。

さらに、管理を公共的団体に委託することができるという第3条の問題ですが、これは具体的に行政から町会のほうへ委託することであろうと推察するわけでありますが、しからば、具体的に委託を受けた町会サイドとしては、どのように管轄をする考え方でおるのか、管理人を派遣するのか、その点について具体的にお聞かせ願いたいと思います。

それと、使用許可の問題もちょっとわからないのですが、あくまでも、団体で使用許可を受けようとする形なのか、各個人のご老人が集会所に行く場合にどうなるのか、各戸別で福祉事務所のほうへ許可を取りこなければ集会所に行けないのか、あるいはまた、管理人が現場において、いちいちそこで口頭で許可を得て使用できるのか。内容の問題について、いまの説明ではかいかもわかりませんので、いろんな点に疑問がありますので、いまして詳しくご説明を加えていただきたいと思います。

○ 議長（坂口国治君） 理事者答弁。

○ 市民部長（小林一三君） まず第1点の老人クラブ集会所の活動状況でございますが、現在和泉市内には105の老人クラブがございます。したがって、それらのクラブが各単位クラブあるいは地区単位クラブとして、老人クラブのいろんな老人同士の寄り合いあるいは定期的ないろんな話し合い、会合を持っておるわけでございまして、これについては、府、市からの助成措置等も行なっておるのが実態でございます。したがって、付帯設備等ということでございますが、一応、これは常時、大体50人以上の老人が集会なり、憩いのできる場所という一つの府の基準等もございまして、そういった湯沸し場とか、いろんな付帯設備については整備させていただいております。

第2点の集会所の名称を付けた経緯でございますが、本施設につきましては、大阪府の単独補助事業で老人クラブ常設集会所補助要綱があるわけでございまして、その中の一環として、当該施設には老人クラブ集会所の看板を掲げなさいという規定、条件が付されております。したがって、和泉市立〇〇老人集会所という表示をいたすべく、そういった府の制度の一環として措置いたしたわけでございます。

それから第3条の委託の件でございますが、これは当然、市の建物で行政財産になるわけでございますので、現在のところでは、校区の老人クラブ連合会長に管理を委託いたしたく思っております。

それから第4点の団体か、個人か、その申し込み方法等でございますが、当然、管理等につきましては、そういった委託者に対しましてキー等も渡しますので、多数の団体の場合はあらかじめ使用あるいは個人の場合には一定時間、すなわち、10時から5時までとかいうことで集会所を開放いたし、いわゆる誰々がお見えになっているという簡単な申し出程度で使用いたすべく考えております。

○ 16番（横田憲治郎君） 大体わかりましたが、個人で集会所に憩いを求めるご老人がいたとしますね、具体的に一例を挙げて聞きたいんですけど、この集会所へ行けば、足腰を伸ばして憩いを楽しみ、安息の時間を過せるという内容、施設があるのかどうか、そこまで行政サイドで施設を整えさせるのかどうか、たとえば娯楽施設とか、あるいはあんま器を置いてあるとか、健康増進のためであるならば、そういう具体的な施設がどの程度セットできるのかどうか。また、個人で参加する場合には、老人クラブの会員でなければならないのかどうか。たまたま、老人クラブの会員でなかった人はどうなるのかどうか。さらに老人といっても、年令的に60歳以上の場合、老人クラブに入っておれば別として、個人の場合であれば年令的なメリットとか、制限、基準があるのかどうか。詳しいことは規則で定められると思いますが、方向性をたしかめておきたいと思っておりますので、再度、ご説明願いたいと思っております。

○ 市民部長（小林一三君） 第1点のくつろげる施設であるかどうかということでございまして、当然、畳の間で和室を設けてございます。老人等につきましては、昨年、昭和47年度におきまして、こういった集会所の建設が、府とタイアップすることが不可能でございましたので、昨年度の予算で12地区について10万円ずつ、120万円の備品費の予算をご議決をいただき、当該クラブで重複しない備品等につきまして市から購入し現在、その備品を貸与してございまして、本集会所建設の際にはこの施設に移管する、当然、市の備品でございまして移管するという条件で当該備品等を貸与してございまして、その地区によってはあんま器もあり、あるいはカラーテレビもございまして。したがって、その地区で従来、持ってなかった備

品等について、昨年、120万円の金額で備品購入の措置をさせていただいたわけでございます。

第2点の会員以外の場合どうかということでございますが、いちいち老人クラブの場合、会員手帳は発行してございませんので、強いてそこまでの具体的なチェックはしないつもりでございます。

それから第3点の60歳未満の場合ということでございますが、当然、本施設についての主目的はなるほど老人集会所でございますけれども、いわゆる子供さん方あるいはお孫さん方がお見えになった場合、当然、使用していただくという考え方で現在、取り組んでる実態でございます。

○ 議長（坂上国治君） 他に。

○ 18番（直村静二君） これは市民の要望で出ておりますので、当然、条例は制定する必要があるだろうと思いますが、規則をつくるときに、やはりいま、横田議員の言われた点も配慮してもらいたいと思いますが、私の聞きたいことは、たとえば老人集会所、具体的には憩いの家と思いますが、ここでいろんな病気、けが等、体の弱い方もございます。その場合医師の手当なり、救急体制がいるんじゃないか。先般、議決されております老人福祉センターですか、そのへんとの関係はすぐできるのかどうか、医師の体制と福祉センター面との関連性、そういう規則をつくるのかどうか、お答え願いたい。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 市民部長（小林一三君） 現在のところ、当該施設におけるけが、事故等についての医師対策はできておりませんが、規則をつくって開放する場合には、当該校区の老人クラブ連合会長さんあるいはその他の役員さんの方々に、そういった点についての連絡はお願いすべく考えております。

また、老人福祉センターとの連絡ということでございますが、老人福祉センターについても、医療対策は一切ございませんが、現在、関連した対策は考えてございます。

○ 18番（直村静二君） 要望しておきますが、医師関係については、単に連絡して連合会長に任すということではなく、市が当然、私の要望した点を間違いなくやってもらいたいということを要望しておきます。

○ 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第78号を原案通り可決いたします。

- 議長(坂上国治君) 日程第6「和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第82号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市民交通傷害補償条例(昭和43年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「50万円」を「50,000円」に改め、同項第2号中「30万円」を「30,000円」に改め、同項第3号から同項第10号までを次のように改める。

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| (3) 治療期間が6箇月以上のとき      | 90,000円 |
| (4) 治療期間が5箇月以上6箇月未満のとき | 75,000円 |
| (5) 治療期間が4箇月以上5箇月未満のとき | 60,000円 |
| (6) 治療期間が3箇月以上4箇月未満のとき | 45,000円 |
| (7) 治療期間が2箇月以上3箇月未満のとき | 30,000円 |
| (8) 治療期間が1箇月以上2箇月未満のとき | 20,000円 |
| (9) 治療期間が7日以上1箇月未満のとき  | 10,000円 |
| (10) 治療期間が7日未満のとき      | 5,000円  |



附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市民交通傷害補償条例の規定は、昭和48年11月1日以後に発生した交通事故により受けた傷害に係る保険金について適用し、同日前に発生した交通事故により受けた傷害に係る保険金については、なお従前の例による。

理 由

最近の経済事情及び全国的な交通事故の漸減傾向にかんがみ、被保険者に対して支払うべき保険金のうち被害者の治療期間に応じて支払い部分の額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第82号参考資料

和泉市民交通傷害補償条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
<p>(保険金額)</p> <p>第9条 被保険者1人についての保険金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 死亡したとき <u>500,000円</u></p> <p>(2) 後遺傷害があるとき <u>300,000円</u></p> <p>(3) 治療期間が6箇月以上のとき <u>90,000円</u></p> <p>(4) 治療期間が5箇月以上6箇月未満のとき <u>75,000円</u></p> <p>(5) 治療期間が4箇月以上5箇月未満のとき <u>60,000円</u></p> <p>(6) 治療期間が3箇月以上4箇月未満のとき <u>45,000円</u></p> <p>(7) 治療期間が2箇月以上3箇月未満のとき <u>30,000円</u></p> <p>(8) 治療期間が1箇月以上2箇月未満のとき <u>20,000円</u></p> <p>(9) 治療期間が7日以上1箇月未満のとき <u>10,000円</u></p> <p>(10) 治療期間が7日未満のとき <u>5,000円</u></p>	<p>(保険金額)</p> <p>第9条 被保険者1人についての保険金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 死亡したとき <u>50万円</u></p> <p>(2) 後遺傷害があるとき <u>30万円</u></p> <p>(3) 治療期間180日以上<sup>のとき</sup> <u>6万円</u></p> <p>(4) 治療期間150日以上180日未満<sup>のとき</sup> <u>5万円</u></p> <p>(5) 治療期間120日以上150日未満<sup>のとき</sup> <u>4万円</u></p> <p>(6) 治療期間90日以上120日未満<sup>のとき</sup> <u>3万円</u></p> <p>(7) 治療期間60日以上90日未満<sup>のとき</sup> <u>2万円</u></p> <p>(8) 治療期間30日以上60日未満<sup>のとき</sup> <u>1万円</u></p> <p>(9) 治療期間7日以上30日未満<sup>のとき</sup> <u>5千円</u></p> <p>(10) 治療期間7日未満<sup>のとき</sup> <u>2千円</u></p>

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明をお願いします。
- 産業衛生部長(宇沢清君) ただ今ご上程をいただきました議案第82号、和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について、お許しを得まして改正の理由と内容のご説明を申し上げます。

最近における交通事故の発生状況は、全国的に見た場合、わずかではあります、低下の傾向を示しております。これに伴いこの保険運用におきまして、その収支において若干好転のきざしを見つあり、保険業界におきましては、この収支の見通しに基づきまして保険内容の改善を行なりべく、かねてから大蔵省当局の指示に基づき検討しておりましたが、大蔵省との内折衝の結果、ほげ改正点において合意に達し、このたび、保険金を約5割引き上げ、かつ11月1日以降の事故発生のものから実施することに相なりました。この改善の実施により、加入者へのサービス向上を果すことが期待できるものと考えております。

それでは改正の要点のみをご説明申し上げます。

条例中第9条第1項第1号中の在来の条文中、漢数字を算用数字に、字句の統一を図るため改正をするものでございます。保険金額の第1号の「死亡したとき50万円」及び第2号の「後遺傷害があるとき30万円」は従前の金額であり、第3号から「治療期間180日以上」とあるを「治療期間が6箇月以上」と改め、保険金額が6万円から9万円に引き上げられました。

以下、56ページの新旧対照表記載通り、10号までいずれも改正されたものでございます。

以上、簡単でございますが、条例改正の理由と内容の説明を終わらせていただきます。よろしく原案通り可決決定下さいませようお願い申し上げます。

- 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 3番(金沢勝君) 「交通事故の漸減傾向にかんがみ」という言葉で、過日の当初予算でございましたか、保険料を上げて保険金を下げてきたわけです。1日1円という発足で、これはしんどいということで大体2割程度上げ、10万円の頭打ちを6万円に下げてきた。今度は5割アップしてきたということはよくわかるわけですが、それと7日未満のときは2千円、これは診断書取っても2千円、手間がかかるだけ損だということで相当議論があったということでもよくわかるわけですが、たとえば未満と以上、1日の差で未満と以上、1カ月という表現をするならば、31日の月もあり、未満の場合は28日ははじめ、「2、4、6、9、10」と5カ月が小、小というのは28日と30日、大は31日です。日数で現わすならば、以上という項に入ることがはっきりしている中で、月でいけば未満だという危険性がある。たとえば、6カ月以上となると、必ず大の月がある。当然、いままでの条例ならば、以上の中に入るやつが

未満になるという危険性がある。これは十分市民にPRして、直る期間を延ばせということではなく、1日よって以上と未満に変わることになれば、市民を守るための条例であり、交通事故が減りつつあるんだということで優遇するのが逆行する危険性がある。私はこの条例の日と月の表現の仕方では額が一つ下がるんじゃないかと心配する。当然、従来の180日以上の方が、6カ月未満になることは、この条例でいけば明らかであります。だから、あんた方が5割上げたというけれども、また、保険会社が5割上げたというけれども、実際には、運用面では5割はおろか、わずかの上がりでしかない。そういう中で優遇措置をとったからといって、次年度の保険料を上げられたら、市民の保険やら、保険会社のための保険やらわからん。こういう点を、私は特にこの席上において指摘を申し上げたい。

だから、5万円を5と零を並べて統一するのもいいでしょうが、一般市民が条例を見たとき、零が多いということは逆算せないかん。だから、逆行する条例やないか。私は数学的なことにとらわれ、事務の簡素化とか、市民のためというならば、これは芳しくない改正である。いままで通りにして金額を上げることこそ、本当の漸減傾向に向かっての市民サービス、保険会社のサービスと言える。その点、保険会社に対してもう1回、金額はこれでいいわけやけれども、未満と以上というやつを、従来通りの日数でやるべきではないか、こう考えます。

- 産業衛生部長(宇沢清君) ご指摘ごもっともでございます。保険につきましては、日本損保協会が大蔵当局との折衝の中でこういう規定を設けられ、そのままのみに行っている現状でございますので、この点、十分事務当局で要望ということで出したいと思っております。
- 3番(金沢勝君) 要望もわかりますが、発足して4年ほどになる。この4年間は、何日から何日までということやってきた。今度の改正で、ええかこうして5割上げてきた。その中でこういうごまかしの事が出てきた。たとえば、6月25日にけがしたら、12月24日で十分6カ月以上に該当してきたが、この条例改正からいけば6カ月未満になる。だから、要望だけやったら私は納得いかん。やはり今年度の当初予算で保険料をよけい支払わないかん。大体、7月、8月が一番事故が多い。これは31日でしょう。過日の3月には、2割上げて保険金がダウンされてきた。今度、ごまかしのこんなものを持ってきたかて、私はちょっと納得いかんと思ひ。全国的な問題にしても、うちは独自でやりなさいよ。とにかく、短年度においては国保を利用せんと、観光バス、電車の大きな事故があつてひっくり返ったら困るから、試みに損保を利用しようやないか。理想としては、市単独でやっていきたいという市長はじめ皆さんの見解で発足したのに、いまだに損保を頼らないかん。天下の和泉市がなぜ損保あたりに頼らないかんか。こういう隠れたごまかしの数字の条例改正は納得できない。だから、損保が言うこと聞かんのやったら、うちだけでも単独にやるべき腹構えを持っていただきたい。

市長、どう思いますか。

- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見……。
- 3番（金沢勝君） 議長、ちょっと待って下さい。
- 議長（坂上国治君） 要望と違うんですか。
- 3番（金沢勝君） 市長が何か言うてくれると思ったんやが、何も言うていただけんとなる  
と質問に変えます。
- 交通公害課長（吉田利秀君） お答えいたしますが、この1カ月は、やはり30日計算でござ  
います。ただし、2月は、2月1日から28日までが1カ月となっておりますので、実質的  
には従来と同じでございますので、ご了承賜りたいと思います。
- 3番（金沢勝君） 同じことであれば、こういう質問の出るような条例改正はいけな  
いと思  
う。本当に当を得た条例であるならば、従来通りでいいじゃないですか。そういう努力を  
する  
と部長が言うておって、あんたは従来と同じやったら、やはり親しんだ何日から何日以上とい  
う  
ことでやったらどうですか。これやったらまぎらわしいでしょう。28日でも1カ月や  
つ  
たら、そう計算しますよ。
- 交通公害課長（吉田利秀君） 金沢議員さんのご指摘はよくわかりますが、先ほど部長の  
説  
明で申し上げましたように、大蔵省との話し合いの中で、損保協会が全国的にこういうふう  
に  
統一されておりますので、ひとつご了承賜りたいと思います。
- 3番（金沢勝君） よその市議会では通るとしても、あんたの説明やったら、15日にけが  
し  
ても13日で1カ月以上になる。1カ月以上なれば、少なくとも、15日にけがしても、14  
日  
でいままでやったら付いたわけです。
- 交通公害課長（吉田利秀君） いまの場合「7日以上1箇月未満のとき」という中では  
お  
きりするんじゃないかと思  
います。
- 3番（金沢勝君） 未満と以上は1日の差です。30日というのは、1カ月以上になるん  
で  
しょう。29日は未満です。30日に満たないものは未満、だから、この1日が問題なん  
で  
すよ。6カ月で4日間の差が出てくる。7月にけがしたら、6カ月やったら大の月が4カ  
月  
ある  
だから、いままで6カ月以上に当てはまった事故が、この条例改正によって6カ月未  
満  
になる  
という判定が下されるわけです。あんたが条例を設定して、あんたがここで答え、  
あ  
んたがこ  
こで施行するんやったらええけど、損保が取り扱うんです。あんたがここでええ答  
弁  
をしたか  
て、実際出なければ市民のためにならん。私はこれを申し上げてる。わかりますか。
- 交通公害課長（吉田利秀君） そういうことでなく、同じことだと思  
い  
ます。結局、金沢議  
員  
の思  
っておられるのはよくわかるのですが、実質的には変わりござ  
い  
ません。

- 3番(金沢勝君) はっきり申し上げますけれども、1月1日に事故が起こって、1月31日に直ったら、あんた、どういう判断をしますか。
- 交通公害課長(吉田利秀君) 1カ月になります。
- 3番(金沢勝君) 以上か、未満か。
- 交通公害課長(吉田利秀君) 1月1日から1月31日は、1カ月になります。
- 3番(金沢勝君) それやったら、この条例がおかしい。1カ月未満になるでしょう。未満というのは、30日に満たないことだと、私は東大で習ってきた。(笑い) あんたの説明はおかしいぜ。
- 交通公害課長(吉田利秀君) 31日やったら、1カ月以上になります。ちょっと間違いました。
- 3番(金沢勝君) だから、現行の条例では1カ月以上。
- 交通公害課長(吉田利秀君) この改正でも1カ月以上になります。31日やったら1日超えてるので……。
- 23番(貝淵博治君) いま、そんな水掛け論みたいな、1カ月28日とか言うてますが、医者はそのまじりとした診断は下さない。保険については、2週間とか、3週間、4週間とかの暫定です。そんなもん、1カ月28日とか、大とか、小やとか、おかしいと思う。だから答弁もおかし。かりに、6カ月以上としたら、診断書は5カ月と29日とか、28日とかは書かない。だから、2日や3日は、自分の体は自分で処置するんやから、医者に言ったら、医者は言う通り書く。だから、小は28日、大は30日やとか、あほらしいて聞いてられまへんわ。議長、ひとつこのへんでやめて下さい。水掛け論ですよ。このごろの傷害保険は大が、オーバーに書くわけです。だから、7日以内なんてほとんどない。ちょっとかすり傷しても15日以上となっていくますから、そんな大とか、小とかの問題は、議長、適当にやめて下さい。はたで聞いてるもんもあるんやから、いい加減にしとけ。
- 3番(金沢勝君) 診断書の場合でも日数がある。そこで1日違いでも以上と未満がある。私が申し上げてるのは、いままで通りやる努力を下さい。できなったら、うち独自でやるようにひとつ要望しておきます。運営面では、医者がええ加減なことやるんやからと言ったら、条例の改正はないわけや。
- 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ありませんか。
- 16番(横田憲治郎君) 簡単に言います。「事故の漸減傾向にかんがみ」という提案理由で保険金の問題があったんですが、加入者の減免問題なんですが、最近の他市の状況を聞いてるのに、生活保護世帯あるいは小中学生児童、老人に対しての減免あるいは全面的な保険料の

公費負担が取りざたされ、また、それに踏み切ってる阪南各市もあるように聞いております。本市の場合、これらへの取り組み方をどのように考えているのか、関連してこの際、おうかがいをしておきたいと思ひます。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 産業衛生部長(宇沢清君) 横田議員さんのご指摘の通り、阪南各市でも老人、乳幼児の無料化、てい減といった方向に進んでいることは事実でございます。本市といたしましても、大阪府下の損保協会の約70%の加入者の実態調査を来年度に向かってやっておりますので、即座にご回答はできないのですが、できるだけそういう方向に向かっていきたいという考え方は持っております。

○ 16番(横田憲治郎君) 意見と要望だけ、よそが踏み切っておって、うちが踏み切れんこととおそらくははずです。事故の漸減傾向がうちだけ鈍足で、よそがぐっと減っているわけではないと思ひます。内容的にそういう理由はないと思ひます。それらへの取り組み方が甘いからだと思ひます。次回の定例会ぐらひまでには、前向きで検討していただいて結論を出していただきたい、このように思ひますが、よろしゅうございませうか。

○ 産業衛生部長(宇沢清君) この点につきましては、いろいろと財政状況の問題がございませうので、3月の定例会のときにご回答申し上げます。

○ 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ考あり)

ご異議ないものと認め、議案第82号を原案通り可決いたします。

○ 議長(坂上国治君) 日程第7、日程第8は同種の議案でございますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

市道の路線認定について

道路法第 8 条の規定により、市道の路線を次のように認定する。

昭和 48 年 12 月 17 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

路線名	延長	起 点	終 点	経 過 地
北信田駅前線	1,076.00 <sup>m</sup>	太町19番地の1先	鶴山台一丁目20番地の11先	鶴山台1号線
上伯太線	1,463.14	鶴山台一丁目16番地の1先	鶴山台四丁目26番地の11先	鶴山台四丁目19番地の5・6
鶴山台 1号線	884.09	鶴山台三丁目1番地の9先	鶴山台四丁目18番地の10先	鶴山台4号線
鶴山台 2号線	487.96	鶴山台一丁目2番地の22先	鶴山台一丁目16番地の1先	鶴山台一丁目5番地の1先
鶴山台 3号線	266.84	鶴山台二丁目2番地の1先	鶴山台二丁目1番地の26先	
鶴山台 4号線	387.44	鶴山台四丁目1番地先	鶴山台四丁目8番地の1先	鶴山台1号線
鶴山台 6号線	131.91	鶴山台一丁目16番地の10先	鶴山台一丁目16番地の18先	
鶴山台 7号線	144.29	鶴山台一丁目15番地の1先	鶴山台一丁目15番地の10先	
鶴山台 8号線	289.68	鶴山台一丁目15番地の12先	鶴山台一丁目15番地の23先	
鶴山台 9号線	48.83	鶴山台一丁目7番地の5先	鶴山台一丁目7番地の6先	
鶴山台10号線	129.76	鶴山台一丁目7番地の5先	鶴山台一丁目7番地の11先	

路線名	延長	起 点	終 点	経 過 地
鶴山台11号線	253.68 <sup>m</sup>	鶴山台一丁目4番地の1先	鶴山台一丁目18番地の6先	鶴山台14号線
鶴山台12号線	256.06	鶴山台一丁目3番地の1先	鶴山台一丁目19番地の6先	鶴山台14号線
鶴山台13号線	304.48	鶴山台一丁目2番地の1先	鶴山台一丁目20番地の10先	鶴山台14号線 鶴山台15号線
鶴山台14号線	177.56	鶴山台一丁目17番地の1先	鶴山台一丁目20番地の20先	鶴山台11号線 鶴山台13号線
鶴山台15号線	291.61	鶴山台二丁目3番地先	鶴山台二丁目3番地先	
鶴山台16号線	259.23	鶴山台二丁目1番地の5	鶴山台二丁目1番地の3	
鶴山台17号線	424.48	鶴山台二丁目5番地の22	鶴山台四丁目9番地の13先	鶴山台四丁目5番地の1先 鶴山台18号線
鶴山台18号線	286.31	鶴山台二丁目5番地の12先	鶴山台四丁目12番地の14先	鶴山台17号線 鶴山台四丁目10番地の3先
鶴山台19号線	40.03	鶴山台四丁目10番地の12先	鶴山台四丁目10番地の11先	
鶴山台20号線	136.24	鶴山台四丁目13番地の1先	鶴山台四丁目12番地の16先	鶴山台17号線 鶴山台33号線
鶴山台21号線	283.94	鶴山台四丁目8番地の18先	鶴山台四丁目15番地の13先	鶴山台24号線
鶴山台22号線	103.95	鶴山台四丁目4番地の14先	鶴山台四丁目4番地の8先	
鶴山台23号線	93.28	鶴山台四丁目5番地の14先	鶴山台四丁目5番地の8先	
鶴山台24号線	382.22	鶴山台四丁目23番地の1先	鶴山台四丁目8番地の9先	鶴山台11号線 鶴山台221号線
鶴山台25号線	72.25	鶴山台四丁目16番地の6先	鶴山台四丁目16番地の10先	
鶴山台26号線	273.79	鶴山台四丁目5番地の1先	鶴山台四丁目18番地の9先	鶴山台24号線
鶴山台27号線	132.00	鶴山台四丁目2番地の10先	鶴山台四丁目2番地の18先	
鶴山台28号線	226.18	鶴山台四丁目26番地の1先	鶴山台四丁目26番地の15先	
鶴山台29号線	226.45	鶴山台四丁目23番地の12先	鶴山台四丁目22番地の8先	鶴山台31号線



路線名	延長	起 点	終 点	経 過 地
鶴山台30号線	80.13 <sup>m</sup>	鶴山台四丁目24番地の7先	鶴山台四丁目24番地の12先	
鶴山台31号線	167.85	鶴山台四丁目23番地の6先	鶴山台四丁目26番地の15先	鶴山台29号線
鶴山台32号線	231.37	鶴山台三丁目2番地先	鶴山台三丁目2番地先	鶴山台西公園
鶴山台33号線	75.22	鶴山台四丁目12番地の21先	鶴山台四丁目12番地の20先	鶴山台四丁目13番地の6先
鶴山台34号線	31.02	鶴山台四丁目19番地の1先	鶴山台四丁目19番地の10先	
鶴山台35号線	20.38	鶴山台四丁目26番地の1先	鶴山台四丁目26番地の1先	
鶴山台36号線	39.91	鶴山台一丁目5番地の6先	鶴山台一丁目5番地の7先	
鶴山台37号線	38.27	鶴山台四丁目7番地の1先	鶴山台四丁目7番地の3先	
鶴山台38号線	201.54	鶴山台二丁目6番地の1先	鶴山台二丁目6番地の11先	鶴山台39号線 鶴山台二丁目8番地の2先
鶴山台39号線	68.45	鶴山台二丁目7番地の11先	鶴山台二丁目8番地の4先	
鶴山台40号線	43.97	鶴山台四丁目12番地の1先	鶴山台四丁目12番地の2先	
鶴山台41号線	44.57	鶴山台四丁目13番地の11	鶴山台四丁目13番地の12先	
鶴山台42号線	49.54	鶴山台四丁目13番地の13先	鶴山台四丁目13番地の19先	鶴山台四丁目13番地の17先
鶴山台43号線	27.78	鶴山台四丁目20番地の3先	鶴山台四丁目20番地の4先	

議案第 83 号参考資料

〔1〕 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

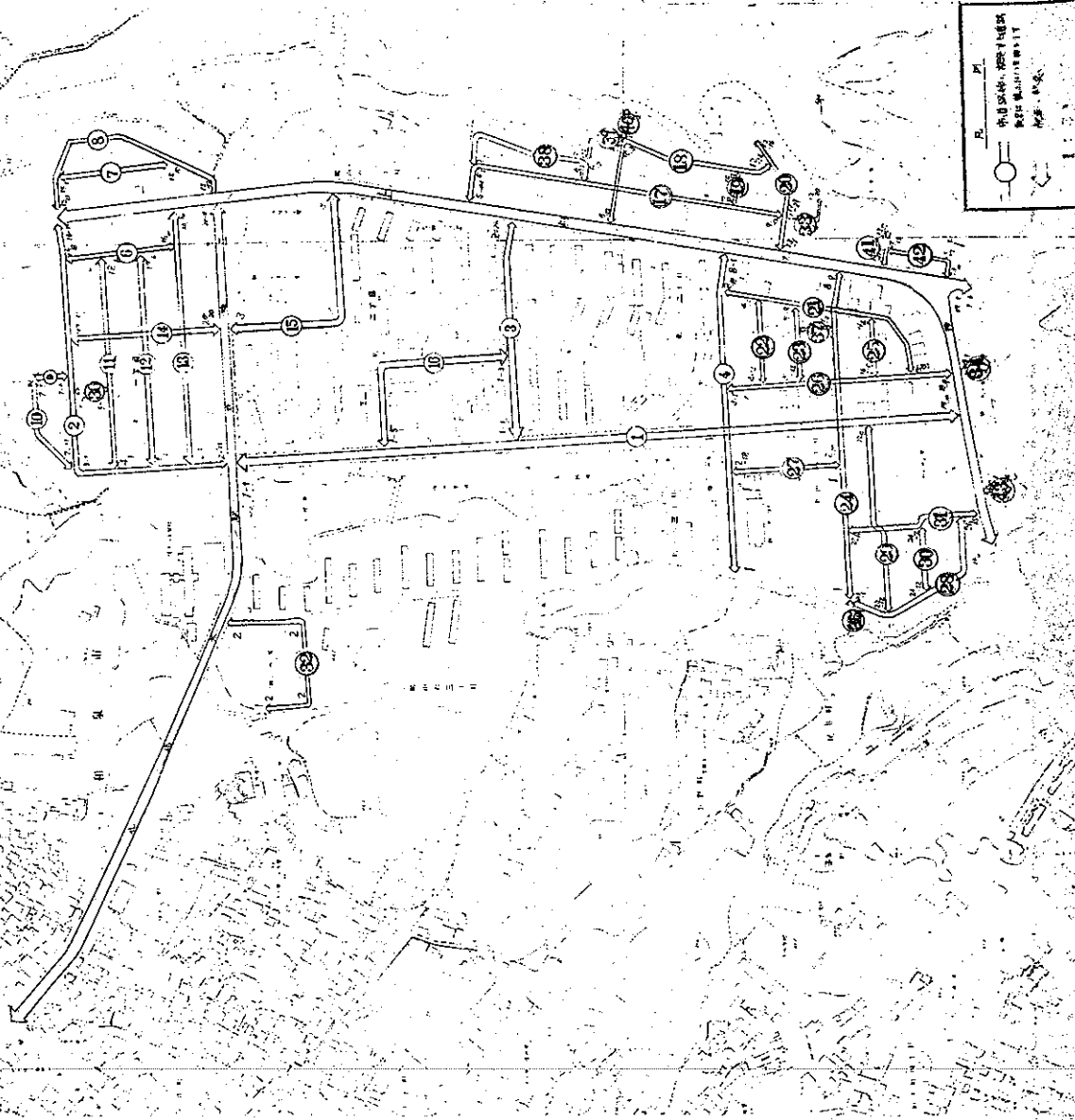
第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

筑京第83号参考資料

(II) 市道認定路線位置図





議案第84号

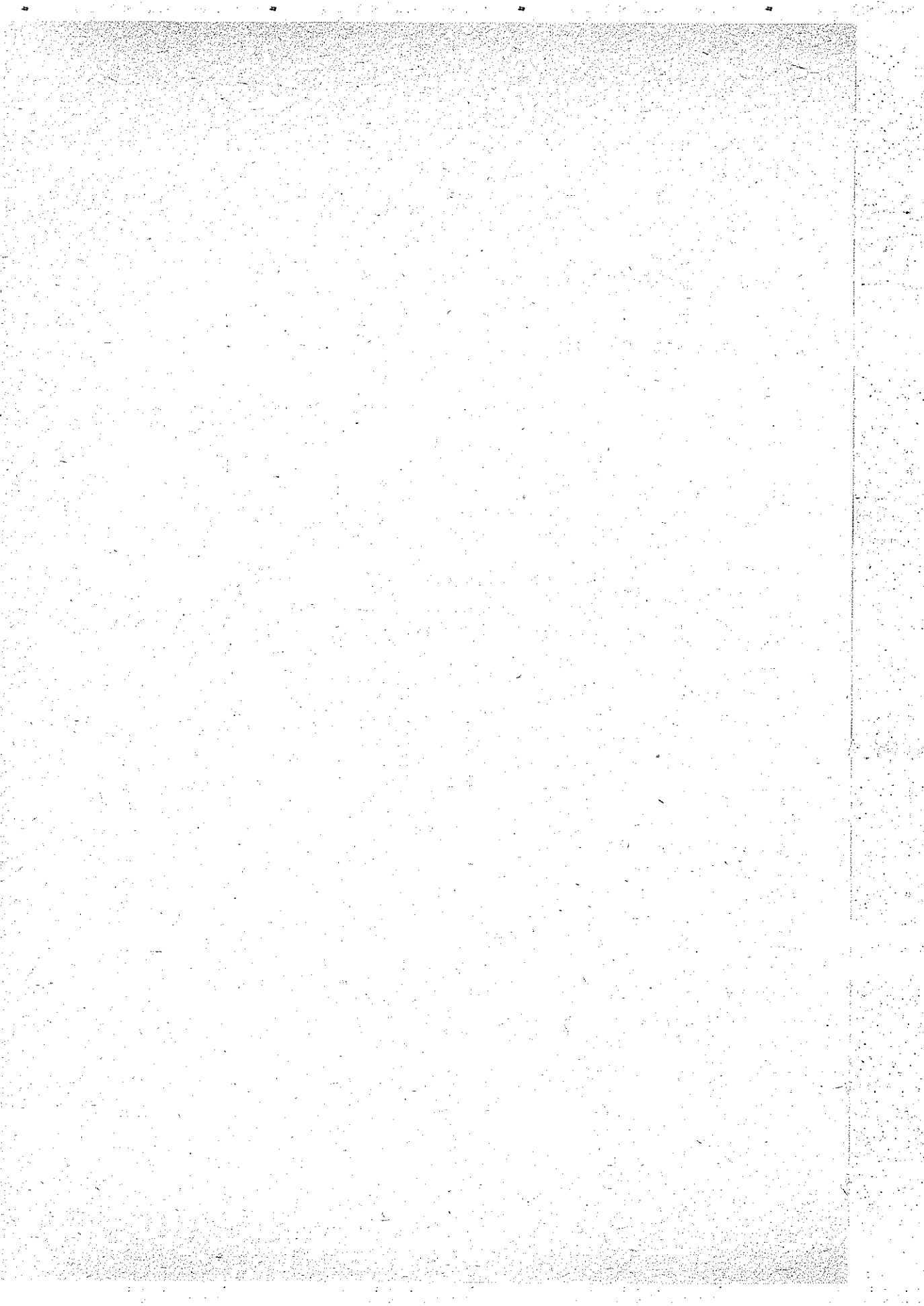
市道の路線認定について

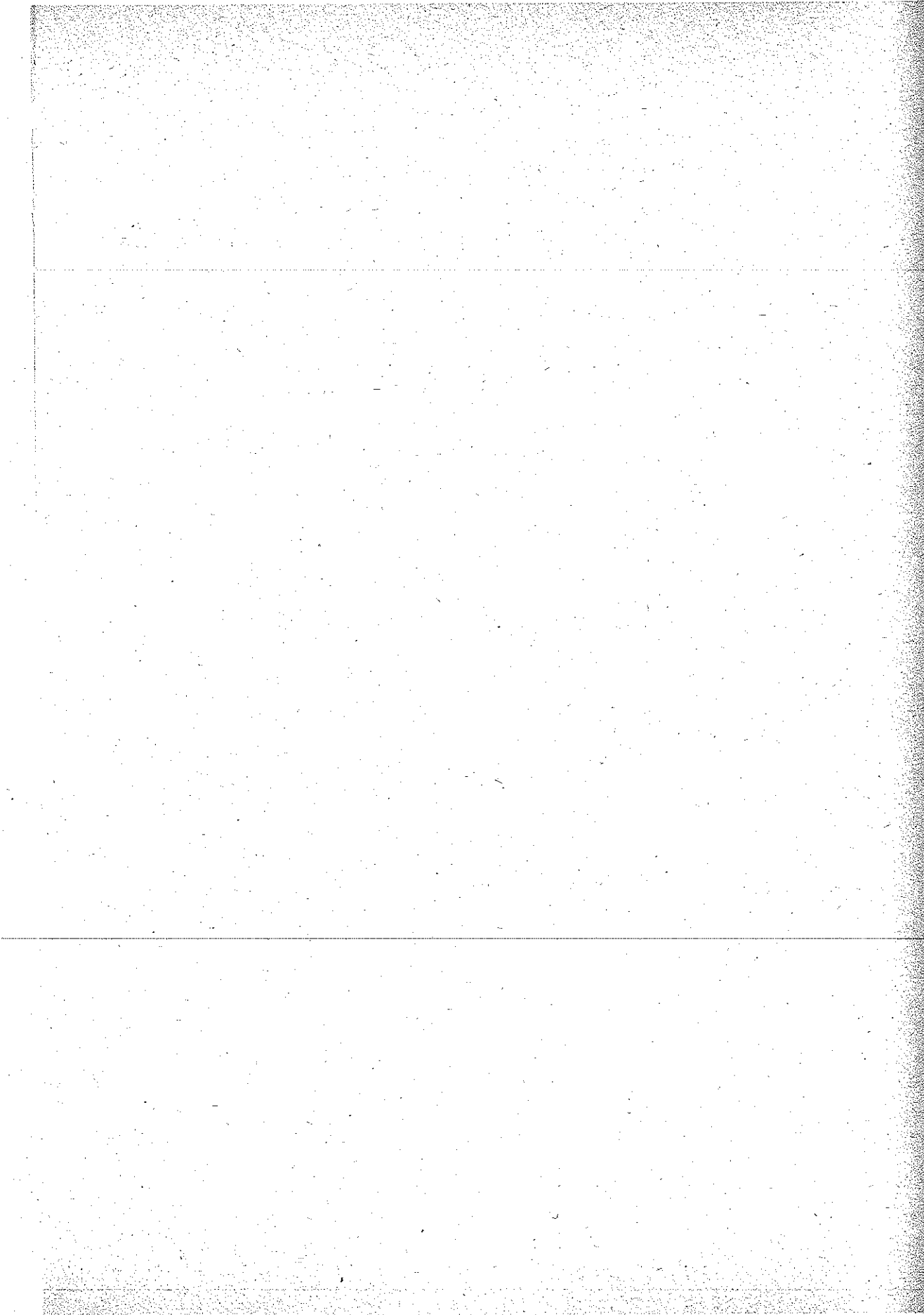
道路法第8条の規定により、市道の路線を次のように認定する。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤木 秀夫

路線名	延長	起 点	終 点	経 過 地
和泉台 1号線	509.10 <sup>m</sup>	観音寺町137番地先	観音寺町930番地の131先	観音寺町930番地の50先
和泉台 2号線	313.10	観音寺町815番地の45先	観音寺町815番地の2先	
和泉台 3号線	412.00	観音寺町930番地の129先	観音寺町136番地先	観音寺町930番地の30先
和泉台 4号線	35.60	観音寺町815番地の49先	観音寺町815番地の52先	
和泉台 5号線	93.30	観音寺町815番地の37先	観音寺町815番地の41先	
和泉台 6号線	193.70	観音寺町930番地の31先	観音寺町815番地の27先	和泉台1号線
和泉台 7号線	184.60	観音寺町930番地の17先	観音寺町815番地の12先	和泉台1号線
和泉台 8号線	225.80	観音寺町930番地の8先	観音寺町930番地の43先	和泉台3号線
和泉台 9号線	77.80	観音寺町930番地の46先	観音寺町930番地の50先	
和泉台10号線	67.10	観音寺町930番地の58先	観音寺町930番地の62先	
和泉台11号線	95.40	観音寺町930番地の85先	観音寺町930番地の90先	観音寺町930番地の88先





議案第 84 号参考資料

〔1〕 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略



○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部次長（林徳次君） ご説明申し上げます前に一言、お詫びを申し上げたいと存じます。

ただ今上程されました議案第83号及び84号のうち、第83号につきましては、原案に一部誤りがございますので、大変恐縮ですが、差し替えさせていただきたく、昨日、お手元に配布申し上げております。この点、深くお詫びを申し上げ、ご了承賜りたく思います。

それではお許しを得まして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

議案第83号は、住宅公団の鶴山台団地に関連します道路、また、議案第84号は、三井団地に関連いたします道路をそれぞれ市道に認定しようとするものでございます。

内容といたしましては、議案83号では、都市計画街路の北信太駅前線及び上伯太線の一部並びに鶴山台団地内道路の鶴山台1号線から43号線まで、計44の路線を認定いたしたく存じております。

なお、1号から43号まで一連番号を付しておりますが、そのうち5号線が抜けております。この点につきましては、現在、未完成でございまして、市へ移管しておりません。したがって本案からは除外したものでございます。

次に議案第84号は、すべて三井団地内の道路をそれぞれ和泉台1号線から和泉台47号線までとし、計47線を認定いたしたく存じております。

なお、参考資料といたしまして、それぞれ位置図を添付しておりますので、よろしくご審議のうえ、原案通りご決定願いますようお願い申し上げます。簡単ですが、説明を終わります。

○ 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 29番（竹内修一君） 鶴山台地区の市道認定ですが、不備な事項があるにもかかわらず認定の運びとなった。以後、公団に要求しておる事項が若干あるんですが、これはどこが責任を持って実施するか。建設等では市の金がないんだという観点からすれば、完全な姿で認定に持ってってもらいたいと思うわけです。

まず、中学前の四差路、これは1年前からの水溜りでございます。市の管理者のほうでも排除に努め、自治会等でもやっておりますが、雨が降るたびに依然として水溜りである。これは交通事故の原因にもなり、早急に排除してもらいたい。

そこで、これは建設省等の認可とか、市道とかの点があるろうかと思えます。建設省、それから府の土木、街路設計、それから出張所、市の建設部等の責任の分野というのは、排水工事をいかに施行しておるか。

それと、2番目は歩道の問題ですが、歩道測溝がない。だから、雨が降ったときは、中学校の校長先生あたりから通学路という問題で要望が出ておろうかと思えますが、雨水の中を中学

生が登校しておる現状でございます。少なくとも、歩道測溝を最小限15センチないし24センチのものを設けなければいけないと思われる個所があります。

次に、人命尊重の見地から安全管理上、歩道の自転車の乗り入れということが当面の問題ですが、そういう設備隔切り、基礎垣とかいうものをどこが、どのような形で実施されるか。

次の問題として、今月初めから外部の清掃を公団に要望してやりつつあるわけです。そのときに、市に認定されるとこの継続はどうなるか。これは先ほど言ったように、認定道路が砂利で止まったままの姿でございます。

それから、バスがおかけさまで理事者、各議員さんのご努力、ご協力を得て通ったわけですが、駐車の問題が付随して起きております。3日前にも、駐車中の車の間から人が出てきて、車が急停車して子供がけがをしたということがありました。市道認定と関連して、大阪銀行の前から13号線、これを朝6時から夜の24時まで駐車禁止をしてもらいたいと思います。

その次の問題として、上伯太線上の汚水工事、この個所が道路の真中に2カ所ございますが、いつの時期に解消されるか。

以上、質問いたします。

○ 議長（坂上国治君） 貝淵さん。

○ 23番（貝淵博治君） 関連。この件については、説明だけでは全然わからんわけです。だから、所管の委員会に付託して検討してもらったらどうですか。どこの路線か全然わからん、その点、どうですか。

○ 17番（山田清二君） 市道認定なんです、たいていの場合は、現地から認定して下さいとお願いし、相当市から条件を付けられて市道認定をしてもらうわけです。この場合は、現地はまだよろしいと言うてないのに認定する、いまの質問を聞くと、そういう感じがするわけです。ここで結論を出すことは早急過ぎると思いますので、時間がかかっても、皆言われるように、委員会に付託して十分検討され、現地の意見も聞いて、事後に問題が起こらんようにしていただきたい。

○ 23番（貝淵博治君） 山田さんからもそういう意見が出ておりますが、一べん、建設部次長さんのご意見を聞いたりえて、私は一応、意見として言うただけですよ。今日、この議案を通さなければいけないとなれば、こちらにも考えないかん。しかし、いま、竹内議員からのような質問が出るとすれば、これは市道認定になってからの話なら別として、承認もされてないのにこういう問題が出るのはおかしい。その点、一べん、林次長の意見を聞いたりえて、どうしても今日、通さなければいけない。出したら通すというなれば話し合いもありますし、その点、柔軟性を持って下さい。どうですか。

- 18番(直村静二君) 関連=この市道認定は緊急なものかどうか、はっきりして下さい。
- 建設部次長(林徳次君) ただ今ご意見をいただき、恐縮でございます。ただ私ども、主管課といたしましては、それぞれの市道認定につきましては、恐縮でございますが、本議会で認定をいただきたいと存じます。
- 7番(田中包治君) あのね、竹内議員の言うところ不備であるということ、それが林次長の言うのでは、そういう不備を市が肩替りするということですか、その点、はっきりして下さい。そうでないと、道路一つつくるについて、市が公団のすべき仕事を肩替りしますから、ここで認定して下さいとなれば話は別だ。せやけど、そうでない以上、認定せないかんことははっきりしてる。
- 建設部次長(林徳次君) いま、ご指摘の点につきましては、不備な点について市が肩替りするという前提はございません。あくまでも、不備な点がございましたら、公団の責任において施行させ、完備したものを受け取るということです。
- 23番(貝淵博治君) 建設委員会でもこの問題が出てないということですので、もう3時やし、お茶でも飲んで建設と話し合ひてやって下さい。
- 議長(坂上国治君) 暫時休憩いたします。

(午後3時11分休憩)

(午後3時30分再開)

- 議長(坂上国治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- それでは先ほどから各議員からの質問がありました分を、林次長からまとめて答弁願います。
- 建設部次長(林徳次君) 先ほど来、いろいろご指摘を受けながら、不手際な点をまずもってお詫び申し上げます。認定しようとする各路線上にいろんな未完成の部分あるいは手直しを必要とする部分等、詳細にわたりご指摘をいただきました。それらについて確認をしております。それらにつきまして、当面、早急に日本住宅公団施行者責任者に申し入れを行ない、手直し、完成までやらせたく存ずるものでございます。当面、本件につきましては、私どもでそのような措置をやらせていただくということで、ご了承賜りたいと思います。
- 議長(坂上国治君) おはかりいたします。本件については、十分調査検討する必要があると思いますので、所管の建設委員会に付託し、閉会中も審議をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって議案第83号及び議案第84号を所管の建設委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには大変ご苦労でございますが、よろしくお願い申し上げます。

げます。

○ 議長（坂上国治君） 日程第9「工事請負契約締結について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第88号

工事請負契約締結について

市立（仮称）第二国府保育園新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 契約の目的 市立（仮称）第二国府保育園新築工事
2. 契約者 和泉市長 藤 木 秀 夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 80,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市府中町3丁目3番19号  
株式会社 福本工務店  
代表取締役 福 本 恭 一
6. 工 期 自 昭和48年12月18日（議決の日）  
至 昭和49年 6月30日
7. 契約保証金 4,000,000円
8. 保 証 人 和泉市北田中町219番地  
大高建設株式会社  
代表取締役 奥 野 喜八郎

議案第88号参考資料

市立(仮称)第二国府保育園新築工事概要

1. 工事場所 和泉市府中中町五丁目662番地の1
2. 敷地面積 1,600㎡
3. 工事種別 新築
4. 構造 鉄筋コンクリート地上2階建  
建築床面積 569㎡  
延床面積 899㎡

○ 議長(坂上国治君) 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部次長(林徳次君) それではただ今ご上程をいただきました議案第88号、工事請負契約締結につきまして、提案の理由並びに内容の説明を私から申し上げます。

本案は、市立(仮称)第二国府保育園を新築するため、工事請負契約を締結するものでございます。

内容といたしましては、指名競争入札によりまして、和泉市府中町三丁目、株式会社福本工務店代表取締役福本恭一との間に、契約金額8千万円をもちまして工事請負契約を締結いたしたく存じております。

なお、工期につきましては、議決の日から昭和49年6月30日まで、契約保証金は5%の4百万円。保証人につきましては、市内北田中町、大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎といたしたく存じております。

なお、2ページに参考資料といたしまして、工事の概要を記載いたしております。よろしくご審議のうえ、可決決定を賜りますようお願いいたします。

○ 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決することご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第88号を原案通り可決いたします。

○

- 議長（坂上国治君） 日程第10「土地（部落共有地）処分について」を議題といたします。  
議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第89号

土地（部落共有地）処分について

次の土地（部落共有地）の処分について、議会の同意を求める。

昭和48年12月17日提出

和泉市長 藤木 秀夫

1. 処分する物件

和泉市池上町755番地の1 ため池 9.871㎡

同所 755番地の2 堤 4.958㎡

2. 所有者

和泉市池上財産区

管理者 和泉市長 藤木 秀夫

議案第89号参考資料

〔I〕 部落有財産処分申請書

下記部落有財産はすでにその用途を廃止したので処分下さるよう関係書類添附の上申請致します。

昭和48年12月9日

和泉市池上町638番地

申請人 池上町々会長 伊藤 昭道 印

和泉市長 藤木 秀夫 殿

記

和泉市池上町755番地の1 溜池 9.871㎡

同所 755番地の2 堤防 4.958㎡

[Ⅱ] 同 意 書

下記部落有財産はすでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので市に於て処分することに同意します。

昭和48年12月9日

和泉市池上町638番地

池上町々会長 伊藤昭道 ㊦

和泉市池上町619番地

池上町々会副会長 出原章 ㊦

和泉市池上町720番地

池上町々会役員 有本義幸 ㊦

和泉市池上町516番地

池上町々会役員 藤原貞治 ㊦

和泉市池上町646番地

池上町々会役員 出原平男 ㊦

記

和泉市池上町755番地の1 溜池 9.871m<sup>2</sup>

同所 755番地の2 堤防 4.958m<sup>2</sup>

[Ⅲ] 確 約 書

下記部落有財産の処分に付水利補償の問題については解決しております。

尚、今後問題が生じた場合には当町会において解決し貴市に対しては一切ご迷惑をおかけしないことを確約します。

昭和48年12月9日

和泉市池上町638番地

池上町々会長 伊藤昭道 ㊦

和泉市長 藤木秀夫 殿

記

和泉市池上町755番地の1 溜池 9.871㎡  
同所 755番地の2 堤防 4.958㎡

〔Ⅳ〕 同 意 書

下記部落有財産を売却処分することに同意します。

昭和48年12月9日

和泉市池上町523番地

池上町実行組合長 村上 正 ㊟

記

和泉市池上町755番地の1 溜池 9.871㎡  
同所 755番地の2 堤防 4.958㎡

〔Ⅴ〕 水利権放棄書

下記部落有財産について有する水利権、その他の権利を放棄し、当該財産を処分しても今後補償の要求は一切致しません。

昭和48年12月9日

水利権者代表委員

和泉市池上町616番地

委員長 塚田 政也 ㊟

和泉市池上町523番地

池上地区代表 村上 正 ㊟

和泉市池上町425番地の3

幸地区代表 山口 政司 ㊟

泉大津市菅原町3番2・3号

泉大津地区代表 佐 嶋 佐 一 ㊟

記

和泉市池上町755番地の1 溜池 9.871㎡  
同所 755番地の2 堤防 4.958㎡



〔Ⅵ〕 同 意 書

下記部落有財産はすでにその用途を廃止し当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、市に於て処分することに同意します。

昭和48年12月9日

和泉市池上町610番地

池上町第1組代議員 南 乙 文 ㊦

和泉市池上町619番地

池上町第2組代議員 出 原 章 ㊦

和泉市池上町682番地の1

池上町第3組代議員 大 宅 侑 伸 ㊦

和泉市池上町631番地

池上町第4組代議員 西 川 ユ キ 子 ㊦

和泉市池上町666番地

池上町第5組代議員 南 英 介 ㊦

和泉市池上町505番地

池上町第6組代議員 岸 田 一 朗 ㊦

和泉市池上町486番地の3

池上町第7組代議員 徳 山 嘉 一 ㊦

和泉市池上町430番地の1

池上町第8組代議員 小 寺 馨 ㊦

和泉市池上町428番地の6

池上町第9組代議員 皆 川 正 三 ㊦

和泉市池上町522番地

池上町第10組代議員 桃 田 安 男 ㊦

和泉市池上町255番地の2

池上町第11組代議員 橋 信 男 ㊦

和泉市池上町754番地の56

池上町第12組代議員 松 浦 勝 幸 ㊦

和泉市池上町1丁目2の6

池上町第13組代議員 奥 田 順 彦 ㊦

和泉市池上町 392 番地の 6

池上町第14組代議員 品 田 篤 信 ㊦

和泉市池上町 728 番地の 1

池上町第15組代議員 新 留 貢 ㊦

和泉市池上町 753 番地

池上町第16組代議員 永 川 信 一 ㊦

和泉市池上町 707 番地の 1

池上町国鉄住宅代議員 天 本 久 雄 ㊦

和泉市池上町 225 番地

池上町市営住宅代議員 栗 本 典 雄 ㊦

和泉市池上町 1丁目5 の 15

池上町駅前商店連合会代議員

坂 口 重 文 ㊦

記

和泉市池上町 755 番地の 1	溜池	9.871m <sup>2</sup>
同 所 755 番地の 2	堤防	4.958m <sup>2</sup>

〔Ⅶ〕 部落有財産（溜池）売却処分金使途計画

1 市に対する処分金支払額	189,000,000円
2 光明池土地改良区負担金	1,961,940円
3 水利権放棄に対する補償金	27,738,806円
4 池上町児童公園土地購入費	36,000,000円
5 池上町内防火水槽設置及び道路整備工事費	18,000,000円
合 計	540,000,000円

上記のとおり相違ありません。

昭和48年12月9日

和泉市池上町 638 番地

池上町々会長 伊 藤 昭 道 ㊦

〔Ⅷ〕 財産評価審査委員会諮問答申書

和泉財審第8-32号

昭和48年12月13日

和泉市長 藤木秀夫 殿

会長 小路山 丑 松 ㊦

池上町今池処分価額の評価について(答申)

昭和48年12月7日付、諮問第8-32号について当委員会は次のとおり答申する。

記

- 1 価格評価 諮問第8-32号価額を適正価額と認める。
- 2 諮問第8-32号価額

所在地	地目		面積 ㎡	単価 ㎡/円
	台	現		
池上町755-1	ため池	ため池	9,871	36,415
池上町755-2	堤	堤	4,958	36,415

- 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部長(坂口礼之助君) それではただ今ご上程いただきました議案第89号、土地処分につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

説明に先立ちまして、恐れ入りますが、先ほど、お手元に正誤表をお配りしていると思いますが、5ページの1行目、12行目、20行目、8ページの5行目に、それぞれため池の地積が「9781平方メートル」とございますが、「9,871平方メートル」の誤りでございますので、ご訂正をお願いいたしますと存じます。

それでは内容等のご説明を申し上げます。

本土地処分は、池上町に所在いたします部落有財産でございます。通称「今池」と申しておりますが、今回、地元町会並びに耕作者等の調整が整い、池上町町会長より関係書類を添えて処分申請がございましたので、それに伴い処分のご提案を申し上げた次第でございます。

処分財産の内容でございますが、物件は表示してございます通り、池上町755番地の1、

ため池 9,871 平方メートル、同所 755 番地の 2、堤防 4,958 平方メートルで、合計 14,829 平方メートル(4,486 坪)でございます。

処分する理由といたしましては、本ため池は市街化区域内にございまして、近年、周辺の宅地化が進み、農地の面積と耕作者の減少により、かんがい用水のため池としての機能が不必要となりましたので、そのため維持管理も十分にできないため、堤防の老朽化が進みつつあり、防災上の見地から、また、管理の不十分から塵芥等の不法投棄の原因ともなり、現状のままでは存地することが困難な状態となって参っております。

今回の池の改廃に伴う跡地の利用計画でございますが、市街化区域内の数少ないため池でもあり、また、第二阪和国道にも接し、立地条件もよいため、住民福祉のための公共的施設の設置が期待されておまして、大阪府の府民センター並びに大阪府立養護学校等を誘致する計画のもとに、府並びに関係機関への働きかけをいたしてございます。現在、大阪府に対し基本的な方針の取り付けをいたしておりますが、最終的に府が用地の買い上げができる時点まで、一応、市の開発公社において取得を予定しております。

処分価額は、3.3 平方メートル当たり 12 万 3 千 7 百 4 円、総額で 5 億 4 千万円でございます。

次に処分代金の使途でございますが、市に対する処分金支払額 1 億 8 千 9 百 0 万 0 円、光明池土地改良区負担金 1 億 9 千 6 百 1 万 1 千 9 百 4 0 円、水利権放棄に対する補償金 2 億 7 千 7 百 3 万 8 千 0 百 0 円、池上町児童公園土地購入費 3,600 万円、池上町内防火水槽設置及び道路水路整備工事費 1,800 万円、合計 5 億 4 千万円と相なっております次第でございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決ご決定を賜りますようお願いいたします。

○ 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 18 番(直村静二君) これは扱い方としては、新規の扱いをされておりますが、今後、こういうことでいくと、町会の総会の議事録とか、市のほうで責任を持って処理されてるということで、若干、質問させていただきます。

一つは、ここに書いてあります処分金の行方について、池上町児童公園土地購入費という項目があがっておりますが、これは具体的には、将来、この土地を府が買ってその代金を支払った場合、これが池上町町会に渡るといのがこの 3,600 万円と認識するのですが、このすでに児童公園の土地購入費という場合には、具体的な裏付け、一定の用地があるのかどうか、その点、ご確認ができておるのかどうか。そうしないと、児童公園そのものは、市としても当然つくっていくんだという施策があり、そのへんのかね合い、池上町に児童公園が必要だとして買い場合と、この人たちが購入しておる、つまり、池の代りにええ土地があるんかというめ

どが立たなかった場合、この金はどうなるんかという心配がありますので、その点、町会の総会とかの参考資料がありませんので、さっぱりわかりませんので、おそらく市の責任として、十分管理監督して確認されていると思いますので、ご答弁願います。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 総務部理事（庄司清君） 児童公園の用地につきましては、この池の中で一部を削くということで、町会との話し合いを固めてございます。このため池の一部分、場所は未定ですが、譲る予定をいたしております。
- 18番（直村静二君） そうすると、府民センターと申されましたが、その府民センターの中にこの公園があるということですか。
- 総務部理事（庄司清君） 府民センターの中ではございません。別にこの用地を確保するというところでございます。
- 18番（直村静二君） そうすると、府民センターの近隣ですか。
- 総務部理事（庄司清君） そういうことでございます。
- 18番（直村静二君） 大体、図面、略図まで確認して、市のほうに一札を入れてあるということですが、それはない。
- 総務部理事（庄司清君） 府ですか。
- 18番（直村静二君） いやいや、地元の人たちが購入すべき用地は、地主さんが納得して売った場合に3,600万円入る。入った場合、私はこの用地を児童公園としてお渡ししますという一札があるのかという。
- 総務部理事（庄司清君） このため池の中で、一部をお渡しするということです。
- 18番（直村静二君） 以上で結構です。
- 議長（坂上国治君） 他に。
- 17番（山田清二君） 土地の払い下げの基本方針については、いつもこれは大丈夫ということですが、あとからぼつぼつ問題が出てくる。これは多分、大丈夫だろうとは思いますが、一べん、確認しておきたい。黒鳥の大池みたいな問題が出てこないよう、議会がはっきりしておかんと、この問題については、議員個々にいろんなことを言われて非常に困ったわけです。しかも、議決されたものを、それはぐあい悪いから、もう一べん戻そうかとはいきませんので、議決までに確認しておく必要があるとそのとき感じました。

この池でも埋め立てしなければいけないと思いますが、そのとき、こういうもので埋め立てしたらいかん、ダンプがここを通ったらいかんとか、そういうことが起こったので、そういうことがないかを確認してほしい。ここで異議なしやったら、それでしまいでっさかいに、それ

までに明言しておいてほしいと思います。

- 議長(坂上国治君) 答弁。
- 総務部理事(庄司清君) 苦い経験をなめておりますので、その点については、十分住民に対して周知しております。と申しますのは、公告を行なり、それから有線放送をしたこと、それから参考資料で付けておりますけれども、隣組長全部が同意されてることまで念を入れておりますので、その懸念がないというふうに自信を持っております。
- 17番(山田清二君) 大池の場合もそうだったんです。全部の町内会長さんが判を押し、絶対市には迷惑かけませんという確約書まで入れてあった。それを知らなかったという人が出てきて問題になると同時に、今度は埋め立ての方法について、これではいかんという問題が出てきた。ダンプがここを通ったらいかん、こういうもので埋めたらいかんとね。非常に悪いもので埋めるのは当然いかんでしょうが、この池のほうが大池より相当大きいので、これを埋め立てようとすれば相当量の品物を選ばなければならないと思うんです。その場合、ダンプが通ったらいかんとかいう。しかも、いまずれば、進入路はないはずです。そういう面でも、地元が協力するということをひとつはっきりしいかんと、あとでまた、ダンプも入れまへん、第二阪和ができてから、そこから運ばなしようまへんねやということでは困りますので、そのへんも大丈夫ですわな。
- 総務部理事(庄司清君) はい、大丈夫です。
- 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 7番(田中包治君) 払い下げ金額の配分ですが、3億5千万円、その中で部落に落とす金がざっと5千4百万円、水利権者に対する補償金が2億7千万円、この比率が非常に大きい。今池がどのぐらい大きな池か知らんが、何平方メートル程度の水利権者がおるのか。現在、田をつくってる人はないので、町内にわたる金が非常に少ない感じがするのです。大体、埋める場合、いま、山田議員が言われるように、いわゆるダンプが通るとかの危害があるんです。ここの配分が何かしら、理解できんような感じがするんです。
- 議長(坂上国治君) 答弁。
- 総務部理事(庄司清君) 水利権者が107名、約14町ということでございます。
- 7番(田中包治君) そうすると、1反当たりどのぐらいの配分をしてるんですか。完全に個人分配ですね。
- 総務部理事(庄司清君) 水利補償ですから、そういうことです。
- 7番(田中包治君) はっきり確認するのですが、たんぼをつくってる家に配分するんですね。

- 総務部理事(庄司清君) 池については、3年ほど前から、この改廃についての計画が地元から持ち出され、過去3年間、処分について協議をかされたわけでございますが、そういう中で町会と水利権者の中で話し合いが持たれ、このような町と水利権者の配分割合を決められております。
- 7番(田中包治君) ちょっと理解できないのは、14町歩といたら、おそらく宅地も入っていると思う。あの土地で水利問題は、光明池水利組合があって水利を管理しておいて、今池の分が光明池の水利を利用する。ところが、水利組合に対する費用というのは、どこでも一緒ですけれども、農地にかかってくる。そうすると、これを宅地に配分した場合、どういう結果が生れるか、法的な問題ですが、そのへんちょっと。
- 総務部理事(庄司清君) 宅地に配分したということでの法律的な問題、今回の今池につきましては、改廃の確認を総会によって決めてございます。45年4月26日現在における水利権者ということで、総会において議決をし、その人がすなわち、その後、第二阪和あるいは宅地というふうな方向に転用されても、この日現在をもって水利権者とするんだということを決定しておりますので、そのように配分される予定でございます。
- 7番(田中包治君) はっきりしとかんと困ると思うんですが、結局、民法上の問題からんでくる。45年4月26日現在でやるんなら、45年4月26日現在で処分しとかんといかんわけですね。法的にはね、それ以後にいわゆる財産区の町内会、旧部落に対する補償ですわね。そうすると、今日は昭和48年12月18日で処分決定したとするなら、民法上として、ここに不当な補償金をもらったということになる。この点、どうなんですか。
- 総務部理事(庄司清君) 別に私の見解としては、不当な配分をもらっておるということではなく、ただ、財産区の財産で、やはり、そういう水利権者に対する補償というものをいつの時点で決めるかということは、これはその町会と申しますか、そういう決定機関で決定されたことが正しいのではないかと、そのようにされているのではないかと考えるわけです。
- 7番(田中包治君) おたくの言われることは、わからんことはないんですよ。ところが、宅地変更すると、水利の負担金というものはない。負担金がないということは、権利が喪失するということです。組合という問題から考えると、権利がなくなるわけです。権利がなくなるということは、配分する資格がないということです。これは民法上からいっても、組合規約からいっても、いかなる法人にしても、今日まで役員であった人が、組合員の資格を失ったその時点ですでなくなります。

こういう問題をからめて、大体、どこでも半々ぐらい、まあ、4分6とかね。ところが、これは5千4百万円と2億7千万円、ここの問題から、私は民法上の問題として争われると、

係争中の物件については工事はできませんわ、どうにもならん。おたくの言われるように、絶対ありませんとなると別ですが、民法上の裁判ざたになると名義切り換えもできないし、そのままになる。そこらを非常に危惧するからです。私は別にどう配分しようが、一応、市に対して1億8千万円入るんですから、ありがたいことだからどうこう言いませんが、ここらの法的な問題と、そこらの問題が、十分今後の処分について考えんと、非常に大津がやったような裁判ざたになる。そこらを十分やってもらいたいと思います。

○ 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第89号を原案通り可決いたします。

○ 議長(坂上国治君) 日程第11「泉北臨海工業地帯における公害発生源となる企業の進出及び増設反対並びに公害指導の強化について要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第8号

泉北臨海工業地帯における公害発生源となる企業の進出  
及び増設反対並びに公害指導の強化について要望決議

上記の議案を別紙のどおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和48年12月18日提出

和泉市議会議員	池	辺	秀	夫
	山	田	清	二
	貝	淵	博	治
	藤	原	要	馬
	中	塚	辰之助	
	竹	内	修	一



田 中 幸 一  
田 中 包 治  
出 原 武 司  
直 村 静 二  
吉 川 伊 与 一  
金 沢 勝

泉北臨海工業地帯における公害発生源となる企業の進  
出及び増設反対並びに公害指導の強化について要望決  
議

公害から市民の健康を守りよりよき生活環境を作ることが人間優先の理念、人命尊重の見地から国、地方公共団体にとって最も重要な行政課題であることは、論をまたないところである。

これがため、公害発生源と目される市内企業の総点検と行政指導等、かりそめにも市民の生活環境に支障をきたす一切の公害排除に懸命の努力をつづけている。

こうした本市域内の公害追放の努力も泉北臨海工業地帯に進出せる企業から放出する窒素酸化物、炭化水素は大気汚染となって本市住民の健康を害し、生活環境をむしろみつつある現状は誠に憂慮すべき事態に立ち至っている。

先に本市議会は大阪石油化学株式会社泉北工業所のフレアスタックより放出された不要ガスについて住民の苦情に基づき大阪府に対し、嚴重なる指導監督と公害発生源となる企業の誘地反対の要望決議書を提出したが、いまだ適切な方途が講ぜられないまま現在に至っている。

このたび泉北臨海工業地帯の関西石油と興亜石油の二社が増設を計画していると聞き及んでいる。これが実行された場合、光化学スモッグの主因である窒素酸化物等の排出量が一段と増加し、強力な大気汚染となって和泉市民の健康を害し、生活環境を著しくおびやかすことは必至であり、本市域外に生じた公害源によって蒙る被害は和泉市民にとっては、一刻も猶余できない深刻な問題である。

よって国及び大阪府は上記二社の増設計画について、早急に適切なる措置を講ぜられると共に今後公害発生源となる企業の進出及び増設を認めることのないよう、強く要望する。

以上決議する。

昭和48年12月18日

和 泉 市 議 会

○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を藤原要馬議員にお願いいたします。

○ 25番（藤原要馬君） お許しを得まして、説明をいたします。

皆さんもただ今、局長から朗読したような内容のものでございます。この前、和泉市において一応、決議してあるんでございますが、これに対して何らの反応もないということでございます。当和泉市においても、相当臨海等の公害のために疾病者が出てると思っておりますが、それについての市の対策は何もなし、国、府においても何もないということでございます。堺市におきましては、企業出資の公害被害者救済制度を来月からスタートするということでございます。それはやはり国費が充実するまでのつなぎとして導入するんだということでございますが、うちにおきましては、そういう患者がないのかどうかということも疑問視せられるわけでございますので、市当局においても、この議決に伴って、やはりもっと綿密に調査をしてもらい、そして、この対策を講じていく、堺のような方法でやってもらわなければいけないと思います。その点を特にお願いをして、私の説明を終わります。どうかよろしくご決議賜らんことをお願いいたします。

○ 議長（坂上国治君） おはかりいたします。

○ 18番（直村静二君） これについて意見だけ。

私も趣旨賛同し、署名をしておる一員でございます。いま、藤原要馬議員のおっしゃったことに全面的に賛成でございますが、この趣旨からいきまして、公害対策、その通りです。私、言いたいのは、「国及び大阪府は上記二社の増設計画について、早急に適切なる措置」につきましては、本文、主題合わせまして、当然、適切なる措置、内容は反対であるということを確認したいということで、私はそう確認しながら賛成するということでございます。

○ 議長（坂上国治君） おはかりいたします。本件を原案通り決議するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、決議第8号を決定いたします。

○ 議長（坂上国治君） 以上で付託された議案は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたしましたと思いますが、ご異議ありませんか。

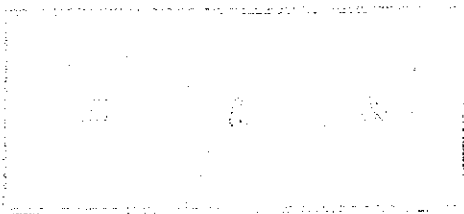
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。長時間まことにありがとうございました。

なお、明日は一般質問となっておりますので、定刻にご参集下さるようお願い申し上げます。

（午後4時4分散会）

第 3 日



昭和48年12月19日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
3番	金沢勝君	19番	松尾千代一君
5番	竹下義章君	20番	寺田茂君
6番	柏音三郎君	21番	柳瀬美樹君
7番	田中包治君	22番	関戸正一君
8番	吉川伊与一君	23番	貝淵博治君
11番	三井正光君	25番	藤原要馬君
12番	中塚辰之助君	26番	勝部津喜枝君
13番	藤原利一君	27番	成田秀益君
15番	上代卯之松君	28番	坂上国治君
16番	横田憲治郎君	29番	竹内修一君

欠席議員(2名)

9番	出原武司君
10番	池辺秀夫君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	病院長	岩崎 皐
助役兼水道部長事務取扱	辻 忠夫	病院事務局長	竹内 潔
助役	藤田 利	消防長	和田増義
収入役	橋本 炳	総務部理事(財務担当)	庄司 清
総務部長	坂口 礼之助	総務部次長兼市民税課長事務取扱	西川喜久
同和对策部長	佐原 行雄	同和对策部次長兼推進調整課長事務取扱	森 保
市民部長	小林 一三	市民部次長兼保険年金課長事務取扱	山本武雄
産業衛生部長	宇沢 清	福祉事務所長兼社会児童課長	内田 繁

産業衛生課長兼 農林部次長兼 建設部次長兼 建築課長事務取 扱	山本俊兼 林徳次	地区改良事務所長	逢野一郎
水道部次長	田中稔	会計課長	片桐武雄
病院事務局次長兼 庶務課長	平野誠蔵	営業課長	高橋新平
庶務課長	杉本弘文	工務課長	福本喬久
企画課長	橋本昭夫	浄水課長	岸田孝二
人事課長	門林六男	経理課長	守田勇
財政課長	北野敦雄	業務課長	藤原光夫
資産税課長	吉田日出男	消防次長兼署長	雨口主雄
納税課長	吉田種義	監査委員	堀田徳治
庶務課参事 (広報担当)	竹田明郎	監査事務局長	西岡正志
隣保館長	萩本啓介	選管委員長	味谷日吉
推進調整課長	生田稔	選管事務局長	青木孝之
"	浅井隆介	教育委員長	堀内由延
"	富田宏之	教育長	葛城宗一
市民課長	田中二三夫	教育次長	阪東重信
福祉課長	山村昇	"	乾武俊
商工課長	岩井益一	総務課長	紀之定藤与茂
農林課参事	青木太郎	学校教育課長	坂口雄一
保健衛生課長	大宅清臣	指導課長	吉見豊
保健衛生課参事 (診療所担当)	山本亮夫	社会教育課長	広岡史郎
交通公害課長	吉田利秀	学校教育課参事	角谷泰夫
計画課長	大浦行雄	農業委員会事務局長	松村吉堯
土木課長	中尾宏	土地開発公社事務局 長兼用地担当理事	西川武雄
建築課参事	中上好美	土地開発公社事務局 次長兼用地第1課長	吉岡昭男
区画整理事務所	中西淳富	土地開発公社総務課 長兼用地担当参事	藤原永一
開発課長	白川保	土地開発公社用地 第2課長	宮本福秀

---

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中 野 嵩 男

---

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	井 谷 義 雄
次 長	北 野 丈 夫
調査係長	大 塚 俊 昭
議 事 係	西 垣 宏 高

---

○

(午前10時25分開議)

- 議長(坂上國治君) おはようございます。連日お疲れのところご出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは18名でございます。池辺議員さんから欠席の届け出が出てございます。なお山田議員さんから遅刻の届けが出てございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思っております。現在、18名でございます。

- 
- 議長(坂上國治君) ただ今の報告通り、出席議員数18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それではこれより一般質問に入りたいと思いますが、一般質問に入る前に特に理事者に忠告しておきたいと思っております。いつも一般質問のあるたびに申し上げておりますが、質問に対する理事者の答弁は、質問の要旨をはき違えたり、十分趣旨をのみ込んでいないために見当違いの

答弁をしたり、あいまいな答弁や不必要なことが多く答弁のテクニックが非常にまずい。このため貴重な時間と経費を浪費しているのがこれまでの状態であります。

最近、モノの節約が叫ばれている中で、過日の議会運営委員会におきましても、効率的な議事進行、経費節減の見地から、テストケースとして、1人の持ち時間を30分にしようという申し合わせをされたのでございます。理事者はこのことを十分肝に銘じて、この際従来の惰性を180度転換していただいて、いままでのようなまずい答弁を再び繰り返さないよう、前もって十分、厳重に注意しておきたいと思えます。

それではこれより一般質問に入ります。25番、藤原要馬君。

- 
- 18番（直村静二君） 議事進行について。いま議長が申されましたように、30分に申し合わせされたと言われましたが、私はされてないと判断し、明快な反対意見を出しておりましたので、そういうふうにご訂正願いたいと思えます。
  - 議長（坂上国治君） 議運の趣旨に基づいてやっております。
  - 18番（直村静二君） 私はしてません。

- 
- 25番（藤原要馬君） それでは私の一般質問をさせていただきます。私はこのたびは五月会を代表して質問いたしたいと思えます。先ほど議長が申されました申し合わせというか、その中では30分となっておりますが、代表質問するならば、らちは5名で2時間半あるわけです。しかし、長くやる必要もないと思えますが、これは理事者の考え、答弁にあると思えます。だから、私の質問に対して明確なご答弁を願えれば、私の質問は30分以内で終わるかもしれません。ということは、いままでは、先ほど議長も申されたように、非常にあいまいな答弁が多かった。ということは、市長は方針を決めておらない。市民中心の市政を行なうならば、各行政においては、必ず1本の線が引かれるはずで。ところが、市長が方針を決めないから1本の線ではなく、支線が何本も引かれておりますので、同じ問題であっても、質問する人によって部課長の答弁が変わってくるということは、議会ごとの一般質問にあると思えます。今後は、もう少し市長、助役は市民中心の市政を行なっていかなければいけないと思えますが、それをやっておらない。だから、特に部課長にもお聞き願っておきたいことは、現在の市長、助役は和泉市民中心の行政を行なっておるかどうか、また応える姿勢であるのか、その能力があるのかということをお聞きしたい。私の質問の中で出てくるかもわかりませんから、



もし誰々に質問を求めたときは明確な答弁をお願いいたします。

私の質問に入ります。財政問題についてでございますが、現在の和泉市の財政は本当に窮迫しておるが、市長はどのようにこの窮迫を乗り越える対策を講ずるのかどうか、これを第1番にお聞きしたいと思います。私は簡単にお聞きしますので、明確にお答え下さい。

和泉市は現在、大きな事業を多く抱えております。市民に直結した事業を進めるためどのようにして財政、金を得るか、またその資料をつくっておるかをお聞きしておきたいと思っております。

第2点、同和対策及び解放事業についてでございますが、市長は同和対策についてどのように考えておるのか、それが1点です。多くは申しません。これはいつもの私の一般質問で申し上げておりますので、かいつまんで申し上げておきます。解放につながる事業についてどのように考えているのか。3は、地域指定をなせないのか。持ち家対策は現在どうしているのか。また道路をつくるにしても、何をするにしても、立ち退く人の行く先がなくてはできない。学校にしたら、どんな事業でもその行く先をどうしてるのか。持ち家の方々の行かれる土地の購入はどのような方法をとっておるのか。これは市長、ご答弁願います。

第3に、同和対策特別委員会の性格についてをお聞きしたいと思います。

同和対策特別委員会は8年目に入ってると思うのですが、私は当初に1カ月か、1カ月半ほど委員長をやらせてもらったのですが、直ちに改選がありましたのでそのままになったわけですが、その特別委員会は、どういうことをやってもらおうと思っただけでつくったのか議会につくらせたのか、そのことを市長、明確にご答弁下さい。

第4、駅前タクシーの乗り場についてでございますが、現在の駅前のタクシー乗り場は本当に狭いである。このタクシー乗り場をつくったときは、仮りにやるんだということで議会に報告を受けていると思っております。当時、私は交通対策委員長を承っておった時代だと思います。

しかしながらこの長い期間、何の対策も講ぜずに現在もああいう狭いところに乗り場をつくっておる。だから、タクシーの多いときは対向すべき道路が対向できないが、それらの点をどのようにお考えになっておるのか、また今後、どういう対策を講じようとしておるのか、また市民の不便をどのように解消しようとするのか、その点を担当助役から明確にお答え願います。

第5、諸請負が物価高騰のためにいままでスライド制をとってきたが、今後もそれをやらなければならぬんじゃないかと私は懸念しております。そして現在、国においても起債の抑制とか言われておりますが、現在の和泉市でスライドをやることになると、非常に財政的に困難で、不良債務をもってやらなければならぬようになってくると思っております。もし不良債務となれば、直ちに赤字再建団体に転落しなければならないと思っております。それについてもよろしくご

答弁をお願いいたします。

第6、各部の部屋割りについてでございますが、各部課を見ますと非常に狭い。特に市民との直接の交渉のある窓口あたりが非常に狭くて暗い、廊下にロッカーを置いたりして非常に見苦しいが、どういふ方法でもって解消しようとするのか。この前から私も申し上げておったのでございますが、やはりこのままの庁舎では、到底そういう人員の部屋割りはできないんじゃないかと考えております。現在の新館の上に4階を建てるという話も聞いておったのですが、このたびの予算には出ておったかどうか見落とししたんでございますが、それについて詳しくお教えを願いたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。議長、恐れ入りますが、1点ごとに行っていただきたいと思っております。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） 藤原議員さんのご質問に対しましてご答弁申し上げます。

議員さんのご指摘されます財政問題についてでございますがなるほど、現在の和泉市の財政は窮迫しております。これをどう切り抜けるかについては苦慮してあるわけでございますが、何を申し上げても、交付税あるいは特交の面について極力お願いし、そしてこれを切り抜けて努力いたしたい。この点につきましては、議員の皆様方のご協力もいただき、またごべんたつもいただきたい、かように思うわけでございます。

○ 25号（藤原要馬君） いま議員の皆さん方も市長さん方のご答弁をお聞きになったと思いますが、各部課も聞いておられると思っておりますが、現在、財政が窮迫していることはわかっている。それやから、どういふ対策を講ずるんだと聞いている。議会のお力も借りて交付税、特交を額してもらおうよという答弁でありましたが、市長として、理事者として、自分の責任として、この和泉市の窮迫した中でどのように切り抜けるかをお聞きしている。現在の和泉市の財政においては、人件費が税金の100%いってるのだから、市民に対する税金の還元は何をもってするか。先ほど申し上げましたように、政府は起債を抑制してあるから、起債のないものは補助、助成がないはず。そうしたならば、和泉市はどうして市民さんに対して、日々の生活に直結する事業を行なうかを私はお聞きしている。財源なくして何もできないでしょう。不良債務となれば赤字再建団体になる。そうなっちゃいけない、ならんような形にしようとするならば、何をもうしようとしているかをお聞きしている。その対策を講じておるのか、おらないのかを聞いている。

いまの市長のお答えを聞いてみると、何も政策はない、無策であるということですね。国、府に援助してもらい、親とおじいさんに援助してもらおうということは、いま明確にできないと

いう見解だったと思います。このままに捨てておくならば、非常に市民さんに対してお気の毒であります。市民さんが税金を払って、自分ら個人個人でできないから、団体でやってもらうように納めている。しかし、税金を納めても何もやってもらえんという現況を私ははっきり確認したのでございます。それでこれについて、財政担当の辻助役、ひとつははっきりとお答え願います。

- 助役（辻忠夫君） これは大変むずかしい問題でございます。市といたしましては、この苦境を乗り切るためには、まず対内的の考え方をどうするか、これにつきましては、できるだけ現在の状況をつぶさに検討し、公費を節約いたしまして、市税についても、税源の捕捉をもっと徹底的に行なってできるだけ増収を図っていきたい。

対外的には、前からよく言っておりますが、補助制度にいたしましても、できるだけ改善して補助率を上げてもらうと同時に、現在の超過負担を市ではかなり持っておりますので、補助金額を実際の価格に合うように、超過負担がなくなるように最善の努力をいたしたい。

なお市長が申しましたように、一般交付税、特別交付税にしても、これの増額はもとよりでございますが、かなり超過負担の額が多くなっておりますので、これについては大きな運動を展開いたしたい。

最後に国、府が和泉市内で持っておる土地に対しては、できるだけ安い価格で市に払い下げを受けられるように努力し、市民のために奉仕をしたい、かように考えております。

- 25番（藤原要馬君） いまの辻助役のご答弁は一応、筋道を立てただけのことであって、現実に長いこと、あんたが横田市長当時の助役としてやってこられたときから、この超過負担金のことはわかってる。それをいままで放置して現在に至っている。それを国、府にお願いして助成を余計もらおうというような考え方では、非常に甘い考え方で各市とも思っていることです。私は和泉市においては、単独でやれる方法がいくらかあると思うのでございます。しかし、それをあんた方はやろうとしない。私はこのうえ追及にいたしません。追及したところで、当を得た、各議員さんがなるほどそうかというような納得のいけるご答弁を願うことはできないと思います。いくら言っても一緒だと思いますので、この点は置きましょう。置く代りに、ひとつここで言うべくことは、もし市民に税金の還元ができなくて、市民の生活に直結した事業を行なえない場合は、私は時間を問わず追及することになりますから、それをここではっきり申し上げておきます。このままでは、あんた方のいまの答弁では、何も市民にサービスはできません。その点をはっきり申し上げまして、議長、私はこの第1点は終わります。第2点をお願いいたします。

- 議長（坂上国治君） 次の答弁。

- 市長（藤木秀夫君） 第2点の同和対策、解放につながる事業についてのご質問でございますが、この点につきましては、なぜ全域に地区指定を打たないかというご質問のように承りましたが、それと第3点の同和対策特別委員会設置についての解釈、同じ同和問題でございますのでお答えいたします。

ただ今申し上げました地区指定も、私は1日も早く打てということは、係りの助役のほうに申し上げてございます。というのは、事業を進めるうえにおきましては、ただ一角の計画だけではいかず、全域にわたっての計画については大きな問題点がございます。しかしながら、第1次の地区指定を打ってございます地区の事業はまだ1つもできておらんのですが、次に第2第3の地区指定は追って審議会に諮ってその手段を講じていきたい、かように思っておりますが、担当の藤田助役のほうからはっきり答弁申し上げます。

- 25番（藤原要馬君） 市長、あなたのいまの答弁は、丸で学校の先生か、幼稚園の先生が生徒に言うて聞かせるようなご答弁やと思うんです。この問題は、あなた市議会議員のときからやってるわけですね。それなのにいまの答弁では、本当に何も知らん無知な市民から出てこられたような人の答弁だと思うんです。あなたは地区指定は担当助役に申し付けてあるということですね。しかし、あなたの命令を助役、部課長は聞かないんですか。あなたの命令を聞いておればもっと進行してるはずですよ。事業も何もできてないじゃないですか。だから、あなたは解放しようとしていないことは歴然としておるということですよ。あなたがやろうとするならば、陳頭指揮して、助役もおれば部長もおるのだから、あなたがちゃんと掌握しておればやれるわけです。それをあなたはようやらない。能力がないんでしょうけれども、それはやむをえないとしても、もう少し市民のことを考えて下さい。

1つ例を取りますと、特成家対策もないということは非常に情けない、嘆かわしい。ということは、府が高校を建てようとするなれば、わずかの日数でここに相当な面積を有する土地を購入できた。なぜできたか、市長、助役はどう考えているか。市長の方針がはっきり徹底しておればできます。できないことはありません。府が1カ月か、2カ月足らずのうちにそれだけの土地を購入できたのはどういうわけか、あんたら、考えたことがありますか。私はそう聞いたときに、「なるほどな」と直感した。何卒職員の皆さんが懸命にやっても、市から直接いくと地主の態度が違うんですよ。だから、府から直接職員がきて買うてますか、買うてないでしょう。それにはやはり、それ相当の資格を有した、信用の置ける業者等にお願ひしてるんだろうと思うんですよ。そのためにそれに熟中し、1本にしぼって懸命に努力するからできるが、うちは1つもできておらない、ダメです、できません。助役、あなたから市長が言うたか、ひとつご答弁願ひします。

- 助役（藤田利君） ただ今のご指摘の点につきまして、同和対策事業をどのように考えているかという第1点から申し上げます。

私は過去を反省して、そうして理論、理屈を抜きにして、時限立法内にどうしてやり通すかに焦点をしばっております。地区指定の問題でございますが、第2次地区指定は現在、実態調査をやって71%強を回収しており、大体、年内に回収するのではないかとということで、来年の3月ごろを目途として地区指定をいたしたい、かように考えております。

次に持ち家対策についてのご質問でございますが、持ち家の換地をどう考えておるか。安い土地を買うのは、方法によってはすぐ買えるんじゃないかというご指摘でございます。同和事業を推進するうえにおいて、やはり1番の問題点は換地でございます。若干、3万平方メートルぐらいの用地は確保しておりましたが、これは非常に値高いものであり、安い土地の入手の必要を痛感しております。それがために現在、安い土地の確保に懸命の努力をいたしまして、現在のところ、その見通しも付いてきた、かように思っております。

- 25番（藤原要馬君） 議長、もうね、これはもうあんた、いまね、第2、第3の指定についても調査してるんだというが、この前の同和対策委員会で言うたんだが、おかしい。第1次指定を打ったときには、これは全体の地域を指定しようとして都計に出したのと違うんですか。そのときには、どういう方法で出したんか。疑問がある。助役、あんたらのいまのやり方、現在までのやり方を見ておったらとてもできない、やれない。懸命にやってるんだろうけど、やれない。それしかもう能力はない限界だということを私はここではっきり認めて、これを終わります。議長、何ほ言うても一緒ですからね。

- 議長（坂上国治君） 次の答弁。

- 助役（辻忠夫君） 駅前タクシーの乗り場につきましては、議員さんの言われた通り、あの当時、私もおりましたが、あそこ、ここというように候補地を挙げて最終、現在の地点をかりに決めたということは承知しております。したがって、駅前の交通事情を考えまして、あのままでおけんということはわかっていますが、それではどこへ行って行くかとなると、現時点では場所がございませんので、現在、北通り線を拡幅する計画で、間もなく、いづみやのほうまで撤去することになりますので、道の幅員がかなり広がりますので、それを広げたいうえで、少し遠くなりますが、あのへんへ行かなければならないんじゃないかというのが現在の考えておる状態でございますが、いずれにしても、非常に狭い、かように存じております。

- 25番（藤原要馬君） いま、助役さんがご答弁願ったんですが、今後、北通り線が広がるから、そこに行こうということですね。これは議員の皆さんもご承知と思いますが、あの道はどんだけの拡幅になるか、私も不勉強でわかりませんが、その道路にタクシーの乗り場を持

って行くというが、道路を広げるとともに、タクシーの乗り場は考えておくべきだと思います。また、三和銀行あたりでも相互タクシーですか、向こうまで購入してるわけです。だから、購入しようとするれば、できんことはなかったと思う。タクシーは市民の足ですから、タクシーの乗り場は重要だと思います。なぜ、そこらを考えて購入しておかなかったか。

もう1つ、助役さんはその当時、知っておったと思うので申し上げますが、駅前にパチンコ屋ができてるところなんか、開発の指定を打ってあったはず。その指定をいつ変えたか知らんが、変わってる。あそこらは近いところでタクシーの乗り場としてもいいところだと思いますが、それもいつの間にか消えて雲隠れした。計画変更できるならば、どこでもできるはずですね。そこらに焦点をしばってお聞きしたいが、助役もそう言ってるんだから、必ず市民に迷惑をかけないような形でやってもらいたいと思います。これは強くは申し上げませんが、放つといったら承知しませんよ。次には徹底的にやりますよ。これは終わります。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 建設部次長（林徳次君） それでは第5点目のご質問にお答え申し上げます。

ご存知の通り、昨年10月中旬に木材、鋼材等に端を発し、非常に広範囲な建設資材の高騰が現在も続いております。ご指摘のように、これらの問題が既契約分に財政上大きなしわ寄せとなって現在、和泉市にも現われております。財政へのしわ寄せをどうするかは、ご指摘を待つまでもなく、われわれ担当者として当然、考えなければならない重要課題と思います。

現在までの取り組み状況を申し上げますと、第1次の2月までの物価高騰スライド分に対する財政措置といたしましては、ご存知の通り、大阪府との交渉の結果、財源は大阪府の段階でいわゆる既存の補助率並みに、上がった分に対しても大阪府が財源をもって補償していくという事で、一応の措置は終わっております。

ただご存知のように、未確定ではございますが、大阪府が第2次分として、十数品目にわたる再度の資材高騰による契約更改実施要綱を発表しております。それぞれの業界にも指示しております。細目については未決定になった際には、当然、大阪府下各衛星都市にも同様の措置が要求となって現われてきますので、おそらく第1次分に準じた措置をとらざるをえないんじゃないかという見通しを持っております。

したがって、大阪府市長会に建設部会がございまして、これらを通じまして、大阪府土木部建設部の責任者とすでに2回も交渉を行ない、第2次の措置をお願いしないことには当面、衛星都市は付いていけない。さらに大阪府も1次、2次と財政的に苦しく、建設省へ向けて、国段階での市町村も一緒になって、国の規模での財源措置を希望するといった動きもございまして、未確定でございます。

したがいはして、第2次分以降につきましては、市町村といたしましては現在、市長会と大阪府との交渉を行なっておるという過程でございまして、結論的に申し上げて何物もございません。

○ 25番(藤原要馬君) これは次長ね。やはり、いままでも何件かのスライドをしたわけです。それで岸和田市も学校等も当初予算よりも5.0%が値上がりしてあるがために小学校が遅れる、建てられない。よってプレハブ辛抱するんだとなっている。新聞にも載っている。しかし、岸和田市は相当競輪競艇等収入で20数億の特別財源がある。いま、次長が言われました特別交付税等に算定せられない財源がある。そういうところで、この値上がりによって工事ができんということです。うちは何もない。税金も余分がないんですよ。学校とか幼稚園を建てるとか言うてるが、どうして建てらんか、不良債務によって建てらんか。非常に危険性を帯びた財政であり、和泉市であることをわれわれは本当に心配しなければならんと思います。非常に市民さんには申しわけないと痛切に感ずるわけです。それで今後やろうとするならば、和泉市は、国、府からの助成がない限り、和泉市の単費をもってこれを補正していかなければならんと思いますので、市長はこれを十分お考えになっておかないといけなと思います。また、これは建設委員会等で質問していきますので、これで終わります。

○ 議長(坂上国治君) 各部の部屋割りについて。

○ 助役(辻忠夫君)ご指摘の通り、庁舎は狭わいになりましたので、10月ちょっと前から来年度の仕事をするための部屋割りについて協議をし、考えても見たんですが、どうしても行政需要がふえて参りましたので、現在の職場で仕事をするにはできないという部課も出て参りますので、何とか新館にもう1階増築をしなければならんと思えまして、そのように進めたいということで府のほうともいろいろ話をしたのですが、折り悪しく、政府のほうで新規事業は一切起債を認めないという通達が出て参りましたので、庁舎を増築するために赤字を出すということになっても市民に申しわけない、というて、現状ではどうしても職場が狭わい過ぎるということで、この取り扱いについて、市長も増築をするということで市長も決意をされましたが、その通達によりまして現在、増築はしたいが金はないしというところで、実際苦しいところでございます。何とか、これは遅れても増築すべきであるが、起債に奔走中でございます。これができましたら、いま、お尋ねの部屋割りについては解決することができる。概略申し上げますと、現在の市民部がばらばらになっておりますので、できるだけ玄関を入った近くへまとめ、税務3課は現在の建設のほうへ入ってもらい、建設は新たにできる4階へ移ってもらうことによって、概要の部屋割りはできるという見通しは付いております。

○ 25番(藤原要馬君) わかりました。あんたの答弁を聞いてると、頭の中がもやもやして

きてわけがわからんようになる。一応4階は建てるということであつけれども、国の起債がないからやめた、やれんということですね。建てたら不良債務になって赤字につながり、市民さんに申しわけないからやれない。それでは今度、40何人の新規採用者がきた場合あの中へ入れるんかということですね。通るところもない。ひしめき合つて、かち合うようにして仕事はできないでしょう。

- 助役(辻忠夫君) それで申し上げましたように、否でも一応でも増築しなければならない。結局プレハブを建てなければなりません。そうすればむだな金になるんじゃないかということで、若干遅れてもやらなければならないというふうに最終、結んだつもりです。
- 25番(藤原要馬君) そんな4階まで行くのに、プレハブというようにもんで誰が仕事ができますか。4階まで建てるんやったらいまから予算化しとかんと、12月に予算化してなくて4月までにできるんですか。どういふ技術をもってやるんですか。できるはずがない。私は早くからそういうことを事業部長から聞いたから建設委員長として尋ねに行つてゐる。そのときには「いや、もう設計してもいいんだ。やれという命令も受けてますので、必ず4月までにできます」ということであつたが、12月の予算に出してるかと思つたのに出してない。奇弁である。あんた方の答弁は、その場逃れだ。時間の制限をしたから、時間がきたらやめるんだということでしょうが、もつてのほかだ。徹底的に改革しなければいけないと思います。これも一応、建設委員会所管の問題でございますので、建設委員会でお尋ねいたします。

そしてもう1つ、助役に聞くことは、あんたが人事担当だから聞きますが、市民部の問題が出たから言うが、各部長には部長室があるのに、市民部は一般市民に直結し、1番交渉の多い部でありながら部長室すらない。助役、あんたは人を見て差別してるのか、はっきりしときなさい。私はこれは質問外で聞きに行きますから、これで終わります。

議長、終わりにひとつ特にお願ひ申し上げたいことは、総務部長にお願ひしておきます。

現在の助役なり、理事者、部課長の答弁を聞いておりますと、私は満足できません。だから日々の業務について、市長、助役に対して、部長、課長はどのような態度をもってやっておるのかということは、私はここで聞くことはできませんので、まことに申しわけないけれども、一般質問の余波としてお願ひしておきたいことは、一応、時間を取ってもらつて、土曜日の午後でも結構、1時間でも時間を取ってもらつて市長、助役の姿勢を私は皆さんからお聞きしたいので、総務部長、よろしくお願ひしておきます。いけますか、ご答弁願ひます。

- 総務部長(坂口礼之助君) それは各部長と議員さんとの…。
- 25番(藤原要馬君) いや、わしが聞きたい。わしが質問したんやから。各部長、課長も含めて今後、和泉市政をどういふ方向でやっていくかというあんた方の意見も聞きたい。現



在の市長、助役の姿勢も聞きたい。ここでは時間もないので、ごたごた聞いておられない。特  
によりしくお願いいたします。終わります。

○ 議長（坂上国治君） 次に29番、竹内修一君。

○ 29番（竹内修一君） 新風会を代表いたしまして、持ち時間1時間ございますが、議運の  
趣旨に則って、なるべく短時間で終わりたいと思います。

1番目の公害問題。これは近隣各市の飲料水を補強してある大野池にクレ-射撃による鉛弾  
等、これは火薬で破裂するので、いろんなビニール、スレート等が放射され、蓄積されていると  
ところにあります。10月24日の分析試験結果によれば、水分4.7.2%の泥土中、鉛1.30  
PPMが検出されております。これは鉛弾そのものは除いております。泥の中に1.30PPM  
です。上水道に対する水質基準として、WHOで決められた基準は0.1PPM以下、すなわち  
千300倍以上のものが検出されたこととなります。鉛は人体に対して主として骨に蓄積し、  
造血機能障害、四肢マヒを起こすことは衆知のところでもあります。

昭和43年、光明池土地改良区の同意のもと、ここに問題があるかと思うんですが、同意  
のもと、大阪府公安委員会が許可したように聞いているが、1.1万市民の生命を守る立場にあ  
る市長さんとして、昭和43年当時はかんがい用水であったが、現在は飲料用水等の変更によ  
り、許可の取り消しの方向で努力下さるか、あるいは蓄積された鉛弾等を除去させ、爾後、大  
野池に鉛弾等が飛び込まないようにさせるのかということをおうかがいいたします。

加えて、騒音については、測定値63フォーンを記録し、基準を3.フォーンオーバーしてお  
るが、団地の特性上、夜間勤務者が昼間寝たい、あるいは病人がある、幼児等にとっては、こ  
の基準は基準にならない、付加価値は各目によって違い、辛抱し切れないものがあるんだ、騒  
音対策についても、合わせて措置してもらいたいと思います。

次に清水谷の件につきましては、市長さん自らも視察され、善処方お骨折りをいただいたの  
でございますが、その後、汚水はたまり、悪臭を放って放置されておるのが現状でございます。  
約束された側溝の構築、汚水排除について、爾後の計画をおうかがいいたします。

2番目は環境保全問題。火葬場の植樹をもってする遮閉の措置については、3月議会で回答  
がありましたが、その実施がまだ実行されておられない。年度内に果して実施されるのかどう  
か、はっきり回答をお願いいたします。

次の項目は昨日、市道認定が委員会付託になりましたので、削除いたします。

3番目、北信太駅前整備問題。49年度予算編成上、懸案の駅前整備を実現すべく配慮され

ているかどうか。上町バスターミナル建設時、大阪府文化財保護課は住民サイドに立って、柔軟な適切な判断をしたか、その後、貝吹山文化財保護について、その文化財の範囲を減少するとか、具体的に整備計画推進のため、積極的努力をどのようにされているか、おうかがいいたします。

4番目、鶴山台保育所、幼稚園問題。本年4月、鶴山台幼稚園の園児は約120名から240名になり、現在、300名を越えております。来年4月には400名の園児を収容すべく現在増築中ですが、幼稚園の敷地は同じです。園児数が2倍、3倍となれば必然的にすし詰め教室、それから運動場狭小という問題が起こって参ります。今年4月に保護者約70名との間にトラブルがありましたが、敷地を拡張したいということで、また努力するということで話し合いが済んでおるわけです。この人口1万余を有するところの鶴山台で幼稚園1つ、保育所は120名定員のものが1つ、しかも、近隣者も入っておるといふ現状に鑑みて、こういうすう勢把握のうえに立って、以上、3項目について、市の見解をおうかがいしたいと思います。終わります。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 助役（辻忠夫君） ただ今御質問のうちの公害問題について、私からお答えいたします。

竹下さんも言われておりましたが、射撃場に土地を貸したのは、昭和43年7月、光明池土地改良区が貸したのでございまして、その後、射撃を続けておりましたが、鶴山台に入居者がふえて参りまして、騒音、その他の苦情が出て参りましたので、公害課で何フォーンかの調査もしております。

鉛公害につきましては、光明池土地改良区が貸しておりましたので、その後、どういう状態になっておるか、光明池へ尋ねましたところ、46年7月で期限が切れ、その後、再三、継続して貸してくれという申し出があるが、これを一応保留してきたが、鉛公害を考へて、理事会では続けて貸さんほうがいいのじゃないかというような申し合わせもできておるので、必ず調査をもう1度やってから、できれば本年末と思つたが、来週早々にでも貸さないという文書で回答をしたいという答へでありますので、今後、土地改良区と市がよく話し合いをして、なるべく早い時期に善処したい、かように考へております。

○ 29番（竹内修一君） お願いしておきます。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 企画課長（橋本昭夫君） 続きまして、清水谷の件でございますが、本件につきましては、議員さん各位はじめ、周辺住民の方々並びに泉北水道関係機関等に非常にご心配をかけ、ご迷惑をおかけしております。ご指摘の通り、側溝等、排水処理等につきましては、1つは、住宅

公団の未処分宅地の復旧工事のからみ合わせがございましたので、それとの関連で工事施行をお願いしたいということで地主との話し合いを進めて参っておりますが、そのへん、ひとつ速やかにできるように私自身、十分努力させていただきます。

なお、それに関連して将来、清水谷池の恒常対策等につきましては、さらに泉北水道と協議をかさね、水質保全に十分役立つように仕事を進めていきたい。かように考えております。いずれにしても、遅延しておることにつきまして、非常にご迷惑をかけておることについてもお詫び申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ 29番(竹内修一君) それでいま、大野池からの飲料水はとめておるのでよろしいのですが、その後悪臭を放ち、公団用地から塵芥を捨てて起こるこれの防止対策等を講じなくては、住民としては、信頼する和泉市に裏切られたことになってこようかと思えます。具体的にどのように住民に説明し、どのように措置するかもはっきり答えてもらわないと困ると思うんです。所有者と公団、市がかんでおって、所有者個人の方だけではどうしても復旧できないのが現状かと思えます。その点しっかりやってもらわんと解決できないと思えます。具体的にどのようにされるか、答弁願います。

○ 企画課長(橋本昭夫君) いま議員さんご指摘の通り、民有地の問題もあり、なおかつ、面積も非常に広く、自分の個人の方で万全の措置を講ずることは困難だということも事実でございます。そこで当面、これ以上の悪化を起こさんような形をするには、側溝をつくってきれいな水だけを大野池に落とす。そして、現在ある汚水についてはできるだけ議員さんのご協力をいただかないといけません。大野池に流れ込まないような汚水処理を考えていかなければならない。それにしても、周辺の土地条件もございまして、公団の宅地復旧計画と合わせながら、地元周辺住民の皆さん方にご納得いただける線を見付けて参りたいと考えております。非常にご納得のいく答弁にはなりませんでしたが、そういうふうに全力を尽して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 29番(竹内修一君) それでは関係者が年内に説明にくるということでよろしいことですか。所要の書類等を整えてね、それはできますね。

○ 企画課長(橋本昭夫君) それにつきましても、議員さんにお話申し上げたいと思えます。

○ 議長(坂上国治君) 次の答弁。

○ 産業衛生部長(宇沢清君) 火葬場の植樹問題でございますが、昭和47年7月6日、上代町との協定事項にある通り、当初予算において100万円の植樹工事費を計上させていただいております。

なお、植樹の時期につきましては、一応、植樹の時期的な問題がございまして、来年2月か

3月の間において約100本余の植樹をしたいという考え方でございます。

もともと、公団の鶴山台寄りについても、当初から展望台等を設置してある関係上、公園的な設備を計画しておる次第でございますので、今後とも緑化事業の推進にある通り、あの霊園についても植樹の申し込みをいたしておりました。府といたしましても、相当量の植樹を願えるように、私のほうで大阪府と交渉しておりますので、逐次、霊園一円に植樹したい、かように考えております。

○ 29番(竹内修一君) ただ今答弁をいただいたのですが、府から植樹をすべきものがなかったからできなかったというようなことのないように、住民は秋に期待をしておったわけです。3月の議会でいい回答があったもんだから…。しかし秋は過ぎてしまい、どうなるんだとなった。家にお客さんがきて「あれは何だ」と聞かれた場合、火葬場とは言いにくい。切実な要望があることをお考えになって、転嫁をしないで実施してもらいたいと思います。

○ 建設部次長(林徳次君) それでは北信大駅前線の整備計画につきましてお答え申し上げます。

まず、最初にお尋ねの49年度予算で懸案の整備を実現するような配慮をしようとしているかということでございます。端的にお答え申し上げますが、現在、49年度にこの計画街路を推進する予算という形は考えておりません。と申し上げますのは、考える段階に至っていないというのが真相でございます。その理由等について、以下申し上げます。

ご指摘の通り、貝吹山古墳が大幅にこの計画街路にかかることはほぼ判明いたしました。いわゆる文化財保護と計画街路を完成させるという立場がここで両立をしなければならないという、非常にむずかしい局面に直面しております。私ども昨年来、大阪府の教育委員会文化財保護課あるいは市の教育委員会ともども数回にわたり話し合いを行ないました。合わせて、最終的には、文化財保護課から文化庁に対する具体的な両立する原案を提案せよという指示をいただきました。

ただし、現在のところ推計の範囲を出ておりませんが、文化財の貝吹山古墳が厳密にどの範囲まで保護しなければならないものであるのかという決定はなされておられません。したがってその確定と、この造成道路の設計が非常に相互関連を持っております。測量した結果、わずかであれば、たとえば歩道部分だけですむとなれば、非常に簡単に話し合いが付きませんが、大幅に車道部分まで含めて何らかの大規模設計変更をしなければならないとなれば、設計をし、文化庁にあげてございますが、それらに対する最終確定を待ちませんと、いわゆる予算という形には取り組めないという内容がございます。

以上が第1点のお答えでございます。

それから第2点の文化財の範囲等について、現時点していないが、どうしているかという点につきましては、教育委員会のほうから教育長がお答えいたします。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

貝吹山古墳につきましては、ご承知の本市の市史によりましても、その大体の範囲等が示されております。しかし、実際において測量調査を行なったのがいつの時点であるか、確認されておりません。いま建設部次長からお答えの通り、この事業遂行のため、あるいは文化財として保存のためにも、所有者の協力をいただきまして、その測量あるいは壙堀等によって範囲を確認し、その保存と合わせて事業の遂行に対処しなければならないというのが基本的な考え方でございます。

まず、49年度におきましては、従来から府とも協議しておりますけれども、その範囲を確認して保存の規模等を明確にすること等に対して、その実測の予算措置をする所存でございます。

続きまして、鶴山台幼稚園のことについてご指示をいただきました。お説の通り、鶴山台幼稚園は現在、非常に狭わいでございます。加えて団地内の世帯数が2千669戸という現在、人口が8千917人、さらに本年49年1月の入居は280戸と聞き及んでおります。現在、279名の就園児を擁しながら、園は非常に狭わいでございます。設置基準からいきましても現在規模で千100平方メートル拡張しなければ理想とは言えないこと等がうかがわれます。

先般来、端的に申し上げまして、藤原議員さんの協力をいただきまして、園経営の理事者、本委員会ともども、公団側と拡張についての要望を申し上げます。公団は最終説明の段階で何とか要望に対処したいという答えをいただいております。

なお、将来、お説の1園では非常にまかない切れないう父兄のご心配はごもっともと存じます。ご承知の通り、当初計画では、当団地内には2園の幼稚園を設置すべく、その当時、総合計画のうえで配償いたしております。その予定地は、公団側で確保されております。将来に向かいますと、就園希望者5才児全員の入園が図られますように今後、さらに公団側とも協議を整え、その整備に努めて参りたい、かよう考えるんでございます。よろしく願いいたします。

○ 市民部長（小林一三君） それでは第4点の鶴山台保育所関係につきまして、ご回答申し上げます。

48年度当初におきまして、他の地区からの園児を收容したということですが、開設当初は定数に満たなかったために、本年度に限ってのみの特別措置をとらせていただきましたので、来年度からは正常に戻させていただきます。

なお、保育所の新設等につきましては、今後の幼稚園施設の整備計画あるいは人口増加の経緯等、われわれのほうでキャッチしておる範囲内で種々、そういった事情を勘察いたしまして市の開発方針等も十分にらみ合わせ、今後の市の方針を定めて対処して参りたい、かように存じております。

○ 29番(竹内修一君) 林次長にお尋ねいたしますが、49年度で予算措置しなければ爾後どうするんだということです。住宅公団の事業としても、鶴山台団地ほど長く造成にかかってあるところはないわけです。そして密接な関係のある建設部がどのように行政指導をしておるのか。都市計画で決定した駅前整備が数年たっても緒にも付いておらない。これはどういうことですか。

○ 建設部次長(林徳次君) お答え申し上げます。

昭和41年に計画決定をして以来、すでに7カ年経過でございます。その結果、足の不便からバス等のご不便が生じたという点は肝に銘じております。ただ残念ながら、建設部担当の私がこういうことを申し上げるのは何ですが、私もいささか、文化財というものに対して、文化財保護課との折衝の中で、非常にどんなに金をかけても守らなければならない重要さがあるんだということを教え込まれました。単に生きた人間が大事か、死んだ人間が大事かという議論だけでは吹き飛ばすことができないと思います。したがって、先ほど申し上げましたように、重要な民族の財産を守るという立場、そして当面、生きている人間のために必要な施設をつくることとどう両立させるか、どちらも生かすという、どちらにも偏してはならないというむずかしさがあります。

ただ、そんな理屈を並べておって、何年たってもできないではないかということとはご指摘の通りでございます。先ほどるる申し上げましたように、この件は私、直接担当して、文化財保護課、場合によっては、壺廻りの結果範囲が確定した際には、文化庁との交渉も直接私が参ってやるつもりでございますので、ひとつ今後の取り組み、経過を見守っていただき、ご了承をいただきたいと思っております。

○ 29番(竹内修一君) 見守ってくれということで、そのようにしますが、文化財保護は大事なことで法律で定められております。それから生活権、これは憲法で保障されております。水道の水を飲ませながらも、文化財が出てきたら両立させてやっていくところに行政手腕の必要性があると思つ。理論だけでなく、実行に移してもらいたいと思つ。終わります。

- 議長（坂上国治君） 次に19番、松尾千代一君。
- 19番（松尾千代一君） それでは一般質問をやらさせていただきます。簡単明瞭にご回答願いたいと思います。ただ今までの理事者の答弁の中では、非常に納得できないような、聞いておっても非常に聞きにくいご答弁が続いてきたように思います。ですから私の場合は、非常にまどろっこしい言い方をする場合もございますけれども、そのへんは聞き上手の皆様方のご理解をもってよろしくご答弁のほどをお願いいたします。

この私の通告書では、「幸校区の改良住宅の建設、その他の方向付けについて、それに伴う財源及び一般財政とのかね合いについて」と簡単に書いてあるわけでありますけれども、この中で一番重要な問題といたしまして、幸校区の改良住宅の問題につきましては、本当に真剣に理事者のほうでやる気があるのか、ないのが。先ほど藤原議員のおっしゃった通り、私は非常に懸念するものでございます。

なぜならば、市長が議員である当時から、この問題をよくご承知であつたらうと思います。その時点から、いわゆる幸校区全体の同和地区指定を打つんだということで調査されていたにもかかわらず、今日に至っても、まだ調査の段階にあるということで一こうに進んでおられない。この改良事業をやるにつきましては、地区全体の地区指定を打たない限り、本当のマスタープランは立てられないはずなんですけれども、不思議なことに一部しか打っていないというこの現状、これでどうして本当にやる意思があると言えるかと思ひわけです。

先ほど、私の言いたいようなことを藤原議員からもるおっしゃっていただきましたので、できる限り重複を避けていきたいと存じますけれども、この中におきまして、今日までの皆様方の努力のほどはわかっておるわけですが、これに対する本当の熱意は、上部にはないんじゃないかと私は疑ひわけです。たとえば、課長以下、職員諸氏は一生懸命だと思います。しかし上部におきましては、非常に熱心さがあるんだけど、わからないままで一生懸命やっておるのが実態ではなかろうか。言うなれば、本当の実情を知らないで一生懸命になっている。これでは一生懸命になっていただいても、一向に進みそふな埋屈はないわけです。

というのはなぜか。今日までマスタープランという、そしてきれいな図面をつくり、模型までつくって素晴らしい絵をかいていただいたわけでもございますけれども、その絵をかいた中で私は生粋の八坂っ子、兩王子の出身でございます。その者に一度の相談もなかった。こうすればいいんじゃないかというご相談があつたでしょうか。全然なかった。幾ら部課長、市長が一生懸命になっておられましても、本当の実情を知っている者以外に、これはうすればいいんだとはわからない。これは知らないままにすんでいたからという問題も多々あつたと思ひます。

さらに、この計画につきましては、非常にむずかしさがあると思います。今回、11階建てのものをお建てになっておりますが、決してこれはいいものではないということだけは断言できます。市長にもお尋ねいたしたいんですけど、この住宅を建てるときにもちょっと問題があったように思われます。藤木現市長がああ言われた、こう言われたという問題がございました。これによって和泉市が大きな被害を被むるんだということも発言されたということで、私はそれは信じておりませんが、そういうデマが飛んで、そして藤木市長を糾弾したことがございます。

そういう中においてできたのが丸笠団地です。実際、この団地ができて、本当に幸地区の一部でもよくなったのかと言いますと、よくなったということは一言も言えない、悪くなったということは言えます。これははっきり申し上げます。

しかし、私はそんなことはもう、いまさら申し上げる段階ではございませんけれども、実際よくしてやろうというという気持があるならば、もう少し慎重に考えていただきたいと同時に今後の行き方についても、地区住民の納得のいける形の改良住宅を建てていただきたいと思っております。

まあ、演説めいたことで非常に申しわけないわけですが、私はこの回答につきましては、ただ一言で結構です。私の現在まで申し上げましたことにつきまして、明確に、具体的に、これをこういうふうに今後は進めていくんだということ、そして財政問題についても、国、府にお願いして、そして補助率の高率化を図ることについても一生懸命努力していただきたい同和対策費にしても、八尾市以下の対策費しかいただいてないように思っています。しからは人口は和泉市の3分の1にも満たないところと、国、府の補助は同額以下しかいただいてないように思っています。その点につきましても十分ご努力願いたい。しからは、具体的に今後はこういうふうな方法で国、府に陳情し、そして一般市民に対してご迷惑のかからんようにさせていただきますということをお願ひいたします。

以上、ご答弁を願ひます。

○ 議長（坂上国治君） 答弁。

○ 助役（藤田利君） 現在、当市の進めているのは、住宅地区改良法に基づいていることはご承知の通りでございます。ただ今、松尾議員さんからご指摘のありました補助率等においても1番高率であるわけでございます。この手法に基づいている限り、改良住宅はどんどん建てて必要な数だけ建てていくべきものであります。

なお、先ほど申されました第2次地区指定は早急に行なわれるべきものであり、改良住宅はどんどん建てていきたい、かように思っております。



なお、補助の超過負担についても、国、府に働きかけて積極的に押し進めていきたい、かように思っております。

- 19番(松尾千代一君) 一言、やっていただく意思があることはわかるんですよ、あなたの方の。しかしながら、根本的な問題について非常に欠けているように思われます。一部しか地域指定をしていない中で、次の地区指定をする段階においては、現在、診療所はもう完成しており、老人の憩いの家というようなものも建てておられるけれども、果たしてこれが有効に利用できるかどうか。次の第2次地区指定を打ったときに、これらはどういふふうになぎ合わせていくのか、考え合わせていくのか、道は現在、1号線をつくらうとしておられますけれども、できないところをやっているのが現状じゃないんですか。1番簡単にできることを放っておいて、できないところをやっておる。こういうところに大きな矛盾があると思います。だから、やろうとする意欲がありながら、地区の事情を知らないために、そういうへまをやっているのが現状だと思います。だから今後、十分住民と膝付き合わせてご相談していただきたい。これだけを要望して終わります。

- 議長(坂上國治君) 午前中の一般質問につきましては、議連申し合わせの趣旨に沿い、ご協力を賜り、まことにありがとうございました。今後、質問される議員さんにおかれましてもよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

以上で午前中の質問を終わり、暫時休憩いたします。

(正午休憩)

- 副議長(柳瀬美樹君) 議長、所用がございますので、議長不在の間、私、代りまして勤めさせていただきますと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

午前に引き続き一般質問を行ないます。26番、勝部津喜枝議員。

- 26番(勝部津喜枝君) 今年もあとよいよ10日余で終わろうとしておりますが、異常な買い占め、売り借しみによるモノ不足の中で、価格の吊り上げがとどまるところを知らず、物価は恐るべき激しさで暴騰しております。こうした庶民の暮らしにとって一段と深刻さ、緊急さを増してきているとき、経済情勢の悪化で、地方行政にも未曾有の危機をもたらしてきます

が、藤木市長3度目の予算編成に当たっては、特に今日、国民生活防衛の要求が政治的見解のいかんにかかわらず、圧倒的多数の国民の切実な共通の要求になっているとき命と暮らしを守り言葉だけの福祉優先でない、特別の努力を切実に要望するものであります。

市のこれまでの老人対策や、また、保育所をはじめとする児童福祉対策等は、国、特に大阪府の新制度制定によるものであって、生活保護級地問題をはじめとして、福祉、国保料金、水道料、衛生行政など、他市に比べても悪い状態にあるこうした指標が幾つもある現をよく考えて、特別の努力で改善することを強く要望する次第でございます。これまでのような住民運動に対する一定の幅の狭い考え方、また、これまでのご答弁にもありましたように、共産党にとやかく言われることはない、などのこれまでのような古い、頑固な政治姿勢を改めて、数々の制約を持ちながらも、国の政策に先んじて、住民に喜ばれる政策を發展させている革新自治体の教訓にぜひとも深く学んでいただきたいものと心から要望する次第でございます。

来年度の予算編成に当たってまず、藤木市長に市政の基本問題として、共産党が絶えず主張しております自衛隊問題で、去る9月の議会で市長自身が、和泉市の自衛隊基地は市政の發展を阻害しているのご答弁なさっておりますが、この基地の問題に対して今後、どのような意思表示をされていくのか、お尋ねしたいと思います。

また現在、自衛隊員募集等の事務がどのような形で行なわれているのか、お知らせ願いたいと思います。

第2点として、公害等が非常に激しくなってくる中で、命と暮らしを守る観点から、市民病院に対する市民の期待が寄せられておりますけれども、病院特別委員会等におきましてもいろいろの計画が出され、昨今も赤字解決のための8カ年計画等が事務局から出されておりますけれども、市民病院に対しての今後の方針と市長の決意をお聞きしたいと思います。

次に民生福祉対策として、これはぜひとも来年度予算の中で実施し、市独自の優れた政策の1つとして実現していただきたいと切実に願うものとして、乳幼児の医療費無料化に取り組んでいただきたいと要望する次第です。それにつきましては、市民部の体制の中に乳幼児の児童数を調べるなどの体制がとられているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

第2点として、身体に障害を持つ方々の切実な要望がたくさんありますけれども、これもほかの施策に変わらず、大変な遅れを見せておりますけれども、特に今日のような生活圧迫の中で、低い階層の方々が障害を持っておられるのが特徴でございますので、こうした点の来年度に対しての方向をお尋ねしたいと思います。

第3点に、住民運動の成果として老人憩いの家が2カ所建設され、お年寄りにとっても非常に喜びでございますけれども、来年度の建設計画は1年に2カ所というようなことでなく、阪和

線沿いについては、狭い住宅での生活を強いられているお年寄も多いのですから、2カ所以上の建設を積極的に進めてもらいたいと要望しておきます。

次に教育行政につきましては、かねてから先生方をはじめ、中学校の子供を持つ父兄の間で高校建設の要求が非常に高まっております。黒田府政も積極的にその要望を受けとめて、府で具体化することを示しておりますが、現在の和泉市の高校建設の現状と見通しはどうなっているか、お尋ねいたします。

次に民主的な教育、また、教育基本法に定めた父兄、また、子供たちの教育を受ける権利の1つとして教育補助制度がございますけれども、なかなか、その眞の正しい立場がよく理解されていない。そういう現状のもとで、さまざまな困難も住民の間で起こっております。こうした無料化に対しては、私はぜひとも、教育委員会の毅然とした態度で、教育補助制度の正しい運用を来年度におきましても切実に要望するものです。この点について教育委員会の見解、また、来年度に対する考え方をお尋ねいたします。

第3点、和泉市にたくさんある優れた文化財保護、特に今年度予算措置をしていただきました文化財保護の問題について、指定等に対してはどうなっているのか、お尋ねいたします。

第4点、絶えず申し上げられておることですが、父母負担軽減の問題については、PTAの強制しないと言いつつも強制しているような状態になってくる寄付の問題は、結局は予算が非常に少ない、また、子供たちが預けられておるといふふうな受益者負担の感覚から、さまざまな形での父母への負担が行なわれております。教育委員会の積極的な父母負担軽減の計画等をお示し願いたいと思います。

次に衛生行政につきましては、本年、ごみ取り、汲み取りの値上げも行なわれましたけれども、和泉市を取り巻く他市が非常に積極的な姿勢を示しているとき、来年度におきましては、ぜひともごみ取りの週2回、汲み取りの月2回を実施していただくよう要望するものです。

以上、ごく一部ではございますけれども、住民要求の切実な解決の立場に立って積極的なご回答をお願いいたします。

○ 副議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 助役（辻忠夫君） ただ今のご質問のうち、来年度の予算編成に当たり、基本的な政策についてご質問がございましたので、私から答弁いたします。

何を申し上げましても現今の社会情勢は、品不足、物価高騰によりまして財政に影響を及ぼすことが非常に多いわけでございまして、49年度の予算編成に当たりましても、かつてないむずかしさがございます。予算編成の基本方針といたしましては、福祉優先の国の基調に基づき、住民に直結した福祉向上のための施策を推進しなければならないというのが基本的な方針

でございます。もちろん、現在の社会情勢からして、来年度の財政見通しは非常に困難な状態でございますが、一応、現在の基本目標としておりますのは、社会福祉の充実、教育の拡充、住みよい環境づくり、財政の健全化、この4つを目標としておりまして、これらの具体的な施策につきましては、今後の予算編成の過程で明らかにして参りたい、かように考えております。

○ 26番(勝部津喜枝君) 自衛隊の問題についての市長の答弁を願います。

○ 市長(藤木秀夫君) 自衛隊の問題につきましては、過日申し上げた通り、変わりございません。

○ 副議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 自衛隊の自衛官募集につきましては、現在、総務部の庶務課で自衛官募集等のポスターの配布の依頼がありました場合は、それぞれ適当な場所に張っておるそういうことで、申し込み等がございましたら、直接、自衛隊の所在は近くでございますので紹介しておる程度のことでございます。

○ 26番(勝部津喜枝君) 1点だけ市長さんにお聞きしておきたいと思います。

以前と変わらないということですので、9月の議会で申されたように、都市計画のうえから自衛隊基地が市政発展に阻害を来しておる、こういうことだと思いますけれども、せめて今後、庁内に自衛隊募集のポスターを張ることをやめるというような積極的な姿勢は示されるかどうか、その点だけひとつ市長さんにお尋ねしたいと思います。

○ 市長(藤木秀夫君) 自衛力については、まだまだ強力な設備をするのが当然であると思います。

○ 副議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。

○ 助役(辻忠夫君) 病院の見通しでございますが、特別委員会でもいろいろご意見を拝聴いたしましたし、市長といたしましては、できるだけ新築をして増床したいという方針で、現在も府あるいは厚生省のほうへも陳情を続けておりますが、最近の情勢を見ても、新規事業に困においても全部中止するようになっておりまして、こうしたむずかしさが押し寄せてくるんではなかりかと懸念はしております。いずれにしても、現在の120床では市民の健康を保持することはできませんので、少なくとも、300床にしたいという方針には変わりございません。

○ 副議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。

○ 市民部長(小林一三君) それでは福祉関係についてお答えさせていただきます。

まず、第1点の乳幼児医療費公費負担の問題でございますが、ご承知のように、現在、老人あるいは身障者に対する医療費の公費負担等につきましては、多額な経費が必要なりえに、公

的医療機関との協力がなければ実施できないのが現実でございます。

したがって、全国的なすう勢の中で現在、大阪府においても抜本的に取り組むということで乳幼児の場合には、単に医療費を公費負担とすべきかどうかで本質的な討議が必要だと報告を受けております。と申しますのは、妊娠時から健康な赤ちゃんを生むまでのいわゆる妊産婦対策、出産後における母子の健全な育成、母体保護の諸施策もからめて、こういった医療費の公費負担については取り組むべきであるという府の見解等も示されております。現在、具体的に進展してないのが実情でございますが、そういった府の動向にからめて、本市としても府の施策に遅れないよう、抜本的に取り組んでいく所存でございます。

また、対象者把握についての体制ということでございますが、現在、年々、出生数は増加しておりまして、年間約2千人程度でございますから、いわゆる乳幼児となりますと、就学前の満5歳までとすると約6年間でございますので、約1万2千人近くの対象者になろうかと思えます。

次に身障者対策の問題でございますが、現在行なっております諸々の市単独あるいは国、府の施策に基づくものはもちろんでございますけれども、今後、いわゆる社会福祉協議会に属する各種団体からの意向あるいは府において現在、実施しております制度で、市においても、ぜひともこの制度については実施していきたいという新規事業については、49年度予算編成に向かつて上司とも十分協議したうえで、着実に1つずつ施策を取り入れて参りたい、かよう存じておりますので、ご了解賜りたいと存じます。

続きまして、老人集会所の件でございますが、1年に2カ所では少ないんじゃないかということで、もっとそれ以上ふやせということでございますが、大阪府自身におきましても総ワクが30カ所ということで、毎年度当初予算において府議会で議決されております。それが現在、約30市に配分されておる現状でございます。本市は非常に他市に遅れをとっておったために、一心、50年までの3カ年計画を府にあげて、本年度を初年度として2カ所ずつやるべく府との取り決めをやったわけでございます。ご要望の点は十分尊重させていただきたい、かように思います。

- 26番(勝部津喜枝君) 1点、もう少しお尋ねしたいんですが、市民部の中にそういう乳幼児、また、出生等を含めた調査の体制はあるというふうに見てよろしいわけですか。
- 市民部長(小林一三君) 現在のところ、体制と言いましても、老人医療については医療係で担当してございますし、今回、ご議決をいただきました心身障害者・児に対しまする公費負担は福祉係で担当しております。したがって、新年度からこういった医療費の公費負担制度等について福祉課で担当するということになりましたれば、機構の一部手直し等もして、こういった

た体制づくりの整備等も行なっていきたい。したがって現在、それらの余剰人員はございません。

○ 26番(勝部津喜枝君) いままで私、何回か零歳児または各校区別の乳幼児の児童数を調べたいと思っても、市民部のほうでは一切、そういうものはわからないということだったので。保健衛生のほうで予防注射関係の名簿を見せてもらって、1人ずつ数を調べるということをやってきましたが、児童を扱う市民部、特に保育所等の問題を抱える部として、そういうふうなことがわからないということは非常な怠慢だと思います。先ほど、府の基本的な方針が、単に医療費の無料化だけでなく、妊娠中の者も含めて考えていくということは大変結構ですがただそれだけを待っているんじゃなく、市の中でもせめて対象児童数とか現状を把握できるようなものを市民部に設けておくべきだという意見です。これは結構です。

○ 副議長(柳瀬美樹君) 次は教育長。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

教育についてご意見あるご理解をいただきまして、高校建設の現状と見通してございますが横山高校につきましては、難航しておりました用地買収も解決が付き、いよいよ定員800名を目ざしての建築が、49年度に全面的に実施されることに相なりました。さらに阪和線沿いに対する新たな高校建設敷地についても、かつて、議会でご議決をいただきましたが、市から府のほうにいろいろ協議を整えて参りました。特に地主でございませう横田先生の協力もいただきまして、この17日に地主との合意に達しまして、年度内に買収行為が完済すると考えております。建築につきましては、まだ具体的な建設年度も協議は整っておりませんが、ご趣旨を帯して50年度4月開校をめどに何とかこの促進を図って参りたい。かよう考えるものでございます。

次の民主教育の立場から補助制度の理解のPRに努めよということでございますが、義務教育の円滑な実施を図るために、現行補助制度のPRをし、その徹底を期することは当然の責務と考えます。趣旨に沿うよう今後、微力ではありますが、趣旨の徹底に努めて参りたいと考えます。

続きまして、文化財遺跡に対する指定事項でございますが、本年8月でしたが、荒木先生を交えていろいろ池上遺跡等、支脈指定の1日も早からんことをお願い申し上げ、爾来、府を通じて文化庁と協議を整えて参りました。10月、府の文化財保護審議会に諮って年内に指定するということ承りまして、本年度予算措置いたしました用地買収分についても、一部、その補助を見込んでお願いした次第でございます。

ところが、10月の府の文化財保護審議会には諮られなかったということをお聞き及び、その

理由等について質したのでございます。それは池上遺跡なるものは、たまたま、泉大津との境界線上にあり、和泉市の予算措置等、具体的な財政措置の基本的な姿勢はわかりますけれども和泉市の部分だけを指定するわけにはいかない、合わせて泉大津との同じ歩調、市の態度、姿勢等がその一貫を見たりえでなければ審議するうえにおいて非常に不合理性が考えられる。すなわち、池上遺跡の保存等の区域は、泉大津市の領域を含めての遺跡と解されるという趣旨のもとに10月の審議会にかからなかったような事情と承りました。何とか、これらの問題についても1日も早く指定を受け、地主の方々の協力をいただいて貴重な文化財の保存に努めて参りたい、かよう考えるんでございます。

最後に、保護者負担の解消ということで常々、ご指示をいただいております。お説は、憲法第26条による義務教育を無償とする考え方を具体化する一面、学校後援団体的な活動が中心であったPTAを、社会教育関係団体としての本来の活動を期待するという、この両面を願ってのお説と考えるのでございます。原則的には、この理想実現に努めるところでございましてがPTA会計の内容の分析等で、その分析方法の手順なりの規定がなくて分析がし難く、かつまた、その実態をにぎるうえにおいて、非常にむずかしい事情がございまして、父兄負担の解はもとより、税外負担の抑制を図ることをねらいとするものでございまして、これはご承知の昭和5年、地方財政法の一部改正が行なわれまして、その税外負担の解消を規定されたのでございます。そのねらいとするところが、而が住民にその負担を転嫁してはならない経費として示されましたのが職員の給与経費、かつまた、小中学校の建物の維持管理、修繕費に要する経費等が挙げられまして、爾来、公費と私費との負担区分を明確にすることに努めて参ったのでございます。しかし、私どもの指導の不徹底もございまして、なかなか、その実を見るに至りませんが、その中にはお聞き取りいただきたいと思うんですが、非常にむずかしい事情がございまして、義務教育はどこからどこまでが公費でまかなうべきかという負担区分の明確な規定がございせん。すなわち、経費が理論的に積み上げられた規定というものがございせん。さらに1校、1学級、1児童生徒に要する費用の標準というものも定まってございせん。そしてそのうえに運営費標準の不確実に伴って、財政的な把握が非常にむずかしいことが、当該分析する過程で感ぜられるのであります。

これらの諸原因がございまして、明確に規定する、あるいは継続的にPTA会費におんぶしているこれらの私費を当然、公費で負担すべきであるという理論付けがなかなかむずかしい事情、財政事情の困難性もございまして、しかし、お説の義務教育無償の実現には誰も異論を唱えるものどほございせんし、もちろん、その理想に向かって努めるのが私の職務でございまして、これらのPTA会費の分析をさらに究明し、標準的な学校における消耗品すべての標準化を見

出して具体的な予算措置に踏み切って参りたい、かよう考えるんでございます。この点ひとつご賢察いただき今後、格別のご指示をいただきますようお願い申し上げます。

- 副議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。
- 保健衛生課長（大宅清臣君） ごみ、し尿の件ですが、現在、検討中でございます、まだ…。
- 26番（勝部津喜枝君） P T A会計の分析を毎年、やっておられるというふうに受け取ってよろしいわけですか。
- 教育長（葛城宗一君）この分析表は毎年、行なっておりますのではございません。先の議会でもご説明申し上げましたように、3年に1回、本年度8月に、学校教育法に基づく教育費の実態調査に伴って、専任職員なる者の手配を講じて行なった次第でございます。その内容を細かく理論付け、積算するのは各校においてはむずかしゅうございますが、標準規模800名の45人学級編成24学級を目ざして、少なくとも、専任職員を置いて対象しなければ、和泉市は和泉市なりの、国においても標準がございませんので、その理想とする標準を見出すことがなかなかむずかしい、理論付けが至難であろうという、一応いま、その壁にぶつかっている事情でございます。
- 26番（勝部津喜枝君） 市長さんが再度の質問に対して、自衛力はまだまだ強力なものが必要であるという、非常にこれはどういいうわけかわかりませんが、こういうご答弁をいただいで、結局、庁内にポスターを張ることについては、せめてやめることはできないかという質問がこういう形であったわけでございますけれども、そういう勇断はできない。9月の答弁でもおっしゃったように、荒木先生にお願いする、せいぜいそこらへんあたりが市長さんのお考えだということではないかと思えます。残念なことだと思います。

それから病院の件については、新築をしてからという、一貫してそういうご答弁が続いてるわけですけど、市債等の不足で新築に対してはいろんな制約があるということでございますけれども、和泉市の人口の半分以上が婦人であること、また、先ほどの小林部長の答弁にもあるように乳幼児問題等も妊娠中から含めて考えていかなければならない、非常に大切な命を生み出す行政であるということを考えて、ぜひとも産婦人科の早急な設置を具体的に取り組んでいくべきであり、また、その熟意を見せていくべきであるということを強く要望しておきます。

また、乳幼児医療費問題については、市民部の中にその対象児童数、また、妊娠中を含めて乳幼児、母体の現状がどういいうふうになっているか、そういうことが速やかに指導できるような、来年度予算においては、少なくとも、そうした点での調査費の計上ぐらいは積極的にやっていくべきである、このことを要望しておきます。



また、議務教育公費負担軽減問題については、非常に分析がしにくいということでしたけれども、この点については、われわれ住民の側でも積極的にP T A会費の分析をやり、教育委員会に提案していくこともやっていかなければなかなか解決しにくいし、いい方向に持っていくことができないと思います。今後、そういう点は共産党のほうでも研究し、積極的に提案していきたいと思います。

最後に、来年度予算編成の基本方針として、住民に直結した福祉優先というご答弁をいただきましたので、ぜひとも、その点を言葉だけに終わらず、具体的な予算措置として現わしていただきたい。これを強く要望して終わっておきます。



○ 副議長（柳瀬美樹君） 引き続きまして5番、竹下義章君。

○ 5番（竹下義章君） 簡単に一般質問いたします。特に私が出しておる問題点につきましては、ずっと続いている問題がございますので、この点については簡単に質問し、そしてまた、確なお答えをいただきたいと考えます。

第1番目の労働会館の建設問題でございますが、この件につきましては、昨年末にいろいろと私の質問に対しまして、労働会館の建設についてはいたしますという確約をもらい本日、初めて一般質問をするわけでございますが、特に今年の当初予算の中に、会館積立金並びに調査費等、いろいろと予算が組まれました。したがって、これに対しどのような調査をし、どのように労働会館建設のために進めてきていただいたかをまず、お聞かせ願いたいのと、もう1点は、昭和49年度当初予算の中に、労働会館の建設予算というものをご組んでもらえるかどうか組んでもらえるとするならば、どこに、どのような面積をもって建てようとしておられるのか。この点は非常に長い期間の問題でございますから、そこらへんのご答弁はおそらくできるだけとっておりますので、労働会館の一般質問は、本日は最後だということで私は申し上げますので、そういうことでひとつ理事者のお答えを願いたいと思います。特にこの件につきましては、辻助役からご答弁を願います。

2番目の和泉病院の現状と今後の計画についてでございますが、この件につきましては、若干、勝部議員の質問に対してお答えがございましたが、私が聞こうとするのは、まず現状、非常に和泉病院のベッド数が非常に足りない。ぐあいの悪い人も簡単に入院はできない、何か月も待たなくてはならないというのが、いまの和泉市立病院の現状だろうと思うんです。

そこで泉大津と和泉市の病院から離れてもう1年余たつわけですが、その時点で、前議員であった社会党の議員であった池田君の一般質問で、市長に対して和泉病院をどのように

されていくかということに対するお答えとして、総合病院として発展させていく、こういう回答をもらったこともございます。その後、現状を見ますと、なかなか増築も新築もされておらないと思います。したがって、私がちょうど病院議員のときに、現在の建っている裏のほうに、坪数は忘れましたが、かなりの土地を購入したわけでありまして。これはどういう名目で買ったかということは、現在の病院が非常に狭いからここに増築するんだということで、議員の協力も得てかなりの買収ができたわけでありまして、買収ができながら、何ら進んでおらない現状はどういうことかをまずお聞きしたい。

そしてまた、噂に聞きますと、和泉病院の新建設をするということも聞いております。したがって、新しい病院を建設するということになれば、どのぐらいの規模で、どこに建設されようとしておるのか、その計画があるならばお聞かせを願いたい。もし、新しい病院の建設を離れたところにするとするならば、現状使っている病院の施設は何に使われようという計画があるのか、その点も含わせてお聞かせを願いたいと思います。

そして最後に、内部的な点を1点お聞かせ願いたいのは、非常に病院に行き込んで困るのは、診察を受ける場合、人が多勢で2.3時間かかってもやむをえないといたしましても、診察を終わってカルテを持ってきて薬をもらう段階になった場合、最低2時間から2時間半ぐらい待たなくてはならない、このような噂も聞いておまして、現実、私も行っていろいろ見とったら、非常に薬を渡す時間帯が長い。これでは病院に行くのに1日ばかりでみてもらわなければならないという非常に強い不平不満が出ておりますが、これが事実かどうか、事実ならば、どのように改善をしていただけるのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

3番目の市営住宅の現状と建設問題でございますが、この件につきましては、市営住宅の現状というのは、昨日の議案に出て参りましたが、非常に遅れておるということで私は出しておったわけですが、昨日すみましたから一応、省きます。ただ、意見として申し上げたいのは、少なくとも、市民が何とか建てていただきたいという、この住宅の予算が予算化された場合には、どういう事情があろうとも1日も早く建設してやる、少なくとも、建設をし、募集をし、入居をさせてやる、こういう姿勢というものを私は持ってもらうなくては困ると思います。したがって今後、こういう市営住宅等の建設予算が出た場合は、年度内でひとつやっていたくように、意見としてこの点は申し上げておきます。

そこで一応、16戸の市営住宅が48年度予算で来年6月に完成するわけですが、現状、この和泉市においても非常に住宅難ということでアパートがどんどん建っておりますが、現在、このアパートに入ろうと思えば権利金2、30万円、家賃にしても2万円以下のところもほとんどない、2万円以上の家賃を出さなくては入居できないのが現状の住宅事情でございます。

す。ところが低家賃住宅を望んでおる市民は、1カ月にもらう給料そのものはわずか7、8万円、その中から家賃を2万円払って生活しておる現状を考えるならば、少なくとも、そういう低賃金労働者を助けてやるんだという気持ちから、毎年々々、市営住宅の建設はしていただかなくてはならないと考えます。したがって、昭和49年度の当初予算の中で市営住宅の建設という考え方を持っていたかどうかが、この点をお聞かせ願いたいと思います。

4番目の府、市計画道路の決定に基づく現状と見通しの問題ということで出しておるわけですが、特にこの件につきましては、全体をながめましても計画決定をし、これの完成までの間が非常に長いのが和泉市でございます。前回の議会においても、計画決定をして放ったらかしておるならば計画変更をしていただけないかというところの話の中で、最終的には、少なくとも、計画決定を打った以上は、何年ぐらいでこれを完成させるかという年限を決めてもらいたいという質問に対して、市長自ら何年ということであとで取り消しがあったわけですがいつまでも計画しながら遅れ放しで放っとくということは、改めて本日はしませんが、また、年月を切つてできないものについては計画変更をするという問題にも発展をさせなくてはならないのではないかという考えを持っております。

そういう意味合いからお聞きをしたいのは、まず、前回の議会で事業部長と私とのやりとりの中で、事業部長からの答弁をいただきましたのは、府中北通り線及び泉大津・阪本線につきましては、年度内で必ず完成するように努力をいたします。このような答弁をいただいたわけでございます。その後、現状を見ますと、買収ができたところについては駐車場と同じような状態で車がとまっており、そのまま放ったらかしておる。まだ買収すら全然入れないというのが泉大津・阪本線でございます。

こういう非常に遅れている状況は、私はいろいろ探って見たわけでありまして、この作業の遅れは計画課にあるわけでありまして、特にこの泉大津・阪本線につきましては、買収に入らせていただきたいということでの説明会があったのが8月の2日か、3日でございます。現在、1・2月を迎えてるのに、まだ買収すら入れない状況にあるという、こういうことではございませんかということをお聞きをまず、私は理事者、部課長を含めて十分反省をしていただきたいと思うわけでありまして、特に市民が望んでおりますのは、同じ道が付くならば、1日も早くやっていたきたいという人もございますし、道を広げて車が通るならば、車のために道を広げるというならば、買収反対同盟を結ぼうじゃないかという噂も出てきているわけでありまして、こういう点は十分ご承知かと思っております。そしてまた、来年になりますと税法が改正になりまして詳しくはわかりませんが、約5%ほど税率が引き上げられるという見通しがあるように聞いております。12月一杯で解決してやるのと、1月に入って解決してやるのとで、この税金の格

差というものを私は考えてやっていただきたいと思います。そういう点で、この府中北通り線と泉大津・阪本線につきましては、年度内で解決する見通しがあるかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思うわけであります。

もう1点は、府の関係になるわけですが、現在、府が進めております大阪岸和田南海線という、非常に幅広い道路計画がございます。これに伴いまして、各府営住宅におきましては立ち退き反対という同盟もできまして、府との折衝の中で非常にもめておるといことも聞いております。おそらく、私は市の仕事は遅いけれども、府がやり出せば非常に早くこの道の完成はできるんじゃないかと思いますが、もし、そういうことで早くできてくるとするならば、ここにも書いてあるように、市営住宅及び幼稚園等いろいろあるんじゃないかと思いますが、私知ってる範囲では、公務員住宅並びに伯太の幼稚園、これ以外に公共施設がかかるところがあるかどうか、かかるところがあるとするならば、どのような指導を現在まで市としてされてきたか。そしてまた、どのような建設をし、どのような形で動かそうと考えておられるのか、その点をお聞かせ願いたいと思うわけであります。

そしてまた、もし、府の関係でわからなかったらしようがないとしても、わかっているならば、この大阪岸和田南海線が昭和何年をもって完成するように府は考えておられるのか、その点も合わせてお聞かせを願いたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○ 副議長（柳瀬美樹君） 1つ1つ答弁。

○ 助役（辻忠夫君） ただ今ご質問中の特にご指名をいただきました労働会館につきましてお答えいたします。

この問題は、中小企業で働かれる方々の定着のためにも、あるいは各県へ求人に参加をお願いする面から見ても、早急にこうした方々の福祉施策として、この会館が必要であるという事は前から承知をいたしております。なるべく早く建設をいたしたいと考えておったのでございますが、用地、その他の関係で現在に至ったわけでございます。これにつきましては、すでに7月に49年度で建設をいたしたいということで仮設計をいたし、府と国のほうへ補助申請をいたしておりますので、それが決定次第、49年度に予算化をいたしたい、かように考えております。

○ 5番（竹下義章君）それで結構なんですが、少なくとも、当初予算編成まであとわずか3カ月、したがって、規模的にどれぐらいのやつで、どの土地に求めておられるか、その点もわかっているだろうと思いますが、お聞かせ願いたい。

○ 助役（辻忠夫君） 外には屋外運動場もあるというのが1番いいと思って、市民グラウンド

の近くを最初、選定したんですが、場所柄、若い男女の方々が行ってもどうかという気もいたしまして現在、13号線に沿ったところで探しております。

○ 5番(竹下義章君) どれぐらいの規模ですか。

○ 助役(辻忠夫君) この間の凶面は、少し屋内運動場も入れて大きいのですが、大きくても小さくても、補助金額が同じということをお聞きしたので、実施の場合、ある程度縮めなければいけないと思うのですが、ちょっと部長のほうから大きさについて説明させます。

○ 産業衛生部長(宇沢清君) ただ今助役から説明した通りでございますが、規模につきましては一応、650平方メートルで鉄骨2階建という構想で府のほうへ申請しております。

○ 5番(竹下義章君) それでは意見として申し上げておきます。

要望になります、長年にわたった労働会館の建設でございますので、たとえば物価高とかいろんな問題でダメになったというのではなく、ひとつこの件については、せめても、何を放ってでも、49年度の予算に計上できるように全力を尽してやっていただくということの確約をいたしまして、この件は終わります。

○ 副議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。

○ 病院事務局長(竹内潔君) それでは市立病院のご質問に対しまして、事務長からお答え申し上げます。

お説のように、現状では非常にベッド数が少なく、市民の要望にお応えし切れない現状でございます。なお、総合病院の構想につきましても、以前に市長から答弁申し上げましたように変わっておりません。ご存知と思いますが、総合病院につきましても、最小限では、内科、外科、小児科、産婦人科、眼科を整えましたら一応、総合病院と呼んでございませうけれども、やはり市民の要望等も考え合わせまして、その他の皮膚泌尿科あるいは歯科等もできうるような施設を将来、つくりたいと思っておりますし、つくるべきであると存じております。

なお、組合病院当時、現在の病院の裏の敷地を買っていただいたことは事実でございます。当時といたしましても、すでに分院としてのベッド数が少ないので、和泉市地域の市民の要求には応じ切れないということも考え合わせ、増築計画を考えておいたようなわけでございますが、市に移管されてから、さらに市のいわゆる将来の20万都市構想から考え合わせまして、現状のままではいのかどうかということが第1点でございます。

それから公立病院のあり方としてこれではいのかどうか、いろいろ問題点がございまして、いわゆる民間病院との相違はどこにあるのか、あるいは市民の要望に応えるためにはどうしていくべきかということも考え合わせますと、現在の位置では、折角、用地を買っていただきながら、どうも十分に満たし切れないという問題がございまして。

現状の施設にしても、第2点としてご質問いただきました時間の問題もからんで参りますが施設内容そのものが非常に貧弱、不備でございます。したがって、現在位置で増築するにしても、そういう施設の改造を行わなければならない面が多分にございます。具体的に申し上げますが、給食の施設がすでに一杯でございますので、当然、増築する場合には大改造を行わなければならない。それからボイラー施設、電気設備等につきましても、いわゆる満杯の状態でございまして、すべてふやしていかなければならず、継ぎ足すわけには参りませんので、場合によっては、仮工事をしてもその部分をやり直さなければならないことが起こると思います。その場合、現在のほうに差し支えはないかという問題がございます。かりにそれを最小限にしても、病院は絶えず病人を入院させておる施設でございますので、あまり近くで工事をするとは、私は経験上好みません。

それから、その他の問題についても、いろんな問題点を数え上げれば、まあ、欲を言えば切りはございませんが、それから改造につきましては起債はつかない現在の制度でございますので、果して、現状で相当な改造を行なった場合の自己負担が市費でできるかどうかという心配が1つございます。

それから割合に交通便利なところがございます。合わせて、現在の病院の裏に都市計画道路が付き、近く公用を開始されようとしておりますが、それができ上がった時点で、非常に騒音と自動車の置き場もなくなるという心配がございます。

それから下水排水の完全な処理施設も考え合わさなければならず、ただ、建物を増築しただけではいけません。

そういう問題から考え合わせますと、病院建設というものは急ぐことはよくわかっておるのですが、慎重に配慮して将来に悔を残さんように計画を立てなければならないという問題点から、たまたま、以前からでございますが、他の位置に移転してはどうかというご意見をいただいている方も数々ございましたし、そういう問題点も合せまして、ちょうどご存知のように、現在の病院の裏、つまり南側でございますが、都市計画道路をはさみまして、府の住宅供給公社の所有地がございますが、その土地の一部を払い下げを受けたいということで、市がすでに折衝されております。当初は、他の施設をそこへ持ってくるということでされておったようでございますが、それに続いて病院もできるならば、そこらへんに移させてほしいということで折衝を進めて参りました。話し合いが進んでおるようでございます。できうるならば、そういうところへ将来構想を踏まえての新しい病院を建設していきたいという理想でございます。

位置につきましてはそういうことでございまして、第1次として、一応、300床を目標として新しい病院を建設、でき上がったときにそちらへ移るということを考えております。

しからは、現在の病院を一体何に使うのかということが問題になって参ります。敷地についても、約半分以上は借地で地主のあることでございますから、その方たちのご了解もいただかなければならない。他の公共施設に何とか転用できるならばいたしたいと思っておりますが、これは病院側だけの考えではなりません。他の部局とも一応、ご相談申し上げたこともございますが、病院側として、できるならばと希望しておりますのは、将来、ますます必要となるであろう看護婦の養成施設をほしいと思っておりますので、何とか高等看護学院でもつくれるものならば、そのように転用したい、あるいはまた、医師会がどのようにおっしゃるか存じませんが、内々で医師会の事務局長とも話し合いを進めておりましたが、医師会館を要望されておりますので、一部を医師会館に使っていただいたらどうか、あるいは市の医療行政ということから問題がございますので、これはいずれもっと深刻になって参ると思っておりますが、救急の医療センターに使用するか、合わせて休日診療施設として一部改造するか、いろいろ私は病院なりの一応、考えておるわけですが、その他のことにつきましては、差し出がましいことになりすので、皆様のご意見にお任せいたしたいと思っております。しかも、病院を新築するにしても2、3年かかりますから、その間に十分ご検討いただきまして、転用方法についてもご審議賜りたいと思っておったわけでございます。

以上が現状でございます。先ほど助役からお答えがございましたが、300床を目途に新築移転するという基本構想のもとで現在まで進めております。それでは具体的に非常に遅れておりながら、いつ建てるのかということですが、いままでの考え方からいたしまして、来年度から2カ年にわたって建設を進めていきたいという考え方で、48年度はそういう事務的な折衝等に取り組んで参りました。

ところがご存知のように、病院経営は赤字でございます。府並びに国といたしましても、赤字経営の病院について増築、新築していくことは困難で、まず、これをどうするのかということが第1点の問題になりまして、府の指導をいただき、48年度は府の自主再建計画というものに入ることにいたしまして、先ほど勝部議員さんからお話もありましたように、8カ年をもって一応、自主再建計画を立て、府の指導を仰ぐことになって、11月1日からそのようにさせていただきます。

しかし、これは府との話し合いでも、あくまでも48年度の問題として受け取っておきましょう。そしてとりあえず、2億200万円の低利の金を貸してあげましょうということで現在借りております。公営企業につきましては、いわゆるそういう再建計画がなければ、次の起債は貸してくれないというからみ合わせがございますので、このへんひとつ自主再建をもって府と話し合いを進めて参ります。府においても、非常に病院経営に対しては好意的でございます。

何とかしてあげたいということでございます。

ところが、現在までに助役と300床の新築移転計画を持って再三、自治省に参り、上部との政治折衝を進めて参りました。府のほうにもそういう方針を進めて参りました。それに基づきまして起債の詮議に入りますので、具体的な設計計画を立てようとしておりましたおりに、11月20日をもって国の方針として、新規事業は一切、起債を伴う事業はストップしますというきつい方針が打ち出されたわけでございます。これはすでにご存知いただいておりますように、深刻な経済不況がくるのではないかということの前提だろうと思います。国としても、最悪の事態を考え合わせまして、ご存知のように国鉄、米価等は半年の凍結をした、あるいは場合によっては、電力供給は制限されるかも知れないというおりでございますので、この新築問題は暗礁に乗り上げておるわけでございますが、といて、市民の要望をそのまま引き引き延ばしているわけには参りませんので、急いで一応、対案をつくってそれに対処したいと思っております。たとえば少なくとも、要求されております産婦人科の設置を何とかやりたい。したがって、場合によっては、国の事情あるいは経済事情がこのまま続くようなおりに、最少限度の計画の規模で現在地とにかく産婦人科を設置するより仕方なかろうという考えを持っております。いま、その対案を一部委託いたしまして折衝をやらせております。それに基づきまして来年度6、7月ごろ、起債詮議がございまして、その時点であくまでも、本市は300床新設ということで参りまして、いかな場合は、そのような対案でいきたいと思っております。

- 5番(竹下義章君) 時間もありませんのであんまり詳しくできませんが、事情はすべてわかりました。そこで事務局長の言われていることはわかるのですが、再確認の意味で助役、いま、事務局長のほうから急いでやる、場所は、住宅供給公社の土地を何とか話し合いしてそこに建てていくというご意見です。その点は市としても、300床を何とか確保してつくらないかんということで積極的に進めていくという確認をしてよろしいですね。来年度の当初予算で組む、組めるような状態が出てくればね。

もう1つは、最後に言われた新しい病院は2、3年かかるとするならば、必ず産婦人科だけはぜひやってもらいたい。これは新しい病院ができるまで待ちましょうということではできません。ということは、助役も知っておられると思いますが、産婦人科に対する問題としては、ちょっと詳しい名前は忘れましたが、助産婦補助制度があるわけなんです。パートとか、非常に低い賃金をもらっている労働者に対して、たとえば現在、その取り扱いをやっておるのは泉大津の市立病院で和泉市はない。皆大津の病院へ行って子供を生めばただなんです。その制度があること知ってますな。そういうのをやはり望んでおることもあり、非常に大きな問題なので



ぜひ総合病院的な、また、300床云々という問題以外に、来年度予算の中には、少なくとも産婦人科だけはつくってほしい。これだけでも確認をしていただきたい、必ずやるということ。

○ 助役（辻忠夫君） そのことにつきましては、建設については、先ほど言われた通りで結構です。産婦人科のことにつきましては、院長が専門の先生とも交渉しておりますので、できるだけ新年度で産婦人科ができるように努力いたします。

○ 副議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 助役（辻忠夫君） 市営住宅につきまして、私から回答いたします。

これの必要性もよくわかっておるのですが、今度、住宅供給公社が買い求めた土地へ府営住宅を建てるということも聞いております。今度、和泉市へ府営住宅を建てた場合には、100%和泉市民の希望者を入れるようにするということを知事は言っておりますので、かなり家を求められておる方々が、立派な府営住宅に入りうるのではないかと考えております。

第2種住宅につきましては、唐国団地には、なお建設するなら土地はございますから、本年度ぐらいの戸数は建てられるように努力いたしたいと思っておりますが、府営住宅がいつ、何戸建てるかを聞きまして、そのうえで49年度の第2種住宅の建設戸数等については決定いたしたいかように思っております。

○ 5番（竹下義章君） 実は唐国の市営住宅を48年度に16戸建てる中で答弁をし、いま言われたように、供給公社が建てるのを何割かもらえるから、一応、市営住宅を16戸建てるという回答をもらったのですが、当初とまた同じ答弁ですが、少なくとも、これはやはり去年言われたやつをいまだにどないなるかわからん、こういう状況ですから、私は財政の問題があるので大幅は建てると言いたいけれども、それも言えんということで、唐国のほうで土地があるというなら、少なくとも、府営住宅がどうであろうと、やはりできるだけ低家賃住宅を建設していくんだという形で、今年ぐらいの規模の建設はぜひお願いしたい。これは予算の中で組めるように努力していただきたいということで結構です。

○ 副議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 建設部次長（林徳次君） 四番目の府中北通り線、泉大津・阪本線及び大阪岸和田南海線の3線にわたります具体的な、突っ込んだご質問でございます。順番に経過なり、内容のご説明を申し上げます。

まず、府中北通り線についての現状を申し上げますと、残る権利者数はわずかですが、残っているのはご承知のように、むずかしいものほど残っております。公社が鋭意、努力を願ひまして、幸い、年内見通しがかなり付いております。具体的に申し上げますと、あとむずかしいのは2件というふうに承知しておりますが、鋭意、この点については、今後も努力していきたい

いと思います。

なお、それらの状況とにらみ合わせて、来年度、買収を終わりました築造可能な分から、先ほど指摘の路面の築造も行なっていきたいと思います。

以上が北通り線の現状でございます。

それから泉大津・阪本線でございますが、先ほど質問ございましたように、たしかに説明会は8月2日、われわれで行ないましたが、正味申し上げまして、計画課の事務の遅れ等のご指摘でございますが、何を申し上げても、10数名の権利者、5、6件の物件等も見られ一挙にすべて円満に行くことは理想なんです。そういうわけには参りません。現に5筆ほど地主さんが、市道との境界明示でどうしても今日の時点で合意に達しない分が残っております。遅れておる主要な原因は、この点でございます。

なお、それ以外の分は、10月中旬から11月末までに立ち入り調査、測量等を行ない、開発公社へ送付、買収方の折衝をしていただいております。今後の見通しは、数も15ないし20件でございます。この5、6件のむずかしい部分は今後の努力課題ではございますが、年内にひとつ鋭意、買収を行ないたい。こういうむずかしさがございまして、簡単に「年内すべてやります」とここで申し上げ、また、年末を控えて何件か残ってくるというのが過去の実情でございますので、そういう安易な答弁は避けたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

それから事業計画につきましては、来年の春に事業認可を受け、ある程度まとまって築造可能な状態の買収ができましたら、その分につきましては、この線についても築造に着手したいと考えております。

以上が阪本線でございます。

それから岸和田南海線はご存知の通り、和泉市の区域ばかりではございません。和泉市の分だけでも6キロ近い、5千700メートルほどの延長を有する膨大な事業でございます。一応府施行ではございますが、この9月から8回にわたり大阪府ともども、地元桑原町、和気町を中心にいたします役員さんに対する説明会あるいは権利者に対する説明会等が行なわれました。その後、特にご存知の桑原町という土地柄からむずかしい問題に直面し、難航しておりますが、引き続き府、市ともやっていく所存でございます。

なお、全線完成のめどと申しますと、現在のところ、これは市のほうでわからないということではなく、府、市合わせまして、昭和何年度という、いわゆる全事業の年次計画までできておらない現状でございます。市として府に要望しております年次割りと申しますか、いわゆる5千700メートルを5つのブロックに分けて逐次やってほしいという順位は示しております。その第1順位は、ただ今申し上げました府中をはさむ1番交通停滞の激しい、つまり、

それだけ早く施行しなければならぬ分でございますが、あと北へ順次やっていきたいということで府にはお願いしております。

それから、これにかかる公共施設に対する手当はどうかというご指摘でございますが、市の公共施設としては伯太の幼稚園が1カ所、それから公務員住宅として建てた市営の改造住宅21戸中11戸、面積約300平方メートルでございます。その他に府の施設では、府営住宅が2カ所ほどかかり、この内容は府自ら処置いたすもので、私のほうではございません。

市営住宅につきましては昨年でしたか、この公務員住宅を空き家のまま放っとるやないかという竹下議員さんのご指摘がございましたが、そのときにご説明申し上げました措置を当面、とっております。ただ、来年、去米年ぐらいにも、空けなきゃいかんというめどの立った時点で、具体的な優先入居等の希望による入居者の方々にご迷惑をかけずに別個、市営住宅を提供する考えを持っておりますが、いま直ちにどこへ、どういふ考えは持っておりません。優先入居は、空き家、新築分等に既得権を認めて入居させる、府、市、衛星都市等がやっておる手法でございます。

それから、この分についても府との協議の中で明らかにされておりますが、来春ごろに事業認可をしたいと言っております。したがって、かなりなむずかしさも出ておりますが、事業決定を打ちまして、その背景で強力にやっていくという府の意き込みもこのへんからうかがえると思えます。

以上、ご参考までにお聞き取り願ひまして、簡単ですが説明を終わります。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

お説の通り、伯太幼稚園は現況、非常に狭わいでございます。そのうえ年々、希望幼児が増加しておりまして、仮設の施設をもって保護者の要望にお応えしている実態でございます。岸和田南海線の計画路線にございます。これらの計画道路の事業年次を見きわめて、教育上支障のないように、理想的な位置に移転したい、かよう考え計画をつくっておるところでございますので、この点ご賢察いただきたいと思ひます。

○ 5番（竹下義章君） 府中北通り線及び泉大津・阪本線につきましては、年内に何とかしていこうという中でむずかしい問題も残るということですが、一応、前回の部長の答弁の通り、年度内3月までぐらいには、ある程度大体の措置ができると確認してもよろしいか。

○ 建設部次長（林徳次君） 非常にむずかしいご質問でございますが、結果的に3月末になって、なお1件が残るという可能性もございますので、あくまでも、われわれとしては、府、国への補助申請をしておる立場もございまして、その計画通り執行する任務を帯びておるのがわれわれ責任者の立場でございます。ご趣旨の通り、部長が申し上げました通り、われわれは

年度内をめぐりにやっていく所存でございます。

- 5番(竹下義章君) 最後に2点だけお聞きをいたしますが、まず、この大阪岸和田南海線にかかるとは市営住宅、それから幼稚園の2カ所ということですね。そこで私、たしか前回、もちろんこの問題やなく、空いてるやつをなぜ入れんねんやというご質問をしたことがあります。そこでひとつお考えを願いたいのは、入れない、また、あそこに入ってる人をどこかの市営住宅に入れるということは、市営住宅がそれだけ減っていくということでしょう。

21軒のうち11軒立ち退きということ、とたがって、そういうことにならんように、やはりふやしていくという考え方で市営住宅を建設していくという配慮もしてもらわんと困る。

それともう1つは、この立ち退きの指導をどうされてるんかという答弁をまだもらってはないのですが、この線にかかるとは府営住宅に対しては、すでに府のほうからの説明会に入ったということは、少なくとも、こんだけの範囲は道にかかるとは、そのときは何とか立ち退いてもらいたいということで非常にもめてることは次長、あんたもご承知だと思います。そういうことで、府営住宅でありながら入ってる権利者もあり、非常に困難を来してある。私とこの前の府営もかかりますが、上町に問題があります。

それで公務員住宅に入ってる人が、路線ができるまでに全部出てくれればいいが、自然消滅みたいだね。ところが、入ってる人のことを考えないかんとなれば、この人らに対する指導はどのようにされたのか。こういうふうに路線がかかってくるが、そのときはこういう事情によって立ち退いてもらわんといいかんというような指導を、建設部として入居者にしておるかどうか、これはどうですか、お聞かせ願いたい。

- 副議長(柳瀬美樹君) 答弁は簡単に願います。
- 建設部次長(林徳次君) 簡単にという副議長さんの要望ですが、たまたま数年前、計画決定をする直前に、この分は一般公営住宅ではなく改造住宅ですが、払い下げの問題が起きました。ところが、払い下げの条例が不十分なため、急拠、取り止めになりました。私も直接参り、こういう事情で払い下げはできない。今後はいつやられるかわからないが、都市計画は大きな事業で10年をめぐりにしてやってあるという話をしながら、将来はどうなるかというご心配もあろうが、その時点でもちろん、入居権は保証いたしますといった話はしております。それ以後もその域を出ない程度で話はしております。かかる分についての保証はあるという安心感に入居者にあると思います。これにかかるとは出て行ってくれという方向では話してありません。

- 5番(竹下義章君) 市道がつくわけじゃなく、府道のためにここに入ってる人が不便を来す。市の市営住宅も減ってくるやろうと思う。本人の府が、直接、自分とこの府営住宅に入っ

てる人に説明会に入ってる。いつ、やるかわからんけどね。

○ 建設部次長（林徳次君） 同じことかもしれませんが、いま、上町の府営住宅でもめているのは、府道、松府、泉大津線の施行で、岸和田南海線の問題等がある騒ぎが起きていることは、ちょっと私は承知しておりませす。松原・泉大津線で問題が起こっていることは、この間、鳳土木の担当者から私のほうへ直接話がありましたので、それは承知しております。

○ 5番（竹下義章君） 私はそういうことを聞いとるんです。私の言いたいことは、少なくとも、何年か後にそういう問題が起こるから、実は、公務員住宅に入ってる人を何人が知ってます。「非常に困ったことや、いつ、どうなるんや」、「私は出まへんぜ」と話してる人もある。その場合市が困るので、まず、見通しが立てば、「こういう状態になりますよ」という、「よろしく頼みます」という指導もしてやるのが親切じゃないか、こういうふうに思いますので、意見として申し上げておきます。

それから教育委員会にも同じことです。府の関係やから、やり出せば早いですよ。全面的にほとんど幼稚園はなくなりますな。

○ 教育長（葛城宗一君） 現在計画では、約3分の1がかかる予定になっております。しかし現在も狭わいですので、3分の1かかれば用をなさない、かよう考えております。

○ 5番（竹下義章君） では、これで終わりますが、早急にこの問題も、親が心配するような状態をつくらさず、1日も早く解決していただきたいということで終わります。

○ 副議長（柳瀬美樹君） それでは暫時休憩いたします。

（午後2時50分休憩）

（午後3時30分再開）

○ 議長（坂上国治君） 休憩前に引き続き一般質問を行ないます。

20番、寺田茂君。

○ 20番（寺田茂君） 公害問題について質問いたしますが、第1点といたしまして、場所的に指定してございますので、第1点と第2点目を分けて答弁をお願いしたいと思います。

まず、和泉市の万町に東海電線という工場が建設されたわけでございますが、あまり聞き慣れないオゾン公害ということで質問し、その後の対策について若干、お知らせ願いたいと思います。この東海電線が現在建っているところは、隣りが遊園地という、非常に立地条件の悪いところがあるわけです。住民の間から立地条件云々よりも、まず、この煙突から排出される大気汚染のオゾンに対して相当な神経が使われておるわけです。これにつきまして、市の公害課

に調査依頼とか、説明会とか、現在まで進んできたわけですが、この内容について、市公害課に何らの確な答弁が、関係各所へ行って聞いたんですが、なかったわけです。

その点、住民から再度の要望で3、4点質問したいと思うわけです。この中の1つといたしまして、大気汚染の調査結果は、専門語で言いますとOPPMとか言うのですが、それがどれほどになったか。また、排出される有害物は、環境基準との比較ではどうか。また、万町の説明会で、これは万町の人に聞いたんですけど、企業側は、現在の基準内ではうちの廃棄物は無理だ、もっと高くなるんじゃないかということを目にしたわけですが、この点、市としてどう考えておられるかということが、まず、東海電線についての質問なんです。

2つ目といたしまして、全体的なものになりますけれども、市の公害対策について、特に公害問題については、市独自の施策が望まれておりますが、現在、公害課といたしまして、いろんな問題を尋ねにきますと、府に任せてあるとか、府が調査にくるんだという答えが非常に多いわけです。環境と自然破壊、また、人間の生命までむしろという公害について本格的な対策が一刻も急がれるわけですが、企業責任の明確化とか、汚染物質の排出量の規制などを積極的に進めていくように要望しておきたいと思っております。

たまたま、昨日終わりました決算書に、オキシダント窒素酸化物自動測定器が343万円で購入されてるとあったのですが、この器具なども今後、有効に活用する中で市民の要望に答えていく点で、2、3点、これも質問しておきたいと思っております。

この測定器はどう活用され、この測定器を技術的に使える人がいるのかどうか、この点を聞きたいわけです。

また、いつの時点でも公害課は人手がないということが非常に多いのですが、全国民の課題である公害問題について、今後の対策をどのようにしていくかという点で2、3点、細かくお聞きしたいわけです。

いま、申し上げましたように、測定器も購入されました。また、各町村なり、学校とか、そのへんに調査器具が置いてございますが、これはどのようなデータが出ており、また、それをわれわれはどうして知ったらええかということが1つ、問題になるわけです。だから今後、こういう交通公害の調査資料を住民に公表できるかどうかという点を検討したい。

2つ目として、公害に対する住民の苦情はどのように解決していくかという点なんです。

3つ目として、住民の強い期待のもとに制定された自然環境保護条例に対し、市の見解はどのへんに持っておられるか。

この3点をお聞きしたいわけです。

以上、申し上げましたが、これについても、公害対策基本法第5条、「地方公共団体の責務

というところに、「地域の自然的、社会的条件に応じて施策を考える」と出ております。もちろん、同法第18条にも「それに対して都道府県は市町村の行なう施設の総合調整に当たってこれを指示し、指導する」という項目がございます。ここらも合わせて市の施策でございますが、交通公害の対策課といたしまして、どのようにするかということをお願いしたいわけですが、特に1をイと口の形で分けてますが、問題は管轄が1つなのである程度重複するかもわかりませんが、その都度、重複した点は省きながら、再質問を許していただきたいということで、一般質問の趣旨を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長（坂上國治君） 理事者答弁。

○ 交通公害課長（吉田利秀君） たゞ今のご質問に対してお答え申し上げます。

まず、初めの東海電線のオゾン公害の件でございますが、これにつきましては、当初、東海電線が第2工場建設のための確認申請書を出されたときに初めてうちでわかったのですが、この工事の中の工作物の中に排気煙突みたいなものですが、高さ35メートル、口径50センチステンレス製の排気塔をつくるということをやられておられたので、一応、先ほど議員さんの言われた通り、地元でも大きな煙突に対して、公害が叫ばれている中、公害が起るんじゃないかということで心配され、市のほうへこられました。市のほうもさっそく、東海電線に説明を求めたわけでございますが、この排気塔は、いわゆる東海電線がいままでやっておらなかった新しい電線の表面加工、いままで表面加工をしないでやったのですが、その電線を表面加工して、真空室の中で電圧50万ボルト、65万アンペアをかけて、電子線にさらして耐熱、耐酸性の丈夫な燃えにくい電線をつくる目的でやったもので、この電子線をかける際にオゾンと摂氏約80度の熱が出ます。オゾンの発生につきましては、工場側の説明では毎秒0.0064 PPMということで報告されておまして、1時間に大体、7万2千メートルの電線の処理ができる設備でございます。

さっそく、うちのほうは、このオゾンについて、府の大気課の規制係に相談いたしまして、初めてのことで、こういうオゾンが出ることについてどう考えておるかを聞き合わせたところ、オゾンについては、自然界にも0.01 PPMから0.04 PPMのオゾンが存在しており、国及び府も現在では規制基準がありません。だから、この建築をとめる環境法上の規制はできないとのことでした。しかし、ご承知と思いますが、オキシダント、いわゆる類似のオキシダントは複合汚染物ということで最近、問題になっておりますが、この中にも大体、80%から90%のオゾンが含まれておまして、その他の物質と一緒に目がかチカチカするというような公害発生の物質でございますので、うちのほうも、非常にこれについてもっと詳しく知りたいということで、大阪府立放射線研究所、これは堺市にございますが、そこの岡部博士に

この東海電線のことについて公害はないかということ、地元万町の町会役員さん、それから石尾中学校の先生、和泉市、もちろん東海電線も含めて説明を求めましたが、その中では、東海については心配いらんということでした。

そういうことで、そのことについて町会から説明を求められ回ったわけです。その中で、排出基準が結局、府の基準の10分の1だということで、現状では公害は出ないだろうという意見でございますが、府の大气課とうちが一緒になって、東海電線の今後の操業する時点で必ず届け、前もってうちへ知らせ、その時点で府と市と地元が一緒になって測定しようじゃないか。そして、オキシダントの基準である0.1 PPM以上あった場合には速やかに改善するという条件付きと、被害が出た場合には、地元に対してももちろん設備の改善と補償、その他についても責任をもってやるという覚え書きを交してるような現状でございます。覚え書きを交したのは、浦田町、万町と東海電線でございます。

そして、今朝も東海電線に電話を入れたのでございますが、現在、どういう状況になっているかと申しますと、来年早々、1月下旬ごろから操業したいということでございました。その時点で再度、府のほうに言うていただいて、府と一緒に測定しようという現状でございます。実際、会社の言うてるのと、現状はどうかということは、測定した時点でないとはっきり結果が出てこないという情勢でございます。

それと、市の公害課といたしましても、その時点で絶えず検討していきたいと思っております。東海電線のオゾンについての現状はさようでございます。

- 議長（坂上国治君） 質問の趣旨に簡単明瞭に答えてもらわんと、余分なことまで答弁してるとだんだん時間がかかるので、最初に簡単明瞭に、しかも的確な答弁と言うてあるので、もうちょっときばきやってもらわんと困ります。
- 20番（寺田茂君） いまの答弁の中では、実際、オゾン公害はないという課長の答弁があったんですが、ほとんどオキシダントが80%から90%含んでるということで、基準としては、オキシダントの基準で調査基準としてはいいわけですね。このオキシダントの調査基準は環境庁長官の名前で公害対策法第9条第1項に、0.06 PPM以下であることと出てますが、その基準とはどうですか。
- 交通公害課長（吉田利秀君） ただ今、私が言いましたのは、労働排出基準が0.01 PPMでございます、環境再準は0.06 PPMでございます。
- 20番（寺田茂君） だから、実際のほうが高い。
- 交通公害課長（吉田利秀君） 先の東海電線は0.0064でございます、報告では低いというところでございます。



○ 20番(寺田茂君) そうすると、会社が操業していく中で今後、その基準値は当てはまらなくて、高くなっていくんだという向こうの発表はどうですか、聞いてますか。

○ 交通公害課長(吉田利秀君) ちょっと行き違いがございますので、私らが聞いているのは、会社の発表はどうだが、実際、測定して見ないとわからないということでございますので、稼働するときに測定し、もし、基準をオーバーしたら下げるような指導をするということで一応了解しております。

○ 20番(寺田茂君) これは契約書というか、町会長と交した中で、今後、そういう基準については、公害課としてきびしい目で見ていくということですね。

○ 交通公害課長(吉田利秀君) はい。

次に第2点の、住民の方がいろいろ公害を訴えてこられた場合に、府に任すという形が多いということでございますが、現在の公害法によって、市の持ち分は一応、騒音、振動で、大気、水質は府の責任でやるという、責任分野がはっきりされております。ただし、公害課としてもやはり住民にとって大事なことでございますので、積極的に府と市がタイアップしてやってる現状でございます。ただ、水質検査とか、その他のいろんな検査につきましては、残念ながら、うちの公害課としてはそれだけの対応姿勢がございませんので、時間を要することは事実でございます。

次の移動観測器のことでございますが、現在配置されてる観測器についても、うちの職員で見てちゃんとデータを整備してやっておりまして、このデータは1か月単位で発表するというのではなく、こういうものは1年という単位で測定結果を公表する状態になりますので、まだ入って1年たっておりませぬ、現在、資料をまとめてるところでございます。将来、これがちゃんとできた時点で公表したいと考えております。

次に、自然環境保護条例とか、いろいろ地方公共団体の責任についてのご質問でございますが、やはり和泉市の責任としても、住民の健康を守る意味においても、責任ある姿勢でやっておりますので、その点、ご了解賜りたいと思います。

次に、今後の調査についても、先ほど私がご答弁申し上げましたように、府と市が十分一致協力のいたしまして、公害対策に取り組んでいきたいと思っております。

○ 20番(寺田茂君) 1つ抜けたけど、測定器をどう活用するのか、また、これを使う人がおらんかという点。

○ 交通公害課長(吉田利秀君) 測定器を使う人は現在、1人おります。そして今後、これを活用して、1年たってデータを整理し、公表したいと思っております。

○ 20番(寺田茂君) この測定器というのは、どこかへ取り付けるものですか。

- 交通公害課長(吉田利秀君) 固定測定器とって、学校なんかに…。
- 20番(寺田茂君) この場合は、学校へ取り付ける分ですか。
- 交通公害課長(吉田利秀君) はい。
- 20番(寺田茂君) それと、いま聞いてますと、府とか、国の基準の中で、市の公害課としても、府に依頼するとかいう面がまだまだたくさん残されてるわけです。先ほど、私が趣旨説明の中で言ったように、和泉市としても当然、市民要求がたくさん出てくる中で、どうするかと聞いてるのに、依然として、府とか、国に任すんだということじゃなく、市としてどうやるんだという基本的なものを出せないのかどうか、その点、ちょっと言うて下さい。
- 産業衛生部長(宇沢清君) ただ今の寺田議員さんからのご指摘でございますが、実は11月30日に公害対策審議会ができました。その中には、専門的な学者が相当数入っておられまして、和泉市の現況は、騒音、水質、大気という3つの公害がすでにあることは事実でございます。これらの点について、公害対策審議会ともども、実情を調査したうえで逐次、課長が説明した通り、すでに大気汚染についても本年度、購入の見込みを付けておりますので、できるだけ調査資料を公表し、公害のない町に進みたいと思っております。
- 20番(寺田茂君) 最後に、先に出した点で確認したいんですが、調査資料などは1年に1ぺんぐらいまとめるということですが、現在、広報は1カ月1ぺん、定期的に出ってますね。これに資料などを載せられないかということですか。
- 交通公害課長(吉田利秀君) 現在、大阪府、各市とも、こういう公害調査のデータは原則的に年1回ということ、1カ月ということは、どこもやっておりません。というのは、やはり長い目で見なければいけない対象でございますので、年1回ということでご了承賜りたいと思っております。
- 20番(寺田茂君) いまの段階では、年1回しか出せないと規定付けられてるということですね。
- 産業衛生部長(宇沢清君) あのね、大気汚染とかの問題の資料というものは、ただ、毎日公表できないというのは、それらの点は、統計的なデータをもって1年間ぐらいは整備しておくということです。ただ、極端な、先ほどの東海電線のオゾンの公害とかが直接発生したという場合にはできますが、大気というのは非常にむずかしいものでございまして、月に1回あるいは1年、12カ月の統計をとったうえで、その大気汚染を測定するというところでございまして、この点、ご了承願いたいと思います。
- 20番(寺田茂君) ただ、言じりをとらえて言うわけではありませんが、私毎日とか言うてないので、はっきりして下さい。毎日出せなんて言うてない。だから、1年のやつを、たとえ半年でも、3

カ月に1ぺんでも出せるような、前向きな姿勢にねったらどうかという質問です。その点、間違わないようにして下さい。

いろいろな問題を聞きましたが、なかなか住民が心配してるほど、市の姿勢が積極的でないことははっきりしている。そのまま放置するんじゃなく、いま私が申し上げた点を含めて、今後、交通公害の係も、また、市独自としても積極的に進めていくことを要望して終わりたいと思います。

○ 議長（坂上国治君） 次に2番、木下甲子三君。

○ 2番（木下甲子三君） 昭和44年7月に特別措置法が制定されて、各関係者はもちろんのこと、部落解放の問題につきましては、国民的課題として、あらゆる制度、いろいろの施設等の事業が進められて参りましたけれども本問題の根本をなす地区内の改良事業は、全然、現在までのところできておりません。

そこで私は同和事業推進について3点、おうかがいしたいと思います。明確なるご答弁をお願い申し上げます。

まず、第1点といたしまして、地区内道路問題であります。現在、市のほうで8本の道路の建設及び拡張を計画されているように聞き及んでおりますが、そうした計画があるのかどうか、まず、おうかがいしたいと思います。

次に、そうした計画があるとするならば、時限立法である特別措置法の期限内、すなわち、昭和54年中ごろまでに、約5年半の間に完成しようとするのかどうか、この点についておうかがいいたします。

第2点といたしまして、通告には3点目になっておりますが、財源の確保と持ち家制度についてでございますが、第1点の道路問題と直接関係が深いので、続いておうかがいしたいと思います。

財源問題については午前中、他の議員さんから質問がございましたので省き、持ち家制度につきまして少々、おうかがいしたいと思います。

持ち家制度については、市として、かねがねよりいろいろと考えられておるようでございますが、各施設及び小学校の拡張工事、また、先ほど申し上げました道路問題等による立ち退きについて、その協力者の持ち家ということになりますけれども、これら協力者の中に3通りの内容があると思います。すなわち、地主、借地主、借家居住者でございます。このうち地主と借家居住者につきましては、あまり大きな問題はないように思いますが、借地主について

問題があると思います。借地権等の問題で地主との交渉等、また、その交渉が円満解決しても代替用地購入等について問題が残ると思います。したがって、事業を推進するとなれば、地価高騰の折りからでございますが、代替用地については、特に格安な用地が必要になると思いますが、市といたしまして、この問題についてどのような考え方を持っておられるのか、おろかがいしたいと思ひます。

特に午前中、藤原議員さんからの質問で、そうした用地をいま鋭意、探しておるといふお答えがございました。私はそれよりもなお突っ込んで、たとえば買収で用地を買い上げられた価格の何%ぐらいでこれらの人々に払い下げできるようにするのにかつておろかがいしたいと思ひます。

以上については、市長または藤田助役からお答えを、お願ひします。

第3点につきましては、山手中学校の問題でございますが、部落解放の中心的役割を果すとも言われておる教育に關することでございますので、教育長におろかがいいたします。

教育の機会均等と格差是正を強く叫ばれておる今日、市内各小中学校と比較したとき、あまりにも、山手中学校が貧弱過ぎると思ひるのであります。全生徒わずか170名内外、市街地の中学校として、こんな中学校が大阪府にはおそらくないと思ひます。山間部の分校程度ならばいざ知らず、そこず、そこで教育長にかさねておろかがいしたいと思ひます。

先日、同和教育推進協議会も発足いたしました今日、山手中学校がこのままの姿でいと考へておられるのかどうか、おろかがいしたいと思ひます。また、こうあるべきだといふお考へを持っておられるならば、卒直におろかがいしたいと思ひます。

以上、3点をおろかがいいたします。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 助役（藤田利君） 答弁いたします。

地区内改良事業が現在、まだできていない。そのことについて、第1点として、地区内道路8本の新設または拡張計画があるのかどうかについてお答えいたします。それはあります。

2点目、それは時限立法内に完成しようとするのかということにつきましては、これは完全解放のために、私どもは時限立法内に完成するようにしたい、かように思っております。

次に持ち家についてお答えいたします。地区内1号線の総合事業を実施するために、用地並びに支障物件の全面買収に当たって1番のあい路となつておるのは、何といつても、持ち家代替地の確保であります。5万平方メートル以上の代替地を持ってありますが、嗣から申しました通り、非常に高額であり、したがって、なるべく安い土地も買収しなければ、たとえば、買収しなければ、たとえば、買収しても、次に代替用地を差し上げるときに、調べ率等も含め

非常に住民に対して大きな超過負担をかけるようなことがございまして、安い土地を求めたいかのように現在努力中であることは、午前中、藤原議員さんにお答えした通りであります。

そのパーセントを1体、幾らぐらいにするかについては、この土地をいよいよ買収してみなければ申し上げられませんが、かなり下回ってお渡しできるんじゃないかというのを現在立てておる現状でございまして、まだ買収を終わっておりません。

以上、お答えいたします。

- 2番（木下甲子三君） 再度、質問申し上げます。

代替用地の買収については、特に裕安なところをいま、探しておられる。これは当を得たお答えであると思います。そこでいままで代替用地として購入されておった土地が約3万平方メートルあるということでございますが、これらは、この事業が始まった時点から代替用地として購入されたものと考えます。約4年半たった現在、いまごろになって代替用地の裕安なものが必要であると考えられたのか。初めからそういう必要がある初めからそういう必要があると考えておきながら、今日現在まで、そうした土地を探さなかったのか、この点についておろかがいいいたします。

（ 転長退席、副議長着席 ）

- 副議長（柳瀬美樹君） 答弁。

- 助役（藤田利君） お答えいたします。

持ち家ということにつきましては、昨年の対市交渉のときに要望もございまして、私どもは代替用地を準備しなければいけないと考えております。私どもの取り組み姿勢と申しますか、そういうものが不十分であったために、着眼が非常に悪くて、そして、かなり一般の土地の買収をやっておるので、価格もかなり高くなっております。それを薄めるために、現在、遅まきながら詰めておるという現況でございまして、代替用地を取得することについては、このつもりで準備しております。

- 2番（木下甲子三君） 私どもは代替用地として、あながら、安い土地だからそれでよいという、いよいよの場合、住民側がそのように受け取ってくれるかどうか、あるいは高くともこの場所のほりがええとか、各買収された方々の気持もまちまちであろうかと思えます。私どもは住民の要望に応えたいということで、高いところも、安いところも一応、確保しておく、これが市の考え方でございます。

- 2番（木下甲子三君） 了解しました。そこで要望として1つ申し上げたいと思えます。

特に裕安と私が申し上げましたのは、大体、10月に地元で説明会がございまして、そうした時点で、1号線だけで対象者が約280名あると聞いております。そのうち100名ぐらい

は借地の家主であるということです。これらの人たちが代替用地を求めるとなれば、当然、現在の地主との借地権等でいろいろと話し合いもあると思いますけれども、うわさで聞くと、5対5とか聞いております。50%の借地権をいただいても、先ほど助役さんがおっしゃったように、建ぺい率等を考えると、非常に希望する広さの土地は求められない。したがって、私が希望することは、買収の買い上げ値段の40%ぐらいの単価で地域住民のために払い下げてやっていただかんことには、いかに市当局が方々探し歩いていただいても、とてもやないが、この相談には地区住民も乗れん、乗りたいけれども、乗っていけないという状態になると思います。道路用地として地区内の買い上げ値段がかりに20万円の場合なら、800万円以下で払い下げできるようなところを選んでいただきたい、このように希望して、この問題は終わります。

(議長着席、副議長退席)

- 議長(坂上国治君) 次の答弁。
- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

山手中学校につきましては、基本的な考え方と、その計画性についてのご指摘だと思います。お説の通り、現在校は、きわめて小規模校でございます。しかも、学校環境、校地条件に多くの問題点を抱えておりますが、これらの解消を図るため、いろいろ進めるところでございます。越境対策についても、専任の職員を置いて対処しますものの、いろんな要因が伴いまして、なかなかその実を見るに至っておりません。

中学校の規模としての基本的な考え方としては、2小学校、1中学校を最も理想と考えておりまして、適正規模によることによつて、教科別専任の職員を配置することが可能でございます。かかる意味から、基本的には小学校2つ、中学校1校を位置付けていきたい。現に周辺の信太中学校あるいは和泉中学校についても、ご承知の非常にマンモス化が年々激しくなっていく中で、阪和沿線地域の将来の開発行為、すなわち、社会人口増等を見通しまして、理想的な位置に、理想的な新設校として、抜本的に発展的解消を図る所存でございます。

具体的な計画といたしましては、これらの施設に対する財源確保につきましては、上級官庁とも協議を整え、長期低利、しかも、元利補償については、当該市の財政事情を勘案して交付税に算入する、あるいは府が補助するという協議を整えております。校地の確保についても、具体的な計画を準備しております。これらの買収手法等についても、今後、さらに協議を整えまして、積極的に対処する処存でございます。この点、ご賢察いただきたいと存じます。

- 2番(木下甲子三君)教育長のお答でよくわかりました。ただ、1番問題が残っていると、思いますのは、適正通学区域等につきましては、かなりむずかしい問題もあると思ひますが、

少なくとも、本市が掲げておる同和問題を1日も早く解決するためには、この中学校の問題を早急に解決する必要があると思います。したがって、ただ今教育長がおっしゃられましたように、1日も早く前向きで、そうした線で解決を図っていただきたいと希望して終わります以上です。

○

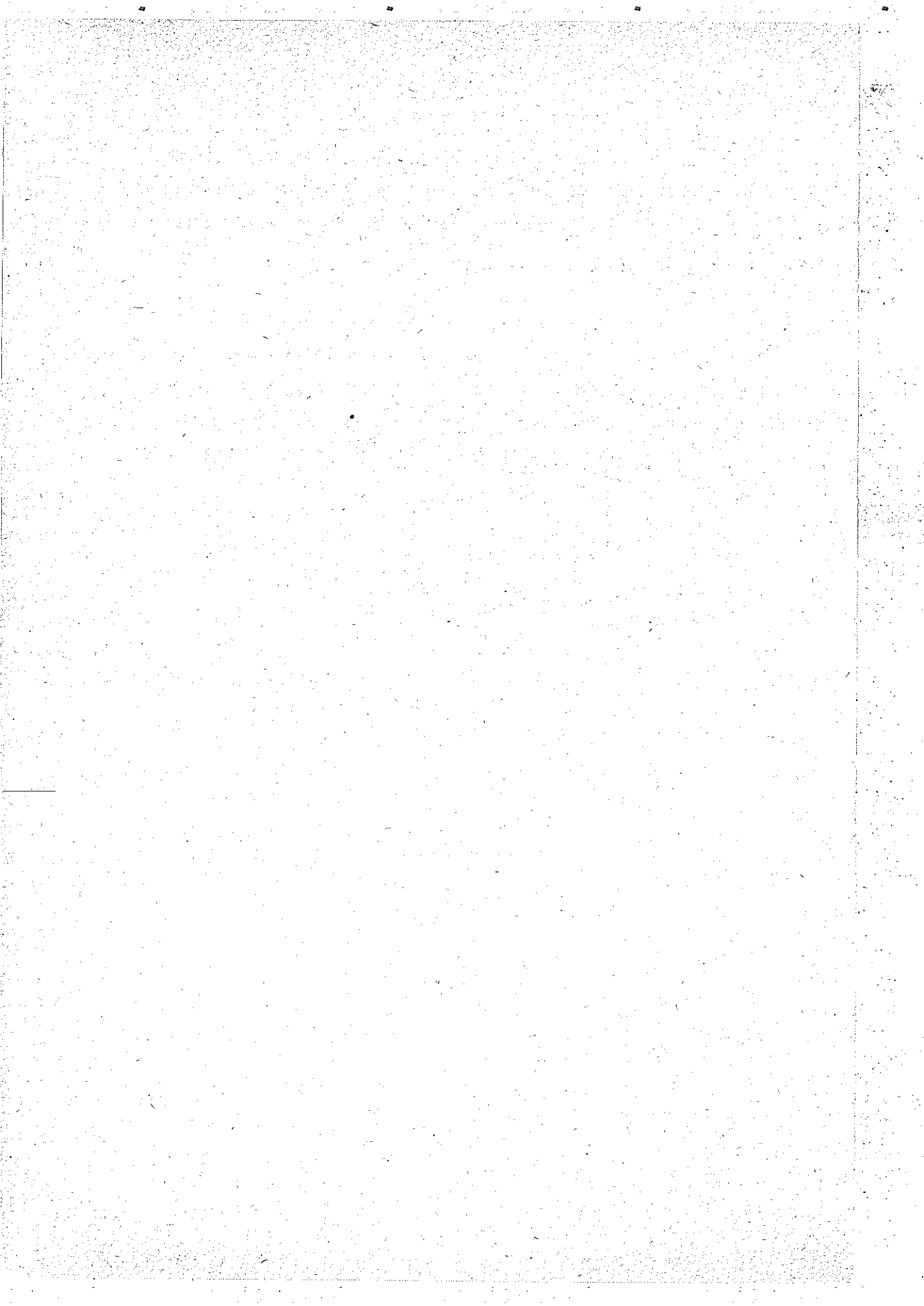
○ 議長（坂上国治君） 本日、議員皆様方の絶大なるご協力をいただき、スムーズに議事進行ができましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。しかし、一部の答弁者において的確性を欠く面がありましたので、明日の答弁に際し、十分留意するよう、改めて忠告しておきます。

おはかりいたします。本日はこれにて一般質問を終わり、散会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

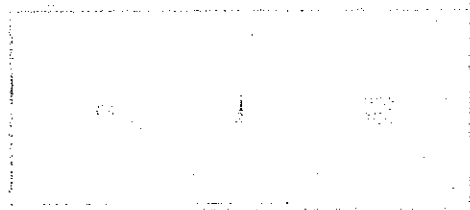
ご異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。明日は引き続き一般質問を行ないますので、定刻ご参集をお願い申し上げます。

（午後4時24分散会）





第 4 日



昭和48年12月20日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（25名）

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
10番	池辺秀夫君	23番	貝渕博治君
11番	三井正光君	25番	藤原要馬君
12番	中塚辰之助君	26番	勝部津喜枝君
13番	藤原利一君	27番	成田秀益君
15番	上代卯之松君	28番	坂上国治君
		29番	竹内修一君

欠席議員（1名）

9番 出原武司君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	藤木秀夫	保健衛生課長	大宅清臣
助役	辻忠夫	保健衛生課参事(診療所担当)	山本亮
副助役	藤田利	交通公害課長	吉田秀
収入役	橋本炳	計画課長	大浦雄
総務部長	坂口礼之助	土木課長	中尾宏
対策部長	佐原行雄	建築課参事	中上好
市民部長	小林一	区画整理事務所	中西淳
産業衛生部長	宇沢三	開発課長	白川保
病院院長	岩崎清	地区改良事務所	逢野郎
病院事務局長	竹内潔	会計課長	片桐武雄
消防長	和田増	営業課長	高橋新平
総務部理事(財務担当)	庄司清	工務課長	福本久
総務部次長	西川喜	浄水課長	岸田二
市民課長	森本武	経理課長	守田勇
同課長	山内繁	業務課長	藤原光
兼推進課長	山本俊	消防次長	南主徳
市民課長		監査委員	堀田治
兼年金課長			
兼児童課長			
兼社会課長			
兼産業課長			
兼農林課長			



本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

---

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	井 谷 義 雄
次 長	北 野 丈 夫
調 査 係 長	大 塚 俊 昭
議 事 係	西 垣 宏 高

---

(午前1.0時55分開議)

- 議長(坂上国治君) おはようございます。議員の皆様方には連日にわたり大変お疲れのところ、ご出席賜りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただ今ご出席の議員さんは19名でございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在、19名でございます。

- 議長(坂上国治君) ただ今の報告通り、出席議員19名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に、昨日の松尾議員の一般質問の発言について、一部、取り消したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

松尾議員どうぞ。

- 19番(松尾千代一君) 昨日、私の発言中に誤解を招くようなおそれのある発言がございましたので、議長にしかるべきご処置を願いたいと思いますので、よろしく願います。

- 議長(坂上国治君) おはかりいたします。ただ今の松尾議員の発言について、速記録を調査したうえで取り消しを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、当該誤解を招くような言辭を会議録から削除することに決めます。

一言、理事者に注意しておきます。

議会会議規則の中に、質疑は三回が限度となっておりますので、繰り返し質問しなければならぬような答弁をしないように、また、一問一答などで時間を空費しないよう的確な答弁をお願いいたします。

引き続き一般質問に入りたいと思いますが、議員の皆様方には昨日同様、ご協力賜りますようお願い申し上げますとともに、理事者におかれては、より適切な答弁を期待しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは8番、吉川伊与一君。

- 8番(吉川伊与一君) 友誠会を代表いたしまして、農林行政のうち、林道改修について市

補助の増額要求。二番目として、農耕地改良に対し市単補助額についての二点について、理事者、特に市長の回答を願います。

その理由は、近年、農業地帯の不況は特にはなほだしく、ために働き手の青年は家業を離れ、人手不足を大いに来しております。加うるに狭い林道が荒れ、物の運搬に困難な状態であります。2、8年前より森林組合が代表して再三、市当局へ陳情にきておることは理事者もご承知のはずで、私も市民の代表の一員として、この際、市長並びに理事者は特に考え、奮発してもらいたいのは、現在、わが国は石油危機、物資不足の折りで戦々きようきよのう有様であります。いままでは石油資源をもってあらゆる新建材を製作し、また、外材もどんどん輸入され、ためにわが古有の木材がなござりにされておりましたが、いまや、外貨のいらん国産の資材を使う時代が参りました。これは天のしからしめるところと私は思います。

それに対し、木材、薪炭を運ぶ林道は狭く、そのうえ荒れておまして、この際、市の現在の補助率は10%でございますけれども、これの増額を決定してもらいたい。

次に第二点の農地改良事業に対し市単独の補助は、20万円以上50万円までの補助工事に對して補助しておりますが、48年度の市の出費金額は百4万円に限定されてあります。なるほど、結構なようであります。当市におきましては農耕地が膨大でございます。49年度より増額補助を実施できるよう、該当市民に代り要求する次第でございます。

以上、二点につきまして質問申し上げます。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） 吉川議員さんのご質問に対してお答え申し上げます。

林道に対する補助でございますが、これはご承知の48年度まで5%でございましたが、吉川議員さんの要望もございまして、47年度から10%の倍額になっておるわけでございます。こういう面につきましては、他市との吊り合いもあり、決して低いことはありませんが、また検討したい、かように存するわけでございます。他市にならうわけではございませんが、やはり林道等、いろいろ関連もあることと思っておりますので、その点は検討したい、かように存じます。

市単の補助につきましては、昨年は百万円程度しか出ておらんということでございますが、これにつきましては、係のほうから詳しく答弁させます。

○ 8番（吉川伊与一君） この林道補道について、私が切にこれを市に要求するのは、市長もこの議場から見てわかりますように、東南に存在する和泉山脈、これが世界戦争当時、造船材料、なおまた薪炭材、これが強制供出になり、材木はどんどん伐採する。そして、薪炭類は市民に配給するという大きな問題で、この和泉山脈のいま、うっそうとして生えてる山々が大方、



裸になりました。これは大体、供出で裸になったのです。

ところがその後、政府が植林の補助をどんどんくれ、そして、苗木の植え込みをやったので、幸い現在、和泉山脈は土地は肥沃で木がよく実ります。ちょうど30年、40年したら建築材料になります。その政府の植林奨励によりましまして、ご覧の通り、うつそうと生えております。これがここ数年でどんどん伐採の時期になります。

そういう面で将来は、いま、木材が足らんために外材をどんどん入れております。ところが、幸いに全国の植林奨励のためにふえてきました。そんな関係で将来、この山林地帯のほうから製品がどんどん出ると思います。

そういう面から、林道は昔、2メートルぐらいのものを開設したんですが、現在はどんどん車が多くなり、また大きくなったので、どうしても幅員を広げなければ運搬に非常に不便を来たす。また、仕事にならない、引き合わんような現状ですので、どうしてもこの際、補助の増額を願い、資材の運搬に供したい。これは国庫補助からいろいろ合わせて大分、補助が多いんですが、私らの実際面において、いよいよ事業を実施するときには用地を全部寄付せないかんということは、地元がそれを全部買い取ってやらないかん。それがために実施の施行するうえにおいて、事業家に相当な負担がかかるんです。

まあ、関係のない人は、あんなだけ補助をもらうたらええやないかと思うけど、施行者においては相当な負担がかかるんです。それがために森林組合が代表して市に再三、陳情にきてる次第でございまして、ぜひひとつこれを増額していただきたい。

それと、耕地に対して年額百四万円の市単補助をしてくれておりますが、理事者もご承知の通り、和泉市は大津や高石と違って耕地が非常に広いんです。そして、一たん災害があったらあっちこちくずれるわけで、非常に農業者が悩んでおりますので、もう少し大きな範囲に対して考えてほしいというのが私の願いでございまして。

そこで市長さん、ここではっきり言えんやろうけど、誠意をもってやってくれますな。

○ 市長（藤木秀夫君） 検討します。

○ 8番（吉川伊与一君） 市長が誠意をもって検討してくれる意思があるんやったら、私は質問を終わります。

○

○ 議長（坂上国治君） 次に18番、横田憲治郎君。

○ 18番（横田憲治郎君） 一般質問をさせていただきます。

最初に、昭和49年度予算編成方針についてであります。昨日も質問が出ておったように思いますので、私の立場から三点ほどおうかがいしたいと思います。

まず、辻助役から昨日の答弁で、来年度予算編成方針の骨格は、社会福祉の充実強化と教育の拡充、それに住みよい環境づくり、そして財政の健全化と、このように申されておったわけですが、まず、第一点としておうかがいをしたいのは、総需要抑制の中で新規公共事業の停止等々、諸般の情勢がきびしい中で、これら四点の骨格をどのように生かしているのか、いま一度突っ込んでお聞かせを願いたいのであります。

まず第一点に、前回の定例会で、昭和60年を目途として総合計画が一応、でき上がっているわけですが、これら総合計画に則つた財政運営をどのようにとらえているのか、その点についてまず一点、おうかがいをしておきたいと思ひます。

さらに、行政需要の高まる中で、新規公共事業を抑制しなければならないというきびしい情勢の中で、今後、需要が高まるであろう福祉施設等について、基本的にどのように考えているか、その考え方をお聞かせ願ひたいと思ひます。

さらに、住みよい環境云々と答弁されておりましたけれども、従来からたびたび、機会あるごとに言われております開発指導要綱なるものの策定はどのようになっているのか、この点についても明らかにしていただきたい。

さらに、財政の問題であります、本市内における国有地あるいは府有地、大阪市の所有地等々、不要不急のかなりの土地が点在しているように把握しているわけですが、これらへの積極的な効率的な活用あるいはまた、払い下げ等々を含めての展望をどのように持っているのか。そしてまた、それが直接昭和49年度予算編成方針にどの程度組み込まれているのか、この点についても明らかにしていただきたいと思ひます。

第二点目の教育行政の整備充実の問題であります、まず第一点として、人口増に伴う小中学校の新增設あるいは幼稚園の一校区一幼稚園併設への取り組みの中で、在来の既存小中学校と新設の小中学校の間で相当な施設格差が生じているのがその実態であります。南松尾小学校あるいは南池田小学校並びに南横山小学校等々あるわけですが、これらの整備点検、格差是正への積極的取り組み方を披歴願ひたいのであります。

二番目に、お気の毒な肢体不自由児を抱える家庭においては就学猶予あるいは不就学というような実態の中で困窮してあるわけですが、これら肢体不自由児に対する、あるいはまた、入院加療中の児童等に対する在宅教育制度あるいは病院への教師の派遣等々、具体的な施策を施すべきであると思ひますけれども、この点についてどのようにとらえ、今後、どのような施策を施そうとしているのか、お考えをお聞きしておきたいと思ひます。

さらに、特殊学級あるいは愛護学級の中で、心身あるいは精神あるいは知恵遅れ等々の特殊クラスが各校に設けられているわけですが、これらの施設内容の充実完備が望ま

れているわけでありませけれども、全く内容的にほとんどといっていいほど整備されておられない、また、充実もされておられないのが現実でございますが、これらをどのようにとらえ、どのようにしようとしているのかもおうかがいしておきたいと思ひます。

それから重複は避けますが、小中学校の義務教育無料化の精神、基本に則って、給食費が多大な負担になっているわけでありませけれども、これらを無料化していこうという全国的なすう勢の中で、本市教育委員会として、給食費無料化への促進をどのようにとらえているのか、おうかがいしておきます。

さらに、学ぶ機会を全員にという立場から、公立図書館の設置が常に各議員からも要望されているわけでありませけれども、これらへの取り組み方いかにおうかがいしておきます。

さらに、市民の体位の向上を図るためにも、あるいは青少年対策の一環としても、市民文化センターあるいは市民運動公園の設置等々が言われるわけでありませますが、これらへの構想をおうかがいしておきたいと思ひます。

続いて、福祉行政の問題でありませけれども、昨日来の市民部長の答弁でおうかがいもして参っておりますが、何と言いましても、昭和48年は福祉元年とも言われ、華々しく幕明けをしたわけでありませますが、現実には、インフレと石油危機のダブルパンチを市民、国民大衆は受けてない年の瀬を迎えているわけでありませますが、さらに、来年度の予算編成方針でも、社会福祉の拡充強化を過日の答弁でも一番に掲げて辻助役から披歴がありませましたが、一割ないし三割の足かせ、首かせの窮乏した財政運営の中であるとはいへ、市民の福祉をなおざりにはできないのが事実でありませます。きびしい現実を踏まえながらも、福祉充実への意欲的な取り組み方を期待もし、切望されるわけでありませます。したがって、昭和60年を目途とした総合計画に則って、福祉施設の行政需要をどのようにとらえ、どのような年次計画的な主体性のある、計画性のある福祉施設の行政需要に応えようとしていくのか、基本的なことをまず、おうかがいしておきたいと思ひます。

具体的には昨日来の質問でも出ましたが、乳幼児の医療費公費負担問題、妊産婦対策等々、主体的にとらえていくのが当然であろうと思ひます。すでに現在まで、24の都道府県が何らかの形でこれに取り組み、しかも実施しております。そしてまた、近く20府県が実施する計画もされているように聞いております。内容の把握さえできておられないという現下福祉行政の中で、これらの総合的すう勢、実態というものを踏まえれば、全くお寒い限りでありませます。熱意と努力の目標をお示し願ひたいものであると思ひます。

三点目の市民病院における産科の設置については、昨日の質問で48年度内に何とか設置をしたい旨の答弁があったやに思ひますが、果して大丈夫なのかどうか。私はまず、その予算的

裏付けの立場を病院事務局長に具体的に何床、49年度内にできるのか見通しについて確認をしておきたいと思っておりますので、ご答弁をお願いいたします。

さらに、奇病、難病で苦しむ家庭が随所に見られる実態の中で、やはりこれらの実態把握を福祉事務所でやっているのかどうか、しておらなければ、早急にすべきであろうと思っておりますが、ご見解をお聞かせ願いたいと思っております。

それから生活保護費の級地の撤廃と保護費の引き上げは、国政レベルではもとより、常に叫ばれておりますが、これらの取り組み方と、来年度への見通しをご報告願いたいと思っております。

最後に、身体障害者の医療費の助成措置問題でありますけれども、精神衛生法で一定の補助助成があるとはいえ、これらのお気の毒な方々を持つ家庭はまさに深刻であります。これらの方々に暖かい手を差し伸べる意味からも、これらの実態把握と、そして、たどいわずかであれ、まず、一歩からでも前進する意味から、これらへの医療費の一部助成あるいは全額公費負担への道を歩み出すことが当然であろうと思っておりますが、これらの実態把握と助成、公費負担等への意欲的な取り組み方の姿勢をおうかがいしたいと思っております。

以上、数点にわたってご答弁をいただき、答弁次第で再質問させていただきます。

○ 議長（坂上国治君） 理事者答弁。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それでは私からお答えいたしたいと存じます。

まず、第一点の予算編成に対する基本的な考え方、それらのことにつきましては、先日、勝部議員さんの質問に対しまして、助役からお答えしたような考え方でございまして、公共事業、特に総需要抑制の中での49年度の各種事業に対する財源手当につきましては、現時点では、非常にいろんな問題を抱えてございます。しかし、総体的、全面的に抑制していくという政府の考え方でもなく、その事業の性質によっては当然、起債等の許可も認めていただける可能性はございます。特に48年度当初は、国そのものの福祉行政初年度という看板を掲げながら、そのこと自身が不十分であったという反省もございまして、49年度予算編成等においても、国自身の政策的な考え方も出てくるだろうとわれわれは受け取っております。したがって、特に福祉施設の完備あるいは増設等に対します財源確保につきましては、積極的に取り組んでいくという考え方は持っておるわけなんです。ただし単独事業、たとえば急を要しない、あるいは直接市民との関連の薄い施設につきましては、この際、抑制していかざるをえないだろうという見通しを持っております。

なお、それらの財源対策のほか、現在、かなりここ数年、経済事情等の反映もありまして、各経費等が一律に急上昇の形で増加して参っていることは事実でございます。しかし、財政運営の中では、当然、冗費として節約できる面もかなりあるんじゃないかとわれわれは考えておる

わけなんです。したがって、非常に消極的な一面ではございますけれども、49年度予算編成につきましても、そうした冗費の節減については積極的な姿勢で臨んでいき、それらを有効な行政の部門へ振り当てていこうという考え方を基本的には考えております。

なお、必要な事業を確保していくためには、昨日の助役の答弁にもちょっと出ておりましたように、いわゆる税の適正課税について真剣に取り組んで参りたいと考えてございます。

それから関連して、いわゆる総合計画の中での開発指導の関係でございますが、開発指導の要綱の原案については、ほぼ案をまとめることができでございます。ただし、その案をそのまま、どのような形で現実の問題として施行していくかという2、3の論点につきましては、なお、意見をまとめなければならない。たとえば、要綱という形で施行していくのか、条例化をするのかという面もございまして、非常に内容はきびしい方向付けをいたしておりますので、いわゆる大規模開発等についても、その要綱を全面的に適用していくのか、これらの点についても、まだ論議をかさねなければならないところがございまして。あるいは、そのことによる担当部局の充実強化という面もあり、現時点でなお煮詰めなければならない点が2、3点残っておりますので、最後の煮詰めにかかっておる状況でございますので、これらの議論のうえで開発事業対策委員会等にも付議いたしまして、できるだけ早い時期にこれらの施行に踏み切って参りたいと考えてございます。

それから府有地等、公有地が和泉市内にかなりあるが、これの取り扱いについてどのように考えておるかということでございまして、現在、府有地として、比較的利用されておらない土地の中で一番大きな面積を持っておりますのは、大阪府企業局が持っております松尾寺町近くにあるものでございまして、この点につきましては再三、市への払い下げ運動は続けて参っております。しかし現在、大阪府企業局ではご承知の通り、泉北ニュータウンの和泉地域の代替用地として予定しており、現在、まだ軌道に乗ってございませぬが、やはり市に払い下げしてもらって有効な利用方法を考えていこうという考え方でございまして。

それと国有地の中では、自衛隊の演習場が非常に大きな地位を占めておるのでありますが、たまたま、自衛隊の演習場の中にかなりたくさん民有地があるわけです。約一割近い、4万坪から5万坪でございます。これらを買収することによって、演習場の一部と交換してもよいという意向が自衛隊にございまして。有効な利用方法を考え、これらの面をも進めていこうということで現在、民有地の調査にも入っております。

以上、不十分でございますが、第一点の答弁といたします。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 教育長（葛城宗一君） それではお答え申し上げます。

まず、第一点の新設校と既設校との均衡についての積極的な姿勢の追究のご指摘と存じます。ご承知のように、既設校の木造の改築に当っては、耐用認定を得て補助と結び付けなければならないという考え方にに基づきまして、新住宅市街地開発法に基づいて新設する団地あるいはマンモス校の新設校と既設校との間に、たしかに不均衡が生じておることは事実でございます。しかし、この木造の改築に当たりましては、旧市街地における調和を配慮し、かなり積極的に対処するところでございます。府の耐用度の認定を得、国庫補助との結び付きをいたしまして一日も早く解消したいと考えるものでございますが、全面解消にはまだ年次がかかりそうでございます。と申しますのは、健全校舎で耐用度の認定が得られ難いという事情がございます。これらの点につきましては、お説の趣旨に沿うよう極力一日も早く全面的解消に踏み切るように対処して参りたい、かよう考えるのでございます。

二点目の肢体不自由児のお子たち、あるいは入院治療中の児童等に対する適切な教育指導とその対策であったかと存じます。ご承知のように、就学猶予あるいは免除をしております在宅心身障害児の方たちにつきましては在宅児訪問教員を位置付け、それも前年、本年ともに京北事務所のほうに年々増員されてきて、現在、5名で対処しておる現状でございます。本市内に該当在宅児が10名ございまして、一応、訪問指導いたしております。本年度、動員された教員につきましては、本市内出身者で、しかも、教育経験年数20年、年令43才の壮年令の熱意ある先生をもって、本市内の在宅心身障害児に対する訪問指導を行なっているような実情でございます。原則として週2回訪問することとなっております。ご父兄の要望によって週1回あるいは希望によっては3回行なっておるという実態でございます。たまたま、健全な生徒で入院加療中に対する指導制度が現在のところ、残念ながら設けられておりません。これらの問題につきましても、今後、さらに長期にわたる入院加療中の児童生徒の教育指導についても、その制度化の具体化に努めて参りたい、かよう考えるのでございます。

次の養護学級の施設設備の充実ということでございますが、もちろん、既設校の改築に当たりましては、もちろん、優先して恵まれない児童の養護学級の位置付けを行なっているような事情でございます。たまたま、改造に至らない学校におきましても一部改造は行ないますものの、決して十分とは言えませんので、ご趣旨を帯して、さらにこれらの施策に微力ながら努めていきたい、かよう考えます。

教育費無料化促進についてのご意見でございますが、ご承知のように、給食も学校教育の一環であるという考え方に立って、国のほうでも積極的な推進を要求されております。その中でお説のように、義務教育無償の趣旨から全面的に補助することは至極ごもっともな意見と存じますけれども、現在の制度上、財政措置上では、今後の法改正と相俟って一日も早く実現す

るように促進して参りたい、かよう考えるのでございます。

最後の図書館の設置あるいは文化センターの建設等、すなわち、社会教育体制の確立ということについて……。

○ 議長(坂上国治君) 教育長、もっと基本的な事項を簡単に答弁してもらわんと、答弁で時間を食うてしまう。

○ 教育長(葛城宗一君) はい。これらの設置については、本市の総合計画に基づきまして、すでにマスタープランが樹立されております。この具体化、実現に今後、意欲を燃やして参りたい、かよう考えるのでございます。

以上、お答え申し上げます。

○ 議長(坂上国治君) 次の答弁。

○ 市民部長(小林一三君) それでは福祉関係につきまして、四点ほどお答えさせていただきます。

福祉施設の整備計画について、80年までのビジョンをどのように持っておるかを示せということですが、いろいろ従来やっておる本市の施設整備の継続はもちろんのこと、昭和80年に向かつての新制度についても、並行して充実して参りたい所存でございます。

第二点の難病対策でございますが、これにつきましては、現在、大阪府のいわゆる特定疾患医療費援助事業として取り組んでおりますので、福祉事務所に申し出がありますれば、所要の措置を講じておる次第でございます。

第三点の生活保護の一級地への見通しでございますが、過般の議会でも出ましたけれども、現在、市長名をもちまして、大阪府民生部に対して文書をもって陳情なり、要望中でございまして、なお引き続き府知事あるいは厚生省あたりに文書あるいは口頭をもって陳情し、ぜひとも、49年度からは一級地の確保を見たいと思っております。

第四点の精神衛生関係者に対する医療費の問題あるいは実態を把握しておるかということでございますが、当然、所定の手続きを経て申し出られた方につきましては、実態を把握してございます。

なお、医療費の公費負担問題につきましては、今回、ご議決をいただきました心身障害者に対する一部公費負担から漏れる分の方につきましては、今後、十分検討して、それらの実態をつかんだうえ、公費負担の方向を十分に検討して参りたい、かように思います。

乳幼児の問題につきましては、最初の第一点で申しました通り、昭和80年までの施設整備については、そういつたすう勢等を踏まえて、年次的に乳幼児のたとえば零歳からの問題あるいは寝た切り老人に対するホームヘルパーの増員あるいは看護人制度の導入等について、年次

を追って着実に、一つ一つの施設のみならず、制度についても並行的に実施して参りたいと思っております。

○ 議長（坂上国治君） 次の答弁。

○ 病院事務局長（竹内 潔君） 病院の関係でございますが、建設につきましては、どんなことがあっても来年度前半には予算化し、後半には事業に取りかかれるように努力いたします。

その中で妊産婦対策の一環としての病床でございますが、目標としては、40床ぐらいは確保したいと思っております。公営企業でございますので、すでに起債によってこれをまかなっていくということでございます。

○ 18番（横田憲治郎君） 最初の問題で、着想なり構想は、府有地、国有地の前々回からの答弁で総務部長から聞いてるわけです。民有地を買い取って代えこととしてしまう、また、地積を調べてる段階だというね。具体的に40年度予算編成にからめての答弁をいただきたかったわけです。やはり、もっともっと努力してもらわんと、ちよつとマンマンデーに過ぎるんじゃないかという気がします。大体、足を地に付けるという意味で調査の段階らしいですが、どれぐらいを目標に内容的にも、時期的にもこれに取り組んでいるのか。漠然と取り組んでいるんじゃないかと思っておりますので、もう一度突っ込んでお聞かせ願いたい。

それと、教育施設の問題で肢体不自由児の在宅授業、これはよくわかりました。しかし、入院加療中の子供さんに対する具体的措置については、在宅をやってるんだからやれんことはないと思う。職員組合、その他の協力をいただけるならば、私はできると思います。これらの実態調査は、積極的にやっておくことを要望しておきます。

それと、補助裏が付かんから学校格差の是正はなかなかやりにくいというご答弁をいただきましたけれども、そのような消極的なことじやなく、積極的に、上部機関に進捗することなく、和泉市教育委員会が主体的にやってもらいたい。そこから新たな前進も発展もあろうと思うんです。いろいろの補助裏等々を含めての現実をよくわかりますが、上ばかりながめて、下を見んような姿勢は困ります。お願いしておきます。

図書館等の社会教育施設の問題ですけど、これは検討中という答弁だけだったのですが、もうちょっと具体的に、過般来、何回も何回も切望し、また、かなり充実した取り組み方をしていただいとすると掌握しておったのですが、何かちよつと後退したような答弁でしたので、もう少し具体的に聞かせていただきたい。

福祉行政については、どうも本市としての主体性がない。これは市長、助役におうかがいしたいと思っておりますけれども、質問の趣旨のときにも申し上げましたけれども、やはり本市の主体性ある、市民に責任を持つ福祉行政の展開ということから考えるならば、いたずらに全国的な



すう勢あるいは上部機関からの通達に則つてただでお茶を濁す程度でやっていくのでは困る。本来、社会福祉行政の内容はお寒い限りだと思ふ。やはり本市としての独創的な構想に基づいたもの、財源的な裏付けなど、いろいろ深刻な問題があることはよくわかります。しかし、実現の可否もさることながら、取り組みの姿勢からしてなっていないと思ふ。難病奇病の実態把握はもちろんのこと、乳幼児あるいはそういう社会福祉を待つ人々に対する姿勢という基本的な態度からも実態把握も、その体制もできてなければ、計画すら持てないということでは、何の福祉行政の展開かと言いたくなります。

その点について答弁をいただきたいのは、基本的な取り組みの姿勢というものを、部長さんではなく、市長、助役からお聞きしたい。あくまでも、上部機関からたなぼた式にきたものを、財政運営ににらみ合わせて、やれる範囲内でやっていくという考え方なのか、あるいは、本市独自の主体性のある福祉行政の取り組み方、たとえば、一般会計の中で何％ぐらいは福祉行政に充てていくんだ、施設整備はこのようにしていくんだという、具体的な、しかも積極的な態度で福祉行政を担当していくとするのか、基本的な骨格だけでも結構ですから最後に披歴しておいてもらいたい。それだけひとつお願いいたします。

- 総務部長（坂口礼之助君） 最初の国有地の関係の実態についてご答弁申し上げます。  
従来から、そのような自衛隊の演習場の中に民有地があり、それを買い取って国有地の一部と交換、払い下げを願うという着想は数年前からあったわけです。具体的に、本格的な調査に取り組んだのは、11月下旬の部長会で確定し、積極的に取り組みに入ったわけでございます。現在、開発公社のほうにお願いをして、地積調査の段階に入っております。実際の活動に入ったということでございます。
- 16番（横田憲治郎君） 範囲と目標は。
- 総務部長（坂口礼之助君） あの区域内にある民有地すべてについて調査したいと思ひます。約4、5万坪と思ひます。
- 16番（横田憲治郎君） 来年度中に消化できますか。
- 総務部長（坂口礼之助君） 最善の努力を私おうということでございます。
- 教育長（葛城宗一君） 図書館、総合文化センターの建設については、本市の町づくりの総合計画にマッチしたものを企画のほうで立案し、その実現に向かって積極的に対処するとお答え申し上げます。差し当って、巡回図書館につきましては、来年度から踏み切って参りたい、かよう考える次第でございます。
- 助役（藤田 利君） 総需要抑制型の予算編成の中で、福祉に関しては積極的に進めて参りたい。そして、その他の施設についても、その範囲内においてできる限りの努力を積みかさね

ていきたい。かように考えております。

- 18番(横田憲治郎君) 最後に一言だけ。

市民部がいろんな福祉行政を展開するにも人容が整ってない。一つ取り上げて、ケースワーカーの配置にしても相当な無理をかさねている。その中で乳幼児の潜在人口とか、難病寄病、精神衛生とか、いろんな業務を消化できる体制ではない。もっと基本的な姿勢に則って、それから現場への手当等も含めて性根を入れて考えてもらわんと、その場限りのことではあとあと、皆さん方理事者のほうが困ると思う。ちょっとこの点だけ言うときます。終わります。

○

- 議長(坂上国治君) ここで暫時休憩いたします。

なお、本日午後零時30分より庁舎前において、消防はしご車の公開訓練を実施いたしますので、ご覧いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

---

(午前11時59分休憩)

(午後2時22分再開)

- 議長(坂上国治君) 長らくお待ちせいたしました。午前に引き続き一般質問を行ないます。

17番、山田清二君。

- 17番(山田清二君) 時間が非常に制限されてますので、答弁は簡潔に、曰く因縁は抜きにして答えていただきたい。通告順に従って、まず一番の窓口業務のことでございますが、これは改めてどうでございます、こうでございますということじゃなく、ここ数年来、言い続けてきたことでございます。それで何を聞かんとしているかはわかっていただけと思ひますので、内容については省略いたします。

ただ、このことについて、これを実施しようとする意思があるのか、ないのか。もし、ないとするならば、その理由をはっきりしていただきたい。さらに、これについては、市長個人の見解を同時に発表していただきたい。市長個人で結構です。

二番目の社会教育施設については、過日、多数の市民の署名を添えて市長のほうへ陳情にきているはずでございますので、この件は、1日も早く実現する方向へ持って行っていただきたい。そういう要望でございます。したがって、これについては、どれをどうするというのではなしに、その方向に進めるのかどうかというだけの返事で結構です。

三番目の産業医大等についてでございますが、産業医科大学誘致の問題は、一体、どのへん

まで進んでいるのか、あるいは見通しについて発表していただきたい。と同時に、これは再質問のときに申し上げますが、議会の決定とか、そういうものとの関連性について一応、説明していただきたい。

あと行政一般ということですが、一つだけ、就職の問題でございしますが、地場産業の発展とか、あるいは交通問題とか、あるいはまた、現に起こりつつあり、将来はさらに激化するであろう就労時間の問題等から、居住地就職ということに力を入れていただきたいと同時に、こういうことを奨励する制度を設ける意思があるかないか。もし、あるとするならば、どのような方向に向かって考えておられるのか。

以上が質問でございます。終わり。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 市民部長（小林一三君） 第一点の窓口業務の問題でございしますが、議員さんご指摘の通り、過去何年間かのご質問でございすけれども、私どもといたしましても、いわゆる平日における時間外等における、いわゆる市民課所管における電話ないし郵送あるいは時間内にありましても受け付けをしておりますし、その成果も市広報等を通じて広く呼びかけております。休日窓口を市民課のみ開きましても、機能的に、たとえば転入の場合等における教育委員会とか、他の機能も多分でございますので、現時点では、市民課の行政需要の一番多い戸籍、住民登録の謄抄本の時間外交付を郵便ないしは電話で受け付けておる実態でございす。それ以外の問題につきましては、現時点では非常にむずかしゅうございすので、実施の見込みはございません。
- 議長（坂上国治君） 次の答弁。
- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。駄弁の繰り返しから議長からお叱りをいただきましたので、話は結果的にご説明申し上げます。

先般、4千2百83名の署名をもちまして、あらゆる総合文化的な社会教育施設の充実強化ということで強い要望、陳情をいただきました。健全な余暇の善用と指導をございまして、年次計画的に苦しい財政需要の増嵩の折りからでございすが、できるものから着実に実行に移すよう、積極的な態度で取り組んで参りたい、かよう考えます。

- 議長（坂上国治君） 市長。
- 市長（藤木秀夫君） 三番目の産業医科大学の現況を問われてると思っておりますので、私から現在の状況をご報告申し上げます。

実は議員各位のご協力によりまして、この医科大学の誘致について、いろいろその筋へ運動に参り、大臣にも面会を求め、その後も北九州のほうへ行くかのようなことも聞きましたので、

これではいけないというので、再三再四、上京の結果、ちょうどときあたかも、内閣改造のときに当たりましたので、この機をはずさず、北九州へ行くかの話を書きましたので、早速、それに向かって運動をいたしまして、実はこの議会の始まる三日前、14日でございましたが、大阪府会の各会派、六つございますが、六会派の幹事長さん、また、正副議長さんはむろんのこと、副知事なりに上京していただき、いちいち、私は電話でお願い申し上げ、快諾を得ました。そして、この人たちに各所を回っていただきましたが、その結果、まだ海のものとも山のものともわからない。いまの段階では、武見日本医師会会長と田中総理との話によるよりほかない、こういう返事をいただいておりますのでございまして、海のものとも山のものともわからないということをご報告申し上げておきます。今後ともよろしく協力のほどをお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 次の答弁。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） お答え申し上げます。

ご質問の通り、本市の昼間人口の比率は、年々、下降の状況をたどりつつあります。いわゆる人間構造の町づくり構想においても、人口を20万と想定した場合、約7万人の流出が出てくるんじゃないかという県念をいたしておる次第でございます。

こうした現状に鑑み、過日、設置をお願い申し上げた和泉市の商工業振興対策審議会においても、審議項目の大きな柱といたしまして、地場産業及び地域の商業人口を通じて、市民所得の向上と雇用機会の増大を図ることが安定につながるのではないかという観点から、施策の方向についても答申をいただくことに相なっております。答申を得た際には、再度、議員さん方にもご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 17番（山田清二君） 再質問は一つずつ片付けていきたいと思っております。

いま、窓口について、市民課だけで済まないことが非常に多いのでやれないということでしたが、市民課の窓口だけを言うてきたわけじゃない。市民課だけで片付くことは、ほとんど代理で片付いておるんです。いま言われた電話でとか、これは本人がこなくても、いままででもできたことなんです。人に頼んでもできた。ところが、本人でなければできないことが非常にたくさんあることと、さらに、これからふえてくるということ、行政機構がだんだん複雑化するに従い、また、社会情勢の変動が激しくなるにつれて、したがって、役所と市民との関係は、本人がこなければ話のつかないものが非常に多くなってくる。

しかも、こういう情勢の中で、週木2日制というようなことが叫ばれ、遠からず実現するんじゃないかならうかと思いますが、その場合も、一般産業よりも役所のほうをまず先に実施すること

になると思う。したがって、役所へ本人が出向かなければすまない問題がますます窮屈になってくる。週2日の休日がありながら、1日欠勤しなければならぬような状況が起こってくる。いままでだってあったわけだが、それがだんだん激しくなってくる。

だから、毎日じゃないんですよ。1週間に1日の時間延長、月に1日の休日業務ができないかとずうっと言うてきたんですが、いまだに市民課だけではどうにもなりませんという返事はおかしい。いままで一体何を聞いてったか。全然やる気がないから引き延ばしてきたとしか言われん。

だから、最初に述べたように、市長個人の意見を一べん聞きたいと言つたのはそこにある。市長はそういう必要があるとはっきり思っておるのか、ないと思っておるのか、最初の答弁の中にはなかった。市民課だけで片付かないからできませんというのは理由にならない。この点については、もう一回、はっきりした答弁をしていただきたい。市民課だけとか、税務課だけとか言っていない。いままでだつて、市民課の窓口なんて言うたことはない。役所で窓口と考えられるのは全部窓口なんです。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 市長（藤木秀夫君） 山田議員さんのご質問の休日の一般窓口の受け付けは、なるほど、差し支えのある方々に対して、そういうサービスの一環としてやる。これはもうよくわかっております。しかし、実施する面にむずかしさがございますので、私自身はもうやるべきであるということを考えましても、なかなか実現はむずかしい面がございまして、その点、どうかご了解賜りたいと存じます。
- 17番（山田清二君） 一つが3回以上聞かれぬということですから、これで最後になりますが、答弁するほうが楽になつてええと思うけど、そこにむずかしい問題があるんだということなんです。何一つやるにしても、何の抵抗もなくすうっとできるなんてことはあんまりないんですよ。朝起きて飯食うのにも、何らかの抵抗が起こってくる。子供が泣いたとか、お客さんが来たとか、すうつと素直には食べられないのがいまの時代なんです。まして、役所が一つの仕事をし、発想の転換を行なおうとするときに、何の抵抗もなく行なわれる道理がない。何の抵抗もなく、すうっとやつていけることだけやっていくんだつたら役所なんていりまへんよ。それが市民個人々々ではとうていできないからこそ役所が必要であり、さらに、役所といつても、何でもかんでもすうっといけぬからこそ、これだけの機構が必要なんだ。何でも思うように抵抗もなくいけるんやつたら、役所の職員なんていまの3分の1ですむはずや、あるいはも、と少なくともええかもわからない。部課長以上がおれば、そのぐらいの人数で全部できる。書類は全部そっちで書きなさい、ここへちゃんと置きなさい。ここへ片付けなさいとや

らしたらええが、そんな時代じゃないということなんです。

いま言う市民の生活を守るんだ、福祉行政をやるんだといって就任した、当選した市長なんです。しかも、勤労者が非常に集まっているんだから、それを何とか解決できないかというものに対して、そうスムーズにいきまへんからあきません、これでは為政者としての存在価値を問われても仕方がないと思う。

さらに、それだけのことを実行させられないこと自体に問題があると思う。もっともっとむずかしいことを平気でやってきたやないか。市民が喜ぶことやなく、喜ばないことを平気でやってきた。そのときには、抵抗があろうと、なかりうと、そんなものを度外視してやってきたにもかかわらず、市民が喜ぶことであったら、抵抗があるからできんなんてことでは通らないと思う。そのような考え方はこの際、変えていただきたい。市長だけでなくね。抵抗があってもできない理由があれば、はっきりしなさいよ。職員が絶対いやと言うてるとか、課長があかんと言うてるとか、あるいは、府なり、国なりからそれを禁止されてるなら禁止されてるで結構です。できない理由を一べん、聞かしていただきたい。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

この件につきましては、過去数回にわたり、山田議員さんから種々ご提案、ご提起をいただいて参りまして、その都度、論議がかみ合わずに今日まで来たわけなんでございます。やはり基本的な問題として伏在して居ることは、卒直に申し上げまして、私の感じですけれども、過去、各市における実例等から推察して、積極的な各職場の職員の参加がむずかしいんじゃないかという判断のもとに難航して居るんだというふうに、正直申しましてそう思います。ただし、時代と申しますか、週休2日制ということで、役所の業務の休む日が多くなれば、それだけ直接、市民の方々に不便をかけるという面が出て参り、比例してそういう問題が起きてくる。したがって、そうした時代に対処するためには、私はこの問題を再度、積極的に検討、研究すべき時期がくるんじゃないかと存じて居るわけなんです。先ほど、市民部長の答えがございまして、現時点では、市民課だけでは用を果さないということでございまして、決して市民課だけをやるのが目的ではございません。できるだけ多くの窓口業務を集中的に開いていくという面を希求しておられることはよくわかりますが、新しい時代ということでの取り組み方、考え方というものを再度、一べん、まとめてみたいと思っております。本日はこの程度しかお答えできません。

○ 17番(山田清二君) 次へいきます。2番目のほうは、年次計画を立てて積極的に実現を図っていくということでございますので、それで結構です。

3番目の産業医大のことですが、産業医大だけに限らず、「等」という字をそのために入れ

たんですが、これは各議員の協力を得てとか、府会の各会派にお願いをしておりますとか、大臣にも何回か会っておりますとか、僕がうっかりしておったんか知らんが、議会で正式に、あるいは議会構成の委員会等まで論議されたことがあるのかどうか、僕はないように思うんです。特別委員会等がいろいろありますので、そういうところで論議され、その結論によってこういう運動を始めたのか、あるいはやってるのかどうか知りませんが、この点、ひとつ、この返事を一つもらうだけで一問ということになるので、あるか、ないか、ちょっと内緒で教えてください。

○ 市長（藤木秀夫君） 別に議会には、このことを申し上げてはございません。

○ 17番（山田清二君） 行政の段階でいちいち議会にはからなければならぬことはないかも知りませんが、和泉市自体の医療行政について相当考え方が変わってくるだろうとさえ考えられるほどの問題なんです。聞くところによると、3百床、6百床の付属病院ができるまで言われますから、いま、市立病院の2百床にするとかで難儀してるわけですからね。そういう和泉の医療行政、ひいては、市の行政の一部であるかどうか知りませんが、基本的な考え方で変えるだけの可能性のあるものだ。それを議会に何の相談もなくここまで進めてきた。いま言う、北九州の問題が出ましたが、北九州は市も県も皆、超党派でやってるわけです。市会から県会、国会議員も総動員して運動をやっている。和泉市の場合は、行政の範囲というか、理事者の範囲で、ただ、その運動をしてきた。おそらく北九州では、こういうことを議会にはかる、では、総力を挙げてやっていこうとなったんだと思う。

だから、こういう大きな問題は、少なくとも、議会あるいは議会の特別委員会等があれば、そこにはかって、議会も理事者もこの運動を進めていくという形をとらなければ、これから何一つできない事態が出てくる。たとえばいま、行き詰っている第2阪和の問題にしても、もうちゃんとお膳立てができるまで知らなかった。お膳立てができて、こうなるんだと議会に報告されて、それから変わってきた。だから、一つも問題が進まない。いつ行っても説明がされてなかった。地主が出てくれば、会う人、会う人が、もう少し最初に説明を聞かしてほしかった。何も知らんところへひょこんと話が出て、もう決まってるんだということになったというのが皆の意見なんです。買収方式でいこうか、区画方式でいこうかということを決める前に議会にはかっておけば、もう少し事態は変わってきおったんじゃないかと最近、しみじみ思うようになった。

そこへ今度は産業医大の問題、この二つの問題をからみ合わせても、これこそ、議会すら通り抜けた、市民不在の行政、政治だというのは、こういうところにある。市民はまだ何がくる

やらさっぱり知りません。そういう状態の中で物事を進めていって、これがスムーズにいく道理がない。そういうところへ、こちらの手落ち、行政の手落ちのために物事が進まなくて、そのために力を注がなければならぬということで、市民の要望する1週間に1時間か2時間の仕事すらできないんだという答えが出てくる。その点、もう少し議会というよりも、市民を相手に話し合いをしていくべきである。一人々々の市民と話し合いはできないかもしれないが、そのために議会があるんです。いままで事あるごとに議会軽視だ、議会軽視だと言われてきたのは、そういうところにある。議会を尊重するために、初期のうちから心配をかけるのは大変や、私のほうでお膳立ても何も全部して、こうなりましたと言うていこうとするかもしれないが、いまは、そういうことでは通らない時代になっていることを認識すべきだ。また、今後は根本的に改めていかなければならないと思うんです。

そういう面も含めて、いろんな問題についても、もっと虚心たんかいに議会に相談し、議会に報告し、議会とともに行政を進めていくという体制、そういう形態へ変わっていかなければ、いまのままの状態では、それこそ、和泉市自体が孤立してしまう。すでに孤立の状態になりつつあるんだということを市長自身が気が付いてもらわなければならない。そういう点、市長だけでなく、理事者はいろいろ検討もし、もっと市民を大事にして、市民の声を聞いていく市政をやってほしい。

したがって、これから編成され、発表されるであろう来年度の予算にも、そういうことをうんと盛り込んだ予算にしていって、予算については午前中、横田議員からいろいろあったんで、特に申し添えることはありませんが、そういう面も含んで、市民とともに進む市政だという基本に立った予算を組んでいっていただきたい。

このことを申し上げますとともに、いままでの考え方を改めていけるのか、いけないのかだけ返事をしていただきたい。あとで結構です。

それから四番目、これについては、この間、ちょっと聞いたら、いま、1人雇用するのに70万程度の金があるんじゃないかという時代です。2、30万ですかと言うたら、そんな時代と違うという、70万はいるということを知りました。1人雇用するのに70万円の金が必要とするならば、今年からでも結構ですが、和泉市民で学校を卒業する人を採用していただきたい。奨励金というか、お祝金というか、そういう形をとっても相当なことをやっていけると思いますので、そういう面も含んで、奨励制度というのは精神的だけの問題でなく、物心両面にわたる制度をつくって下さい。早急に発表していただきたい。その点、お願いしておきます。

最後に市長、議会と市民、市長も市民から選出されてるか知りませんが、一応、理事者、議



会というのは、市長対市民ということになる。その市民に相談なく物事を進め、ある程度お膳立てができてから相談するというのは、もうそんな時代はすんだんだと確認できるかどうか。確認できるならば、軽微なものは別として、市政に影響があるような問題については、虚心たんかいに議会に相談していくという方向へ行くかどうか、この点2つ、いずれかの返事をお願いします。

○ 市長（藤木秀夫君） 先ほど申し上げました医科大学については、私の舌足らずで十分わかっていただかなんだと思いますが、これは事実、現在では、府で共同で決議案まで出され、そして、土地は提供しようということを府で申されたうえに誘致される問題でございまして、これは非常に私の皆さんに対する了解の仕方が悪かったと思いますが、14日も各派の代表と大阪府から出ておられる国会議員が一丸となり、これは労働関係の性質のものでございますので、これからすべての面において努力いたしまして、皆さんのご期待に沿うよう努力したいと思っておりますので、よろしく願います。

○ 17番（山田清二君） 市長ね、府会で超党派でいろいろやってくれる、これは議員で知らん人は誰もおりません、全部知ってますよ。だけど、議会にはかかってないということ、個々の議員にはあるいは相談したるかもわかりませんが、議事をどうするかという問題なんですよ。府会を動かすといっても、市の理事者からいろいろな面で動かすことはできます。また、府会議員といたって、市会議員がそれぞれのつながりがあるんですから動かすこともできるが、議員に相談したるかもわかりませんが、議会に相談してないということを言ってる。議員と議会は決して1つの同じものではないということ、その点をもう一べん確認していただきたい。市長だって元は議員だから、こんなことを言わんかてわかってるはずなのに、答弁を聞いてるとわからない。舌足らずと言いますが、舌足らずで結構ですが、今後、そういうことは改めて、物事は一切、議会と相談してやっていきますと言ひんやったら結構ですが、そのことを聞きなかった。いままでのやり方は、どう考えても正しい行き方ではなかったということを申し添えておきまして、終わります。

○ 議長（坂上国治君） 次に18番、直村静二君。

○ 18番（直村静二君） 一般質問をさせていただきます。内容は通告してある通り、同和行政と同和事業についてであります。

さて、質問に入る前に一言、言っておきますが、一般質問は議運の申し合わせで30分などと言われておりますが、そういうものはありません。第一、私は会派代表として出席し、これに反対したからです。さらに、拘束されないということを私は宣言しております。しかし、一

般質問は長いからええというものではありません。理事者の答弁が明確であれば早くすむのは当然であり、その点で的確な答弁を期待するものであります。

同和行政は、民主市政並びに行政と地方自治と民主主義のルールという点で、最初に市長にお尋ねしたい。

過日、17日の本会議において私への答弁で「共産党にとやかく言われることはない」と言われましたが、これは失笑を買っております。住民代表の議員が質問してその答弁に、こういう答弁があるということは、まことに市長の見識が疑われます。たとえば、立場が変わりまして、革新の市長が、議会の自民党籍の議員に対してそのような答えをするならば、大変問題になります。そういうことで、やはり地方自治法、そして、憲法第98条に基づく議会の設置という点からいきまして、今後とも、そんなことを続けて答えていくのかどうか、市長の良識ある答えを求めます。

次に2番目、通告には「和泉公報」と書いてありますが、「和泉広報」とご訂正願います。広報につきましては毎回、同和問題の認識を高めるということで掲載されておりますが、第1に、これは市の責任ある文書であることは当然であります。その点で、狭山裁判のことが載っておりますが、この裁判について、市当局といたしましては、いつ、差別裁判だと認定したのか、明快にお答え願いたい。

第2に裁判所が下した判決に対し控訴が出され、係争中であるこの事件に、地方自治体として、どのようなかかわり合いがあるのか。さらに、市長がいかなる行動をとるのか、お尋ねしたい。

第3に、同和問題の認識を高めるということが、理事者として、どのような高まりを期待していくのか、お聞かせ願いたい。たとえば、完全解放と書かれておりますが、どのような形で完全解放実現を想定してるのか、お教えを願いたい。

第4に、身分差別撤廃という以上は、現在、君主制の一種である天皇制を認めるかどうか。この問題は、解放と非常に重要な関連があると思っておりますので、その点で、同和問題の認識を高めるためには、この天皇制について支持する、しないという方々に対して、同和問題の認識を高めるといふ観点なれば、どのような見解を市が持っているか、お聞かせ願いたい。もちろん、私どもは一定の見解を持っていますが、まず、市の態度を明快にお答え願いたい。これが広報の件でございます。

次に「映画上映」問題とありますが、「狭山の黒い雨」という映画が上映されておりますが、先般来、「上映＝ニュース1、幸会館」と記名されて家庭に配布されております。また、製作が「部落解放同盟大阪府支部連合会」となっております。市が負担を持って上映するため、その上映実

行委員会に参画しておりますので、その点についてお尋ねしたいわけです。

1. この映画の内容に市がどんな責任を持つのか。つまり、製作について、市民向けの映画としてどの程度タッチしているのか、お尋ねしたい。

2. 上映ニュース版1につきましては、上田卓三府連委員長の氏名及びあいさつの一部が載っておりますが、この人は10月29日、国府小学校において、社会党の演説会の弁士としてのポスターが張られ、広く市民に報知されてる人、つまり、知らされてる人です。

また、上映ニュース版1は、11月18日並びに11月21日に幸小学校並びに和泉市民会館にて上映と告知されてますが、この点で、地方自治体の本来、不偏不党の立場から、この点、どのような見解をお持ちか、明快にお答えを願いたい。

3番目は、映画協力券、前売り券300円、当日券は500円とあり、しかも、これが市役所玄関受け付けにあると書かれておりますが、さすれば、この収入金、売上金はどのように配分されるか、その点を明快にお答えを願いたい。

次に教育関係でございますが、これはお尋ねしたい第一点は、教育関係で同和対策のための同和施策がありますが、どんなものがあるのか、簡単にお答えを願いたい。これは注文しておきますが、たくさん言わなくて、要点だけ項目別に言ってもらって結構です。

二番目は、窓口一本ではなく、すべての地区住民にいき渡っているという同和施策があるならば、それをお教え願いたい。

第三番目は、同和地区学校においても解放同盟の役員さんが出席しているという問題につきまして、これはたとえば、育栄会説明会などという会に役員が出席しておりますが、それどのような資格で出席されているのか、お答え願いたい。

同じく、そのような会合には、教員として出席義務いかな。つまり、市教委の命令などで、どうしても出席しなければならないという命令系統で出ておるのか。また、それに出なくてもいいのかを明快にお答え願いたいと思います。

「住宅入居基準」ということで通告しておりますが、これにつきましては、先般来、私も質問し、答えをいただいておりますが、いま、作成中だというので、これは多くを申し上げませんが、確認しておきたい点といたしましては、昭和45年11月18日付の建設省住宅局長通達、「特定目的公営住宅及び改良住宅入居については、公営住宅法及び地区改良法の規定に従い、合法かつ厳正にその事務を執行されたく、法に定める入居者の公募を行わず、または入居者を一部特定の団体に加入している者に限る等の違法な取り扱いを絶対に行なうことのないよう厳に注意されたい」と出ておりますが、市当局として、これが出ておることについて確認はできるかどうか。

その次は、今年の5月17日付政府各官庁通達、これには、「同和対策事業の執行に当たっては、同和対策行政の目指す受益が、対象地区住民に等しく及ぶことが必要であるので、行政の公平性と、対象地区住民の信頼の確保についても今後とも十分留意されるようお願いする」という通達が出ておりますので、これが確認されるかどうか、この点をお尋ねいたします。そして、確認したならば、その基準によって、今後、厳正に地区住民に等しくその趣旨に則って入居基準をつくることを確約できるかどうか、明快にお答えを願いたい。

次に同和事業につきましては、昭和58年度までの同和事業の総事業量、もちろん、これは総事業費といっても結構ですが、それと計画についてお聞きし、お答え願いたい。

さらに、その計画はどのように行ない、また、その計画の手続き関係は、いかなる手段方法においてやられるかもお答え願いたい。

次は市財政の負担を軽くする方策についてでございますが、過日の一般会計補正予算の地方債の現年度末見込み81億円になっておりますが、その起債の内訳における同和分は幾らであるか、明快に教えていただきたいと思っております。

二番目として、312戸の改良住宅総事業費は、用地費を含め80億円となっておりますが、この中で和泉市の起債8億8千万円、約28％となっておりますが、この比率については、私どもは非常に大きいと思っておりますので、これが大きいかどうかという点について、もちろん財源の問題がありますから、もっともっと負担を軽くしてほしいという点があるならば、その点をお教え願いたい。

同和問題につきましては、国の責務がある以上、和泉市の貧弱な財政状況からいって、やはり健全財政を旨とする以上は、11万市民の納得、支持の得られる同和事業予算を計画的に組むのが当然だと思っておりますので、ひとつこの際、市理事者といたしまして、財政規模からいって、一定の比率をもってそれ以上は全部国で持ってもらおうという基準をぜひともつくってほしいと思っておりますので、そういう構想があればお答え願いたい。

以上、簡単でございますが、質問の内容、要点を申し上げましたので、冒頭に申し上げましたように、答弁は的確で明快であることを期待しますし、それによって再質問の権理を留保いたします。

- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 市長（藤木秀夫君） 過日のご質問の際に、「共産党にとやかく言われることはない」と申し上げたことに対して、ただ今ご質問がありました。その点は、見解の相違というよりほかに考えていただくことがないわけでございますので、さようご了承賜りたいと思っております。
- 18番（直村静二君） 見解の相違という答えではなかった。見解の相違であれば、「共産

党にとやかく言われることはない」ということではない。そういう発言は議会無視だ。その点ひとつ明確にさせていただくと、あなたと私の見解の相違は一貫してあけます。しかし、そういう党名を挙げて言われる場合、住民代表の一議員ですから、市民に報告した場合どうなりますか。その点を考えて、今後ともそういう態度をとる場合、あとの質問はできないと思うんですよ。見解の相違やない。

- 市長(藤木秀夫君) 何べん申し上げましても同じことでございます。私はどうせ、こうせという結果ではなく、そこで見解が違ったものと思います。
- 18番(直村静二君) ちょっと確認しておきます。今後とも私が質問したとき「共産党にとやかく言われることはない」というご答弁を続けるつもりかどうか。今後とも、こういう答弁をするんかということです。
- 市長(藤木秀夫君) ご質問の内容によって、事と場合によっては、さような発言がある場合もあります。
- 18番(直村静二君) 事と場合の中身のことも聞きたくなってくる。市長の政治姿勢を聞いた場合、どうするんですか。私の解釈を言いますと、細かい施策なればよからう。しかし、市長個人にかかわる問題について聞いた場合、関係ないということですか。そうではなく、見解の相違ということですか。あなた、地方自治法の第2条を読みましたか、「市の施策その他は議会の議決を得て行なわなければならない」と書いてある。議員の審議がいるんでしょう。住民代表に対して「私はこうです」でいいんじゃないですか。「共産党にとやかく言われることはない」と言うこともありうるとは、どうなんですか。議会運営上の問題ですよ。これは、あなた、たまたま共産党だからいいが、他の政党やったらどうしますか。もし、革新市長で、自民党の議員に対して、「自民党にとやかく言われることはない」と言ったら、どんなもんになりますか。
- 議長(坂上国治君) 直村議員ね、市長が、直村議員に対してそういう言葉があったことはわかっております。しかし、市長の言うてる意味は、これは白紙委任で報酬審議会に諮問したんだから、白紙でお願いして、そういう決定をしてきたんだから、あんたらにそんなに言われることはないというふうに私は受け取ってるんですけど。
- 18番(直村静二君) 党名を挙げてきた場合、他の党派の方もおられるし、その都度、どうなるんだと言ってる。
- 議長(坂上国治君) あんたも「私、共産党の立場から……」とかいう発言もあるでしょう。せやから、そういうことが口に出たんだと思います。
- 18番(直村静二君) そのときは、そういうことは言ってませんよ。時間の空費です。は

はっきりしとかんと、そんなこと言われたら具合悪いですよ。地方自治法上、選挙で選ばれてきた市民に対してものを言っていると考えると、間違ったら間違っただよるしいやないか。今後とも、見解によってはありうるなんて、絶対承知できませんよ。議長もはっきりしてますわな。「直村議員にとにかく言われることはない」という個人的なことはあるが、市長、はっきりして下さい。至らなかった、悪かったら悪かったでよろしいやないか。この間、私が質問した中で、地方自治法の民主主義のルールのうえでかなえの軽重を問われてるわけですよ。そうでないと、あと、質問やれないんですよ。いつ、あなたに「共産党にとにかく言われることはない」となるとね。

- 議長(坂上国治君) 市長、あんたも一國一城の主やから、今後言葉の表現については十分考えて発言してもらったらええんやないかと思しますので、言葉の表現については、十分心得て発言してもらおうということでひとつ。
- 18番(直村静二君) 市長からひとつ。
- 議長(坂上国治君) 市長。
- 市長(藤木秀夫君) 直村議員さんという発言をしたらそうでないのですが、一口に共産党ということになったので、議員さんの感情を害したと思います。これから発言に注意します。
- 18番(直村静二君) これから注意していただきたい。直村議員となると、私個人で責任をとります。
- 議長(坂上国治君) 答弁。
- 助役(藤田利君) (イ)と(ロ)の問題が相当関連しておりますので、いろいろ項目を挙げてご質問ございましたが、私はそれを一括、要約してお答えいたします。

完全解放は自分らの責任であるとする地方自治体は、あらゆる機会、あらゆる手段を講じて市民を啓蒙し、差別をなくすることに努めなければならないものであると、同対審答申でわれわれは指導されております。これがために広報を通じ、また、別に冊子をつくって啓蒙して現在、和泉市でやっていることであります。

狭山裁判のことについてお話がありました。狭山裁判が差別的な予断と偏見で行なわれていると行政は判断しておるかというご質問でございましたが、先般6月の議会において、狭山裁判は予断と偏見に基づいているという国民の批判があるから公正な裁判をなささいという議決を、直村議員さんも推薦議員として、この公正を求める請願書の議決をなさっております。私どもはそういった中において、このたびの狭山裁判の経過をつづった映画ができたので、この試写会を見て、これは市民にその経過を知らしめて、正確な判断をしていただくことが、差別をなくするわれわれの啓蒙運動につながるものである、かように位置付けしてやっておる

ものであります。

そして、実行委員会のことについてもお話が触れておりますが、この実行委員会は、あくまでも、市長の命令でつくったものではなく、市の中でそう位置付けされた中において実行委員会をつくり、また、拡大実行委員会をつくってこれを広めているという現状でございます。

それからもう一つ、天皇制を認めない者にどうこうおっしゃったのは、私、おそらく解放同盟が天皇制を認めないと綱領に書いてあるが……という意味じゃなかろうかと解釈するんですが、ちょっと語尾がよくわからなかったのですが、ご質問はそうじゃないんですか。

- 18番(直村静二君) 私が言いますのは、狭山差別裁判は認定されたんならされたでいいんですよ。しかし、してないという書き方をしていますからね。私は身分差別の撤廃だから、君主制の問題として、天皇制を支持するとか、支持しないとかなりますから、それについて、同和問題で市はどういう見解を持っているかと聞いたんであって、私はどっちがええとか言っていない。身分差別の撤廃は、その問題が出るだろうから、天皇制を支持するとか、支持しないとか、同和問題についてどのように考えるか聞いている。上映ニュースで私が尋ねましたのは、名前に問題がありましたからで、その答えがなかった。
- 助役(藤田利君)、上田卓三氏の名前がパンフレットの中に書いてあるのは当然のこととして、あの人は解放同盟大阪府連の委員長でございますので、何か次の参院選挙とのからみ合いを意識しておられるかと思いますが、これは候補者としてPRするために書いたものではなく、明らかに委員長としてのあいさつでございますので、その点、誤解じゃなかろうかと思えます。
- 18番(直村静二君) そうすると、12月12日の版2には、そういうことは一切抜いてあるわけですね。これは作業上抜いたのか、あるいは、そのほかのことで抜いたのかわかりませんが、2回目はそれほど抵抗がなかった。私が申し上げたいのは、日本社会党のポスターが10月29日の国府小学校の演説会に出てあるので、自治体として、それはええことないんじゃないかということです。いまの答弁では、参院選挙のからみ合いとか、参院選挙であろうと私が言いたいのは、地方自治体が一つの重要施策として行なう宣伝文書、家庭に配布するものに、全部名前が出るのは、市民から見てこれは政治活動だ。また、あなたがおっしゃった参院選とのからみ合いで見た場合、非常にうまくないんじゃないかということです。そういうことで今後、厳正にやると言うんなら別ですが、あなたの当然のことだと言うのは、版2は当然のことなら入れておかなければならない。だから、地方自治体のあり方として、私が出しておる地方自治と民主主義のルールをいかに判断して配慮するのか。
- 助役(藤田利君) 同対審答申には、同和行政を行なうためには、自ら活発な解放を目指して努力する。そういう意味合いにおいて、われわれは解放同盟と協力して、いわゆる相互協力

のもとに、この啓蒙運動をやっているときに、解放運動の委員長のあいさつがあることについては、私どもは別に不思議とは感じておりません。

○ 18番(直村静二君) そうすると、確認しておきましょう。今後とも参院選とのからみ合いと言われましたので、来年7月までその都度、市の広報では、同和問題については、当然、委員長さんの名は出て何ら不思議はない。

○ 助 役(藤田利君) はい。

○ 18番(直村静二君) 結構です。

○ 議長(坂上国治君) 次の答弁。

○ 教育次長(乾武俊君) まず最初に、教育委員会としての同和施策にはどのような種類があるか、こういうご質問でございましたが……。

○ 18番(直村静二君) 项目的におっしゃって下さい。

○ 教育次長(乾武俊君) それでは项目的に申し上げます。

まず、大きく申し上げて、特に人種の差別の状況、これが一つの教育関係の大きな仕事になってくると思いますが、その面で特に学校教育の同和教育の内容についての指導、それから教職員の研修……。

○ 18番(直村静二君) そうではなく、教育関係の施策の項目ですよ。

○ 教育次長(乾武俊君) 具体的施策や、地域に対してやっておる施策でございますか。

○ 18番(直村静二君) そうです。

○ 教育次長(乾武俊君) その中ではまず、教育諸条件の整備の問題、それから学級基準の引き下げ、教員の配備、これは主として府の施策として行なわれるもので、私たちはさらに現場に指導徹底しております。それから就学奨励制度これはたくさんございますが……。

○ 18番(直村静二君) 申しわけないのですが、大体わかりました。また、あとで特別委員会もあるので聞きます。お答え願いたいのは、先ほど質問した中で、同和事業の一環としての同和施策でありますけれども、それはいわゆる特定団体、窓口一本ではなく、等しく市民にわたっているものを教えていただきたい。

○ 教育次長(乾武俊君) 私たちがやっておる施策の中では、教育委員会が独自で実施するものと、それから国、府の答申に書かれておりますように、同和教育は、部落解放運動との緊密な連繫のもとに行なわなければならないということで、解放運動側と提携しながらやるがございます。市教委独自で実施するものにつきましては、私たちの責任でやっておりますけれども、たとえば諸就学制度等の問題につきましては、対象者の選定の問題あるいはその制度が恩恵的施策にならんように……。



- 18番(直村静二君) そんなことやなく、窓口一本ではなく、全市民に実施されているものを聞いてるのです。
- 教育次長(乾武俊君) だから全地域的に施行されているものにつきましては、先ほど申し上げましたように、教員の配備、学級基準の引き下げの問題、就学奨励制度についても、すべての地域の子どもにその窓が開かれております。特に現在、私たちの市のほうでは、給食費の問題については、学校に対する補助として、すべての子どもについてこれを実施しております。就学奨励制度は、先ほど申し上げましたように、その趣旨が十分行き渡るよう指導しながら、すべての子供に道が開かれております。
- 18番(直村静二君) 開かれているのは事実です。ただし、窓口一本でないという点がポイントで、その点を聞きたかった。窓口一本であって、徐々に開かれているのはあかんと言いたい。最初から本人が申請すればいいという。市独自でやってる場合は適用する。給食は全部窓口一本でなく適用しているわけですな。
- 教育次長(乾武俊君) これは学校に対する補助として考えております。
- 18番(直村静二君) 就学奨励費は、まだ窓口一本の線でやるということですか。特定団体の推薦はあるんじゃないの。
- 教育次長(乾武俊君) そうです。
- 18番(直村静二君) 私はそんなものは聞いてない。共通するものだけを挙げて下さい。
- 教育次長(乾武俊君) 共通して行なわれてる施策というご質問ですね。
- 18番(直村静二君) あんた二つ挙げたでしょう。給食費と就学奨励金を。給食費は全部奨励金も運動団体と提携して特定団体を通っている。
- 教育次長(乾武俊君) 小中学の子供につきましては、「教育を守る会」、高校、大学については「高校大学友の会」に入会してる者には全部適用しております。
- 18番(直村静二君) 議長、ちょっとおうかがいします。

藤原要馬議員さんが一般質問されたとき、どうも答弁がすっきりせんので、部課長が一ぺん土曜日でも日をあけて、そして、ひとつ聞きたい、こうおっしゃってましたので、私もこういう調子でいくと時間がない、もう終わりたいと思いますので、恐れ入りますが、教育委員会に一日取っていただきたいと思います。ひとつ年内でもええし、ご計画していただくとうれしいと思います。

- 議長(坂上国治君) 理事者は質問の趣旨を十分とらえて答弁してもらわんと、筋をはずれたような答弁をしてるからこういうことになってくる。ある程度趣旨をキャッチして答弁に当たってもらわんと、だんだん遅れますよ。

○ 27番(成田秀益君) 議長、定足数がはずれていますね。ちょっと休憩していただきたいと  
思います。

○ 議長(坂上国治君) 定足数はあります。

○ 27番(成田秀益君) 続行すると、いろいろ問題が出るといかんとしますので……。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 教育次長(乾武俊君) 私の説明が非常にまずくてご了解を賜れないように思いますので、  
ご趣旨のとおり、よく検討させていただきたいと思います。

○ 18番(直村静二君) 私も26名の一員でありますので同じ権利もあり、義務もあります  
ので、次は住宅入居基準について。

○ 建設部次長(林徳次君) 要点のみ簡単にお答え申し上げます。

従来、ご説明申し上げました通り、先ほどご指摘の二つの通達等もとよりのこと、地区改  
良法18条に定められてる根拠に従いまして、原則的には厳正に執行するという立場は繰り返  
し申し上げておりまして、変わりございません。

なお、入居の基準なるものを作成中とのこととどうかということですが、事務局案なるもの  
はほぼまとめております。前回にもお断り申し上げましたように、それぞれ所管の委員会にも  
ご協議申し上げ、確定を待って、7月に予定されます入居の基準にしたいと思っております。

○ 18番(直村静二君) ただ、所管の委員会というと建設委員会ですか。それとも、場合に  
よっては特別委員会になりますが、どちらにはかるのか、その点だけ。

○ 建設部次長(林徳次君) 二つの委員会にそれぞれまたがる所掌事項としますので、その  
ような扱いにさせていただきたいと思います。

○ 18番(直村静二君) 両方の委員会に出したい。

○ 建設部次長(林徳次君) そういうことです。

○ 議長(坂上国治君) 次の答弁。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 58年度までの同和対策事業の総事業費及び計画について  
ご質問にお答え申し上げます。

これにつきましては、現在、各セクションごとに、この事業につきましては総合事業でござ  
いますので、各部課に関連した事業のまとめを作成中でございます。まだ計画も、あるいは事  
業の全費用もつかんでおりません。

なお、われわれとしては、特に地区住民の意見を拜聴すべく、それに要する意識調査、意見  
調査と申しますか、そういうものを含め現在、調査中でございます。それらを待って計画を立  
案していきたいという考えでございます。

- 18番(直村静二君) その計画はどのように、どういう委員会なりを通して出てくるか。手続き関係はどうされるか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 行政的な手続きを申されてるかと思いますが、少なくとも、最終的には地区指定の関係もございしますが、審議会関係はもちろん、通るわけでございます。
- 18番(直村静二君) 最終的には審議会なども通るわけですが、審議会は現存しておりますか。何という名前の審議会ですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 審議会と申したのは、地区指定に関連して都市計画審議会です。
- 18番(直村静二君) 地区指定の分が都計審議会にかかる。私の言っているのは計画とか、費用について。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 地区指定はこの計画に関係のないものではなく、大いに関係はあります。したがって、以前に出しましたいろんな事業とか計画につきましては、もちろん行政サイドの面もあり、法的な行政サイドの計画につきましては、最終、都市計画審議会になると思います。
- 18番(直村静二君) 金額はわかりまへんか。どこで決めていくのか。府、国とちゃんと打ち合わせてやるのか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 金額につきましては、これは地区指定との関係もございしますが、現在のいろいろな補助制度の煮詰めの中では、毎年、そういった補助の基本額は変わっておりますが、その中で決めていくということです。
- 18番(直村静二君) 決めていくのはわかるが、議会ですか。
- 議長(坂上国治君) 一問一答にならんように答弁なさい。
- 同和対策部長(佐原行雄君) もちろん、最終的には、議会の予算の中に出てきます。
- 18番(直村静二君) これで終わりたいと思いますが、都市計画審議会は通るんですな。そこで煮詰めるんですな。確認しておきましょう。
- 同和対策部長(佐原行雄君) はい。
- 議長(坂上国治君) 次。
- 総務部理事(庄司清君) 起債の81億円余の中に同和対策関係の起債が幾ら含まれてるかということでございますが、弁済額については、そのような方式の分析はしておりませんので、いまここで数字は申し上げられません。

次に財政規模上の適正な同和対策の基準を設けるということは、そのような考え方は持っておりません。と申し上げますのは、補助、起債等の特定財源が多額にある場合あるいはその事

業の種類等、いろいろの状況によりまして、予算規模とのかね合いが変わってきますから、その基準は設けられないと思います。

- 18番(直村静二君) わかりました。地方債の残額の61億円中に同和分の起債は幾らあるかは計算し難いということ、私の意見では、起債しても別に国から補助はあるとなると了解するが、ただし、わからんことになってくると、つまり、緊急度とか、重要度とかでしょっちゅう財政が変わることになってくると、大まかな歯止めがないんじゃないかと言ってる。そうしないと、いるから出す、地元の煮詰めがない場合ちょっと待てとか、今度の決算認定でも問題になった。だから、何か基準をつくりなさいと言ってる。しかし、その考えはないとなると非常に具合悪いと思うんですよ。明確な予算編成についてのあり方、返納するなら、返納するについての明確な基準を持っていただかんと困る。予算関係ですから、当然予算議会もありますから、そのときにさらにやっていきたいと思います。時間も皆さん、非常に気にしておりますが、私はこのへんで終わります。いままで30分で終わったことがないので、これは次回の場合は、明快に話し合いのうえでもって行ってほしいと要望しておきます。

いままでの答弁を聞いておって問題点が非常に多いのですが、幸いにして、今後、市長さんは気を付けると言っていただきましたので、そのあと質問はできましたし、今後もできると思います。私は最後になっておりますので、これにて一般質問を終わります。

- 議長(坂上国治君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしましたので、これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって本日をもって昭和48年第4回定例会を閉会することに決めます。

- 議長(坂上国治君) この際、市長のあいさつをお願いいたします。

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 第4回定例会の閉会に当たり、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る17日に第4回定例会をお願い申し上げまして、条例制定等多数議案を上程いたしましたところ、皆様方には年末何かとお忙しい折りにもかかわらず、連日にわたり慎重と審議賜り、可決ご決定いただきましたことにつきまして厚く御礼申し上げます。

なお、47年度決算認定につきましては別特別委員会でご審議いただきましては建設委員会にそれぞれ付託され、ご審

議願うことになりました。委員の皆様方にはご苦勞と存じますが、よろしくお願ひ申し上げます。

一般質問並びに議案審議の過程におきましてご指摘、ご要望いただきましたことごとにつきましては深く反省し、決意を新たに職員とともに一致協力し、全力を傾注して参る所存でございます。

いよいよ本年もあと数日となり寒さも一段と加わって参ります。皆様方にはくれぐれもご自愛下さいまして、49年のいいお年をお迎え下さいますようお願いいたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たっての御礼のごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○  
(議長あいさつ)

- 議長(坂上国治君) 去る17日開会以来本日まで、一般質問並びに多数の重要議案を終始きわめて熱心に、かつ慎重ご審議をわずらわし、ことに議事運営については格別のご協力を賜り、ここに全日程を終了し、無事閉会の運びに至りましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

理事者各位におかれては、各議員から指摘された事項を十分尊重しつつ、市政の各般にわたり鋭意研さんに努められ、市民福祉の向上にさらに一そうの熱意と努力を払われるようお願い申し上げます。

いよいよ年の瀬も迫り、寒さに向かいます折から、議員皆さん方並びに理事者各位におかれましてはくれぐれもご自愛下さいまして、いいお年をお迎え下さいますようお願いいたしまして、私のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

(午後3時53分閉会)

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため茲に署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

